

香川県埋蔵文化財センター

# 研究紀要 VIII

特集 讃岐国府を考える



2012. 3

香川県埋蔵文化財センター

# 目 次

発刊にあたって—特集「讃岐国府を考える」—	1
讃岐国府周辺における「大道」地名と南海道—ミステリーハンターの 活動報告—	高橋利秋・古田博子 3
綾川河口域における開発史—古代から中世の林田郷周辺—	西村尋文・佐藤竜馬 21
検地帳の古地名からみた坂出市林田町	森下友子 33
「悪魚退治伝説」にみる阿野郡沿岸地域と福江の重要性	乗松真也 61
讃岐国の位置と国府の立地を考える	住谷善慎・十河裕之・佐藤竜馬 71
讃岐国府周辺における土地利用形態—発掘調査の成果からの素描—	佐藤竜馬 97
微地形分類の視点と方法—坂出市川津町西部を例に—	木下晴 139
史料紹介 「南海流浪記」 洲崎寺本	高橋徳・安藤みどり・佐藤竜馬 157

表紙写真

## 讃岐国庁跡碑

坂出市府中町所在。大正14年（1925）建立。撰文は漢学者牧野謙次郎、山田得多書。題額は久邇宮邦彦王書。

※ 地図は国土地理院地形図を使用しました。

## 発刊にあたって —特集「讃岐国府を考える」—

香川県埋蔵文化財センターでは平成21年度から4年計画で、讃岐国府跡探索事業（以下、探索事業）を実施している。この事業は、未だ所在が確定していない讃岐国府跡を発掘調査のみならず、地名・地形・水利・文献などを加えた総合的な観点から、その実態に迫ろうというものである。また当センターの専門職員だけでなく、広く県民（ボランティア）にも調査への参加を求め、調査の内容・過程を共有し、ともに考えながら讃岐国府跡を探索して行くところに特徴がある。参加した県民（ボランティア）はミステリーハンターと呼称して、現在38名が当センター職員とともに活動を行っている。

本事業においてこれまで平成21年度には『讃岐国府跡を探る』、平成22年度には『讃岐国府の時代』の2冊の小冊子を刊行し、讃岐国府のこれまでの研究史と現状での讃岐国府像について紹介し、さらに讃岐国府が設置されていた同時代および直前の讃岐国の様相を紹介してきた。また、ミステリーハンターも積極的に自主研究へ取り組んでおり、その成果の一部については毎年度末に行われる報告会で発表してきた。

このような調査の進展を踏まえ、平成23年度については研究紀要において「讃岐国府を考える」と題して特集を組み、これまでの調査研究の成果の一部を公表するとともに、専門職員と活動・研究を行ってきたミステリーハンターの有志による自主研究の成果を発表してもらうこととした。専門職員とは異なった一般県民の視点から考えたことは、今後、讃岐国府跡探索事業の成果を地域へ還元してゆく際に必ず役立つものと考えたからである。

本紀要掲載の原稿は、大きく3つの内容に分かれる。①讃岐国府周辺の歴史的環境、②讃岐国府跡に関する調査成果への検証、③関連する史料の紹介である。

### 【地域史への基礎作業】

「讃岐国府周辺における「大道」地名と南海道」では、坂出市府中町での地名調査を踏まえ、古い道路を示唆する「大道」地名の現地比定を行い、地形との関わりを検討するために実施した現地踏査の内容を紹介する。この作業により、近世段階の「大道」のルートが明確化されたことは大きな成果である。なお「大道」という呼称は、県内では14世紀の秋山家文書に「伊予大道」と記される例があり、個別の検証は必要であるが中世まで遡る可能性ももつ。したがって、今回明確化したルート周辺に南海道の痕跡を見出し得るかどうかが、踏査と地形の分析を進めていくことが必要であろう。

「綾川河口域における開発史」・「検地帳の古地名からみた坂出市林田町」は、平成23年度の探索事業において坂出市林田町で実施した、地形・水利・地名調査の成果の一部である。林田町は古代の阿野郡林田郷に相当する地域であり、綾川河口を含む海浜部では古代から近代に至るまで、様々な形の「開発」が及んでいる。それらを総合し、讃岐国府との関連性を考えていくまでには及ばないが、ここではそのための基礎作業として個別史料や事象の紹介と検討を行った。「綾川河口域における開発史」では、議論の前提として「古・坂出湾」という海域世界を考える。その上で、古代（総社神社遺跡）・中世（梶取名と碇石）・

中世末～近世初頭（村切り）の諸事象を取り上げた。取り上げた素材は、遺物散布地・石造物・地名・地割など、様々な形で土地に刻まれた痕跡であるが、素材の違いを超えた総合が課題となろう。また「検地帳の古地名からみた坂出市林田町」は、地元に残されていた旧林田村役場文書（史料）で見出された近世の検地帳をもとに近世地名を復元し、開発年代と開発エリアを整理した。また地名の由来についても検討を行い、その場所のもつ役割についても考察した。現地調査は、出発点を現在に設定せざるを得ないという点で、遡及的な方法にならざるを得ない。そのための足がかりとして、近世地名を確定させることは重要な作業であり、基礎史料として位置付けられる。

「悪魚退治伝説」にみる阿野郡沿岸地域と福江の重要性は、古・坂出湾において林田とともに重要な役割を果たしたであろう福江浦の役割について、中世から近世にかけて形成された「悪魚退治伝説」を手がかりに考える。伝説が、古・坂出湾における福江浦の機能を背景とした空間認識によって形成された、と結論する。

「讃岐国の位置と国府の立地を考える」では、まず讃岐国が国家にとってどのように位置付けられていたかを歴史的な諸事象から考える。その上で讃岐国府の立地の特性について、実際の事象との比較や、「あり得たかもしれない」適地（国分寺平野）での仮説の構築を通じて、改めて考えてみようとする。結論は、従来の地域史で語られてきた考えを改めて確認することとなったが、資料の蓄積や研究状況の進展に伴い、自由な発想を交えつつ、このような検証・確認作業を行うことは必要であろう。

#### 【調査成果への検証】

「讃岐国府周辺における土地利用形態」では、29次36年間に及ぶ讃岐国府の発掘調査で得られた知見を再吟味し、現段階における解釈を試みた。箇条書きにせざるを得ないのは、調査成果の総合に向けた個別資料の位置付けに、なお課題が多いことを示唆する。

「微地形分類の視点と方法」では、探索事業の大きな柱として進められている地形調査の視点や方法について、坂出市川津町を素材として取り上げ、紹介している。既に「讃岐国府跡探索事業 平成21・22年度 地形地名調査報告」の中で、国府周辺の地形分類や坂出市加茂町を対象とした10cm等高線図が公表されているが、本稿ではその背景をなす考え方や方法が紹介されているので、両者の併読をお勧めする。また、その検証のために発掘調査における練磨が強調されるなど、今後の発掘に向けての提言が含まれる。

#### 【関連史料の紹介】

「南海流浪記」は、鎌倉時代の国府について記した、数少ない史料である。「史料紹介『南海流浪記』洲崎寺本」では、1597年（慶長2）の写本の翻刻、書き下し作業を行った。また、著者である道範が詠んだ和歌24首のうちいくつかに評釈を施し、記載内容から読み取れる事象について整理した。

以上の論考は、いずれもミステリーハンターとの協働の成果である。大方のご教示を賜るよう、お願い申し上げます。なお、挿図の作成にあたり、門脇範子氏の協力を得た。



# 讃岐国府周辺における「大道」地名と南海道

## —ミステリーハンターの活動報告—

高橋利秋・古田博子

### 1. はじめに

平成21年に開始された讃岐国府跡探索事業は、香川県埋蔵文化財センターがミステリーハンターと呼ばれるボランティアを募集しての画期的な企画で発足した。香川県下一円から集まった老若男女31名の考古学好きな人たちが結集して始まった。その取り組みと、成果について報告する。

第一の事業目的は、讃岐国府跡の所在を明らかにするために、地名、地形、発掘調査を実施することである。第二・三の目的は調査成果および進捗状況について、報道機関への情報提供や、ボランティアの研修会の開催と地域住民を対象にした学習会の実施等である。

地形・地名調査は平成21年6月から11月の6ヶ月間、木下文化財専門員・松本文化財専門員の指導により実施した。

今回の報告は地名・地形調査において、ボランティアが各班に分かれて調査した内容のうち、江戸時代末から明治時代前期の順道帳による古地名「大道」（呼び名はだいどうかおおみちかは不明である）の抽出に終わった内容を、讃岐国府周辺の現在地形に当てはめて、近世の大道を追った活動を報告する。

この大道は何なのか、推定南海道の痕跡はないか、近世の伊予街道か、疑問散在する中で調査作業は始まった。活動の成果は如何になったか。大変興味ある調査となった。

### 2. 調査の内容

坂出市府中町の讃岐国府跡推定地付近の綾川の屈曲した場所の右岸にある、坂出市府中出張所に保管されていた江戸時代の『阿野郡府中村田畑順道帳』や、明治時代の『壬申地券地引絵図』・『地租改正地引絵図』・『地押調査更生地図』等々の膨大な資料があり、目の当たりにすると、たちまちに近世・近代の時代へタイムスリップした感動を覚えた。

職員の閲覧方法の説明・指導のもと、一枚一枚慎重に開封してデジタルカメラに撮影した。府中出張所の他、綾川沿い下流にある加茂出張所・林田出張所にも保管されていた資料を調査した。

調査は、地名グループと地形グループに分かれて取り組んだ。地名グループは順道帳から古地名の解説に努めた。地形グループは解説できた古地名の地番を抽出し、現在の公園に転記する作業を進めた。

地名グループの手順は、近世（文化年間）の『阿野郡府中村田畑順道帳』の4冊と明治6・7年の『壬申地券地引順道帳』を比較した結果、地権者名以外は同じ内容であったため、『阿野郡府中村田畑順道帳』の古地名349ヶ所を解説した。

地形グループの手順は、前谷・畷田地区の壬申地券地引絵図に記されている旧地番（赤文字）と現在の地番に通じる地番（黒文字）を根拠に地点を特定して、136ヶ所の場所を比定し公園に記入した。その後、公園から坂出市都市計画図にインプット作業を行った。

以下に調査作業に使用した資料のサンプルを列記する。

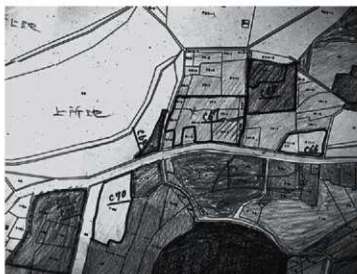
・『阿野郡府中村田順道帳』表紙  
(坂出市府中出張所保管)



・『阿野郡府中村田順道帳』部分  
(坂出市府中出張所保管)



・地番が判明した場所を「公園」に記入。公園から坂出市都市計画図にインプット。



下記は、木下・松本両文化財専門員の調査日誌より引用した。

近世順道帳		壬申順道帳		地租改正順道帳
地番	←対応→	旧地番		
		地番	←対応→	旧地番
				地番 ←対応→ 現在の地番

地租改正順道帳があれば、地点確定が可能と判明するので、地番対照表を作成した。

壬申順道帳は近世順道帳の丸写しであることが判明した。

〔順道帳〕記載の古地名の比定状況

免名	比定	古地名
本村		屋敷ノ前
本村		まとは
本村		同所北谷免さかい
本村		同所南谷免さかい
本村		上谷
本村		鼓岡
本村		かきの内六畝歩之内
本村		同所東道西添
本村		同所東道西添
本村		同所南道西添
本村		同所南坊
本村		同所南道添
本村		同所屋敷ノ前
本村		同所北屋敷
本村		同所屋敷ノ内
本村		海宝寺池堤下
本村		同所御供田
本村		同所東台目崎川ふち
本村		南川原
本村		尾崎川中
本村		南川原道添
本村		同所西道東下
本村		同所北窪古屋敷
本村		同所高道下
本村		川中
本村		川中
本村		同所川中
本村		同所川中
本村		同所南道下
本村		同所北坊屋敷
本村		同所西道東添
本村		蔵ノ前道東添
本村		同所西道北
本村		同所南蔵西添
本村		同所東蔵北添
本村		同所西道東添

免名	比定	古地名
本村		同所北道東添
本村		同所北道東添
本村		同所東道西添
本村		天神北
本村		帳懸
本村		大町
本村		同所北池田
本村		同所道添
本村		□道東添
本村		百分
本村		窪田
本村		大木下
本村		大ケ口
本村		窪内
本村		あんたい
本村		同所西道添
本村		鴨向
本村		同所北道東添
本村		蔵之内
本村		同所西道添
本村		西池田
本村	○	弘法寺
本村	○	御桶岸上
本村		同所北池田
本村		ほうし道下
本村		同所北道下
本村		同所南道添
本村		御領
本村		正仏
本村		同所西池田
本村		同所南正仏
本村		御領
本村		同所南道下
本村		同所南道下
本村		近元
本村		同所西道添

免名	比定	古地名
本村		同所道添
本村		同所東道添
本村		同所西道添
本村		同所南道添
本村		同所北道添
本村		同所西道添
本村		同所西山谷免さかい
本村	○	近元屋敷
本村	○	北谷屋敷
本村	○	同所前場
本村	○	本村やしき
本村	○	西かくち
本村	○	王子ノ西
本村	○	同所まとは巻畝三步之内
本村	○	同所西道下
本村	○	同所西道下
本村	○	同所西道下
綾坂	○	大道南添
綾坂	○	同所大道北添
綾坂	○	井出上大道添
綾坂	○	宮ノ浦
綾坂	○	大川鴨井手間
綾坂	○	往還上西鼻
西山谷		御領山延宝武寅新興
西山谷		道上新間
西山谷		御霊南山下明和三戌新興
西山谷		同所小道上昭和三成新興
西山谷		同所南小道下明和三戌新興
西山谷		同所南小道下明和三戌新興
西山谷		同所南池田新間
西山谷		山ノ奥
西山谷		宮ノ北
西山谷		山の三株(みね?)小道南明和三戌新興
西山谷		同所北谷川南
西山谷		同所南道下
西山谷		うての崎西

免名	比定	古地名
西山谷		山神北新間
西山谷		三塚
西山谷		中ノ谷新間
西山谷		大塚前新間
西山谷		はかなと新間
西山谷		堀(?)田谷延宝武寅新興
西山谷		むかい五畝廿四歩之内
西山谷		南浦林中
西山谷		南浦林中
西山谷		阿香畝拾八歩之内
西山谷		同所南道添
西山谷		鼓岡
西山谷		深さと池内新間
西山谷		同所南道下新間
西福寺	○	千代松
西福寺	○	同所小道南明和三戌新興
西福寺	○	すほき田
西福寺	○	浦谷
西福寺	○	宮ノ前
西福寺	○	権宮下明和三戌新興
西福寺	○	同所馬場下明和三戌新興
西福寺	○	大畝まち
西福寺	○	同所馬場脇
西福寺	○	同所さと
西福寺	○	川津田道添
西福寺		新池波(は?)さし
鶴入作	○	はやの
鶴入作		上所さかい新間
鶴入作		上所さかい新間
鶴入作		二天巻反三畝歩之内
鶴入作	○	神ノ元北新間
鶴入作		弘法寺井手上
鶴入作	○	同所小道南明和三戌新興
新宮		及生峰川端
新宮		同所西浦谷
新宮	○	馬場西

免名	比定	古地名
新宮	○	同所北馬場
新宮	○	同所大道南
新宮	○	上ノ屋敷
新宮	○	同所北大道添巻反廿七歩之内
新宮	○	大道北
新宮		同所上ノ屋敷
新宮	○	同所往儀ふち
新宮	○	大石山添
新宮	○	見徳寺五畝九歩之内
新宮	○	大道添
新宮	○	同所南大道添
新宮	○	同所東大道添
新宮	○	同所大道南添
新宮	○	新次郎屋敷
新宮	○	三郎左衛門屋敷
新宮	○	安(?)薬寺
新宮	○	おく屋敷
新宮	○	勘定林添
新宮		屋敷ノ前人道川添
新宮		同所南大道添
新宮	○	見徳寺
新宮	○	同所東大道添
新宮	○	同所南大道添
新宮	○	同所南大道添
新宮	○	勘定大道南
新宮	○	山ノ下平志(し)ん
新宮	○	三反地
新宮		勘定谷延宝武寅新興
新宮	○	平志(し)ん
下野原		浦ノ谷
下野原		川西浦ノ谷
下野原		中塚
下野原		蛇洞谷
下野原		敷ノ内室永元申新興
下野原		亀焼谷小池尻
下野原		亀焼谷尻

免名	比定	古地名
下野原		亀焼谷北山原武貳三步之内
下野原		浦ノ谷
下野原		平(?)地谷
下野原		織谷
下野原		おり口谷
下野原		向田谷巻反六畝廿七歩之内
下野原		やけん谷
下野原		長通り
下野原		北谷
下野原		巖山谷
下野原		かきかけ巻畝拾五歩之内
下野原		大谷
下野原		大あれ巻反廿巻歩之内
下野原		同所東小道ノ上明和三成新興
下野原		百舌鳥谷延宝武寅新興
下野原		登々路(とゝろ)口
下野原		向田谷
前谷上所	○	池大道南添
前谷上所	○	同所北大道添
前谷上所	○	走(?)出口北道東
前谷上所	○	同所西道添
前谷上所	○	同所西さと道西
前谷上所	○	出い内
前谷上所	○	同所西大道南添
前谷上所	○	国延大道北南延宝武寅新興
前谷上所	○	同所北大道南添
前谷上所	○	大道北添文化八末新興
前谷上所	○	同所西大道北添文化武寅新興
前谷上所	○	同所西大道北添文化二丑新興
前谷上所		同所池尻大道南添文化二丑新興
前谷上所	○	同所西大道南添文化二丑新興
前谷上所	○	同所西大道南添文化二丑新興
前谷上所	○	大道南添文化八末新興
前谷下所	○	上所埴小道添文化八末新興
前谷下所		深谷大道北文化九申新興
前谷下所		同所東大道北南新興

免名	比定	古地名
前谷下所		同所東大道南添新開
前谷下所	○	同所東大道南添新開
前谷下所	○	同所南大道北添新開
前谷下所	○	同所東大道北添新開
前谷下所		同所東大道北添新開
前谷下所	○	同所東大道北添新開
前谷下所		同所南大道北添新開
前谷下所	○	同所東大道北添新開
前谷下所	○	市ノ井手大道下新開
前谷下所	○	同所大道下新開
前谷下所	○	同所西大道ふち
前谷下所	○	同所北道上巻畝拾貳歩之内
前谷下所		同所東大道北添
前谷下所		同所大道下新開
前谷下所		同所東大道下新開
前谷下所	○	同所東大道下新開
前谷下所	○	同所東大道下新開
前谷下所	○	同所東大道下新開
前谷下所	○	同所東大道下新開
前谷下所	○	ちやあんノ南新開九畝六歩之内
前谷下所		同所東大道添
前谷下所		大道北添
前谷下所	○	同所南大道添
前谷下所	○	同所東大道北添中畑畝拾五歩
前谷下所		同所南大道添
前谷下所	○	同所大道北添
前谷下所	○	同所東大道下新開
前谷下所	○	同所東大道下新開
前谷下所	○	向原大道添
前谷下所	○	大道南添文化八米新開
前谷下所	○	同所南大道南添文化八米新開
前谷下所	○	同所大道添
前谷下所	○	野神尻新開
前谷下所	○	野神うてめ崎
前谷下所	○	同所池うてめし(志)ノ新開
前谷下所	○	赤尾道東大道池跡文化三實新開

免名	比定	古地名
前谷下所		新宮松岡元禄六両振興
前谷下所	○	西原立道上文化二丑改換地
落合		と>路(ろ)上山中明和三戌新開
落合		と>路(ろ)新開廿七歩之内
落合		雙仏ノ前元禄六両新開三畝拾五歩之内
落合		弘坂延宝貳寅新開
落合		同所大道北添中畑五畝拾八歩之内
落合		同所道南中畑○○
落合		同所大道添中畑畝九歩
落合		弘坂道池北
造田上所	○	渡田
造田上所	○	同所西大道東添
造田上所	○	同所東大道下
造田上所	○	大道上
造田上所	○	同所西大道上
造田上所	○	同所南大道添
造田上所	○	同所西大道添
造田上所	○	中塚
造田上所	○	同所東道南方
造田上所		なら谷下池上
造田上所	○	同所南麓下
造田上所	○	同所北道窪
造田上所		同所東大道上添
造田上所		同所南大道上添
造田上所	○	同所東大道上添
造田上所	○	同所南大道上添
造田上所		同所南大道下
造田上所		同所北大道下
造田上所	○	同所北大道下
造田上所	○	同所北大道下
造田上所	○	同所東大道下
造田上所	○	同所北大道添
造田上所	○	同所北大道添
造田上所	○	同所南麓免さかい
造田上所		柳坂東ノ原
造田上所	○	山純下

免名	比定	古地名
邊田上所	○	同所北道添
邊田上所	○	同所西道添
邊田上所	○	堀ノ内
懸谷		せいご原
懸谷	○	せいご原
懸谷	○	同所西小道西
懸谷	○	同所南小道添西
懸谷	○	樋元
懸谷	○	埴埴井手ノ上
懸谷	○	いやノ谷
懸谷	○	懸谷
懸谷	○	同所北大道下
懸谷	○	同所西大道下
懸谷		池内南谷大道上下
懸谷		杏里山北元禄六寅新興
懸谷	○	葦師前小池波さし
懸谷	○	同所南道添
懸谷	○	荒神ノ南道ノ上天明武寅新興
懸谷	○	同所西道下天明二寅新興
懸谷		同所南道添天明二寅新興
懸谷		同所東道南天明二寅新興
懸谷		同所東大道添右同断
懸谷		同所大道添右同断
懸谷		笹谷うてめ崎右同断
懸谷		同所大道北右同断
懸谷		同所大道南右同断
懸谷		大さ連尾谷右同断
懸谷		大さ連尾谷右同断
懸谷		大さ連尾谷右同断
懸谷		杏里山根延宝二寅新興
懸谷		山峰下往還上
懸谷		赤坂
懸谷		安永四未新興北八道堀切末新西吉田切
懸谷		同所北八道切
懸谷		同所南往還切
懸谷		同所東南往還切東道切

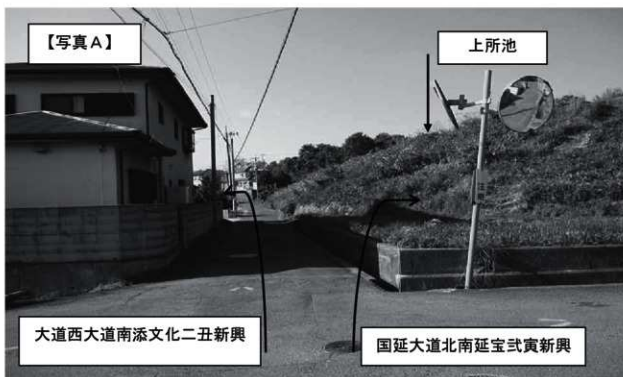
免名	比定	古地名
懸谷		同所北西八道切
懸谷		同所北西八道切
懸谷		同所北東八道切
懸谷		同所北上北八道切
懸谷		文化七年新開道池上懸御林ノ内
横山		溝ノ谷
横山		同所道下
横山		同所道下
横山		道南右同断
横山		同所道北右同断
横山		同所北道北右同断
横山		同所北道北右同断
横山		同所北道北右同断
横山		同所北道北右同断
横山		同所道西右同断
横山		同所道下右同断
横山		同所道文化三寅新興
横山		同所道西右同断
横山		同所東道下右同断
横山		四手打越瀧宮道添
横山		同所北瀧宮道下
横山		同所西小道ノ上
横山		同所西小道ノ下
横山		山鼻
横山		同所下道上
横山		同所北道下
横山		同所南道上

『讃岐国府跡探索事業 平成21・22年度 地形・地名調査報告』香川原理蔵文化財センター 2011 より転載、一部改変

### 3. 現地踏査

平成23年度に「大道」古地名を探して、ミステリーハンターの皆さんと、現地踏査を数回実施した。現地踏査は3ルートに分けて説明したい。推定南海道と同じく、東から西方面へのルートを紹介する。

①ルートは、高松市国分寺町国分と坂出市府中町前谷の市境旧道三叉路の石灯笼から西方面の綾坂を目指して旧道側を出発する。ほどなく前谷上所地区に「大道北添文化八末新興」（西暦1811年）の地筆が旧道右側上段に見えてくる。その左前方下段には「出内西大道南添」の地筆がある。右手に上所池が見えてくると土手東側の裾野が「国延大道北南延宝貳寅新興」（西暦1674年）の地筆が土手を巻くようにある。その先の左側に上所池の道下側に「大道西大道南添文化二丑新興」（西暦1805年）の地筆が二枚並んでいる【写真A】。さらに進み国道11号線の高架下を通過し西へ行くと坂道を降りた左側下段に「深谷東大道南添新開」の地筆がある。この先は、綾坂に向けて行くが峠付近前後には「大道」の古地名は見当たらない。国道11号線と接する綾坂峠を下ると綾坂地区の民家が見えてきた当たりの旧道左側が「大道南添」、右側が「大道北添」の地筆がある【写真B】。その先の綾川手前の左側に「井出上大道添」の地筆がある。このルートは綾川に架かる綾坂橋を越えて府中町本村地区に入るが、壬申地券地引絵図が遺存していないため現地比定が出来ないので、ここまでとなる。







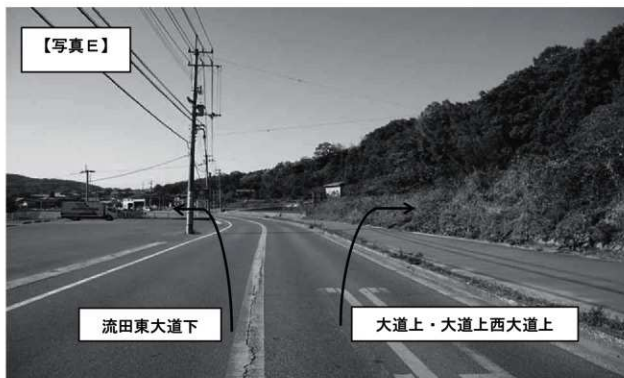
②ルートは、市境旧道三叉路の石灯籠から県道33号線（旧国道11号線）を横断して細道に入り、JR予讃線踏切を渡り、関ノ池の西側土手を目指して南下する。国道11号線の高架下を西に抜けると「大道南添文化八未新興」の地筆がある。その向こう側が「向原大道添」の地筆がある。JR予讃線の高架下付近が「東大道下新開」で、堀割の坂道を登っていくと左側に「ちやまんの南新開九畝六歩の内」の地筆がある。坂を下っていくと、右側に「深谷東大道北添新開」の地筆が三枚並んでいる。また、左側には「市ノ井出東大道下新開」の地筆が、この付近に四枚ある【写真C】。この先の県道三叉路の南側付近に「市ノ井出大道下新開」と「市ノ井出西大道ふち」の地筆がある。さらに西方面へ向かい県道から左側の田んぼへ降りるとJR予讃線手前に「見徳寺東大道添」一枚と水路をはさんで「見徳寺大道南添」二枚の地筆がある【写真D】。JR予讃線高架下をくぐると「勘定大道南」の地筆があり、JR予讃線沿いに西へ向かうと「大道添大道南添」・「大道添東大道添」・「大道添南大道添」・「大道添」と並んでいる。JR讃岐府中駅付近で「大道北」・「上ノ屋敷北大道添老反廿七歩之内」・「馬場西大道南」の地筆がある。ここから石井方面へは、壬申地券地引絵図の地番と地租改正の地番の整合性がとれないため、現地比定が出来ないので、ここまでとなる。

【地元の古老Sさん話：讃岐府中駅の東方面の方】昔はこの前の道を仏生山とか白峰寺の祭りなどに行くため、たくさんの方が往来していた。



③ルートは、坂上市立府中小学校から県道を西へ向かい綾川に架かる石井橋を渡って「妻子の鼻」（めごのはな「菅原道真が妻子と別れ城山へ雨乞いに登山した地と言いつわっている」）を通ると、ここから③ルートの始まりである。県道の右側に「大道上」・「大道上西大道上」の地筆が並んでいる。左側には「流田東大道下」の地筆がある【写真E】。さらに進むと右側に「なら谷東大道上添」・「なら谷南大道上添」

の地筆が並んであり、左側には「なら谷北大道下」二枚が並んでいる地筆がある【写真F】。松池の土手を通り、県道の右カーブを過ぎると、地元の方に開いた古道が県道の北側に少し見える。県道坂道を額坂に向かって登ると左側の耕地整理された田の中に「額坂西大道下」・「額坂北大道下」の地筆がある。ここから額坂方面へは、壬申地券の地番と地租改正の地番の整合性がとれないため、現地比定が出来ないので、ここまでとなる。



最後に、額坂の道切状況について記載する。往還の地名が残っている。

額谷の古地名に、山峰下往還上、安永四末新興北八道堀切南西吉田切、同所北八道切、同所南往還切、同所東南往還切東道切、同所北西道切、同所下東八道切、同所北上北八道切。

往還や大道表記の大多数は近世の街道をさすものと考えられるが、南海道に由来する可能性もあり、それを示すように推定南海道が縦断する額谷では往還表記が多く確認できる。

(松本和彦「第3章 地名調査の成果 第1節 平成21年度の調査」『讚岐国府跡探索事業平成21・22年度 地形・地名調査報告』香川県埋蔵文化財センター 2011より抜粋)

【地元の古老Oさん談：額坂付近の方】昔は額坂が切り通しでなく、峠の頂上が山の稜線までであった。急な坂道だったので、馬が喘ぎながら登っていた。



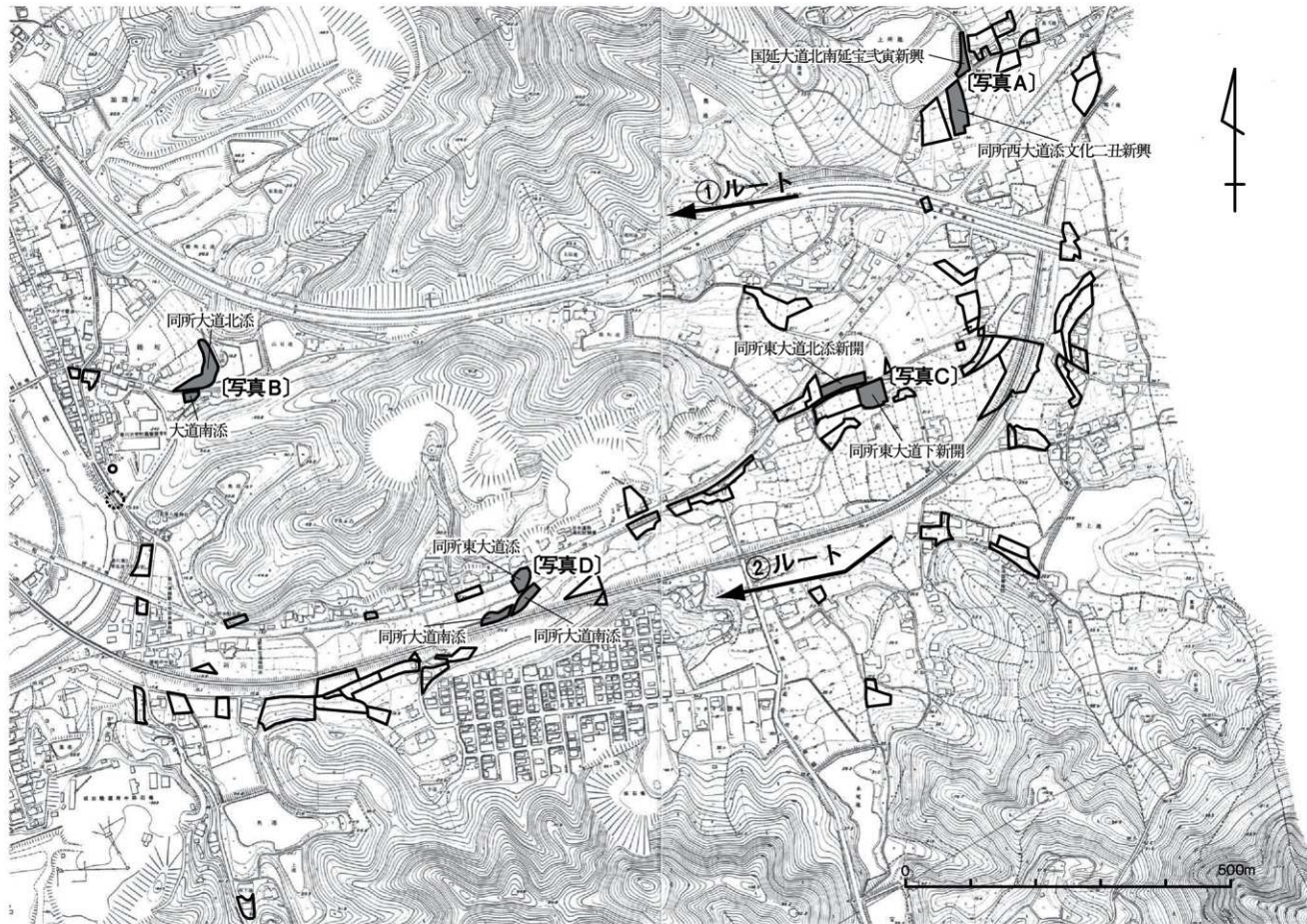
府中村の『順道帳』記載の古地名から、今回調査により判明した状況を数量で表すと、下記のとおりである。

- ① 免名の内訳は、本村、綾坂、西山谷、西福寺、鴨入作、新宮、下野原、前谷上所、前谷下所、落合、逸田上所、逸田中所、額谷、横山の14ヶ所となる。
- ② 順道帳の古地名は、349ヶ所解説した。
- ③ 比定されたのは、136ヶ所で古地名全体の39%判明した。
- ④ 古地名の内「大道」という名がつくのは86ヶ所で古地名全体の25%判明した。
- ⑤ 大道名の内、比定出来たのは62ヶ所で、大道名の72%が都市計画図上に記録できた。

24ヶ所は地番不明のため比定出来なかった。

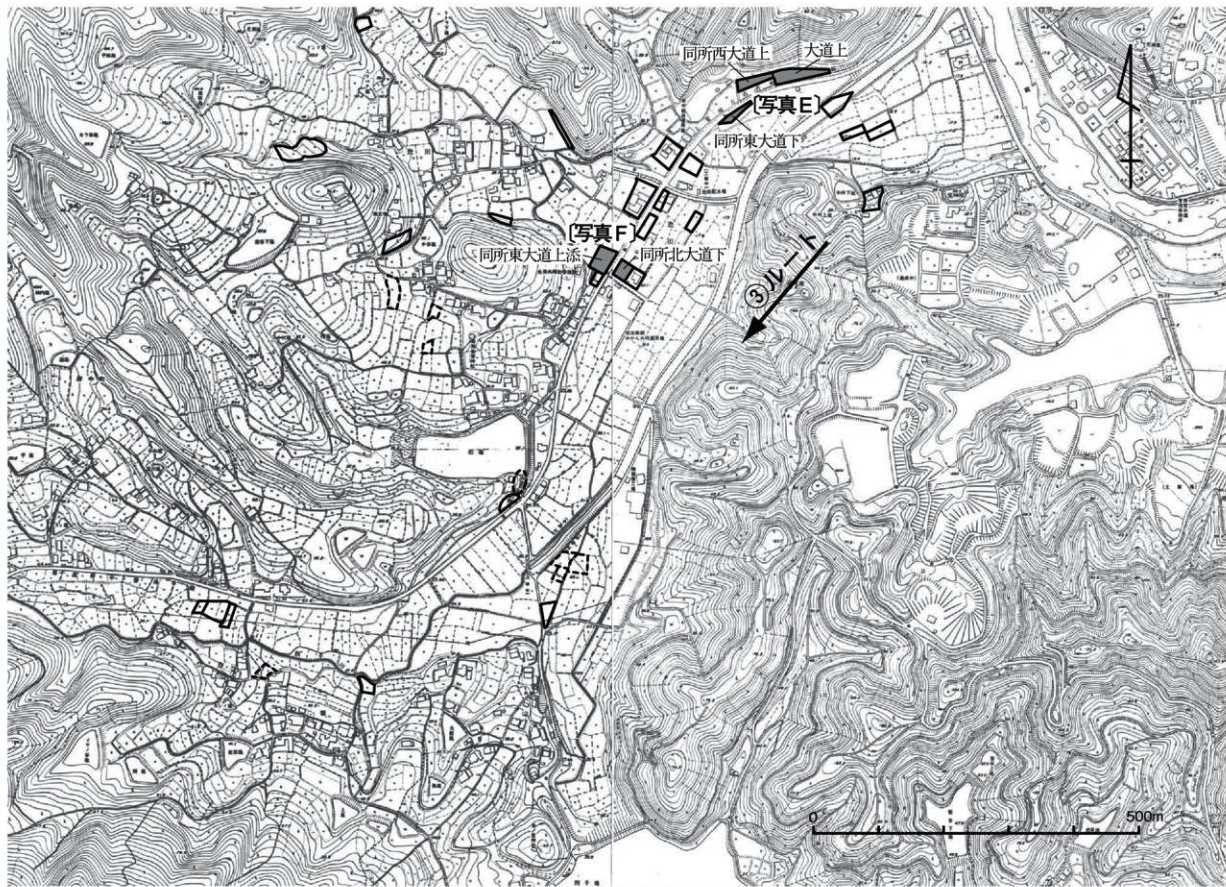
(松本和彦「第3章 地名調査の成果 第1節 平成21年度の調査」『讚岐国府跡探索事業平成21・22年度 地形・地名調査報告』香川県埋蔵文化財センター 2011より抜粋)





『順道帳』記載の古地名の比定図(1)





『順道帳』記載の古地名の比定図(2)

#### 4. 考 察

大道の古地名から、推定南海道に想いをさせて調査に取り組んできた。江戸末期から明治時代初期において、我々ボランティアではなかなか見ることができない順道帳や絵図を目の当たりにして、大変興奮した想いが思い出された。今回の「大道」名の名残は「伊予街道」と思われるが、南海道と重ねてほしいと思い、以下の5点の考察を行う。

①順道帳と絵図の地番突き合わせの困難さや、地番の方向はどう行っていたかなど、暗中摸索しながら、近世大道の一部ではあるが確実に確定することができたことは大変喜ばしいことである。しかしながら、現在の道沿いに大道の古地名がある場所は、比較的簡単に比定することができたが、田畑に変わっている場所は、水路沿い等から比定したが、大変困難であった。たくさん場所を比定しての経験が望まれると感じた。

②現地踏査を繰り返すうちに、大道北添・南添の場所は現在の道の方向と一致し、大道上添・大道下の場所は現在の道の一段上側・一段下側と一致することがわかった。地元の古老に聞き取りで判明した旧古道を発見したり、前谷の見徳寺東大道添と見徳寺大道南添の間には水路が確認されたことは、大変有意義であった。

③今後の課題として、往還名が判明した額坂付近の現地踏査等の調査と、大道・往還名を探して高松市国分寺町と丸亀市飯山町の検地帳や絵図の調査を行ってみたい。南海道とはどのルートであったかを推定し、讃岐国府跡探索事業に貢献できればと思う。

④「大道」の呼び名は「だいでう」か「おおみち」なのかは判明していないが、「だいでう」の呼び名の場所を2点確認した。第1点は、ミステリーハンターの皆さんと南海道調査「南海道を歩く」の第4回（平成23.10.2実施）で、東かがわ市の坪井遺跡の西側で大川バス停留所の「だいでうばし」名をみつけた。第2点は、ボランティア仲間からさぬき市大川町富田に「だいでう」という地名があるとの情報を得た。香川県下から「だいでう」名を探すのも「推定南海道」を探っていく一つの足がかりになればと思う。情報をお待ちしております。

⑤約140年～150年前の資料に基づき、「大道」の調査を続けてきたが、その困難さと面白さは大変意義深いものであった。讃岐国府跡は約1300年ほど前の遺跡であるが、140～150年前の資料の調査と比較すると、調査の困難さと面白さは比較出来ぬ程の壮大なスケールであることに改めて気づいた。

最後になりますが、今回の報告は香川県埋蔵文化財センターの職員方、並びにボランティア諸氏とともにに行った調査成果の一端です。本稿を作成するにあたり、多大なご協力をいただきました。紙面をおかりして厚く御礼申し上げます。

#### 参考文献・引用文献

「讃岐国府跡探索事業 平成21・22年度 地形・地名調査報告」香川県埋蔵文化財センター（2011）

# 綾川河口域における開発史

## —古代から中世の林田郷周辺—

西村尋文・佐藤竜馬

### はじめに

平成23年度の讃岐国跡探索事業では、林田地区（坂出市林田町）の地形・水利・地名調査を行った。その過程で、古代から近世初頭の事象と考えられる要素をいくつか見出すことができた。そこで以下では、それらの要素について現段階での検討内容を記すことにしたい。

### I. 海域世界としての古・坂出湾

#### 1. 古・坂出湾

国土地理院「5mメッシュ標高データ」で標高3m以下にグラデーションを付けると、我々が見慣れた地図世界とは異なった、古い海域世界が現れる。備讃海峡の東西両側の平野部に、大きく湾入するような低地が浮かんでくるのである。

備讃海峡東側では、高松市街地と屋島の上に大きく湾入する低地が認められ、近世の干拓の範囲と概ね整合する。中世以前に存在した海域「古・高松湾」である。ここでの歴史的推移については、近年、いくつかの研究成果が示されている<sup>1</sup>。

海峡の西側にも、坂出市街地を最深部とする湾入する低地が認められる。大屋富—青海—高屋—林田—西庄—江尻—福江—坂出—御供所と集落が連なる旧海岸線と、その中央に乱流しつづつたりと注ぎ込む綾川からなる地形の存在がうかがえる。これらの西外側には宇多津、東外側には木沢・王越が控える。以上の海域世界を「古・坂出湾」と呼称したい。

#### 2. 古・坂出湾の構成とヘゲモニー争い

古・坂出湾には、港が複数展開している。このうち、中世の史料に名前が見える港としては、松山津と福江がある。これに加えて近世の地誌や地図などから、中世における港湾機能が想定される場所として、

1 松本和彦 2009「野原の景観と地域構造」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院  
上野 進 2009「中世野原をめぐる寺社と領土」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院  
乗松貞也 2009「中世港町の漁撈集団」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院  
渋谷啓一 2009「古・高松湾と瀬戸内世界」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院  
松田朝由 2009「中世石造物の流通から見た讃岐の地域性と野原」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院  
佐藤竜馬 2009「初期高松城下町の在地的要素」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上』岩田書院  
上野進・佐藤竜馬 2009「中世港町・野原について」『歴史に見る四国—その内と外と—』雄山閣  
市村高男 2007「中世讃岐の港町と瀬戸内海海運—近世都市高松を生み出した条件—」『海に開かれた都市—港湾都市900年のあゆみ—』香川県歴史博物館



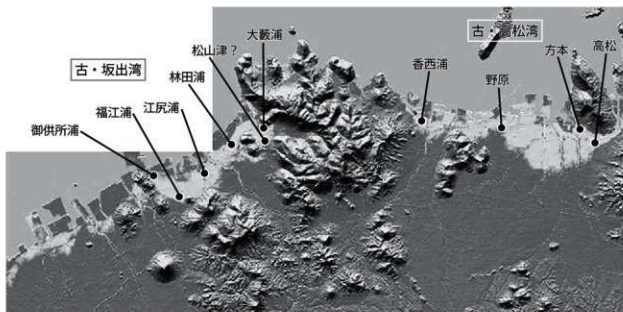


図1 古・坂出湾概念図（国土地理院5mメッシュ図を加工）

大藪浦・林田浦・江尻浦・御供所浦などがある。

「松山津」の史料上の初見は、「讃岐に詣でて、松山の津と申所に、院おはしましけん御跡尋ねけれど、形も無かりければ」と記す『山家集』（鎌倉時代）である。これに続いて『白峯寺縁起』（1406年、応永13）において、「松山津」と見える。これら以外で、「津」を付さずに「松山」とのみ記す中世史料がある。『とはずがたり』（1313年、正和2までに成立）や、『新葉和歌集』（1381年、弘和元）、『鹿苑院殿嚴島詣記』（1389年、康応元）などである。

12～14世紀に「松山津」が存在したことは、事実として認めてよいであろう。しかし、大山氏が指摘するように、『菅家文草』において菅原道真は「津」と記すにとどまることから、「松山津」と無前提に同一視することには問題がある<sup>2</sup>。松ヶ浦や梶取（東梶・西梶）、あるいは「林津（林田津?）」（『石清水八幡宮文書目録』）、「国津」との関係も不分明である。旧地形や遺跡の分布などから作られるイメージと、どのように整合するのか、突き合せていく必要がある。

福江は、「綾氏系図」（南北朝期）に「福江湊浦」と見え、兵庫関に入った船に「福江丸」があったことが見える（1460年、長祿4、「六波羅蜜寺文書」）ことから、崇徳院御影堂領北山本新庄の年貢積み出し港としての役割をもっていたことがうかがえる。また、『玉藻集』（1677年、延宝5）には、天正7年の香川民部少輔（西庄城主）の讃岐復帰のこととして、以下のような記述を載せる。

讃州宇足津の浦にわたる。香川、潮を計て遠干潟の坂出の浜魚の御堂より八町計沖の方を一文字に渡し、西ノ庄へ押着ける。（中略）彼中道と云は、聖通寺山より西ノ庄の間一里なり。外は道なく、陸路の方より八町計は歩の者足も立たざる深江なり。沖は満汐にてなけれ共、猶足入なり。

海の中道（現在の寿町2丁目、本町2丁目、元町2・4丁目の砂堆）が形成途上で、福江の浜との間は水深が深かったことが分る。なお、後述するように、福江の港湾機能は古代までは確実に遡ることができる。

江戸時代においてもなお、古・坂出湾沿いの諸浦が存在することからすれば、地形環境の変化に対応し

2 大山真光 2010『菅原道真・菅家文草 研究』『讃岐国府跡を探る』香川県埋蔵文化財センター

つつ港湾機能の維持（延命）が図られていたと見るべきであろう。

このため、単純で一方向的な図式で解釈することは難しいことはもちろんである。しかし同時に、個別の港湾にとどまらずに様々な地域レベル（古・坂出湾—備讃海峡—中・東部瀬戸内海）での位置付け（役割）を考えるならば、そこにはかなりの変動を見出すことができる。

#### 〈レベル1：古・坂出湾〉

湾の東側＝「松山津」と、西側＝福江浦のち御供所・平山・宇多津の対抗関係である。西側では内部の対抗関係がある。古・坂出湾における地形環境の変化（砂堆形成、潟湖埋積、河道変化）を主な背景に進展したと考えられる。

図式としては、両者の並立（7世紀）→「松山津」の優勢（8～12世紀）→宇多津・平山・御供所の優勢（13～17世紀）→坂出浦の興隆（18～19世紀）という流れが考えられる。

#### 〈レベル2：備讃海峡〉

海峡の西側（古・坂出湾）と東側（古・高松湾）における、讃岐国内での中心的な港湾機能をめぐる対抗関係である。政治拠点の位置と密接に関連しており、その背景となる中央政権の指向性に、強い影響を与えられていると推測される。

図式としては、両者の並立（7世紀）→古・坂出湾の優勢（8～14世紀）→両者の並立（14～16世紀）→古・坂出湾の優勢（16世紀末葉）→古・高松湾の優勢（16世紀末葉～17世紀中葉）→古・坂出湾外周地域の拡張（丸亀城下町建設）と、両者の並立（17世紀中葉～19世紀）、という流れが考えられる。

レベル1・2の二つの要因が関わり合いつつ、古・坂出湾の諸浦の機能が変動していくのではなかろうか。

## II. 総社神社遺跡の性格

### 1. 遺物の散布状況と特徴

総社神社は田林田村の郷社であり、926年（延長4）に国府近傍で創祀されたとの社伝をもつ<sup>3</sup>。現在地を社地とした年代については不明だが、1597年（慶長2）に新社殿が建てられたといい、近世には現在のような状況で固定されたと考えられる。国府近傍での創建という伝承も信憑性を検討する必要があるが、いずれにしても讃岐一国の総社として存在したのは10世紀以降のこととしてよからう。

ところで境内には総社神社遺跡があり、弥生時代中期中葉の壺形土器がほぼ完形で出土していることから、これまで弥生時代の遺跡として



写真1 総社神社境内

3 川野正雄・武田明監修 1989「香川県の地名」平凡社

認識されてきた。しかし、地表面で採集できる土器は、古代から中世、特に8～9世紀代を主体としており、弥生土器の散布はほとんど認められない。遺物は、境内のほぼ全域で採集できるが、特に北半部に多く散布する傾向がある。

8～9世紀の土器には、土師器杯A・甕、須恵器杯A・杯B・杯B蓋・壺K・甕などがある。須恵器が主体で土師器が少数にとどまっている点は、讃岐国府跡を含めた県内の古代遺跡と同じであるが、中に畿内系の土師器杯Aを伴うことは、やや異質な点である。中世の遺物としては、I期の楠葉型瓦器碗が出土していることが注目される。

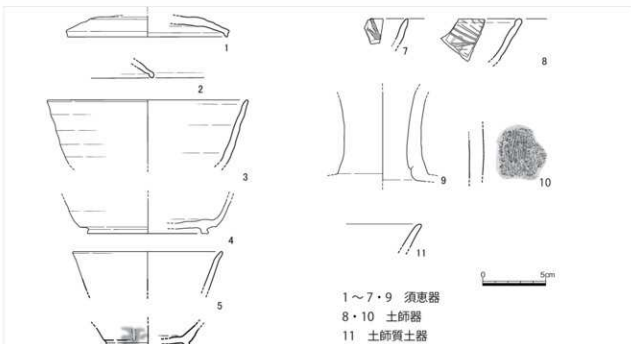


図2 総社神社遺跡出土遺物 (S=1/3)

## 2. 遺跡の立地

改めて遺跡の立地を見ると、総社神社境内と東側・北側にまとまる総社集落は、周囲の土地とは明瞭な高低差を伴う微高地であることが分る。国土地理院「5mメッシュ標高データ」でも、このエリアが小高い場所であることが明瞭に読み取れる。林田町周辺の地形分類は今後の課題であるが、総社神社周辺の微高地は自然堤防もしくは砂堆と考えられ、古代の古・坂出湾において最も海側に突出した安定した地形面に遺跡が所在するということができる。

現在の土地利用形態による制約もあり、林田町における遺物散布状況の把握は容易ではないが、総倉神社・八坂神社の境内では古代の遺物の散布を認めることはできず、中世の遺物も八坂神社境内で十瓶山窯産須恵器甕（12世紀）の細片が採集できたのにとどまる。浜中・浜西集落が乗る規模の大きな砂堆上でも、古代～中世の遺物は採集できなかった。

一方、雲井御所伝承地周辺は南北に細長い微高地であるが、伝承地の北側一帯では12～15世紀の土師質土器杯・小皿、楠井産須恵質播鉢などが採集できた。また細片であるが、8世紀頃の須恵器甕片も採集されている。この地点の西側には、綾川の旧河道を介した微高地上に東観遺跡があり、龍泉窯系青磁碗・皿

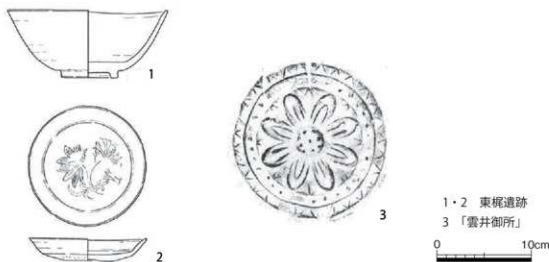


図3 東堀遺跡出土磁器と「雲井御所」の軒丸瓦

が出土している<sup>4</sup>。

また、原資料の所在は不明であるが、洲崎寺（高松市牟礼町）所蔵の拓本資料に「雲井御所」と注記された軒丸瓦拓本がある。瓦当文様は八葉重弁蓮華文であり、外区に鋸歯文帯と連珠文帯が巡る。いわゆる「備中式」軒丸瓦に近い要素をもつものであるが、「備中式」の分布域である備中や摂津には同范例はない。出土地点・状況が不明なため評価が難しいが、今回の現地調査でも雲井御所伝承地周辺では瓦の散布は確認できなかったため、付近に古代寺院が存在したと考えることはできない<sup>5</sup>。いずれにしても、同種の軒丸瓦は讃岐の古代寺院では類例がないため、もし雲井御所伝承地周辺から出土したとすれば、他地域からの搬入と見ることができると考えられる。

以上のように、総社神社遺跡は8～9世紀の林田郷において、ほとんど唯一の臨海性遺跡であり、同時期の製塩土器や漁撈具が見られず、畿内系土師器が見られることを最大限評価すれば、外部との交通関係を指向する機能を有していたと考えることもできる。

古・坂出湾における同時期の臨海性遺跡としては、福江浦に近接する文京町二丁目西遺跡があるが、漁撈活動（飯蛸漁）よりも若干遅れた8世紀後半頃から交易機能を担うようになったことが想定されており<sup>6</sup>、総社神社遺跡の顕在化とほぼ軌を一にしているといえよう。

### 3. 想定される遺跡の性格

『菅家文草』巻第三の「寒早十首」に見える、「賃船の人」(206)・「魚を釣る人」(207)・「塩を売る人」・「商(塩商人)」(208)は、津頭（港のたもと）に集い売買や廻漕の請け負いをする存在として詠われている。886年（仁和2）に作られたと見られるこの漢詩は、都市人（都人）としての菅原道真のまなざしが投影され

4 蔵本善司 2010「開港調査の成果」『香川県歴史文化財センター年報 平成21年度』。資料は鼓岡文庫所蔵。

5 間壁渡子氏が讃岐の古代寺院として「長命寺」を挙げているのは、当該資料の存在によるものであろうか。間壁 1970「官寺と私寺」『古代の日本 中国・四国』(後)、『古備古代史の基礎的考察』(1992)に再録。

6 本紀要の乗松原稿を参照。

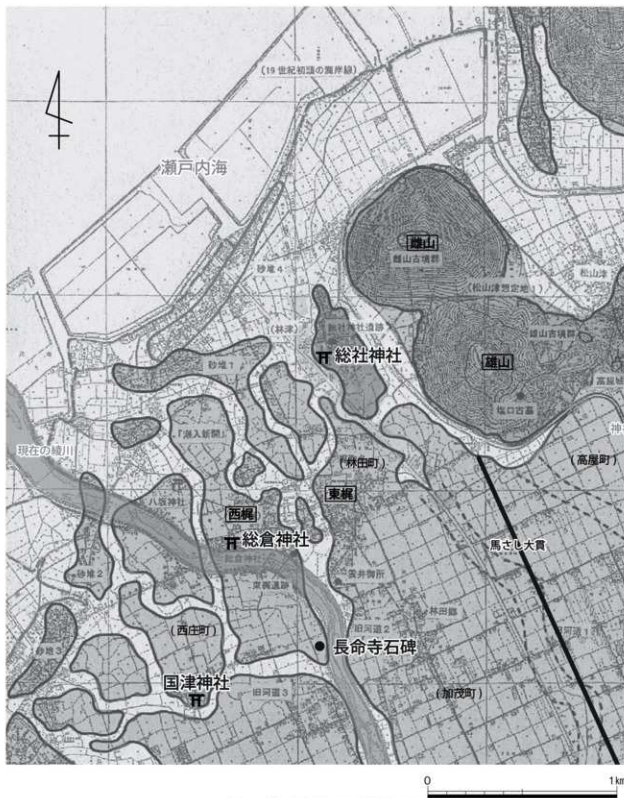


図4 綾川下流域の旧地形想定図

ていることに注意する必要がある、実際には必ずしも憐れむべき存在ではない、たくましい庶民の暮らしを読み取るべきだとの意見がある<sup>7</sup>。

彼等が集った「津頭」とは、どこを指すのであろうか。まず最初に思い浮かぶのは、「予れ近会、津の頭なる客館に、小松を移し種糸て、遊覧に備へたりき」との自註(234)があり、別の詩(222)で「小松を分ち種糸て」と詠んだ「官舎」＝「松山館」に程近い「松山津」である。しかし、松山津は雄山・雌山の東麓に広がる入江に面した閉鎖的な港湾と考えられ、「松山館の主要機能は要人の接待・逗留であることから、限られた人的な移動(交通)を前提にするものであり、一般的な流通とは一応切り離される」<sup>8</sup>。これに対して林田郷周辺は、綾川の河川交通と海運の結節点として位置付けられ、「石清水八幡宮文書目録」(石清水文書)において1023年(治安3)の文書で讃岐国の石清水領として見える「林津」が、林田の港湾(林田津)のことを指す可能性がある。したがって「寒早十首」のいう「津頭」とは、林田(林津)の一角と捉えた方が妥当であり、2.での状況を踏まえると、総社神社遺跡周辺が最もふさわしい場所と考えられる。

ところで「津頭」には、「塩を売る人」が塩商人を訴えることを考えた「吏」がいたことが詠われており(208)、港湾の管理を行う役人と役所が存在したことがうかがえる。具体的な分析は今後の課題とせざるを得ないが、総社神社遺跡の性格の一端をここに見出すことができるのではなかろうか。

### Ⅲ. 梶取名の開発と碇石

#### 1. 西碇石と東碇石

林田町字西梶には、地元で「碇石」と呼称される石造物が2基存在する。西碇石は総倉神社の西約150mの水田に、東碇石は同神社の東約100mの宅地にある。これらは『綾北問尋鈔』(1755年、宝暦5)に、以下のような記載が見られる。

梶石〔神功〕皇后御船の糺取し迎東西にあり。其間十町計り。

神功皇后がここに着岸したのは、「三韓征伐」の際に強風が吹き航行が危険になったためと、同書の「東梶・西梶」の項で記す。同種の説話は、幕末の『讃岐



写真2 総倉神社境内と注連柱

国名勝園会」にも記されている。また、総倉神社境内の石製注連柱(1888年、明治21)の片側には、「霊区碇石表神威」と刻されており、総倉神社との関わりを示唆するが、これは牛頭天王(愍藏天王、現在の

7 渋谷啓一 2009「寒早十首」が描く民衆の姿について』『歴史評論』第710号、歴史科学協議会

8 香川県歴史博物館・香川県埋蔵文化財センター共同調査・研究班2007「調査メモ4 松山津周辺の景観」『四国村遺跡研究会シンポジウム 港町原像—中世港町・野原と讃岐の港町』





写真3 西碓石の現状



写真4 東碓石の現状

總倉神社)が神功皇后の船の右楯を守護したとする伝承(『綾北問尋鈔』「東碓・西碓」「牛頭天王」の項)に由来するものであろう。

ところで『綾北問尋鈔』では、両碓石(糺石)の間隔は10町(約1,100m)とされており、現在の約250mとは著しく異なっている。同書における神功皇后伝承では、皇后の船を守護した神は東碓(楯取宮、近代の東碓神社<sup>9</sup>)かと西碓(總倉神社)がセットになっていることを踏まえると、同書編纂時は東の糺石が東碓神社周辺にあったのではないかと推測される。ちなみに西碓石から東碓神社田境内地までは800m程度であり、字「城ノ角」の東限までは約1,100mであることから、上記の想定は距離の点では整合する。東碓石が現在の石造物とされるようになったのは、地方改良運動により明治末期頃に東碓神社が總社神社に合併され、振るべき伝承地が失われたことによるのではなかろうか。その際、東碓石が東碓から移転されたのか、新たに西碓の石造物が東碓石とされたのかは不明である。

東西の碓石を現在の考古学的知見で見ると、西碓石は五夜ヶ嶽産の凝灰角礫岩で作られた六角石

幢であり、東碓石は五夜ヶ嶽産凝灰角礫岩の五輪塔水輪と考えられる。両者ともに15～16世紀の所産と思われ、伝承で語られるような係船石柱ではないことは明確である。

したがって、碓石(糺石)というのは事実無根な伝承ということになるが、近世にいわれていた糺石に相当するかどうか不明な東碓石はしばらく措くとして、西碓石はどのような事情で糺石として語られるようになったのであろうか。西碓石は、水田の中に斜めに埋没して存在しており、この地域の石造物の多くが總社神社・薬師院(總倉神社)に集められているとは異なるあり方を示している。つまり水田の中にあり、そこから動かされていないという不自然さが、伝承の付会をもたらしたともいえるのである。

## 2. 中世の碓取名と「潮入新聞」

中世の東碓・西碓は、八坂神社文書や「昭慶門院領目録案」、薬師院所蔵の鰐口銘(1390年、明徳元)によれば「碓取名」と呼ばれていたことが分る。

京都の祇園社は、文永年間(1264～74年)に林田郷内の「湖(潮)入新聞」を寄進され、開発を進めている(「社家条々記録」)。「湖(潮)入新聞」については、「林田郷内并碓取名内潮入新聞」という記述

9 坂出市林田出張所保管の「社寺檀家氏子信徒総代名簿(明治24年起)に載じられた「神社明細帳訂正願(明治42年9月10日)には、東碓神社が字城角2198番地にあることが記されている。

がある〔「八坂神社記録」〕ため、①林田郷内で梶取名内、②梶取名内と梶取名以外の林田郷内、という二通りに読める。当初、「讃岐国林田郷内湖入新聞」と見えること、また梶取名が1306年（嘉元4）の「昭慶門院御領目録案」によると別の者が知行していること、などから、②の可能性を考えておきたい。つまり、「湖（潮）入新聞」は、梶取名の一部とそれ以外の林田郷内にまたがって存在している、と推測される。

「湖（潮）入新聞」の比定地は、現在の林田町新聞とする説もある<sup>10</sup>。しかし、香川県内の「新聞」地名は、そのほとんどが近世以降の開発による地名であり、中世まで遡る地名は確認できない。立地が海浜部と内陸部に分けられ、海浜部は干拓による新田・塩田開発が、内陸部は新たな用水源確保による丘陵部の開発や、河道の固定による平野部の再開発、という事情が考えられる。本紀要掲載の森下原稿で明らかにされているように、林田の「新聞」は江戸時代に継続的な耕地開発が行われたエリアであり、やはり中世まで遡らせることは困難である。

さて、祇園社関係の史料を見ると、1340年（暦応3）の「顕増談状」に以下のような注目される記載がある。

讃岐国■（潮力）入新聞田内寺町塩浜五段内三反坪附等在之

塩浜5反のうち、3反分に条里の坪付がある、と記されている。このことから、塩浜（塩田）の一部は条里による所在把握が可能な場所であったことがうかがえ、条里型地割の広がるエリアに近接して存在していたことが推測される。あるいは塩浜自体も、条里型地割に規制された形態をとっていた可能性がある。5反分の田については、条里坪付の記載がないため、2反の塩浜と同じく条里型地割の規制を受けない形状だったと考えられる。

ところで祇園社領の新開田が、「湖入新聞」あるいは「潮入新聞」と記されていることに、留意する必要がある。「湖入」については、現状では「潮入」の誤記の可能性が想定されているものの、綾川旧河道と砂堆の間のラグーン状の水域を考慮すれば、「湖入」という表現もあり得る表現といえよう。

以上を踏まえると、八坂神社領として新田・塩浜の開発が行われたのは、東梶・西梶・川向（以上、林田町）、東条・南条（以上、江尻町）付近のエリアの範囲内で捉えるのが妥当であろう。

なお「顕増談状」には、「潮入者、可被止隆晴法眼之押領之儀旨」と記されているところから、隆晴という者が押領行為を働いていたことが分る。隆晴が単に顕増の所領を押領しただけとも読めるが、わずか1町の土地であることからすれば、この狭小な土地だけにとどまらない動きが考えられる。押領者は、開発者として地域に基盤をもつことがしばしば見られ、隆晴自身もこのエリアを積極的に開発する小領主の一人と位置付けた方がよいかもしれない。

条里型地割の延伸による開発と、地形に応じた不定形な開発単位。この二者が、綾川河口エリアにおける中世の開発パターンと捉えることができる。祇園社はそうした土地を、飛び地を含む形で少しずつ開発したことが分る。

### 3. 傍示石の可能性と記憶の継承

祇園社領に表れたような小面積で錯綜した土地領有形態の中で、複数の領主が並立し、開発の進展で新たな土地が追加されるような状況下では、各所に境界を明示する標識が必要になったであろう。境内などの結界を示す役割をもつ石幢としての西碇石が、傍示石（境界柱）として使われた可能性を考えることはできないだろうか。

10 註3文献



古代～中世の庄園関係史料（絵図など）には傍示として、「石柱」（「額安寺伽藍并条里図」）・「石塔」（「大和国百済庄絵図」）という表記が見られ、笠塔婆形の傍示を描いた例もある（「丹波国吉富庄絵図」）。さらに傍示ではないが、所領内の目印として石塔（犬塚）が描かれた例もある（「普通寺伽藍并寺領絵図」）。

境界表示という、本来の役割が江戸時代には忘れ去られたものの、地域にとって重要な意味をもつというイメージだけが記憶に残った。そしてその意味付けが、江戸時代の郷土意識の高揚の中で、改めて行われたのではなかろうか。（佐藤）

#### N. 近世初頭の村切り

##### 1. 林田地区周辺の町境

坂出市林田町は綾川河口周辺に位置し、周囲は高屋町、加茂町、西庄町、江尻町に接している。林田町と接する町境のうち東辺の高屋町及び南辺の加茂町とは、周辺域に広がる条里型地割の坪境をもとに直



図5 現在の林田町域と綾川・条里型地割

線状に区切られている。一方、西辺の西庄町、江尻町との町境のうち、近年の埋立地を除く地域では、綾川西岸部を川筋に沿うように取り込んでおり、綾川を西へ超え飛び地状になっている点で特徴がある。そのため、ここでは、その地域の町境の成立過程について考えてみたい。

## 2. 林田町西辺部の地形・地名から考えられる村境の問題

林田町西辺部にあたる林田町綾川西岸部の地形は総体的に地盤が低い。また、この地域の地割りは複雑に乱れているが、傾向として綾川の流路に沿うように乱れている地域もあり、綾川の旧流路が重複した氾濫原であることが推定できる。また、綾川西岸部の古地名を、近世の検地帳をもとに調べれば、「●●新開」などの地名が数多く残っている地域であることが解る。「新開」地名は主に近世以降に開墾された地域に付けられる地名であることから、この地域は江戸時代以降に開墾された地域であることが推測される。おそらく、古代から中世までの長期間、この地域は綾川の流路に幾度となく侵食され、荒地ないし湿地状を呈していたが、近世以降に新たに農地として開発された地域と考えられる。

現在の町境は近世初頭に定められた、所謂村切りを踏襲していることが一般的と言われている。これらと先述した、林田町綾川西岸部の地理的特徴や、古地名等を考慮すれば、近世初頭の綾川の川筋は、現在の位置より西側にあたる、林田町の綾川西岸部に流れていて、その川筋が現在の村境へと踏襲される境界として定められていたのであるが、近世初頭以降に川筋を東へ移し現在の位置に固定された可能性が考えられる。

## 3. 二つの資料

林田町綾川西岸部の地域史を詳細に検討するうえで、資料としてあげられるものに、鎌田共済会郷土博物館所蔵の「阿野郡北絵図」と、江戸時代の文献である「綾北間尋鈔」の記録がある。

### ●鎌田共済会郷土博物館所蔵「阿野郡北絵図」（本紀要森下原稿第4図）

鎌田共済会郷土博物館には昭和12年の写本であるが、江戸時代後半（19世紀前半）の綾北条郡（阿野郡北）を描いた「阿野郡北絵図」がある。この絵図には、久米栄左衛門による坂出塩田（文政12年、1829）が描かれておらず、木沢浜塩田（明和・宝暦頃）や高屋浜（明和以前）が描かれていることから、おそらく18世紀末～19世紀初頭の景観が描かれているようである。

この絵図からは、当時の村境、社寺・旧跡の位置、綾川から派生する小河川ないし灌漑網が読み取れ



写真5 綾川左岸に建つ長命寺碑

る。その記録は比較的正確で、現在まで継続して使用されている灌漑水路網も確認できる。なお、この絵図に記された林田町の綾川西岸部の村境についてであるが、概観する限り現在の町境とさほど差がない。そのため、川筋が移動したのは、この絵図を描く前の出来事と推定できる。

#### ●「綾北間尋鈔」

江戸時代の文献である「綾北間尋鈔」（宝暦五年、1755）には、綾川の西岸にある「長命寺」についての記録がある。この文献では、「長命寺」は綾川の左岸西庄町原にあり、境内は方四町を測り、仏閣建ち並び名高き霊場であったと記されている。また、長命寺は保元の乱（1156）の後、崇徳上皇が一時滞在していた「雲井御所」と推定している。上皇はこの長命寺境内に武士を集め射芸を楽しまれたり、歌を詠まれたりして過ごしていたような伝承がある。天正年間この寺院は長曾我部氏の讃岐侵攻に伴い兵火により大部分は焼失するが、焼け残っていた崇徳上皇ゆかりの柱が一本あったようである。しかし、萬治年間（江戸時代前半、1658～1660）に洪水で堤が崩れ完全に流失したことが、この記録に記されている。

なお、長命寺が所在していた場所については、大正六年に林田村により建立された長命寺跡碑の周辺とも考えられるが、近世の検地帳によればこの石碑の南約100mの地点に、「長命寺新開」の古地名があり、おそらく、この地点辺りに所在していた可能性が高い。

#### 4. 推定される村境の成り立ち

林田町の綾川西岸部に流れていた川筋が、東へ移し現在の位置に至る経緯については、先述した「綾北間尋鈔」に記された萬治年間（17世紀中頃）の水害以降の川普請により、流路を東に付け替えた可能性が考えられる。しかし、それを証明する詳細な資料は見出せないが、おそらく、この水害以降の川普請の際に、堤を修築し人為的に川筋を現在の位置に付け変えた可能性が高い。

また、萬治年間（17世紀中頃）の水害との時期差がかなりあるが、18世紀末～19世紀初頭の景観を描いた「阿野郡北絵図」は、現在の村境とさほど差がなく、川筋が移動したのは、この絵図を描く前の出来事と推定できるため、少なくとも、この川普請の下限期を示す資料であろう。

なお、この地域の南端から加茂町にかけての綾川の川筋は、古代の土地区画である条里地割の方向に概ね合致している。そのため、この方向に描えた人工的な河川改修が考えられる。この改修工事がいつ頃おこなわれたのかは不明であるが、讃岐国府の時代を考えるうえで重要な課題にあげられる。

こうした、地形・地名・文献調査をとおして、広い視野から讃岐国府周辺の地域史をたどれば、新たな事実も明らかになる。また、その積み重ねにより、少しでも讃岐国府の時代にせまりたいものである。

（西村）

#### おわりに

以上述べてきた4つのテーマは、いずれも試論であり、林田の調査成果を今後まとめながら検証作業を行っていきたい。

なお、検討作業の過程で、乗松真也・松田朝由の各氏には有益な御教示を得た。記して感謝申し上げたい。

# 検地帳の古地名からみた坂出市林田町

森下 友子

## 1. はじめに

坂出市は香川県のほぼ中央にあり、林田町は坂出市の中でも北部に位置する（第1図）。林田町の北は瀬戸内海に面し、南は坂出市加茂町、東は坂出市高屋町に隣接する。西は阿讃山脈から流れを発する二級河川の綾川の西側まで広がり、坂出市西庄町に隣接する。林田町の東部には標高140～160mを測る雄山・雌山があり、雄山・雌山の頂部より西側が林田町域であるが、林田町の大部分は標高5m以下を測る平地である。現在、林田町は坂出市に属するが、昭和17年7月綾歌郡坂出町と綾歌郡林田村が合併して、坂出市となり、坂出市林田町となった。綾歌郡は明治32年阿野郡と鞆足郡が合併したもので、それ以前は阿野郡林田村であった。

香川県埋蔵文化財センターでは平成21年度から讃岐国府跡探索事業を行っており、讃岐国府跡推定地である坂出市府中町の周辺も含めて調査を実施している。平成21年度は坂出市府中町、平成22年度は府中町に北接する加茂町を調査した。平成23年度は坂出市林田町の水利調査・地形調査・地名調査などを実施した。平成23年春、坂出市林田出張所に保管されている江戸時代の検地帳や明治時代から昭和初期の資料の調査を行った。江戸時代の検地帳には古地名の記されたものが数冊みられた。ここでは検地帳に記された古地名からみた江戸時代以前の林田町の地形・開発・構造物などについて検討する。



国土地理院ホームページ掲載地図を使用しました

第1図 坂出市林田町位置図



## 2. 林田出張所保管資料

坂出市林田出張所には検地帳など江戸時代の資料が35冊保管されている（第1表）。検地帳の中で、最も古いものは寛文年間（1661～1672）に作成された「北條郡林田村畑方検地帳」・「北條郡林田村田方検地帳」・「北條郡林田村新聞田畑検地帳」である。そのほか、元文5年（1740）作成の「阿野郡北林田村順道帳」8冊、文化2年（1805）に作成された「阿野郡北林田村田畑順道帳」8冊、文化5年（1808）に作成された「阿野郡林田村田畑順道帳 旧白峯寺領」、延宝年間（1673～1681）から喜永元年（1848）に作成された検地帳がある。

これらの検地帳には地目・地位等級・面積・耕作者のほか、田畑の呼び名（古地名）などが記されているものがある。古地名が記されているのは宝永6年（1709）の「阿野郡北林田村高調市十郎開発検地帳」、文化2年（1805）と元文5年（1740）年の「阿野郡北林田村順道帳」、文化5年（1805）の「阿野郡林田村田畑順道帳 旧白峯寺領」、文化7年（1807）の「文化七年 阿野郡北林田村女山御林之内新聞検地帳」、弘化2年（1845）の「弘化二巳年十月阿野郡北林田村宮武清八被下高之内御取上ゲ田地検地帳」、喜永元年（1848）の「嘉永元年申年三月阿野郡北林田村宮武清八持高と同人江被下高之内抜替二付興高田地検地帳」である。これらの検地帳を比較してみると、元文5年（1740）の検地帳8冊と文化2年（1805）の検地帳8冊に記された古地名は同じものが多く、年貢徴収の単位である免の名まえもほぼ同じである。文化2年（1805）の検地帳は元文5年（1740）の検地帳をもとにして作成されたことがわかる。

これらの古地名が記された検地帳の中でも、文化年間（1804～1817）に作成された検地帳には紙が貼られ、貼り紙の上には赤字で地番、黒字で耕作者または所有者の姓名、耕作者または所有者の変更理由などが記されている。貼り紙には「明治十三年四月買受」などが書き記されていることから、明治13年（1880）頃まで加筆されており、行政資料として使用されていたことがわかる。

林田出張所にはそのほか土地に関する台帳として、愛媛県時代に作成された「地引順道帳」7冊が保管されている（第2表）。その中の1冊である「字灘新聞 諸堤方 順道帳」の末尾には「明治十年六月 第五大区一小区区長 松尾善九郎〔朱印〕 同区长濱本喜三八〔朱印〕 同副小区長 鶴身権八〔朱印〕 同小区長 植松並平〔朱印〕 愛媛縣権令岩村高俊殿」とあることから、この順道帳は明治10年（1877）に作成されたことがわかる。

この地引順道帳には「元千五百十〔赤字〕 千三百二十〔黒字〕 一田〇反〇畝〇歩 〇〇〇〇〔姓名〕」というように「元」の赤字の地番と黒字の地番、田畑の面積、土地所有者または耕作者の姓名が記されている。この地引順道帳と「阿野郡北林田村田畑順道帳」に記されている赤字の地番と土地所有者または耕作者の姓名を見比べてみると、一致しているものが多い。このことから、文化年間（1804～1817）に作成された「阿野郡北林田村田畑順道帳」の貼り紙に記された赤字の地番とこの地引順道帳の赤字の地番が同じであることがわかる。元は、赤字の地番が振られていたが、地引順道帳が作られた明治10年ごろ赤字の地番を黒字の地番に振り替えたので、これらの地引順道帳が作成されたのであろう。おそらく、地租改正に伴う改正地券発行時の地番振り替えによって黒字の地番が振られたものと思われる。

また、坂出市林田出張所には明治時代に作成された数種類の絵図が保管されている。これらの中でも「名東県管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地図三十式号之内三十一 興北」などと表題の付いた字ごとの絵図が31鋪（第3表）ある。表題から名東県時代の明治6～8年（1873～1875）に作成された地引絵図であると考えられる。これらの絵図をみると、田畑1筆ごとに赤字で地番、黒字で地目・地位等級・面積・人名（所有者）がある。絵図の赤字の地番と所有者、文化年間に作成された「阿野郡北林田村田畑

順道帳」に添付された貼り紙に記された赤字の地番と所有者を見比べると、ほぼ一致している。また、明治10年に作成された地引順道帳ともほぼ一致している。

これらのことから、文化年間の検地帳の貼り紙に記された赤字の地番とこれらの地引絵図や地引順道帳と対照させることによって、検地帳に記された古地名の場所を比定することができ、どの田畑にどのような古地名が付いていたのかを知ることができる。

### 3. 検地帳に残る古地名

検地帳に残る古地名を第4表に列挙した。これらの古地名をみると、①構造物または付近の構造物、②地形、③土地利用、④田畑開発の時期に由来するものが多いことがわかる。

①には「寺ノ西」・「祇園前」・「宮ノ脇」・「宮武新開堤」などがある。前三者は寺や神社の近隣であることを示している。また、「宮武新開堤」は宮武氏が開発した堤であることを示している。②には「須が端り(すがべり)」・「さこ」などがある。前者は砂州の端、後者は低地を表している。③には「新開畑」・「茶園」などがある。「新開畑」は新たに開発した畑、「茶園」は茶畑であろう。

④には「元禄六酉新興」・「延宝二寅新興」・「宝永元申新興」などがあり、年紀が入る。「興」は開発を表すので、「新興」は新開発した田畑を表している。林田出張所に保管されていた検地帳の中で、新開または新興の検地帳は「北條郡北林田村新開田畑検地帳」(寛文10年)・「北條郡北林田村新開検地帳」(延宝2年)・「阿野郡北林田村畑方検地帳」(元禄6年)・「阿野郡北林田村新興畑方検地帳」(宝永元年)・「阿野郡北林田村高調市十郎開発検地帳」(宝永6年作成正徳3年追記)・「阿野郡北林田村新興畑方検地帳」(正徳5年)がある。なお、検地帳に記された「新興」・「興」の付く田畑には「宝永六巳新興」・「延宝二寅新興」・「安政二卯新興」・「正徳五未新興」・「宝永元申新興」・「元禄六酉新興」・「明治四辛未興」・「元禄八亥新興」・「卯ノ興」がある。「卯ノ興」は卯の年であることしかわからないが、年紀の記されている地名の中で、宝永6年・延宝2年・宝永元年・正徳5年・元禄6年が新開または新興の検地帳の作成年と一致している。江戸時代の検地帳すべてが現存しているわけではないと思われるので、該当年の検地帳がないのも当然であるが、新開または新興の検地帳の作成年と地名の年紀の一致するものが多い。このことから、検地帳の田畑に記された年紀はその年に新たに検地されたことを表しており、開発の年紀を表しているのではないことがわかる。だが、開発の時期は検地された時期とあまり隔たるものではなく、少し遡る程度と思われる。

これらの古地名の中で文化年間に記された検地帳と地引絵図の地番と対照させて、坂出市都市計画図に記したものが第6図である。第6図をもとに、検地帳に記されている江戸時代の免と明治時代初めに定められた小字の範囲が一致するかどうかを検討した。免とは年貢徴収の単位であるが、それぞれの免の分布範囲と小字名・小字の境界を示したのが第5図である。この図をみると、江戸時代の免と明治時代初めに作成された小字の範囲は一致しないことがよくわかる。また、「川向」・「中川」・「川原」・「前場」・「上」の小字名は江戸時代の検地帳には記されていない。

### 4. 古地名からみた林田町

第7図は坂出市都市計画図から現地表の標高を読み取り、微高地に当たるとと思われる部分を網目で示した図である。<sup>(1)</sup> 第7図をみると、林田町の南東部(標高2.5~5.0mの平地)には条里型地割り広がるこ

とがわかる。また、第6図をみると、林田町の北部、標高2.0m以下の平地には江戸時代に開発された田畑が多いことがわかる。

以下、(a) 林田町南東部(字下所・上・東下所・角戸・東梶甲付近)、(b) 綾川西岸(字川向・長明寺・野末)、(c) 雄山の麓から綾川東岸の林田町中部から南西部(字中川・東梶乙・城ノ角・三十六・川原・西梶・前場・惣社・馬場北・馬場南付近)、(d) 林田町北部(字大番南・大番北・州鼻前、番屋前・浜・北須賀・与北・新聞・古川付近)、の4地区に分けて、古地名からみた林田町について検討を行う。

(a) 林田町南東部(字下所・上・東下所・角戸・東梶甲付近)

現地標高は2.5~5.0mを測る。字上の中央部から角戸中央部にかけて、南北に細長い微高地があり、微高地には集落がみられる。その東方は、糸里型地割りの田畑が広がり、新興住宅が点在する。

付近の構造物を示す地名には「蔵尻」・「地蔵ノ元」・「道西」・「今井手西ノ上」・「三時今井手東」がある。「蔵尻」は字上の南端にある。クラは崖の意味もある<sup>12)</sup>が、周囲には平地が連続することから、崖ではなく、倉庫のことを意味すると思われる。「地蔵ノ元」は字上のほぼ中央部にあり、「蔵尻」の北西方200mに位置する。この付近に地蔵があったのではないかとと思われるが、現在では見当たらない。「道西」は「地蔵ノ元」の南100mに位置する。道の西からきた地名であると思われるが、この田の東を南北に走る道に「地蔵ノ元」は隣接する。「道西」や付近に地蔵があることから、この道は当時の幹線道路であると思われる。第3・4図は江戸時代末に描かれた「阿野郡北絵図」で、この絵図には「今井手」にあたると思われる水路と、西招寺の西を南北に海岸まで走る道が描かれている。この南北道が「道西」・「地蔵ノ元」に接する道であると思われる。

「今井手西ノ上」は字上の南西部にある。現在でも、今井手<sup>13)</sup>と呼ばれる用水路がこの田畑の東を走る。今井手は林田町の南方の府中町で綾川から取水し、林田町を潤している。「三時今井手東」は字中川にあり、「今井手西ノ上」の北400mにある。この付近の田で使用されている堰板には「三時」と書かれていることから、この付近は「三時」と呼ばれていることがわかる。今井手の東に当たることから、「三時今井手東」となったのであろう。

地形との関りが深い地名には「流田」がある。「流田」は字角戸の南東端、坂出市立白峰中学校の西方150mにある。「流田」の名称からかつて洪水により田が潰されたことがうかがわれる。この付近は南北の細長い微高地の東側の低位部に当たる(第7図)。

(b) 綾川西岸(字川向・長明寺・野末)

綾川の西岸の字野末・川向・長明寺には「寺ノ西」・「寺裏」・「寺東」・「寺前新聞」・「長命寺新聞」がある。「寺ノ西」・「寺裏」・「寺前新聞」・「寺東」は主要地方道高松王越坂出線の北方200m付近にある。「阿野郡北絵図」(第3・4図)をみると、江戸時代末この付近に高照院という寺があったことがわかる。現在、高照院はこの場所から1.2kmほど南の坂出市西庄町にある。真言宗の寺院で、四国霊場79番札所である。現在の高照院のある場所は江戸時代には摩尼珠院妙成就寺があった。摩尼珠院妙成就寺は保元の乱によって讃岐へ配流された崇徳上皇を祀る御廟の別当であったが、明治初年(1868)の神仏分離令によって廃寺となった。その後、末寺の高照院がこの場所に移転し、79番札所を引き継いだ<sup>14)</sup>。現在、「寺ノ西」などの周辺には高照院があったことを示す遺構は見当たらないが、これらの古地名から移転する前の高照院の場所がよくわかる。

1 讃岐国府探検事業では1筆ごとの田畑の標高を測る地形調査を行なっている。平成23年度は林田町を対象とした。現在、調査途中ではあるが、その成果をもとに地形の復元を行なった。

2 「技術ノート No.39 特集：東京の地名と地形」社団法人東京都地質調査業協会 2006

3 香川県では井手は用水路のことを指す。現在でも日常的に使用されている語句である。

4 「香川県の地名」日本歴史地名大系38 平凡社 1989

また、寺院の名称をもつ地名として「長命寺新聞」がある。「長命寺新聞」は綾川に架かる長命寺橋と新雲井橋間に挟まれた綾川西岸の堤防のすぐ西にある。長命寺は保元の乱に敗れ、讃岐に流された崇徳上皇が3年間過ごした場所であるといわれている。長命寺は戦国時代長曾我部氏の襲来の兵火により消失し、崇徳上皇御親筆の柱だけが1本残ったが、万治年間（1658～1660）の洪水で綾川の堤防が崩壊し、この柱は流失してしまったという伝承がある<sup>15)</sup>。「長命寺新聞」の北方100mの地点には崇徳上皇がこのあたりで過ごしたことを示す「崇徳天皇駐蹕長命寺舊趾」と刻まれた石碑が大正時代に建立されている。

開発を表す地名もこの付近に多くみられる。先述した「長命寺新聞」以外にも「二天新聞」・「新聞」・「道下新聞」・「大名口新聞」・「道西新聞」・「寺前新聞」・「裏道之端新聞」・「娵佐古新聞」などがあり、このあたり一帯は新聞発された田畑が広がっていることがわかる。この付近は標高2m代を測る。年紀の入る地名には字野末に「正徳五末新興」がある。ここは現在堤防となっている場所であるが、地名から正徳5年（1715）に新たに検地された田畑であることがわかる。「綾北間尋鈔」には正徳5年（1715）の50年ほど前に当たる万治年間（1658～1660）に大洪水がおこり、この付近は荒廃したことが記されている。おそらく、洪水で田畑が崩壊し、その後再開されたことから、新聞という地名が数多く残っているのであろう。

(c) 雄山の麓から綾川東岸の林田町中部から南西部（字中川・東榎乙・城ノ角・三十六・川原・西榎・前場・惣社・馬場北・馬場南付近）

綾川の東岸では付近の構造物を示す地名が多数ある。字東榎乙には「蔵ノ元」・「蔵元」、字城ノ角には「蔵佐古」・「城屋敷」・「蔵前苫屋敷」・「馬場」、字馬場北から字惣社にかけては「弁財天西」・「弁財天裏」・「宮添」・「宮添井手東」・「井手東」・「井手西」・「道北井手内西」、字東榎乙には「あび堤添宝永六巳新興」、字西榎には「宮ノ脇」・「宮ノ東堤下屋敷」・「寺裏」・「祇園前」・「祇園前新聞」・「祇園東さこ新聞」がある。

字東榎乙の「蔵ノ元」・「蔵元」は綾川の東岸の堤防から100mほど東に位置する。この付近から字城ノ角の林田小学校付近にかけて南北に細長い微高地が存在する（第7図）。微高地上にあり、水運に便利な綾川から近い場所に「蔵ノ元」・「蔵元」の地名があることは興味深い。綾川を利用した物資の運搬用の倉庫があったのであろうか。また、坂出市立林田小学校の北方の「蔵佐古」・「城屋敷」・「蔵前苫屋敷」は微高地の北端に当たる。小高い場所に「城屋敷」などの古地名があることは中世城館の存在を示唆しているように思えるが、かつて城があったという記録や伝承は残っていない。今後、文献資料などを調べて、地名の由来を調査したい。

字馬場北から字惣社にかけては「弁財天西」・「弁財天裏」・「宮添」・「宮添井手東」がある。昭和7年作成の「畿歌郡林田村全図」（第2図）や「阿野郡北絵図」（第3・4図）をみると、「弁財天西」・「弁財天裏」付近には弁財天を祀る巖島神社があったことがわかる。現在、巖島神社の社域の一部は県道大屋富・榮港・宇多津線の路線内になり、巖島神社は東隣する惣社神社に合祀されている。「宮添」・「宮添井手東」は字惣社にある惣社神社の北にある。この名は惣社神社に隣接することを表すものと考えられる。惣社神社は微高地上にあり、社伝によれば延長4年（926）の創建である<sup>16)</sup>。境内には古代のものと考えられる土器片が散布しており、古来より安定した地盤であることを物語っている。

字西榎の「宮ノ脇」・「宮ノ東堤下屋敷」は綾川の右岸堤防沿いにある地名である。「宮」は隣接する總倉神社を指しているのであろう。總倉神社は「綾北間尋鈔」に「西榎の牛頭天王」、「神功皇后の右舵を守らせ玉ふ神」、「威神天王とも、又は惣蔵天王とも云す」と記されている。「宮ノ脇」の北方100mにある「寺裏」は薬師院総倉寺の北にある。薬師院総倉寺は總倉神社の北に位置し、總倉神社の別当であった。薬師

5 「綾北間尋鈔」〔香川叢書 第3 香川県 1972〕による。「綾北間尋鈔」は宝暦5年（1755）成立。本条貴伝太著。

6 「綾北間尋鈔」による。



院總倉寺の所蔵する鰐口には「明徳元年」(1390)、「讚岐国北条郡林田郷擬取名惣藏天皇御社」の銘がある。

字西梶の「祇園前」・「祇園前新聞」・「祇園東さこ新聞」は県道大屋富築港宇多津線(通称さぬき浜街道)の南方100mに位置し、「寺裏」の100m北西に位置する。この付近には八坂神社がある。八坂神社の旧名は祇園社であることから、これらの地名は祇園社に由来するものと考えられる。祇園社は寛文年間(1661~1672)に備後柄の祇園宮から勧請した<sup>7)</sup>ので、これらの地名は寛文年間(1661~1672)以後のものと思われる。

字前場にある「鞍敷之内」は林田町東端の雄山・雌山に挟まれた谷部、神谷川の東岸に位置する。クラは谷の意味もあるが、ここでは鞍敷は馬の鞍壺の上に敷く敷物を指すのであろう。雄山・雌山を横から見ると、その間の凹み部分が鞍壺にみえることから、この付近を鞍敷と呼ぶようになったのではないだろうか。なお、鞍敷の名をもつものに鞍敷池がある。高松藩の溜池・出水の調査を寛政9年(1797)にまとめた「池泉合符録」には「阿野郡北の林田村には「鞍敷池 水掛高五拾石」とある<sup>8)</sup>。この資料から、林田村に鞍敷池があったことがわかるが、現存しない。この池は地引絵図にも描かれていないので、明治時代までには池が消滅したことがわかる。「鞍敷之内」が雌山と雄山にはさまれた谷部にあることから、鞍敷池は谷の水を溜めていたものと考えられる。

地形を表すものは字川原に「川」・「道西佐古ノ上」、字馬場南には「さこノ上」・「さこ」・「前佐古」がある。字川原の「川」は県道大屋富築港宇多津線(通称さぬき浜街道)の南方50mに位置する。「川」の周辺は帯状に蛇行する地割りがみられることから、かつて河川が存在したものと思われるが、「川」という地名は湧水を表すこともあることから<sup>9)</sup>、この付近に湧水地があったことから付いた地名なのかもしれない。

佐古(さこ)は一般的に低地を表す。字馬場南の「さこノ上」・「さこ」は県道大屋富築港宇多津線(通称さぬき浜街道)のすぐ北で、林田町交差点の西に位置する。「さこノ上」・「さこ」を含む周辺の地割をみると、細長く蛇行していることから、この付近は河川跡であると考えられる。「前佐古」は綾川東岸から林田小学校付近までびる微高地と、惣社神社付近の微高地の間の低地に位置する。字川原の「道西佐古ノ上」は綾川東岸から林田小学校付近まで南北にびる微高地の西側に位置する。

また、開発を示す地名として神谷川東岸と雌山・雄山の間には「堤下延宝二寅新興」・「水口東延宝二寅新興」・「水口西延宝二寅新興」・「橋之元延宝二寅新興」・「卯ノ興」・「卯ノ興ノ元」・「卯ノ興八王神下川中瀬」、神谷川西岸には「宝永元申新興」・「卯ノ興シ東佐古」がある。これらの地名から、この周辺は江戸時代に開発したことがわかる。「卯ノ興」は卯年に開発されたことを示していると思われるが、卯の方位は東であることから、林田の東を開発したことを示しているのかもしれない。神谷川は流れの方向が不自然であることから付け替えを行なったのではないと思われるが、記録や伝承は見当たらない。神谷川周辺の開発と川の付け替えの関連については今後の検討を有する。

(c) 林田町北部(字大番南・大番北・番屋前・浜・北須賀・与北・新聞・古川付近)

この付近は標高2m以下を測る。第5図の緑色で塗られた範囲はすべて興・新興・新聞の名がつくところで、新聞発された田畑である。また、橙色で塗られた範囲も新聞発された田畑である。新聞発された田畑は綾川の東岸にある祇園社(現在は八坂神社)から雄山西側にある惣社神社を結ぶ線より北側に広がっている。また、新聞発された田畑の場所を第14図で見ると「上田」・「中田」もあるが、「下田」・「下々田」・「下畑」・「下々畑」が圧倒的に多く、田畑の等位が低いことがわかる。

林田町の北端に位置し、瀬戸内海に面する字大番南・大番北・州鼻前・番屋前には開発を表す地名として「元

7 「香川県の地名」日本歴史地名大系38 平凡社 1989

8 「池泉合符録」『香川県史』資料編10 近世資料2 1987

9 「技術ノート No.39 特集：東京の地名と地形」社団法人東京都地質調査業協会 2006

禄六西新興・「元禄八亥新興」・「道東角地元禄六西新興」・「立道東■元禄六西新興」(■は字不明)・「中井手ノ北道添元禄六西新興」・「屋敷元禄六西新興」・「元禄八亥新興」・「裏ノ堂元禄六西新興」・「幕ノ堂元禄六西新興」・「屋敷北元禄六西新興」・「道下元禄六西新興」がみられることから、字大番南・大番北・番屋前の大部分と字惣社の北部は元禄年間に開発されたことがわかる。この付近の現地表の標高は0～1mを測り、比較的平坦である。

また、字大番南・大番北・番屋前の海岸部には細長い高まりが南西から北東に向かってのびている。<sup>10)</sup> この高まりの上には「明治四辛新興」・「文政十一子新開水門裏源八屋敷」の地名があることから、幕末から明治初期にかけて開発したことがわかる。

字浜・字北須賀・字古川・新開・与北には「宝永元申新興」・「延宝二寅新興」・「新開」・「新開畑」・「中須が新開」・「須が前新開」・「安政二卯新興」・「宝永六巳新興」・「明治四辛興」がある。この付近の現地表の標高は0～2m弱を測り、ところどころ標高1m代の微高地がある。この付近は小規模な開発が点在しており、延宝2年(1674)頃・宝永年間(1704～1710)・安政年間(1854～1859)頃・明治初期と数時期わたって開発されたことがわかる。字浜の中央付近、字新開の中央付近には微高地が存在する。字浜の微高地は「宝永元申新興」の地名が付いていることから、宝永元年(1704)ごろ畑として開発されたことがわかる。また、字新開の微高地には「須が前新開」・「新開畑」が付いていることから新開発されたことがわかるが、年紀はないので、開発の時期はわからない。

また、綾川にかかる雲井橋の北東付近から北西方向、字川原・字古川・字北須賀に向かって、新開発の水田が細長く、蛇行しながら連続する。ここは周囲に比べると、現地表の標高も低く、細長い窪みとなっていることから、綾川の支流の河川跡であると思われる。この部分には南から「まび堤添宝永六巳新興」・「宝永元申新興」・「正徳五未新興」・「延宝二寅新興」がある。地名の年紀から河川の下流側のほうが早く開発されたことがわかる。先述したようにこれらの年紀は開発した年ではなく、初めて検地された年を示しているが、地名からこの河川跡の開発は延宝2年(1674)ごろから宝永6年(1709)ごろであったことがうかがわれる。

旧地形を表す地名として字番屋前には「東須が端」・「米須端り西」がある。須とは海岸部の砂州のことを表しており、「東須が端」は東の砂州の裏(南側)の端のほうを表している。これらの北側は細長い微高地があり、「東須が端」付近の標高は0.6mとこのあたりで最も低くなっている。

字大番北にある現在の林田港は江戸時代にも港として機能していたと思われ、明治初期に作成された地引絵図にもL字状の突堤がみられる。突堤の南側には「米下道須が端」・「米下通寅添」・「米須端り西」・「米下道東」がある。幕末に作成された「讃岐国松平領海岸絵図」の中の「林田浦 大番新開」の図(第8図)には林田港付近が描かれているが、この絵図には、「女山」の北側に四角に飛び出した部分があり、この部分に「打場」、その先端に「米出場」とある。この絵図にも「米出場」とあることから、林田の港から米を積み出していたところがわかる。おそらく「米下道」というのは米を港へ運ぶ運搬道路であることから付いた名であろう。

なお、この付近の様子を記した資料に「海上湊之記」がある。これは寛文7年(1667)幕府の海辺巡検使高林又兵衛の視察記である。この中には「林田 拾軒、遠干潟也、舟掛り無。是ヨリ白鷺へ上ル一程有、此ノ辺ノ浜ヲ綾ノ浜ト云。」<sup>11)</sup>とある。この資料をみると、林田付近には遠干潟が広がっており、「舟

10 この細長い高まりは「海岸線に沿って下畑、下々畑が帯状に連続しているけれども、自然形成の砂堆であるのか開発のため人為的に築造された堤防であるのかを判断するためには堆積物の観察が必要である」(木下晴一「地目・地位等級分析図の作成」『讃岐国府跡探索事業平成21・22年度 地形・地名調査報告』香川県埋蔵文化財センター 2011)とされ、その性格については今後の調査が必要であると思われる。

掛り」はなかったとあることから、字大番北にある港は寛文7年（1667）には築造されていないことがわかる。「遠干潟」は字大番北・大番南・洲鼻前・番屋前の平坦地を指していると思われるが、「遠干潟」の干拓と同時に、港も築造したのではないと思われる。したがって、港の築造は元禄年間（1688～1703）頃で、米下道・米下道と呼ばれたのは港築造後のことであろう。

江戸時代の検地帳では中世以前の開発に関する記録は見当たらなかったが、「八坂神社記録」には中世に林田を開発した記録がある。この資料の後深草院の条によると、文永年間（1264～1274）四季天神供并常灯料所として「郷内潮入新開」が京都祇園社に寄進されている。また亀山院の条にも「潮入新開田」半分が祇園社に寄進されている<sup>11)</sup>。この「潮入新開」は坂出市林田町字新開に比定する説もある<sup>12)</sup>。しかし、検地帳の古地名から字新開の大部分は江戸時代に新田開発されたことがわかったので、「潮入新開」は字新開よりも内陸部ではなかったかと思われる。字新開よりも内陸部には總倉神社があるが、總倉神社では牛頭天王を祀っており<sup>13)</sup>、京都八坂神社ともかかわりが深いことから、「潮入新開」は總倉神社付近だった可能性も考えられよう。

以上のように、林田町の北部は中世に「潮入新開」として海浜部の一部が開発されたが、大部分は「綾ノ浜」と呼ばれる遠干潟が広がっていた。検地帳の古地名の調査によって17世紀後半以降に干潟の開発や港の築造が行われ、港では米をはじめとする物資の積み出しが盛んに行なわれたことがわかった。

## 5. おわりに

以上のように、江戸時代の検地帳に記された地名を調査し、付近の構造物や地形、田畑の開発について検討した。しかし、古地名が記されている検地帳はいずれも18世紀以降のものであり、古地名の由来を調べるうちに、古地名は江戸時代の前半の自然環境・文化環境を反映しているものが多く、中世以前の由来をもつものは数少ないことがわかった。

だが、古地名の場所から、崇徳上皇が過ごしたとされる長命寺の位置や、坂出市西庄町に移転して、79番札所を引き継いだ高照院の元の位置を知る手がかりがつかめた。また、字城ノ角には「城屋敷」「城西角」などの地名があることから、城または館が存在した可能性があることがわかった。林田町の北部では江戸時代初期まで海浜部に遠干潟が広がっており、17世紀後半以降に遠干潟が開発されたことがわかった。

平成23年度の讃岐国府跡探索事業は調査途中であり、林田町の調査も引き続き行なう。今後調査を行い、林田町の地形や開発について、さらに検討を進めたい。本稿を成すにあたり、千葉幸伸先生には検地帳の解説についてご教授いただいた。また、検地帳の調査を共に行った香川県埋蔵文化財センター讃岐国府跡探索事業担当職員・讃岐国府跡探索事業ボランティア調査員安藤みどり、犬飼直美、垣本保、梶英恵、金倉修、金倉留美子、葛原知子、佐々木宏、住谷善慎、十河裕之、高橋利秋、高橋徳、竹嶋真理、田村源一、野口美智子、長谷川宏、藤田和康、古田博子、宮本義彦各氏には多大な御協力をいただいた。記して感謝いたします。

11 「坂出市史」市史編纂委員会 1952

12 「香川県の地名」日本歴史地名大系38 平凡社 1989

13 「角川日本地名大辞典37 香川県」角川書店 1985

14 「香川県神社誌」香川県神社連合会 1938

第1表 林田出張所保管検地帳

番号	資料名	作成年代	その他	古地名の有無	地番の記載の有無	林田出張所資料番号
1	北條郡林田村畑方検地帳	寛文10年(1670) 作成 延宝5年(1677)改め		無	貼り紙に赤字と黒字で地番(?)書き込み(「は一〔赤字〕へ六十四〔黒字〕」など)	1944
2	北條郡林田村田方検地帳	(作成年不明 寛文年間?)		無	貼り紙に黒字で地番(?)書き込み(「は三」など)	2272
3	北條郡林田村新開田畑検地帳	寛文10年(1670)		無	貼り紙に黒字で地番(?)書き込み(「を十」など)	2403
4	北條郡北林田村新開検地帳	延宝2年(1674)		無	無	1819
5	貞享元子年十一月 阿野郡北林田村水引帳	貞享元年(1684)	貞享4年(1687)・元禄9年(1696)・宝永7年(1710)・享保8年(1723)・享保9年(1724)追記あり	無	無	1820
6	阿野郡北林田村畑方検地帳	元禄6年(1694)		無	無	1822
7	阿野郡北林田村新興シ畑方検地帳	宝永元年(1704)		無	無	1261
8	阿野郡北林田村高調市十郎間免検地帳	宝永6年(1709) 作成 正徳3年(1713)追記		有	無	1826
9	阿野郡北林田村新興シ畑方検地帳	正徳5年(1715)		無	貼り紙に赤字と黒字で地番(?)書き込み(「をニ〔赤字〕」を拾七〔黒字〕」など)	1955
10	北條郡林田村田方検地帳	作成年代記載なし 正徳年間か?		無	貼り紙に黒字で地番(?)書き込み(「い十一」など)	1817
11	享保十四年 阿野郡北林田村御林郷西新開田畑検地帳	享保14年(1729)		無	無	1818
12	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳	演免 演畑 元文5年(1740)		有	無	1216
13	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳	本村上所 本村下所 元文5年(1740)3月		有	無	984
14	阿野郡北林田村順道帳	興免 元文5年(1740)		有	無	980
15	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳	新興免 新興畑 興シ畑 元文5年(1740)		有	無	981
16	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳	西幌上所 西幌中所 元文5年(1740)		有	無	982
17	元文五申年七月 阿野郡林田村白峯寺領順道帳	元文5年(1740)		無	貼り紙に黒字で地番(?)書き込み(「六十一〔改行〕二十九」など)	2273
18	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳	西幌下所 野未免 元文5年(1740)		有	無	1242

番号	資料名	作成年代	その他	古地名の有無	地番の記載の有無	林田出張所資料番号
19	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳	東祝免 惣社免	元文5年(1740)		有 無	1245
20	阿野郡北林田村永引跡興返新検地帳		寛延2年(1749)		無 無	1824
21	阿野郡北林田村田畑順道帳	東祝 惣社	文化2年(1805)		有 貼り紙に赤字で地番書き込み	1215
22	阿野郡北林田村田畑順道帳	西祝上所	文化2年(1805)	「明治十二年十二月相統」貼り紙あり	有 貼り紙に赤字で地番書き込み	1943
23	阿野郡北林田村田畑順道帳	木村上所 同下所	文化2年(1805)	「十三年二月買受」貼り紙あり	有 貼り紙に赤字で地番書き込み	1217
24	阿野郡北林田村田畑順道帳	演免	文化2年(1805)	「十二年十二月相統」貼り紙あり	有 貼り紙に赤字で地番書き込み	1218
25	阿野郡北林田村田畑順道帳	西祝下所 野末免	作成年記載なし 文化2年(1805)か?	「十三年一月買受」貼り紙あり	有 貼り紙に赤字で地番書き込み	977
26	阿野郡北林田村田畑順道帳	古川 興畑	作成年記載なし 文化2年(1805)か?	「十三年一月買受」貼り紙あり	有 貼り紙に赤字で地番書き込み	983
27	阿野郡林田村林順道帳		作成年記載なし 文化2年(1805)か?	「明治十三年四月買受」貼り紙あり 30とこより縦じ	有 貼り紙に赤字で地番書き込み	1815
28	文化二丑年 阿野郡北林田村田畑検地帳		文化2年(1805)		無 無	1821
29	阿野郡林田村田畑順道帳 旧白峯寺領		文化5年(1808)		有 貼り紙に赤字で地番書き込み	1262
30	文化七午年 阿野郡北林田村女山御林之内新聞検地帳		文化7年(1810)	27とこより縦じ	有 無	1815
31	文政十一年十月阿野郡北林田村畑方新聞検地帳		文政11年(1828)		無 無	1813
32	天保六未歳七月 阿野郡北林田村■地新御検地内順道帳		天保6年(1835)		無 無	1823
33	天保十五年辰正月 阿野郡北林田村辰興土免御定内免別帳(1844)		天保15年(1844)	その他2つの免別帳あり	無 無	1827
34	弘化二巳年十月阿野郡北林田村宮武清八被下高之内御取上ヶ田地検地帳		弘化2年(1845)		有 無	1814
35	嘉永元年申年三月阿野郡北林田村宮武清八持高と同人江被下高之内抜替二付興高地地検地帳		嘉永元年(1848)		有 無	1825

第2表 林田出張所保管地引順道帳

番号	資料名	作成者	林田出張所資料番号
1	東観乙 中川 角戸 上 長明寺 地引順道帳	林田村	27
2	城ノ角 前場 雄山 大番南 大番北 地引順道帳	愛媛県下讃岐国林田村	28
3	洲鼻前 惣社 馬場南 馬場ノ北 番屋前 地引順道帳	愛媛県下讃岐国阿野郡林田村	29
4	下所 東下所 三十六 雄山 東観甲 地引順道帳	林田村	30
5	濱 古川 北須賀 興北 地引順道帳	林田村	31
6	川向 野末 新聞 西観 川原 地引順道帳	林田村	32
7	字籠新聞 諸堤方 順道帳	林田村	58

第3表 林田村地引絵図

番号	資料名	
1	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内一	下所
2	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二	東下所
3	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内三	東下所二
4	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内四	三号男山
5	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内五	四号三十六
6	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内六	東観甲
7	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内七	東観乙
8	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内八	
9	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内九	角戸
10	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十	上
11	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十一	上二
12	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十二	長明寺
13	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十三	川向
14	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十四	野末
15	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十五	字新聞
16	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十六	西観
17	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十七	川原
18	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十八	十六号城ノ角
19	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内十九	十七号前場
20	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十	十八号安山
21	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十一	十九号大番南
22	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十二	二十号大番北
23	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十三	二十三号洲鼻前
24	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十四	二十二号惣社
25	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十五	二十三号馬場南
26	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十六	二十四号馬場先寺
27	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十七	二十五号番屋前
28	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十八	西濱
29	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内二十九	古川
30	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内三十	字北塚
31	名東照管下讃岐国阿野郡第十九大区一小区林田村地園三十三号之内三十一	字興北

第4表 検地帳に残る古地名

■は字不明

免	検地帳作成年	検地帳に記された古地名	検地帳
西梶新開	宝永6年(1709)	東屋敷ノ隅・同所北・同所西屋敷・同所北・同所西・同所南堤添・屋敷・同所西堤添・同所北・東堤添同所北・同所西・同所北・同所西堤添・同所北西北堤添隅・同所東北堤添・同所東・同所北・同所北堤添插前・同所東北堤添・同所南・東堤添	阿野郡北林田村高調市十郎開発検地帳
西梶上所	元文5年(1740)	宮脇・宮西屋敷・西ノ原・巡り田・高畑ケ・祇園前・唐戸・小林前・祇園東・小林ノ東・柳ノ内・柳内井手端・屋敷ノ西・屋舗・柳内古川端・川・寺ノ浦・屋敷・屋敷前・宮ノ東堤下屋敷	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳 西梶上所 西梶中所
	文化2年(1805)	宮ノ脇・宮西屋敷・高畑ケ・祇園前・唐戸・祇園前・小林前・祇園東・中所・小林東・溝添・柳ノ内・屋舗ノ西・川・屋敷・寺裏・宮ノ東堤下屋敷	阿野郡北林田村田畑順道帳 西梶上所
野末	元文5年(1740)	婦佐古	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳 西梶下所 野末免
	文化2年(1805)?	婦佐古新開・新開	阿野郡北林田村田畑順道帳 西梶下所 野末免
西梶下所	元文5年(1740)	二天・長命寺・道下・大名口・屋敷東・荒神畑・屋敷・裏道之端・久保田・窪田・紺屋畑・道西・寺ノ東・屋敷・寺裏・鶴か内・婦佐古	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳 西梶下所 野末免
	文化2年(1805)?	二天新開・新開・長命寺新開・道下新開・大名口新開・屋敷東・荒神畑・屋舗・裏道之端新開・寺前新開・久保田新開・道西新開・寺東・屋敷・寺裏・寺ノ西・婦佐古新開・正徳五末新興	阿野郡北林田村田畑順道帳 西梶下所 野末免
本村上所	元文5年(1740)	蔵元・垣添・かみ坪・勢いり・上塚・宮田・丸田・五反田・新屋・道西・北うら・茶蘭・板屋・岸ノ内・もんかう・小苗代・桃ノつほ・川窪・井地・三時今井井手東・東川原・道ノ上・皿田・蔵取・居屋敷・地蔵ノ元・屋舗・道西・道東・今井井手西ノ上・道東・井手東・馬場・堤之内・堤之外・えび・川窪	元文五申年三月 阿野郡北林田村順道帳 本村上所 本村下所

免	検地帳作成年	検地帳に記された古地名	検地帳
本村上所	文化2年(1805)	蔵元・新はく・三反田・垣添・かみ坪・かみ塚・勢いり・上塚・宮田・丸田・新屋・五反田・道西・北うら・茶園・板屋・岸ノ内・小苗代・桃ノ坪・川窪・屋敷前・三時今井井手東・屋敷・東川原・皿田・道ノ上・井ノ尻・蔵尻・地蔵ノ元・道西・今井井手西ノ上・井手東・馬場・堤ノ内・堤外・蔵ノ元・あび・から田	阿野郡北林田村田畑順道帳 本村上所 同下所
	弘化2年(1845)	宮武屋敷前森ノ北北境ハ小道・宮武屋敷前馬場より東南ハ往還井手添・宮武屋敷前馬場より東南ハ往還井手添東ニテ東境ハ井手	弘化二巳年十月阿野郡北林田村宮武清八被下高之内御取上ケ田地検地帳
本村下所	元文5年(1740)	畔道・忠五郎・ひなた・安さね・杉免・流田・堂上・下こもん・孫之丞・踊田・馬田・竹石・くおう・上からす・下からす・猿楽・首打・三十六仏前・垣田・垣田道下・三拾六道ノ下	元文五申年三月阿野郡北林田村順道帳 本村上所 本村下所
	文化2年(1805)	畔道・ひなた・居屋敷・安さね・北之角・杉里・流田・踊田・糸田・馬田・竹石・くおう・上からす・下からす・猿楽・三十六仏前・垣田道下・三十六道ノ下	阿野郡北林田村田畑順道帳 本村上所 同下所
東梶	元文5年(1740)	蔵さこ・是を上り・地藏前・城屋敷・城西角・道西さこ上・屋しき・屋舗東新はく・堂ノ元・馬場・蔵ノ前とま屋敷・墓元・むかい・松元・東畑ケ	元文五申年三月阿野郡北林田村順道帳 東梶免 惣社免
	文化2年(1805)	蔵佐古・是ヲ上り・地藏前・城屋敷・城西角・道西佐古ノ上・屋敷前・屋舗東新ハク・堂ノ元・馬場・蔵前苫屋舗・墓ノ元・むかい・松元・東畑ケ	阿野郡北林田村田畑順道帳 東梶 惣社
惣社	元文5年(1740)	是を上り・高畑ケ・志た地・川はた・道ノ北・道北屋敷・道南屋敷・惣社前道内・志めノ次郎・いらい神・米下ヶ道西さこノ上・西原・はちそこ・さこ	元文五申年三月阿野郡北林田村順道帳 東梶免 惣社免
	文化2年(1805)	是ヲ上り・高畑ケ・道北屋敷・道南屋敷・惣社前道内・前佐古・門屋敷・志めノ次郎・いわ井神・西ノ原・はちそこ・さこノ上・さこ	阿野郡北林田村田畑順道帳 東梶 惣社
(旧)白峯寺寺領	元文5年(1740)	男山へ廻り道上・上沼・馬泊(泊カ?)下・谷尻ノ原・弁財天ノ西・杉の・三間屋ノ裏・平助西浦・三間屋ノ東・茂三郎西裏・三間屋裏井手南・善左衛門屋布・小宿・池ノ西・片山清兵衛東・東さこ・川東たく地	元文五申年七月阿野郡林田村白峯寺領順道帳



免	検地帳作成年	検地帳に記された古地名	検地帳
(旧) 白峯寺領	文化5年(1805)	宮添・馬場北・弁財天西・道ノ北・井手西・井手東・屋敷東・米下ケ道東・弁財天裏・井手間・西手・米下ケ道東・宮添・宮添井手東・道北井手内・道北井手内西・間ノ通西・大関元・大関橋・知ノ興シ東佐古・高畑ケ屋敷・高畑ケ下・鼻口・塩口添・男山下・知ノ興シ八王神下川中瀬・知ノ興シノ元・無常場北・松之下・知ノ興・樋之口・川東樋ノ元・道ノ北・鞍敷之内・男山端り	阿野郡林田村 田畑順道帳 旧白峯寺領
古川	文化2年(1805)か?	古川上新開・新開・正徳五未新興・延宝二寅新興・新開畑・南新開揺前延宝二寅新興・安政二卯新興・高畑・祇園前新開・祇園東さこ新開・同所北祇園東さこ新開・新開・須か前新開・須賀遍り新開・中須か新開・北原・はしの元・古川東屋敷・新開井手東上・■田惣社より飛入・佐古上惣社より飛入・佐古ノ上・馬場先南・惣社より飛入・馬場北新開・又助屋敷・十兵衛屋敷・馬場先新開・屋敷・須加屋敷■■■■・水口東延宝二寅新興・橋之元延宝二寅新興・堤下延宝二寅新興・畑へり延宝二寅新興・享保壹寅新興・宝永六己新興・おび堤添宝永六己新興・庄蔵林延宝二寅新興・庄蔵林延宝二寅新興・明治四辛未興	阿野郡北林田村 田畑順道帳 古川 興畑
	嘉永元年(1848)	綾川堤添・綾川堤添北東は宮武用水井手添・綾川堤添北宮武用水井手添・綾川堤添宇多津道より北堤は小道・綾川堤添権平衡東道添北境ハ汐溜	嘉永元年申年三月阿野郡北林田村宮武清八持高と同人江被下高之内抜替ニ付興高田地検地帳
浜	元文5年(1740)	甚太郎裏さこ・さこの上・北須か端・東洲か端・つ崎・屋敷・裏さこ・墓ノ東道下・北須か端・米下道西須か端・米下ケ道東端・須か前米下ケ道端・中井手北道添・横田・立道西井手ノ内・立石西・立道東小濱・水門前・立石屋敷東・道南垣添	元文五申年三月阿野郡北林田村順道帳 濱免 濱畑
	文化2年(1805)	甚太郎裏佐古・甚太郎裏佐古ノ上・元禄六西新興・須か裏・東須か端・墓ノ堂元禄六西新興・屋敷内・屋敷北元禄六西新興・高畑ケ元禄六西新興・北須か端元禄六西新興・墓ノ東道・北須か端元禄六西新興・米下道須か端・米下通寅添・中井手東道端・中井手道端・須か前米下道元禄六西新興・中井手ノ北道添元禄六西新興・立道西井手ノ内・立石西元禄六西新興・立道東■■元禄六西新興・元禄八亥新興・須か端り・道東角地元禄六西新興・立石東屋敷元禄六西新興・屋敷元禄六西新興・元禄八亥新興・道下元禄六西新興・道南堤添元禄六西新興・文政十一子新開水門裏源八屋敷・文政十一子新開水門裏留八屋敷・米須端り西・明治四辛未興	阿野郡北林田村 田畑順道帳 濱免

免	検地帳作成年	検地帳に記された古地名	検地帳
新興免	元文5年(1740)	北新開古畑・ゑび堤添	元文五年申年 三月 阿野郡 北林田村順道 帳 新興免 新興畑 興 シ畑
興シ免	元文5年(1740)	古川上・新開畑・南新開・唐戸林浦次か端り新開畑・高畑ヶ・祇園前・祇園東さこ・須賀前・中須賀・北原・ほうの元・古川東屋敷・新開井手東上・惣社免巡り田・惣社免佐古ノ上・佐古ノ上・馬場崎南・惣社免・十兵衛屋敷・馬場崎・惣社免・古川端り・須カ屋敷前道下・水口東・道北・中筋・道下・畑端	阿野郡北林田 村順道帳 興 免
興畑	文化2年(1805)か?	宝永元申新興・文政十一子新開川南山端屋敷	阿野郡北林田 村田畑順道帳 古川 興畑
[林]		鞍敷之内南揺(ゆる)之屑・惣社橋北・洲賀・立石・北浦・大番・洲鼻・新波戸西・与北水門南汐溜西堤・宮武新開堤・与北・西ノ原・西梶・中川原・上林田・二天ノ北・長明寺・川向・野末・中川原・与北之内北ノ中堤西ノ角・与北之内北ノ中堤西ノ角東・与北之内北ノ中堤西ノ角東南・番屋東六三郎前・米積場西・洲鼻・大番・女山裾・女山・田中・乃生崎水■谷・前門川原堤添・西梶橋之上門外・米積場西土手下・女山■■	阿野郡林田村 林順道帳

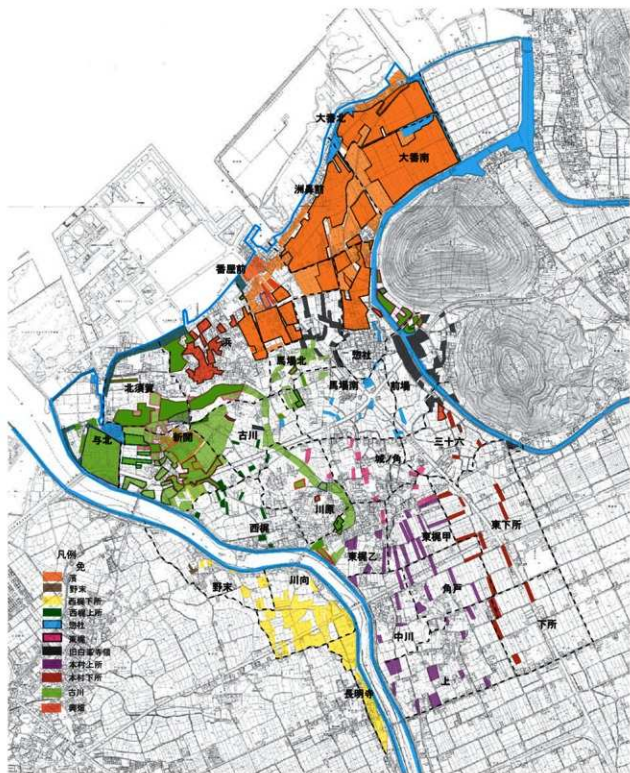




第3図 阿野郡北絵図（鎌田共済会郷土博物館所蔵）

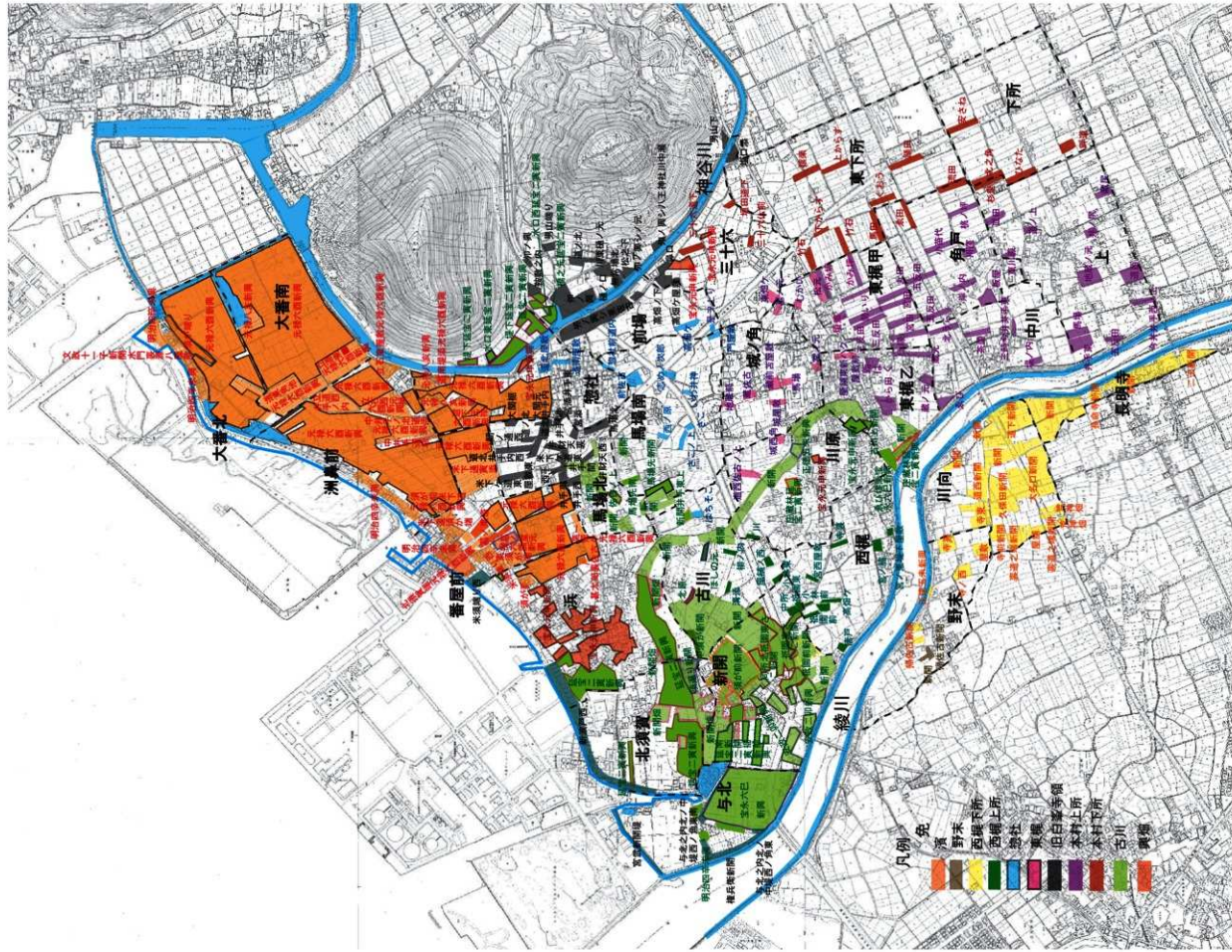


第4図 阿野郡北絵図（部分）（鎌田共済会郷土博物館所蔵）

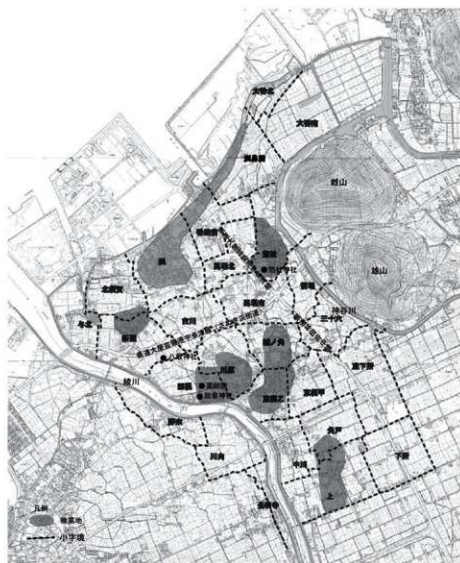


第5図 林田町の小字と免

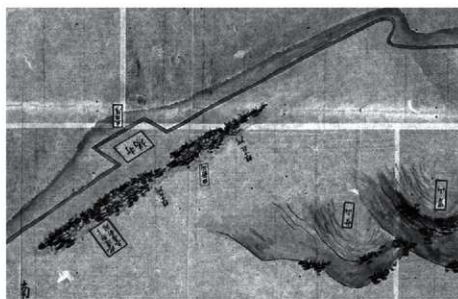




第6図 林田町の古地名

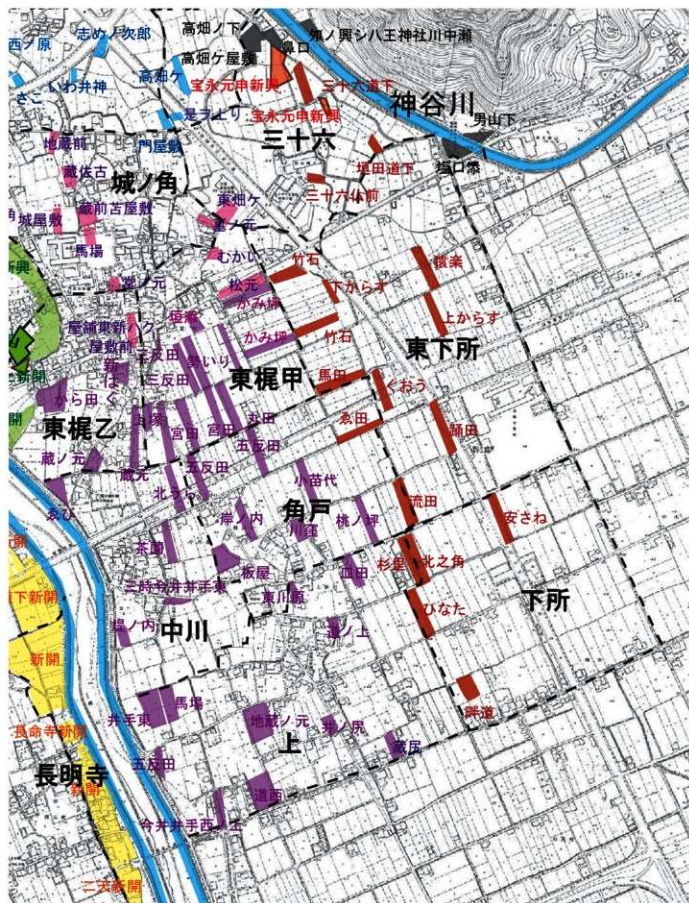


第7図 山田町の地形図（推定）



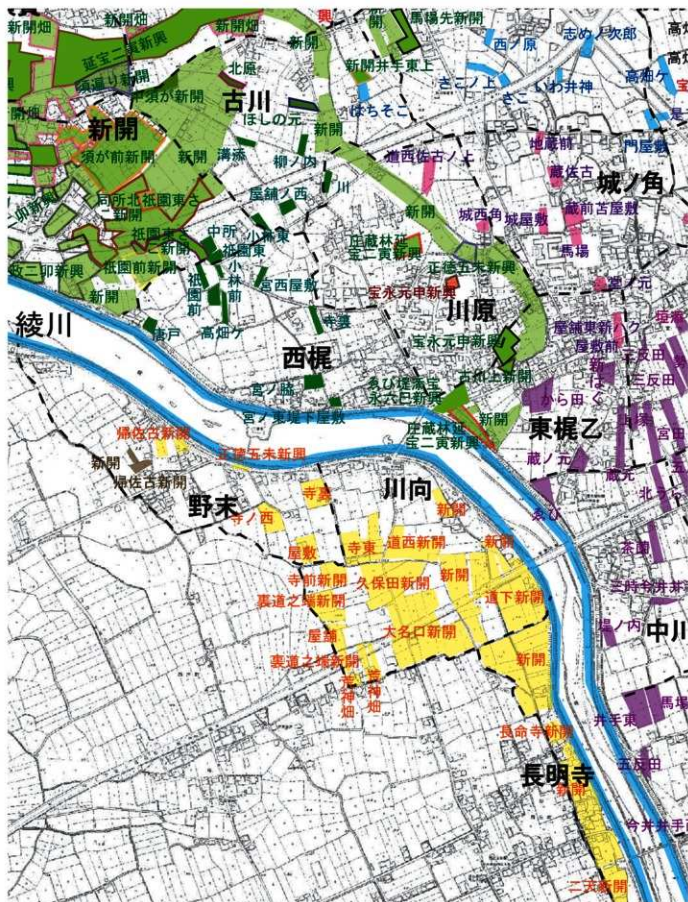
第8図 讃岐国松平領海岸絵図 山田浦 大番新聞（部分）  
（瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵）



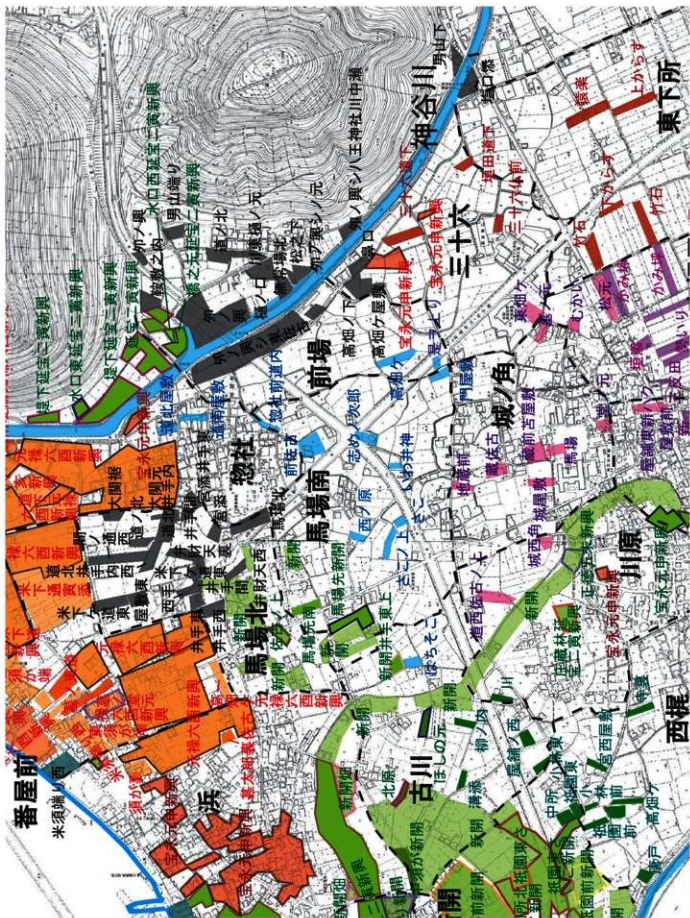


第9図 林田町南東部の古地名

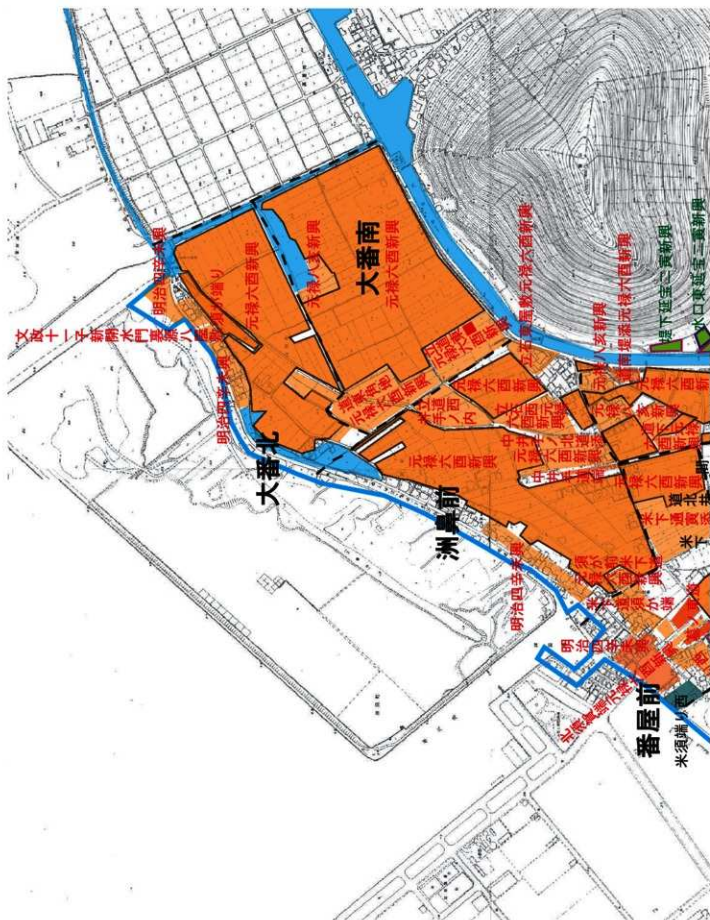




第10図 林田町綾川西岸の古地名

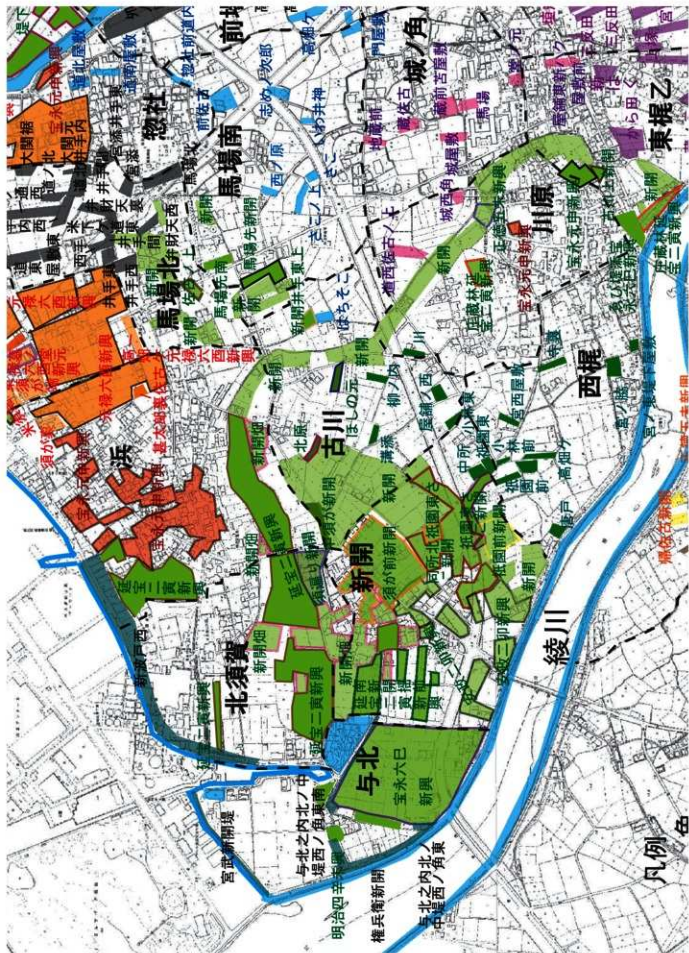


第11図 林田町中部から南西部の古地名

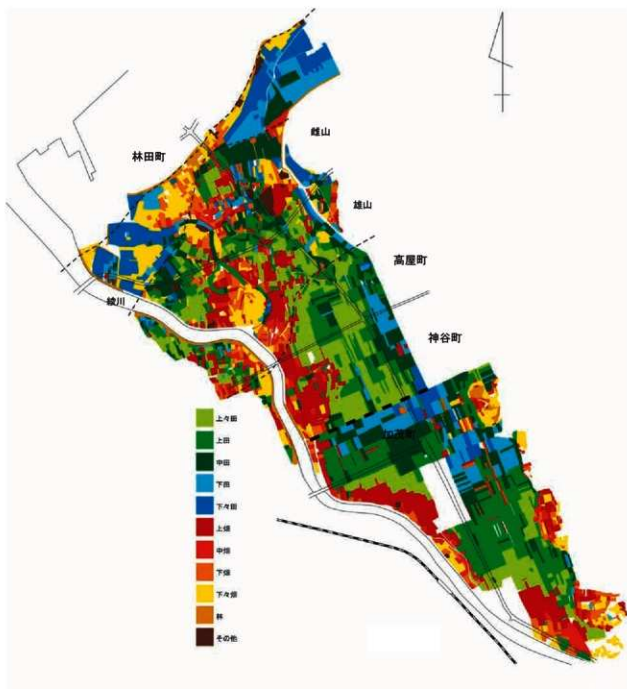


第12図 林田町北部の古地名





第13図 林田町北部の古地名



〔加茂・林田・高屋・神谷町 地目・地位等級図 (壬申地券地引絵図による)〕

〔關岐国府跡探索事業 平成21・22年度 地形・地名調査報告〕香川県埋蔵文化財センター 2011 を一部改変

第14図 林田町地目・地位等級図

## 「悪魚退治伝説」にみる阿野郡沿岸地域と福江の重要性

乗松 真也

### はじめに

讃岐国の始祖とされる讃留霊王の由緒を語る伝説がある。この伝説は「悪魚退治伝説」、「讃留霊王伝説」などと呼ばれ、中世から近世にかけての系図や地誌などにもしばしば登場する。以下は「続氏系図」の記載をもとに悪魚退治伝説を意識したものである。

景行天皇23年、土佐の海に鰐のような姿をした大きな悪魚がいた。船を飲み込み、人々を食べた。また、船が転覆するため諸国から都へ運ばれるはずの税が海の中へと消えていった。天皇は兵士を派遣したものの、兵士たちはことごとく悪魚に食べられてしまった。天皇が息子であるヤマトタケルに悪魚退治を命じたところ、ヤマトタケルは15歳になる自分の息子・霊公に命じて欲しいと言った。天皇は喜び、ただちに霊公に命じた。

霊公はわずか10日で土佐に到着、そこにとどまった。悪魚は阿波の鳴門へと移動、24年1月に霊公も鳴門へ向かった。3月1日、讃岐の榎の門に悪魚が現れ、船や積んでいた税を飲み込み、人々を食べた。2日後、霊公は讃岐に移動し、軍船をつくって1,000人の兵士を集めた。

25年5月、霊公らは船を漕いで悪魚へと立ち向かうが、大口を開けた悪魚に飲み込まれてしまった。兵士は悪魚の胎内で酔って倒れたが、霊公は倒れず10日経っても平然としていた。そして霊公は胎内から火を焚いて悪魚を焼き殺し、剣を振るって肉を裂き、胎外へ出た。

悪魚の死体は福江湊の浦へと流れ着いた。そこで一人の童子が波打ち際に現れ、瓶に入った水を霊公に捧げた。霊公がこの水を飲んでみると甘露のように美味だった。霊公が「この水はどこにあるのか」と問うと、童子は「八十場の水です」と答えた。霊公は「早く私をそこに連れて行って欲しい。そしてその水を兵士たちに飲ませ、元気にさせてやりたい」と言った。霊公と童子は水をくみ、悪魚の死体を破り、兵士に水を飲ませた。すると兵士達はすぐに目を覚ました。5月5日14時、霊公は兵士を連れて上陸した。

霊公は薬師如来の威神力で悪魚を退治することができた。霊公は病を除け九横の難を排することを誓い、浦の陸地に精舎を建てて薬師如来像を安置し、法熱寺と名付けた。以後、人々は貢物をおさめられるようになり、船舶や船員の煩いはなくなった。

童子は日光菩薩が姿を変えた横瀬明神であった。この童子の姿にちなみ浦を児々浜と名付けた。水は瑠璃水、瓶は薬壺であるため、薬壺水と言った。

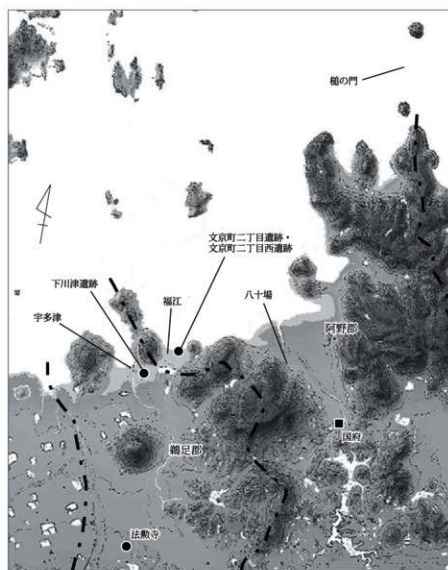
霊公は鞆足郡に移住し、兵士たちから讃留霊公（讃留霊王）と呼ばれた。また、井戸の行部、田比の里布、師田の宇治、坂本の秦胤の四人の将軍がいた。人々は彼らを四天王と呼んだ。

霊公は三男一女をもうけた。現在の首領、郡司、戸主、長者たちは、すべて三男一女の子孫である。霊公の胸には阿耶の黒点があったため、子孫は綾姓を名乗った。仲哀天皇8年9月15日、霊公は123歳で亡くなった。

悪魚退治伝説はこれまでも研究対象として取り上げられてきた。桂孝二氏は「火」、「酔い伏すこと」、

「霊水」に着目して、『香川叢書』（昭和14～18年、1939～1943）に収録されている伝説10編を比較、検討した（桂1982・1983）。富士原伸弘氏は『香川叢書』収録の伝説をすべて書き下し、悪魚の姿や悪魚を退治する人物の比較などを行った（富士原2009）。両氏はともに諸説を比較して何かを導く研究手法であるが、比較とその結果が個別にとどまっている感は否めない。野中寛文氏は『綾氏系図』記載の伝説から古代の豪族・綾氏の「鶴足郡への進出」を読み取った（野中1990）。しかし、阿野郡に基盤をもっていた綾氏が鶴足郡へ進出したという形跡が直接古代の史料にはみえないなか、『綾氏系図』だけをよりどころにするには心許ない。

本稿では、桂・富士原両氏に倣い、中世から近世の史料に記載された諸説を比較し、特に地名に重点を置いて分析する。地名の分析から、伝説を伝え聞いてきた人々が共有していた空間範囲や重要視された場所を明らかにする。さらには野中氏が指摘した綾氏の動向についても考えてみたい。



第1図 関連地位置図 (S=1/130,000)

## 1 分析対象となる史料

前述のとおり、悪魚退治伝説は中世から近世にかけての複数の史料に記載されている。このうち最も古いとみられるのは『綾氏系図』である。『綾氏系図』は景行天皇に連なる綾氏の系図であり、その前段に綾氏の成立にかかわる悪魚退治伝説が掲載されている。成立時期は15世紀中葉から17世紀後葉と考えられている（野中1990）。新しい史料は下限を明治2年（1869）とする『讃岐国名勝図会』である。また、成立時期は不明ながらもおおむね近世のものと考えられる3点の史料がある。

これらの史料に記される諸説では、讃留霊王、もしくはヤマトタケルが讃岐の海で悪魚を退治して讃留霊王が讃岐国を治める、という根幹のストーリーは共通する。悪魚の形容や退治方法など記述が異なる部分があり、エピソードの有無もみられる。『綾氏系図』と嶋田寺本「讃留霊公胤記」の記述はほとんど同じであり、同一の記録を参照しているか、『綾氏系図』を参考に嶋田寺本「讃留霊公胤記」が作成されたとしか考えられない。細部にある若干の相違を考慮すれば、前者の可能性が高い。また『綾北間尋鈔』（宝暦5年、1755）では、「一説に曰」として一部異なる話が記される。『南海通記』（享保4年、1719）は「綾讃留王記」として伝説を記述した後、「綾姓系譜曰」として『綾氏系図』にある伝説を述べる。これらは史料成立時点においても諸説あったことを示している。以上の点を踏まえると、中世以前、後述するように綾氏との関連で伝説を捉えるならば古代までを含めたイメージが、さまざまなかたちで諸説に残存しているとみられる（註1）。よって諸説を合わせて検討することで、伝説の背景を探ることができると考える。

なお、『南海通記』にある御供所の由来や、63人の兵が福江山に登り植松姓を名乗るくんだり、船長の楯取の大明神との呼称は『全讃史』（文政11年、1828）に引き継がれる。『全讃史』では1000人の兵のうち800人が八十場の水で蘇生したとしているが、これは『綾氏系図』などによる1000人の兵と八十場の由来である「8」の数字を合理的に説明するために創作された可能性がある。『讃岐国名勝図会』では悪魚退治伝説そのものに疑いの目を向けており、その視点で伝説が紹介されている。このように、19世紀以降の史料については、それまでの記録を参考にしううえで内容の取捨選択、改変が目立つものもある。しかし、伝説にかんする情報が断片的にでも入っている可能性を考慮し、これらの史料も積極的に分析対象として使ってみよう。

## 2 諸説の比較

諸説を要素ごとに比較したのが第1表である。要素により異同にばらつきがある。ここではおおむね共通する項目を挙げてみたい。

悪魚出現地には土佐、鳴門、水崎などが登場するが、『綾北間尋鈔』を除く12史料に共通するのが槌の門（椎門、槌途など）である。同じ12の史料では、讃



写真1 槌の門

1 羽床正明氏は、『南海通記』に記された「綾讃留霊記」と『無量寿院縁起』は14世紀に法勤寺の僧が作成した伝説が基になっているとする。さらにその伝説は『日本書紀』を下敷きにしているという（羽床1998・1999）。伝説にパリエーションがあることからすれば、すでに伝説の諸説が伝わっており（必ずしも記録という形式ではなく）、ある段階で法勤寺に関係の深い人物がそれらをまとめたとみるのが妥当ではないだろうか。



第1表 要素比較表

	『織氏系図』	『讃岐国大日記』	『南海通記』	船田寺本 『讃留堂公成記』	『織北回傳抄』	『三大物語』
成立年	15c中葉～17c	1602	1718	1735	1755	1768
悪魚を退治する人物	雲公	雲子	小幡尊	雲子	小幡卓子	佐建尊
悪魚の形容	鰐	鰐鰐	鰐、鰐田	鰐	-	-
悪魚出現地	土州、鳴門、稚門	土国、鳴門、稚の邊	土佐、鳴門、稚の門、水崎	土佐、鳴途、稚邊	讃岐の海	土佐、鳴門、稚の門、水崎
造船の場所	-	-	阿野河の上	-	-	-
悪魚と対峙する場所	稚門	稚の邊	稚の門	稚邊	讃岐の海	稚の門
串いる兵士数	1000余人	1000余人	63人	1000余人	80人	80人
悪魚退治の方法	船内から火で焼く	船内から網で切り取る	火のついた船を吞ませ、船内から網で斬す	船内から火で焼く	船内から網で切り割く	悪魚に火のついた船を吞ませる。舟で斬す
悪魚が喰れ着く場所	福江浦浦	福江の浦	福江	福江の浦	福江・児ヶ浜	福江の浦
兵士が倒れる場所	悪魚船内	悪魚船内	福江	悪魚船内	福江・児ヶ浜	福江
童子出現地	福江の浜	福江の浦	福江	福江の浜	福江	福江
児川の由来	あり	-	-	あり	あり	-
兒ヶ浜の由来	-	-	-	-	あり	-
観生の水の場所	安観	安嶋	養夫の休み場→八十塚	安観	安観	八十塚
八十塚の由来	-	-	あり	-	80人	80人
横瀬明神建立地	-	-	-	-	童子が巻った白雲の留まるところ	-
悪魚の死骸の処理	-	村人が悪魚の死骸を切り分ける	-	-	-	-
悪魚の雲の処理	福江の浦に法興寺を建立	魚の御堂建立	鰐を舟に押めて木を捕えた。後に魚雲堂を建立	福江の浦に法興寺を建立	430年程、行基が骨で雲脚知衆をつくる、魚御堂または法華寺	-
上陸地	陸地	織足津	陸地	-	-	-
その後の居住地	織足	香西	-	織足	城山	-
生存年数	125	-	125	123	-	125
葬られた場所	-	-	-	-	船田	玉井
子ども、子孫	3男1女、子孫が雲職を占める	-	-	3男1女、子孫が雲職を占める	-	-
将軍	4人の将軍	-	-	4人の将軍	-	-
織氏との関係	祖先、織氏の由来	-	-	祖先、織氏の由来	-	織の始祖
御供所の由来	-	-	平山漁人の提供	-	-	-
兵士のその後	-	-	63人の兵が福江山に登り松を植える、藤松姓を名乗る	-	-	-
船長・船員のその後	-	-	船長は相取の大明神と呼ばれる	-	-	-
讃留堂王の呼称	雲公→讃留堂公	雲子→讃留堂公	武殿王→讃留王	雲子→讃留堂公	雲公→讃留堂親王	武殿王→讃留王→武明王
その他			当初、播磨武夫が命じられる			当初、播磨武夫が命じられる
			古籠武彦の娘との間に子をもうける			古籠武彦の娘との間に子をもうける
			功績を讃留王に譲る		功績を讃留王に譲る	功績を讃留王に譲る
					別の説としてヤマトケケルが古籠武彦の娘との間に雲公をもうけることが記される	
					法華寺を福江から船田に移す	
					別の説では堀ノ邊に悪魚が喰れる	
					別の説では雲公を武明王とも武留王とも呼ぶ	

『全譜史』	『金屋羅摩譜名所図会』	『西讃府史』	『讃岐国名勝図会』	豊原道隆寺本 『讃留堂公鑑記略』	中尾本 『讃留堂公鑑記略』	『讃留堂目録』
1828	1847	1858	1853-1869	?	?	?
武蔵王	日本武尊	神羅王	日本武尊	堂公または神羅尊	堂子	大羅命(讃留堂公)
綱	-	-	-	高、懸、辨口龍尾	綱	綱懸
懸の門	懸戸	土佐、鳴門、懸門	懸門、阿波、伊予	土州、阿波、懸の渡	土佐、鳴門、懸の途	四国の海、懸の戸
-	阿野の山岳の本で造敷	-	-	-	-	-
懸の門?	懸戸	-	-	懸の渡?	懸の途	懸の戸
1000人	-	1000余人	-	1000人	1000余人	80余人
船内から網で切る	針・網で斬る	-	-	-	船内から火で焼く、網で切る	網で貫く
福江の浦に悪魚の死骸を埋める	福江	福江の浦で悪魚を倒す	福江の浦で悪魚を倒す	福江に悪魚の死骸を埋める	福江の浦	福江の磯辺
船内	福江	福江の浦	?	海上?	船内	福江
福江	福江	-	-	福江の浦	福江の浜	福江
-	-	-	-	あり	-	-
-	-	-	あり	-	-	-
八百餘波→八十餘	悪夫の休み場→八十 年・六十八	-	八十餘	安場→八十餘	安場	八餘場
800人	80人または80人	-	80人	80人	-	80余人
-	-	-	童子が乗った白雲の留 まるころ	-	-	-
-	-	-	-	-	官吏と村人が悪魚の死 骸を切り分ける	-
魚雲の御堂を建立	魚御堂を建立	-	魚御堂を建立	魚御堂の建立(ただし 雲はない)	-	-
-	陸地	-	-	-	磯足津	-
-	-	福山	-	香川郡	磯足津	-
115	-	-	-	122	125	-
鼓丘	-	-	-	-	-	-
-	-	子孫は代々山田郡に領 地をもつ	-	-	-	-
-	-	-	-	4人の将軍	4人の将軍	-
-	-	-	-	-	祖先、親氏の由来	-
漁人の提供	漁人の提供	-	あり	-	-	-
63人の兵が福江山に登り 旗を植える、磐石を 名乗る	-	-	-	-	-	-
奇子の祠を御師大明神 とする	-	-	-	-	-	-
武蔵王→讃留堂王	武蔵王→讃留王	神羅王→讃留王	-	堂公・神羅尊→讃留堂 公	堂子→讃留堂公→讃留 天皇	大羅命→讃留堂公
江口、江尻の地名の由来	穴戸武蔵との間に子を もうける	-	当初、播磨武大が命じ られる	-	-	-
-	功績を讃留堂王に譲る	-	功績を讃留堂王に譲る	-	-	-
-	大伴建日・吉備武彦の 二人の祠を持つ	-	伝説を疑う	-	-	悪魚の死骸が山(松山) になる
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-

留霊王もしくはヤマトタケルが悪魚と対峙する場所も槌の門となっている。槌の門とは小規模な円錐形の2島——大槌島と小槌島に挟まれた海峡を指す。その独特の景観のためか、槌の門にはさまざまな逸話が残されている（田井2002）。特別な地としての意識が悪魚出現の舞台として槌の門を選ばせたのだろうか。

退治された悪魚が流れ着く場所は9史料で福江とされている。残りの4史料でも福江に悪魚の死骸が埋められる、または福江で悪魚が倒される、となっている。すなわち、悪魚の最期の地は福江、ということになる。福江は、西の金山・常山、東の角山に挟まれた現在の坂出市福江町周辺を指す。それぞれの史料で福江の浦、福江の磯部といった表現が使われているように、近世の埋め立て以前には大きく湾入し、瀬戸内海に面する地であった。

童子の姿をした横潮明神は11史料で登場し、いずれも福江の浜に現れる。

その童子が持ってくる蘇生の水は12史料で八十場（安庭、八十蘇など）の水となっている。現在の坂出市西庄町にある八十場の湧水は、『金毘羅参詣名所図会』（弘化4年、1847）で「国中第一の清水」と評されており、近世には広く知られていたようだ。

以上、多くの史料で共通するのは、槌の門、福江、八十場の地名である。これらの地名を地図上でみると阿野郡の沿岸地域に点在していることがわかる（第1図）。伝説の伝承が、必ずしも記録によらないのであれば、伝えられる個が地名の示す場所がある程度把握していないと、次へ伝えられる可能性は少なくなる。つまり、この伝説が伝わった地域では、少なくとも槌の門、福江、八十場の地名とその位置関係が広く共有されており、この3地点を結ぶ阿野郡沿岸地域が人々の「最大公約数」的な空間範囲としてイメージされていたと推測できる。

さらに悪魚退治伝説では福江で複数のイベントが発生する。悪魚の死骸がなんらかの理由で福江にあり、横潮明神の化身である童子が現れて倒れた兵士を蘇生させ、魚御堂、もしくは法庵寺が建立される。「南海通記」などでは留霊王が悪魚退治後に上陸する地名は記されていないものの、文脈からは福江であるようにも読み取れる。これらの点からは福江が伝説における最重要地とみられる。

### 3 福江に所在する遺跡と下川津遺跡の検討

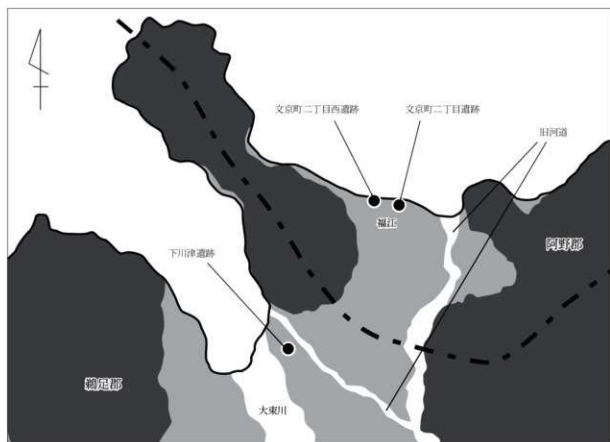
前述のとおり、福江は現在の坂出市福江町を遺称地とする。木下晴一氏は、角山北東麓から西に伸びる浜堤（「浜堤A」とする）前縁を縄文海進時の海岸線とし、以後の陸地化も遅く、古代にも浅海が広がる景観を復元する（木下2009）。「玉藻集」（延宝5年、1677）には天正7年（1579）、香川民部少輔が宇多津を経由して西庄城に戻るくだりがあり、ここでは「中道」と呼ばれる海側の浜堤（「浜堤B」とする）が



写真2 福江



写真3 八十場





あったとみるのが自然だ。

#### 4 阿野・鶴足両郡の媒介地としての福江

さて、福江の検討を踏まえて再び悪漁退治伝説をみてみよう。悪漁退治伝説は「綾氏系図」に記され、主人公である讃留霊王もしくはヤマトタケルは綾氏の祖先とされる。このことから、悪漁退治伝説が綾氏にゆかりが深い点は間違いないだろう。「日本書紀」、「続日本紀」などの史料からみれば、綾氏は少なくとも7世紀後半には有力豪族であり、8世紀にかけて阿野郡で大きな力を持っていたと考えられている(渡部1998)。国府が阿野郡に設置された背景には綾氏の政治力の影響をみる向きもある(大山2010)。伝説の諸説の多くに共通する槌の門、福江、八十場がいずれも阿野郡にあるのは、伝説と綾氏との関連性を裏付けるものとみてよい。

一方、野中氏は「綾氏系図」にある法熱寺や鶴足郡の地名(註3)には、綾氏の「鶴足郡への進出」が表現されているとする(野中1990)。「綾氏系図」以外にも、鶴足郡関連の事項が登場するものはいくつかある。「綾氏系図」に酷似する嶋田寺本「讃留霊公胤記」にも讃留霊王が鶴足に居住したとあり、「讃岐国大日記」では讃留霊王が鶴足津(宇多津)へ上陸したとする。また嶋田寺本「讃留霊公胤記」では法熱寺が登場し、「綾北問尋鈔」でも悪魚の霊を鎮めるために魚御堂または法軍寺を建てたとある。法熱寺は鶴足郡の内陸部に位置する丸亀市飯山町上法軍寺・下法軍寺を遺跡地とする。この地には飛鳥時代～奈良時代初期の建立とされる寺院跡があり、この寺院跡が古代の法熱寺であった可能性は高い(註4)。「讃岐国名勝図会」では同地を法熱寺跡とし、福江にあった魚御堂を移して法熱寺とした旨の文を「宇野忠春記」から引用する。一部の伝説にしかみられないとはいえ、讃留霊王の居住地や上陸地、法熱寺跡の立地といった事項からは、野中の指摘どおり綾氏と鶴足郡との関係を読み取ることができる。

さらに福江の位置づけも同様に捉えたい。古代の阿野郡には、福江のほか現在の福川河口付近(坂出市林田町)にも港湾施設があった可能性がある(西村・佐藤2012)。これらの位置を比較すると福江は阿野郡でも西端に位置し、国府との距離もややある。しかし、3で検討したように福江は鶴足郡へのアクセスが容易な地であり、鶴足郡を流れる大東川下流域との関係も深そうだ。つまり、悪漁退治伝説で福江が重要視されているのは、福江が阿野郡と鶴足郡を媒介する地であるためと考えられる。綾氏が阿野郡に本拠地をもちながらも鶴足郡への影響を強めていたとするならば、伝説の中で福江が強調されていても不思議ではない。

#### おわりに

本稿では、悪漁退治伝説諸説に共通して登場する阿野郡沿岸地域を、伝説の伝承に関わった人々が共有していた空間範囲と推測した。また阿野郡沿岸地域の中でも特に重要なのは福江であり、福江が阿野・鶴足両郡を媒介する場所であった可能性を指摘した。それはさらに、直接古代の史料にはみられないものの、綾氏の鶴足郡への関与が伝説の背景にあると考えた。

3 福江も鶴足郡とされているが、「南海通記」に「阿野の福江」、「讃岐国名勝図会」に「阿野郡福江浦」などとあることから福江は阿野郡に属すると考えていだろう。

4 安藤文良氏は「綾氏系図」に法熱寺が登場することを根拠に、法熱寺が綾氏の氏寺の可能性を指摘している(安藤1988)。また川畑聰氏は、「綾氏系図」の記述に加えて、法熱寺跡と開法寺跡から同文の軒瓦が出土していることを挙げて綾氏と法熱寺との関係を考えている(川畑聰1996)。国府に近接する開法寺は阿野郡にあり、綾氏との関連が深い寺院とされる。

本稿を作成するにあたり、悪魚退治伝説にみられる地名をもとに古代から中世にかけてのイメージを構築する佐藤竜馬氏の視点は大変参考になった。

#### 文献

- 安藤文良 1988「氏族と氏寺」『古代の讃岐』美巧社
- 大久保徹也 1994「古墳時代以降の土器製造」近藤義郎編「吉備の考古学的研究（下）」山陽新聞社
- 大山真充 2010「讃岐国府の成立前夜」『讃岐国府跡を探る』香川県埋蔵文化財センター
- 桂孝二 1982「讃留雲王伝説考（Ⅰ）」『香川大学一般教育研究』22
- 桂孝二 1983「讃留雲王伝説考（Ⅱ）」『香川大学一般教育研究』23
- 川畑 聰 1996「讃岐における瓦の展開」『讃岐の古瓦展』高松市歴史資料館
- 木下晴一 2009「都市計画道路改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 木太中村遺跡 文京町2丁目西遺跡」香川県埋蔵文化財センター
- 佐藤竜馬 1998「讃岐における官衙関連遺跡と集落動向」『古代学協会四国支部第12回大会発表資料 律令国家における地方官衙機構研究の現状と課題 —南海道を中心に—』古代学協会四国支部
- 田井藤明 2002「讃岐の「二大異界」—権門と志度—」『特別展「あの世・妖怪・古い—異界万華鏡—」展 地域展図録 讃岐異界探訪』香川県歴史博物館
- 西岡達哉ほか 2002「文京町2丁目遺跡」『香川県埋蔵文化財調査年報 平成12年度』香川県教育委員会
- 西村尋文・佐藤竜馬 2012「綾川河口域における開発史—古代から中世の村田郡周辺—」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要』Ⅷ 香川県埋蔵文化財センター
- 野中寛文 1990「讃岐武士団の成立 —「綾氏系図」をめぐって—」『四国中世史研究』創刊号
- 乗松真也 2004「備讃瀬戸および沿岸地域の魚鱗密」『香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要』X 1 香川県埋蔵文化財調査センター
- 羽床正明 1998「金毘羅信仰と権少僧都有頼 —無量寿院縁起を中心として—」『文化財協会報 平成9年度 特別号』香川県文化財保護協会
- 羽床正明 1999「金毘羅信仰の成立に就いて」『文化財協会報 平成10年度 特別号』香川県文化財保護協議会
- 富士原伸弘 2009「讃留雲王伝説についての考察」『説聞電波工業高等学校研究紀要』37
- 藤田一郎 1989「坂出市」『日本歴史地名体系第38巻 香川県』平凡社
- 藤好史郎・西村尋文・大久保徹也 1990「瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ 下川津遺跡」香川県埋蔵文化財調査センター
- 渡部明夫 1998「考古学からみた古代の綾氏（Ⅰ）—綾氏の出自と性格及び支配領域をめぐって—」『香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要』Ⅵ 香川県埋蔵文化財調査センター

※挿図の一部はカシミール3Dを使用した。

## 讃岐国の位置と国府の立地を考える

住谷善慎・十河裕之・佐藤竜馬

### I. 本稿の目的

本稿では、讃岐国府跡の立地をめぐる歴史的な評価を試みたい。

讃岐国府の位置については、江戸時代より府中（坂出市府中町）に比定する見解が支配的であり、諸資料に拠る限り、現状においても府中説が最も妥当な「解釈」であることは動かないであろう。国府がこの場所に置かれた理由については、ここが讃岐のほぼ中央で南海道に沿い、松山津にも近いという地理的条件が挙げられることがしばしばであるが、そうした特性が讃岐の他地域よりも優れた「特性」なのかという点、つまり讃岐における国府所在地の相対的評価については、これまでほとんど行われていないのが現状である。

国府所在地の相対的評価を行うためには、地形などの自然条件に加えて、古代讃岐国における地域単位（≒領域）がどのように設定され、構成（編成）されているか、という人文地理的な視点も必要である。しばしば7世紀後半における在地首長層の勢力関係（朝臣姓を賜与された綾氏の優勢）が、国府設置の背景として引き合いに出されるが、それは地域編成の問題を前提にして初めて、有効な解釈となるはずである。

こうした地域編成や官衙の設置には、地域間あるいは地域内での事情が反映されているのはもちろんであるが、国家が讃岐国をどのように位置付け、また讃岐国の構成をどのように認識していたのか、という「中央からの目線」も同時に必要である。律令国家によって初めて明確な形を現した「中央と地方」という枠組みの中で、地方の編成が行われたのである。国府の位置決めは、こうした枠組みと無関係では理解できないであろう。そこでまず、讃岐国自体に対して律令国家がどのような格付けを行っていたか、検討してみたい（II）。

ところで、相対的評価のためには、比較材料が必要である。本稿では、(a) 実際の歴史的事象との比較検討と、(b) 作業仮説としての国府適地の分析、という二通りの方法で比較を試みる（III・IV）。(a) では①郡・郷（特に郷）の構成から見た国府所在地、②国府とほぼ同時期に設定された東大寺封戸の立地との比較を、(b) では③府中よりも適地に見える讃岐国分寺周辺地域における立地の可能性の検討、を行う。

以上の検討を通して、讃岐国府の位置や立地の特性について、整理することとしたい（V）<sup>1</sup>。

1 ところで、国府に先立つ7世紀後半～8世紀前半の「初期国府」として、坂出市府中町周辺（今朝の川津郷）を当てる見解が、大林達夫氏により提示されている（大林1999）。大林氏は、①下川津遺跡に代表される7～8世紀の「官衙の遺跡」群が特記される内容をもつこと、②朝鮮式山城である城山城の防御対象を東麓（国府）側ではなく、西麓（川津郷）側と見る方が蓋然性があること、の2点に注目している。その上で、今朝の川津郷の成立以前の総領制下において、伊予総領による統治を支える拠点としての「国府」が存在した、という見解である。大林氏の見解の検証を行うためには、発掘調査の成果を前提にしつつも、考古学的知見だけに止まらない議論が求められる。やや遠回りであるが、本稿をそのための序論として位置付けた。

大林達夫1999「国府の成立期の土器の年代観・序章」『瓦衣千年—森部夫先生還暦記念論文集—



## II. 「地方」としての讃岐の位置

### 1. 讃岐国の成立

領域を伴った形での「中央と地方」は、646年（大化2）の大化改新詔による「畿内」の画定に始まると考えてよいであろう。「東は名鑿の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、西は赤石の櫛淵より以来、北は近江の狭狭波の合坂山より以来」が、「畿内」とされた。「日本書紀」（孝徳紀）のこの記載については、概ね実際の政策を示していると理解されており、まだ明瞭な領域を伴っていたかどうかは明らかでない国（国境）による区分ではなく、山や川などの地形による四至が示されているところが特徴的である。領域的な国は、その下部構造である評（後の郡）の設置や、より広域の軍管区としての総領（大宰）制の実施などを通じて、670～690年代ようやく確定したとされている。

こうしたことを踏まえると、667年（天智6）の「讃吉国の山田郡の屋島城」、671年（天智10）の「讃岐国の山田郡の人の家」、689年（持統3）の「讃吉国の御城郡に獲たる白燕」など『日本書紀』に見える「讃吉（岐）国」という表記が、書紀編纂時の潤色なのか実態を表したもののなのか問題になる。例えば奈良県石神遺跡出土の讃岐関係の木簡（7世紀後半）には、「多土評難田」（多度評方田五十戸）とのみ表記され、「讃岐国」が冠されていないものがあり、あくまで徴税単位としては評が重視されていたことが窺えるのである。

これに関連して、大化前代の国造の支配領域についても、一考を要する。周知のように、讃岐の国造に関しては①神櫛王－鷲住王を始祖とする讃岐凡直、②大伴健日を始祖とする佐伯直、という2系列の伝承が存在する。『日本書紀』に見える伝承は前者であり、やや下の時期であるが791年（延暦10）に凡直が讃岐公に改姓された時に、先祖が敏達朝（571～586年）に国造の業を継いだと上奏している（『続日本紀』）。また、901年（延喜1）には讃岐公が神櫛命の子孫であると主張している（『日本三代実録』）。伝承そのものは史実ではないが、8世紀よりも以前に讃岐凡直に国造伝承があったことは認めてよいであろう。一方、後者は『日本書紀』には見えず、861年（貞観3）に佐伯直豊雄らが提出した上奏文に初めて見える（『日本三代実録』）。景行紀には、日本武尊が熱田神宮に住ませた蝦夷を播磨・讃岐・伊予・阿波・安芸に分置した記事があることから、この記事に触発されて日本武尊に従った大伴健日を結び付けた、新たな伝承とするのが妥当であろう。

ところが讃岐凡直の先祖が国造を継いだとされる6世紀後葉には、石室・墳丘ともに傑出した規模をもつ古墳は、凡直の本拠とされる讃岐東部（令制寒川郡）ではなく、讃岐西端部（令制刈田郡）の母神山・大野原古墳群に存在しており、こうした状況が7世紀中葉まで続いている。母神山・大野原古墳群は「おそらく讃岐全域から伊予東部にかけて広域的な政治秩序の頂点を順次踏襲した単一の築造系譜」と見なされており<sup>2</sup>、伝承から想定される国造のあり方とは著しい齟齬をきたす。かつて議論が展開された「凡直国造制」という広域支配的なあり方で捉えることは困難であろう。「讃岐」国造が令制讃岐国と同じ領域を管轄していたのかどうかは、なお検討を要する課題といえるが、いずれにしても国造制下の「讃岐国」がそのまま令制讃岐国へと移行したと見ることは難しいであろう。

成立後の讃岐国の「格付け」は、10世紀編纂の『延喜式』によると国の規模（等級）としては上国であり、都からの距離区分としては中国に位置付けられている。ただし国司の定員や国守の位階（Ⅱ-3参照）

2 大久保徹也 2004「讃岐の古墳時代政治秩序への試論」『古墳時代の政治構造 前方後円墳からのアプローチ』青木書店

からすれば、上国に準じた扱いを受けていたことが窺える。また、対岸の備前国の距離区分は近国である。こうしたことからすれば、讃岐国は畿内外縁における重要国として、律令国家が認識していたと評価することができよう。ただし、そうした認識には7世紀以前の歴史的経緯により生成されてきた部分と、令制国成立後に讃岐が新たに獲得・蓄積してきた実績の2者が含まれていると見られる。また背景としては、畿内から比較的近いという単純な地理的条件にとどまらない、政治的・経済的条件が存在すると考えられる。

## 2. 模範的実践の場

7世紀中葉～8世紀代の讃岐では、新たなインフラや産業基盤の充実が図られるような施策が実施されている。こうした動きは、讃岐一国に限定されるものではなく畿内近国や西国の複数の国で実施されているものの、讃岐国がその中でも重要な役割を果たしていることが窺える。近年の発掘成果も踏まえつつ、以下に列記する。

### 【直線道路と地割・郡界の設定】

南海道は、平野部では直線道路として敷設され、それを基準線として条里型地割が施工され、さらに郡界も設定された<sup>3</sup>。その施工時期については、丸亀平野各地の条里型地割関連遺構の状況から7世紀末葉～8世紀初頭と捉えられている<sup>4</sup>。四国学院構内遺跡では、南海道想定ライン上で佃溝を伴う幅員8m前後の道路遺構が検出されたが、佃溝出土遺物の年代は7世紀中葉～8世紀初頭であり、上限についてはなお検討の余地を残すものの、7世紀末葉～8世紀初頭を大きな画期とすることは動かないであろう<sup>5</sup>。

官道を基準線とした条里型地割の設定は、全国各地で指摘されているものの、讃岐はその施工年代が早い事例といえよう。また平野部の方位の違いはあるが、東西に長い讃岐平野と南海道のルートは非常に親和的であり、広域で面的な条里プランが施工されることとなった。これを前提にした郡界は、河川水系を無視して極めて機械的に設定されている。

### 【新技術の応用による勸農】

764年(天平宝字8)、藤原仲麻呂政権は畿内近国に使者を派遣して池を築かせた(『続日本紀』)。この時、使者が派遣された畿外の国に、近江・丹波・播磨・讃岐がある。7世紀以前の讃岐では、低地を塞ぎ止めた堰堤高1m程度の小規模溜池は存在しており、統紀のこの記事は堰堤の造成に高度な技術を要する満濃池のような大規模溜池の建設を国家が推進したことを示していると推測される。

大宝年間(701～704)、中規模河川の金倉川を塞ぎ止めた本格的なアース式ダムとして満濃池を創築したのは、讃岐国守の道守朝臣(名不明)であった。道守氏は河内・和泉を本貫地とする氏族であり、天武朝の八色の姓道で朝臣姓を得ている。恐らく狭山池などでの技術や経験の蓄積を活かして、満濃池の築造が行われたのではなかろうか。8世紀代を通じて、先進的な土木技術が讃岐に注ぎ込まれたことが分る。

また7世紀代の讃岐では、川津地区遺跡群や旧練兵場遺跡など平野部の中核的遺跡において、牛馬の骨の出土量が急増する傾向が明確である。恐らく農耕用の家畜として飼われていたのであろう。これに関連

3 金田章裕 1998「条里と村落生活」『香川県史 1 原始・古代』

4 森下英治 1997「丸亀平野条里地割の考古学的検討」『財団法人香川県歴史文化財調査センター研究紀要 V』特集「7世紀の讃岐」

5 条里にもとづく土地呼称法は、讃岐国では761年頃(天平宝字5)頃によく始まるが、基礎的な単位をなす「坪」の呼称の定着はさらに遅れることが指摘されている。

伊藤寿和 2010「『条坊呼称法』と『条里呼称法』の導入・整備過程に関する基礎的研究」『日本女子大学紀要 文学部』60号

して、下川津遺跡では7世紀中葉～後葉の唐鞆が出土しており、牛馬耕が急速に普及したことが窺える。

条里型地割の施工に伴い、湧水を利用する出水（溜井）を組み込んだ灌漑網が段階的に整備され、地域の伝統的な灌漑方式<sup>6</sup>がいち早く転換することとなった。

### 【生産基地の役割】

日本初の瓦葺き宮都としての藤原宮の造営（680～690年代）にあたり、讃岐国が瓦を貢進している。西讃地方（旧三野郡）の宗吉窯跡群では、山田寺（吉備池廃寺）系軒瓦や凸面布目平瓦などを焼成して、妙音寺（三豊市豊中町）や宝輪寺（丸亀市郡家町）など在地の寺院へと大量供給を行った段階の後、藤原宮式軒丸瓦6278B型式と、軒平瓦6647D型式を生産している。7世紀中葉から本格化した須恵器生産（三野窯跡群・高瀬窯跡群）を技術基盤に、また眼前の郡津（三野津）を交通基盤とした生産が行われた。藤原造宮瓦窯は、東讃地方（旧寒川郡）においてもその存在が推定されており、軒丸瓦6278C・E型式、軒平瓦6647E型式が該当するという<sup>7</sup>。

これらに先行する7世紀中葉～後葉には、旧鶴足郡川津郷に当る川津地区遺跡群において、畿内系土師器の生産が行われた。官衙的な建物配置と遺物内容をもつ遺跡の一角で、方形基調の焼成土坑が群在しており破損品や有黒斑製品、さらに「覆い焼き」に使用された可能性のある粘土塊などが出土した。同時期の他遺跡とは明らかに異なる畿内系優位の土器組成の背景に、畿内への供給という可能性が考えられている<sup>8</sup>。8世紀後半～9世紀前半に、旧練兵場遺跡（旧多度郡）において赤彩土師器のような特殊品の在地生産・流通が行われている<sup>9</sup>。既述した藤原造宮瓦の生産が、引き続き地域内での藤原宮式瓦の定着をもたらしたことで併せ、地方への技術・意匠の定着過程を示しているといえられよう。

製塩においても、讃岐を含めた備讃地方が有力な生産基地としての役割を担った。6世紀～7世紀中葉が特に生産が集中しており、西国における大規模生産であったが、7世紀後葉になると遺跡数は激減する。ただし激減は備前の邑久郡などで特に著しく、備讃海峡の島嶼部（行政区分上は大半が備前に含まれた）では減少傾向は緩やかとされる<sup>10</sup>。製塩用具の変化（土器から鉄釜へ）の具体的な様相が課題として残るが、全国的規模での重要度を相対的に低下させつつ、なおも主要な製塩国として畿内の経済を支えたと見ることはできよう。

陶器（須恵器）生産8ヶ国の一つとして、「苕杯」（直立気味の口縁部をもつ平底の杯か）に重点を置いた貢納が行われていたこと（『延喜式』）、讃岐を含めた21ヶ国で綾錦を織らせたこと（712・和銅5年、『続日本紀』）、崑崙人のもたらした綿種を讃岐ほか13ヶ国で栽培させたこと（800・延暦19年、『続日本後紀』）、山崎橋の材料を讃岐・阿波・伊予に納めさせたこと（784・延暦3年、『続日本紀』）などの記事にも、讃岐が果たした生産基地としての役割と、それに端を発する産業振興の動きを見て取ることができるのではなかろうか。

6 出水と小規模河川による複合した灌漑網は、既に弥生時代にその端緒が認められる

7 山崎信二 1995『藤原宮造瓦と藤原宮の時期の各地の造瓦』『文化財論叢Ⅱ』奈良国立文化財研究所

8 片桐孝浩 1997『讃岐の土師器』『財団法人香川県歴史文化財調査センター研究紀要Ⅴ 特集 7世紀の讃岐』

9 松本和彦 2011『調査メモ 旧練兵場遺跡 11区土師器焼成坑（SK01）について』（香川県歴史文化財センターのウェブサイトで見覧可能）

10 大久保徹也 1992『古墳時代以降の土器製塩』『吉備の考古学的研究 下』山陽新聞社

### 3. 台閣構成員による讃岐国司の兼任

太政大臣・左右大臣・大納言・中納言・参議で構成された台閣（議政官）は、国家中枢の太政官における政策決定機関である。その構成メンバーは、上記の官以外にも中央・地方の官職を兼ねる（兼任）することが多いが、特に参議を中心に地方官である国司を兼任する事例が、8世紀後半以降、急増していく。例えば、929年（延長7）の台閣メンバーの兼任状況は、以下の通りである（『公卿補任』より、名前の後の（）内の数字は年齢）。

左大臣	正二位	藤原忠平 (50)	(兼) 左大将・皇太子傅
右大臣	従二位	藤原定方 (55)	(兼) 右大将
大納言	正三位	藤原清貫 (62)	(兼) 民部卿
		藤原仲平 (55)	(兼) 按察使
中納言	従三位	藤原保忠	(兼) 左衛門督
		藤原恒左	(兼) 右衛門督
権中納言	従三位	藤原兼輔 (53)	
参議	従三位	源 悦 (74)	(兼) 伊予守
		源 清蔭 (46)	(兼) 大藏卿・備前権守
	正四位下	藤原玄上 (74)	(兼) 刑部卿・近江守
		藤原邦基 (56)	(兼) 左大弁・春宮大夫・讃岐権守
	従四位上	藤原扶幹 (66)	(兼) 中宮大夫・大宰大貳
		橘 公頼	(兼) 彈正大弼・播磨権守
		藤原当幹 (66)	(兼) 治部卿・讃岐守
		平 伊望	(兼) 式部大輔・中宮権大夫・越前権守

8名の参議のうち7名が国司を兼任していることが分る。7名が現地に赴任した可能性は極めて低いため、正官・権官の別は問題にならない。遙任国司としての、経済的な特典（収入）が期待された措置という側面も否定はできないであろう。そうしたことを踏まえつつも、何らかの形で国司を兼任していること自体に、国家としての意図が反映されていると見られる。そしてこのことは、台閣が国司を兼任した国に大きな偏りが認められる点からも検討に値する問題である。

そこで以下では、『公卿補任』をベースにしつつ『国司補任』を参照して、701年（大宝元）から941年（天慶4）に至る240年間の台閣メンバーの国司兼任国の傾向について、時期別に整理したい。

#### 【カウント方法】

集計にあたっての方針としては、台閣メンバーがどの程度、国司の地位を占めているかが分るようにカウントした。集計の単位は1年毎であるので、1年の中で該当役職をダブルカウントしないように考慮した。具体的には、以下の通りである。

①当該年（1年単位）において、国司の兼任が見られる場合には、人数の重複に関わらず1件とした。例えば、ある年の讃岐守をAが兼任していたが、死去したためBが新たに兼任することになった場合は、2件としてではなく1件（つまり讃岐国1件）とした。

②同一人物が、当該年に複数の国司、あるいは同一国の守・権守・介などを経験した場合には、その都度1件とカウントした。例えば、ある年にAが讃岐守と播磨守、または讃岐権守と讃岐守に任じられてい



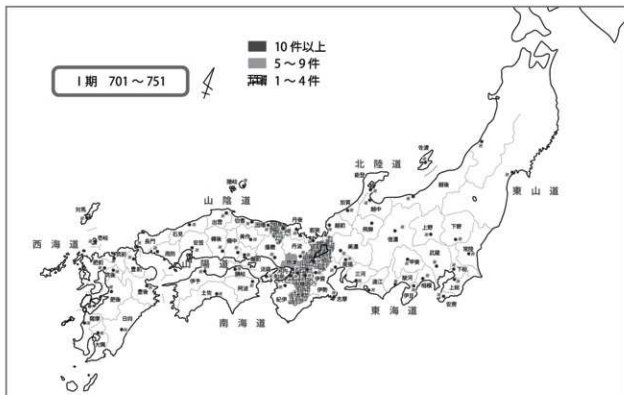


図1 台閣構成員の国司兼任件数分布図(1)

姓となり、その後30年近く台閣に位置を占めた経歴をもつ。長屋王の父である高市皇子の妃（もしくは養女）に但馬皇女がおり、長屋王邸に居住していたことを考慮すると、弟貞が但馬国守となった理由の一半を想定したくなる。しかし但馬が、畿内から山陰・山陽道へと分岐する陸上交通の要衝であることに注意する必要がある。畿内から東国（北陸・東山・東海道）に向かう要衝であり国力も高い近江国を、藤原氏が国守として掌握し続けたのと共通した認識が働いていたのではないだろうか。

#### 【Ⅱ期（752～853年：天平勝宝4～仁寿3年）】

台閣構成員の国司兼任例が急激に増加する。その範囲は、東は陸奥国、西は伊予国にまで及ぶ。特に集中する地域が、①畿内と近国周辺、②坂東（関東）周辺である。そして各地域において、主体となる国が変化する点に着目して、Ⅱ-1期（752～805年：天平勝宝4～延暦24年）とⅡ-2期（806～853年：大同元～仁寿3年）の細別が可能である。

畿内と近国周辺では、Ⅱ-1期には近江を最多として、大和・摂津・但馬・越前に特に集中する傾向が見られる。大和は平城京期が4例、長岡・平安京期が10例であり、旧都となってからの兼任例が増加していることが分る。一方で、畿内西縁の播磨・美作・讃岐・伊予にも一定数の兼任例が認められることも注目される。Ⅱ-2期になると、畿内での事例が激減し、畿内東縁（近江・伊勢・尾張・美濃・信濃）と畿内西縁（播磨・美作・備前・但馬・讃岐・伊予）に、やや分散気味に集中する傾向が見られる。畿内東縁では、近江を筆頭としている点で、Ⅰ期・Ⅱ-1期からの連続性が認められる。一方、畿内西縁では、但馬に代わって美作・播磨・備前が急増しており、山陰道に目配りしつつも山陽道、さらに一定数が見られる讃岐・伊予を加えると瀬戸内沿岸へと重点が移っていることが指摘できる。

坂東（関東）周辺では、Ⅱ-1期には常陸を最多（当該期では全国最多）として、下総にもかなりの数

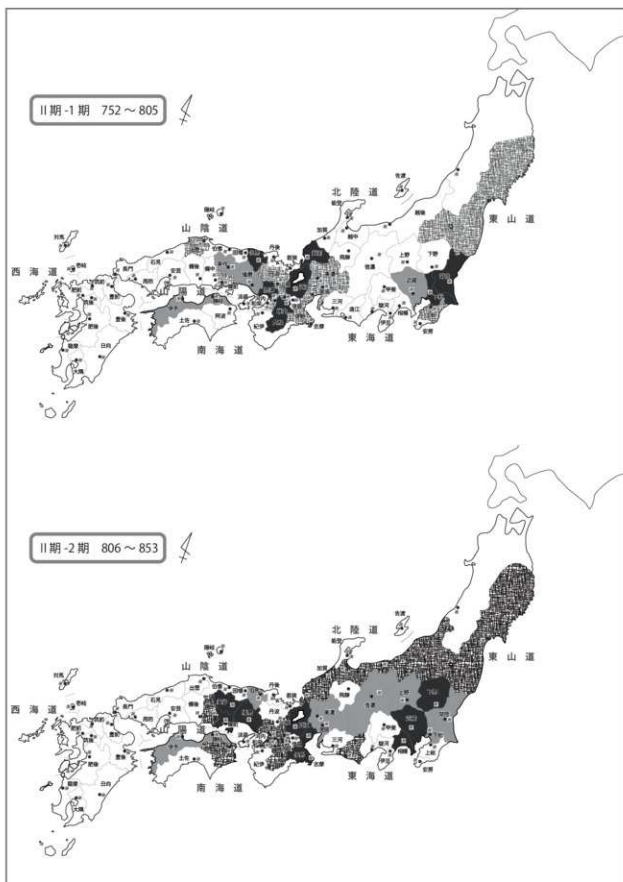


図2 台閣構成員の国司兼任件数分布図(2)

の事例が見られる。Ⅱ-2期になると、相模を最多（当該期では全国最多）として、武蔵・下野が特に多くなる。兼任例の最多国がⅡ期を通じて坂東にあることは、それ自体が一考を要する問題であるが、ここでは陸奥に至る経路や蝦夷政策の後背地としての坂東諸国の何らかの位置付けが反映している可能性を指摘するにとどめたい<sup>11)</sup>。

### 【Ⅲ期（854～941年：斉衡元～天慶4年）】

坂東での国司兼任事例が急激に減少し、僅かに相模・下野（各3例）のみに見られる程度となり、Ⅱ期のような集中地域ではなくなる。また、Ⅱ-2期で見られた畿内での減少傾向もさらに明瞭になり、畿内の近国である東縁・西縁エリアという2地域での集中傾向が際立つようになる。この2地域内での主体（多数）事例の変化から、Ⅲ-1期（854～897年：斉衡元～寛平9年）とⅢ-2期（898～941年：昌泰元～天慶4年）に細別することができる。

畿内東縁では、近江（71例）を圧倒の多数による筆頭に、越前（21例）・美濃（18例）・伊勢（13例）の4ヶ国が多数を占める状況が見られる。近江を結節点とし、より東側の東山道（美濃）・北陸道（越前）・東海道（伊勢）諸国を配するという組み合わせである。Ⅲ-1・2期では越前・美濃・伊勢の順位が入れ替わる程度にとどまることから、極めて安定した兼任国の選定が行われていることが分かる。この安定状況は、Ⅱ期に一定数を占めた尾張と信濃を欠落させ、より対象国を絞り込む形で現出している。

畿内西縁では、讃岐（77例）・播磨（61例）・備前（58例）の3ヶ国が圧倒的に多く、Ⅲ-1期では播磨・讃岐がほぼ同数で筆頭に位置し、Ⅲ-2期は讃岐・備前が若干の差をもちながら卓越するという状況が認められ、3ヶ国を軸に兼任国の選定が行われたことが分かる。これに加えてⅢ-1期には備中（17例）・伊予（16例）、Ⅲ-2期には伊予（24例）が3ヶ国に迫る兼任数をもちながら推移している。畿内東縁とは逆に、対象国を拡大しつつ近江と同等の兼任国を複数生み出している。

兼任国の範囲としては、ほぼ同規模のエリアが畿内の東側と西側に固められていく傾向にあるといえるが、東側が絞り込みによって量（兼任数）のまとまりを生み出すのに対し、西側は複数国で量を拡大し、東側を凌ぐようになった。兼任国の選定が、畿内の外縁で行われるようになったこと、その中でも「西高東低」的な指向をもつことに注目しておきたい。

### 【讃岐国の格付け】

以上Ⅰ～Ⅲ期における讃岐での国司兼任数は、89例である。これは近江（123例）に次ぐ多さであり、播磨（80例）・備前（70例）・伊予（51例）よりも多い。讃岐での事例を時期別に見ると、Ⅰ期が0件、Ⅱ-1期が5件、Ⅱ-2期が7件、Ⅲ-1期が28件、Ⅲ-2期が49件であり、8世紀後半から兼任対象国として次第に事例を増やし、9世紀後半以降に激増することが分る。Ⅰ期以来の近江の安定的な状況とは異なっており、播磨・備前・伊予と共通する傾向である。

既に述べたように、台閣構成員の国司兼任の背景には、それに伴う権益などの要素も挙げられるであろうが、9世紀後半に始まる「西高東低」的な指向は、単に台閣構成員の収入源というだけでなく、生産力や交通関係に裏打ちされた地方支配の実が挙げられるエリアとして、畿内西縁部＝東部瀬戸内地域が重視されていたことを物語るのではないだろうか。

11 例えば、太平洋沿いに進み勿来園に至るルート（上総-下総-常陸-陸奥）と、内陸を進み白河園に至るルート（相模-武蔵-下野-陸奥）の拮抗関係など。



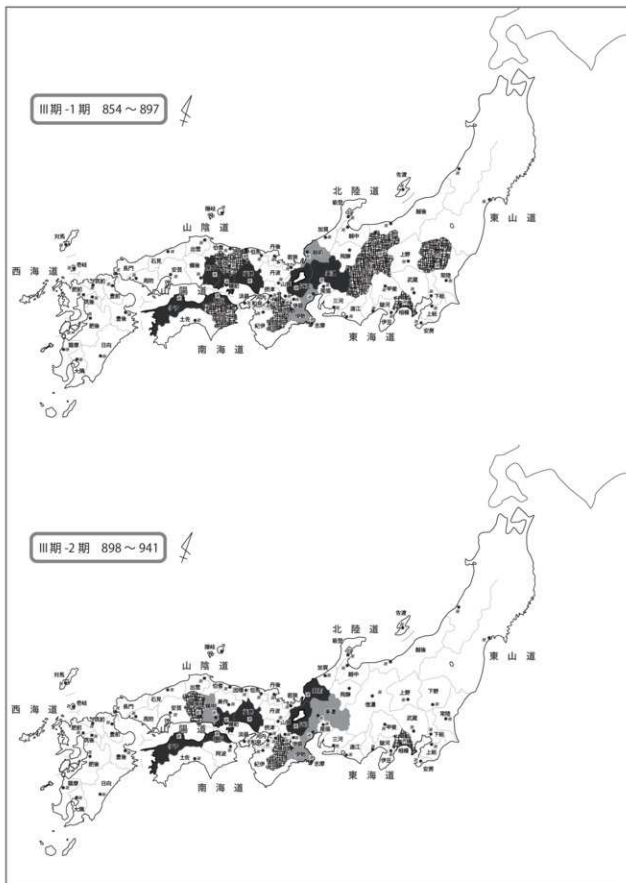


図3 台閣構成員の国司兼任件数分布図(3)

ところで、讃岐への国司兼任事例が増加するⅢ期に、菅原道真が国司として讃岐に赴任している。道真の讃岐赴任については、従来は藤原氏との対抗関係などが伏線にあり、京官から外官へと「外された」人事と評価される向きがあった。しかし近年では、地方支配の建て直し政策の一環として、能吏の道真を重要国である讃岐国司として派遣したという見解が示されている<sup>12</sup>。

道真にとどまらず、9世紀後半には地方経営を積極的に行う実務型の能吏が、讃岐に多く赴任している。満濃池の修築を行うことで、勸農政策を積極的に推し進めたと見られる弘宗王（讃岐権守、852～855年：仁寿2～斉衡2年）、やはり勸農政策を推進してその実を挙げた紀夏井（讃岐守、858～863年：天安2～貞観5年）・阿倍興行（讃岐介、878～880年：元慶2～4年）・藤原保則（讃岐権守、882～885年：元慶5～仁和元年）などが、該当する。

また、長官・次官職の時には遙任の可能性が高く、特に長官職の時には台閣構成員としての兼任となるが、讃岐権少目から讃岐掾を経て、讃岐介・讃岐権守・讃岐守を歴任した紀長谷雄のような能吏の存在も注目される。現地赴任の讃岐国司に能吏を重点的に充てる政策と、台閣構成員の讃岐国司兼任は、ほぼ同時進行で行われたことを象徴的に示している。

讃岐の近国でも紀伊・淡路・土佐・安芸などでは、10世紀以前には台閣構成員による国司兼任は見られないし、阿波・備後なども極めて少数例にとどまっている。これらを踏まえると、9世紀後半～10世紀中葉において、讃岐国は中央政府からかなり重要視されていた地方と見ることができる。7世紀中葉から8世紀代において、様々な施策の模範的な実践が繰り返され、一定度の成果を挙げてきたことが、その前提の一部をなしているといえる。

10世紀後葉～12世紀前半も、讃岐国は有力な兼任国として続く<sup>13</sup>。その一方で11世紀初頭から、掾・目に佐伯・綾・凡など在地の有力氏族が散見されるようになる。やがて彼らが在庁官人として国衙の実務を分享していくようになるが、鎌倉時代いっぱいまで続く留守所の活動も、模範的实践で鍛えられ、蓄積された一つの成果といえるであろう。

### Ⅲ. 歴史的現象における国府の立地

#### 1. 郷の構成から見た阿野郡甲智郷

##### 【甲智郷の中の国府・府中】

讃岐国府が置かれたと考えられる府中は、近世には阿野郡南（南条郡）府中村と呼称されていたが、『寛永十年讃岐国絵図』には新宮・逸田・陶村・畑田とともに「甲知郷」として一括されている。甲知郷は、『和名類聚抄』に見える「甲智郷」の近世における遺称地名である。国府が甲知郷に属するとの認識は、遡って1406年（応永13）に成立した『白峯寺縁起』にも「国府甲知郷鼓岳」と記されており、15世紀初頭には既に存在したことが確認できる。14世紀初頭までは留守所などの国府の施設が存在したことを踏まえれば、少なくとも中世の国府が甲知（甲智）郷に存在したことは認めてよいであろう。

問題になるのは、国絵図で示されるような甲知郷の範囲が、どの程度古代の状況を伝えているか、という点である。近世初頭の甲知郷は、綾川中流域と支流の富川流域を領域の主体にしているが、府中・新

12 平田歌二 2000『消された政治家 菅原道真』文芸春秋

13 ただし982～1019年（天元5～寛仁3年）には僅か2例と激減し、その後再び急増している。

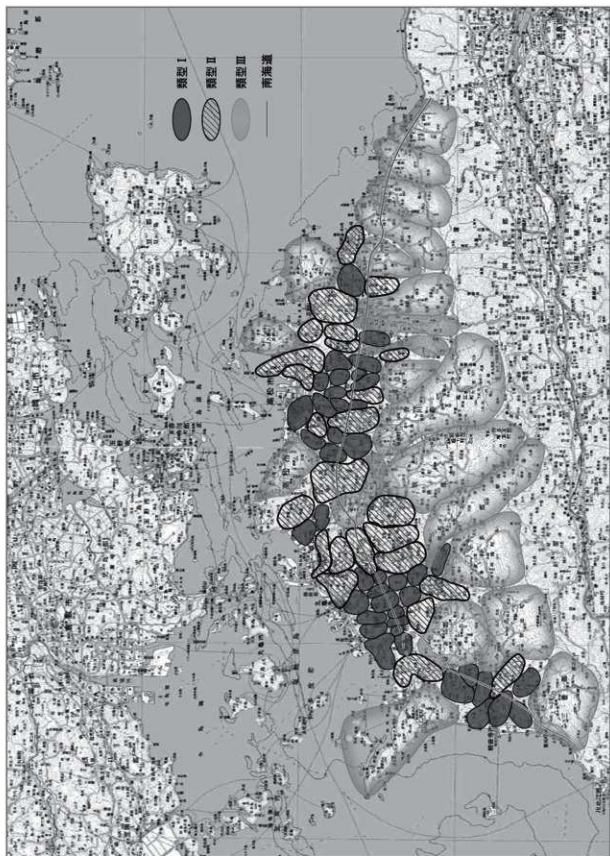


図 4 諸島の部分分布図

宮周辺の平野部以外は綾川・富川に沿った狭長な開析谷と、それを囲む比高差の大きな丘陵から成っており、まとまった地理的単位とはいえない。その意味では、近世の陶村・畑田村・府中村の方が地理的なまとまりをもつ地域単位といえる。

取りあえずは、近世初頭の郷を参考にしつつ、讃岐国内の郷の領域のあり方を整理し、その中で甲智郷の特質を検討することとしたい。

#### 【郷域と居住域】

『和名類聚抄』に記載された讃岐国90郷には、9～10世紀に新たに立てられたものもあり、逆に『和名類聚抄』には見えない郷名が8世紀の木簡で明らかになった事例もある。このため、『和名類聚抄』記載郷がそのまま7世紀後半の「五十戸」に対応するのではなく、また国家の税制が人頭税から地税に変化しており「郷」のもつ意味合いが変化していることも考慮に入れる必要がある。特に広大な山野や海浜部といった生活後背地を抱える郷の場合、このことを念頭に置くため、郷（里、その前身の五十戸）を構成する集団の居住域を、遺跡の分布や地名などを参考に想定した（図4）<sup>14</sup>。

その結果、①郷域と想定居住域がかなり近い範囲をもつ類型（類型1）、②郷域が想定居住域を上回る範囲をもつ類型（類型2）、③郷域が想定居住域を大幅に上回る範囲をもつ類型（類型3）の3者に大別することが可能である。

《類型1》 長尾・高松・坂出・丸亀・三豊の各平野の、主に中央部で見出すことができる。この類型の郷の領域は概ね1～2km四方であり、後背地たる山野を直近に伴わない場合もある。

- 寒川郡中央部 神埼郷
- 三木郡中央部 高岡郷
- 山田郡中央部 本山郷・田中郷・拝師郷・宮処郷・池田郷・坂本郷・蘇甲郷
- 香川郡中央部 大野郷・多配郷・大田郷・笑原郷・成相郷・河辺郷・中間郷・飯田郷・百相郷
- 阿野郡北部 林田郷・鴨部郷・氏部郷
- 鶴足郡中央部 小川郷・二村郷
- 那珂郡中央部 良野郷・高篠郷・樺无郷・垂水郷・喜徳郷・郡家郷・柳原郷・金倉郷
- 多度郡北部 良田郷・葛原郷・三井郷・吉原郷・弘田郷・仲村郷
- 三野郡中央部 高野郷・熊岡剛・本山郷
- 刈田郡中央部 紀伊郷・柞田郷・坂本郷・高屋郷

《類型2》 長尾・高松・国分寺・坂出・丸亀・三豊の各平野の周縁部に見られる。郷の領域は、概ね幅2km、長さ5km程度であり、領域の一方以上に丘陵部を伴うものが多い。

- 寒川郡中央～北部 長尾郷・造太郷・多和郷
- 三木郡北～南部 幡羅剛・井上郷・池辺郷・田中郷
- 山田郡北・南部 喜多郷・高松郷・三谷郷
- 香川郡中央部 坂田郷
- 阿野郡中央～北部 山本郷・新居郷・松山郷・羽床郷
- 鶴足郡中央～北武 津野郷・川津郷・坂本郷・井上郷・栗原郷

14 あくまで「安定した居住が可能な条件を備える地域」という意味であり、実際にその地域全体に集落が認められるというわけではない。

●那珂郡南部	子松郷
●多度郡南部	生野郷
●三野郡北部	高瀬郷
●刈田郡中央部	山本郷

〔類型3〕 引田・大内各平野の全域、長尾・高松・坂出・丸亀・三豊の各平野の外周部に見られる。郷の領域は、5km四方を大きく超えるか、長く延びる場合は長辺で10km以上に達する。領域の大半が山野であり、想定居住域は領域の一端にとどまる。

●大内郡全域	引田郷・白鳥郷・入野郷・与泰郷
●寒川郡北・南部	難破郷・石田郷・長尾郷・鴨部郷
●三木郡北・南部	牟例郷・氷上郷
●山田郡南部	殖田郷
●香川郡北・南部	笠居郷・井原郷
●阿野郡中央～南部	甲智郷・山田郷
●鶴足郡南部	長尾郷
●那珂郡南部	真野郷
●三野郡西・東部	託間郷・勝間郷・大野郷
●刈田郡南部	姫江郷

以上の類型の分布を見ると、平野部のほぼ中央に類型1が集中し、その縁辺に類型2、さらにその外周に類型3という形で、同心円状に郷の配列が見られることが分かる。同心円構造が典型的に認められるのは丸亀平野と高松平野であり、長尾平野では類型1が、三豊平野では類型2が低調な傾向にある。しかし、これらの平野では、同心円のほぼ中央を南海道が通過するという傾向が明確である点で共通する。

国府推定地の所在する坂出平野における郷の構成を見ると、類型1（鴨部・氏部・林田3郷）を中心に、その東西に類型2（松山・山本2郷）、南側に類型3（甲智郷）が存在する点で、やや不整形ながら同心円構造を取ることが分かる。ところが南海道は、類型1のエリアではなく類型3のエリアを通過しており<sup>15</sup>、坂出平野のみが同心円構造の中央を通過しないことになる。

南海道が広域にわたる官道であることを考慮すると、坂出平野のみが南海道のルートと地域構造が不整合である理由として、その両側の高松・丸亀平野での南海道の位置決めを前提としている可能性が指摘できる。

### 【遺跡の消長と甲智郷エリア】

ところで、坂出平野における古墳の分布状況を検討した渡部明夫氏は、甲智郷周辺である「平野南西端において、白砂古墳から新宮古墳に至る有力古墳を、4世紀から6世紀にかけて一貫して築造し続けた集団が最も強い勢力をもち、この集団が坂出平野における指導的地位を保っていたと考えられる」と見なしている<sup>16</sup>。しかし、これらの古墳が眺望の効く平野背後の丘陵上に立地していることや、坂出平野周辺の古墳の分布が臨海部の松山地区周辺に見られる以外は、平野南半部に連続的に集中・累積しており、その

15 詳細な位置については、本記要掲載の佐藤原稿（67～71）で記したように不明とせざるを得ないが、「河内駅家」の存在から考慮すると、甲智郷内を通過していたことは間違いないであろう。

16 渡部明夫1998「考古学からみた古代の畿氏（1）- 畿氏の出自と性格及び支配領域をめぐって-」『財団法人香川県歴史文化財調査センター研究紀要Ⅵ』

内部での細分がむしろ困難であることを踏まえると、特定の小地域（この場合は郷単位程度）を念頭に置いてグルーピングが適切なかどうかを、再考する必要がある。

その点、古墳時代の状況が不明であるものの、弥生時代において歴代の中核的な集落が形成されたのが、鴨部郷（氏部郷含む）のエリアであることは、本鴨遺跡（前期～中期前半・後期）、烏帽子山遺跡・明神原遺跡（中期後半）、樋ノ本遺跡（弥生時代後期）などの存在からうかがうことができる。一方で、甲智郷における弥生時代集落が小規模で継続性に欠けることは、讃岐国府の発掘調査から推測される<sup>17</sup>。材料不足の感はあるが、このように見ると甲智郷内での集落構成は、鴨部郷・氏部郷のように安定した平野部の微高地を中心にしたコンパクトなまとまりではなく、散在的な傾向にあることが考えられる。

例えば十瓶山窯跡群に近接した陶台地の西村遺跡において、銅製巡方が出土していることは、須恵器の生産集団とその管掌者の存在をうかがわせる材料であるし、同様に『首家文章』巻第三 196に詠われた袖人のような存在も注目される。このように見ると、甲智郷では山間部の生業を行う集団が多数存在していた可能性がある。甲智郷を阿野郷の中心的なエリアと見なす見解は、8世紀以降に国府が置かれたことからの逆読みであり、むしろ坂出平野における中心部（鴨部郷・氏部郷）ではなく緑辺部に国府が置かれたと見なす方が妥当なのではなかろうか。

## 2. 東大寺封戸と讃岐国府

### 【南海道における東大寺封戸】

讃岐国府が置かれた頃とほぼ同時期か、若干後出する時期に、東大寺の封戸として讃岐国内の3郷が施入された。東大寺封戸は、各地の郷（里、50戸）をまるごと東大寺封戸に指定している点が特徴的であり、7世紀に建立された寺院（法隆寺・川原寺など）の封戸（寺封）が、郷の一部を充てたものの集積であるとは異なっている。

東大寺封戸については複数の史料があり、その記載内容に若干の矛盾も認められるが、讃岐の3郷は752年（天平勝宝4）の大仏開眼供養後に、「寺家のさまざまな経費に永く充てるため」施入された1,000戸に含まれる（『造東大寺司牒』東大寺文書）。この時、封戸に指定されたのは、西国では丹後国の4郷（200戸）を除くと南海道（四国）であり、阿波国2郷（100戸）・讃岐国3郷（150戸）・伊予国2郷（100戸）・土佐国2郷（100戸）となっている。これらの封戸指定地の立地には、共通性を認めることができるので、以下に列記する。

〔阿波国〕板野郡高野郷 旧吉野川河口部よりやや遡った一帯で、南海道の郡頭駅家（こうづのうまや）が近くに置かれる。郡頭＝郡津・国府津で、板野郡ないし国府の津があった可能性がある（現・板野郡板野町・藍住町付近）。

美馬郡御津郷 吉野川上流域の南岸一帯で、郷名と大きく蛇行する吉野川の形から、川津があったと推定される。北は阿讃山脈を真鈴峠・東山峠を越えて讃岐に出ることができ、南は四国山地経由で土佐方面にアクセスできる（現・三好郡東みよし町付近）。

〔讃岐国〕山田郡宮処郷 新川河口から遡り、吉田川との合流点を控える一帯で、南約2kmを南海道が走る（現・高松市前田東町、前田西町付近）。

17 本紀要掲載の佐藤原稿（05）参照。

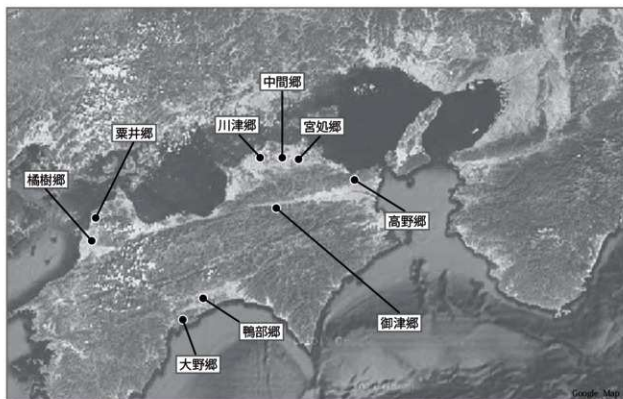


図5 四国における東大寺封戸分布図

**香川郡中間郷** 本津川河口から遡り、古川との合流点を控える一帯で、東側には香東川も流れる。郷域内を南海道が通る。隣接する飯田郷内の「津内山」から、合流点付近での川津があった可能性（現・高松市檀紙町、御殿町付近）。

**鶴足郡川津郷** 大東川河口をやや遡った一帯で、南約1.5kmを南海道が走る。郷名から、川津があったことは確実（現・坂出市川津町付近）。

《伊予国》**温泉郡橋樹郷** 重信川と支流の石手川を遡り、小野川（上流に齊明天皇仮宮の可能性が指摘される久米官衙遺跡群）との合流点一帯。郷内を南海道が通る（現・松山市立花町・小栗町付近）。

**風早郡栗井郷** 栗井川と高山川河口にはさまれた臨海性の小平野。郷内を南海道が通る（現・松山市栗井河原周辺）。

《土佐国》**土佐郡鴨部郷** 鏡川を遡り、神田川との合流点を控えた一帯で、郷内もしくは直近を南海道が通る。合流点付近に郡頭神社（郡津？）があり、川津が存在した可能性がある（現・高知市石立町、城山町、鴨部町周辺）。

**吾川郡大野郷** 仁淀川河口と、やや遡った左岸一帯。郷内を南海道が通る（仁淀川を渡る）。やや下った場所に「フナト」（岐）地名があり、各所に川津が存在した可能性（現・高知市春野町、吾川郡いの町）。

以上のように、①川を少し遡ったところにあり、川津の存在をうかがわせる地名が多く見られること、②郷内もしくは近くに南海道が通っていること、③比較的安定して開けた平野部にあり、背後（周囲）に山を控えていること、など共通した立地の特徴を備えていることが分かる。

①・②は水陸の交通の要衝であることを、③は安定した農業生産地で山の生業を控えていることを示す。

東大寺への貢納品目には糸・絹・綿・米・大豆・小麦・油・紙のような物品と、仕丁つまり労働力提供があるが、必要に応じて塩・鉄・干鯛・松皮なども求められているから、交易によって入手しなければならない物品もあったと思われる。

国家は、交易には好条件の①・②のような場所についての情報をもっており、そうした場所を地方支配の足がかり（拠点）候補地として認識し、留保していたのではないだろうか。

#### 【讃岐国府の立地との共通性】

ところで、上記特徴①・②は、讃岐国府の立地とも共通する。特徴③については、既述のように山の生業という点では共通した部分をもつ。

宮処・中間・川津の3郷が、讃岐の中央部に位置していることも注目される。3郷の存在するエリアは、国府以後の中世守護所（宇多津）や建武政権の拠点（高松郷）、近世城下町（平山・高松）など、讃岐一国の支配拠点が置かれた範囲に収まり、歴史的に中央政権（国家）との関わりが深い地域である。このエリアが支配拠点の地として選ばれたのは、瀬戸内海の難所である備讃海峡があり、その東西にある平野部が国家にとって重要なポイントと認識されたからであろう<sup>18</sup>。

以上のように見てくると、讃岐における東大寺封戸の選定地は、「あり得たかもしれない」国府の候補地とも評価できるのではないか。

讃岐中央部で特徴①～③を備える讃岐国分寺も、これに加えることができるかもしれない。そこで次に、作業仮説として国分寺周辺での立地の特性を考えてみることにしたい。（佐藤）

### Ⅳ. 国府立地の検討～作業仮説としての国分寺平野～

#### 1. 立論にあたっての考え方

##### 【基本的スタンス】

思えば、2009年4月にボランティアに応募、5月25日に第1回の研修会に参加以来微力ではあるが続いている活動である。2010年、そして2011年と職員の方々には丁寧なご指導いただき、また、ボランティアの熱心な皆さんと一緒に、アレコレと時間の許す限り国府に想いを馳せたり、現場を歩いたりする時間であった。ゼネコン出身の小生としては、まずこの探索事業をプロジェクトとしてとらえることからスタートした。つまり、最初の数年は頭仕事と位置付けて、アイデアの書き消しをやってみよう。で、そこそここれなら行ける、と見通しがつけば手足を動かし力仕事にはいる、と漠然とした流れを形成していた。

この頭仕事とは、スタート（始点）は、もし私が国府の施設計画者となれば、どう計画するか、という極めて大胆な想いをベースにし、計画条件、事例調査、必要機能の確認、施設規模のイメージ、立地条件、アクセス（官道、駅家）、港湾、市などをできるだけ具体的にイメージすることである。年代的には数百年間の国府存在期間（西暦700年頃から1000年頃か？）ではあるが、一応、情報として国府所在について比較的豊富な漢詩を残した讃岐国守菅原道真時代（西暦888年前後）に設定した。道真の心境になれ

18 渋谷啓一 2009「古・高松湾と瀬戸内世界」「中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像・上」岩田書院



ば、とも思うがとても私の文学的センスでは無理である。

一方、当面のゴール（終点）は讃岐国府の所在をピンポイントで、できれば、施設計画の考えをベースにして、その配置図を描くこととした。究極のゴールは無論、国府跡を発掘し、出土物を検証し、特定することである。

それと同時に、考古学のコの字、発掘のハの字も知らない私ができることは一体何なのだろうか？どんな方法であればゴールに到達できるだろうか？何かまとまった形を成すにはどうすればいいのか？と口はどこだらうか？等々自問自答の悩ましい日々も続いた。ただ、希望観測的には何事も石の上にも3年で、がんばれば素人の域を卒業でき、多少はアマチュアの領域に入れるかもしれないという、ほのかな希望があるのみであった。

## 【経緯】

国府探索ミステリーハンターの活動を開始してから、しばらくして頭の底に生じた素朴な疑問は「古代阿野郡は現在の坂出市東部、高松市国分寺町、綾歌郡綾川町の範囲だったことが推定できるのである」という「讃岐国府跡を探る」24頁の一文である<sup>19</sup>。

なぜ、今までに、国分寺町の話がないのだろうか？ひょっとすると、国分寺にもいくばくかの可能性があるのでは？1/3である国分を切り捨てるのはなんだか惜しい気が漠然としていた。

そうこうするうち、3年目の2011年に入り、それまで何度も車で往復した高松－鬼無－端岡－国分寺－新宮－埋文センターの往復において、国分が南に広く開け、しかも、府中とはゾーンニング的に住み分けている。これは立地するにふさわしい、とますます自信を深めた。そこで、5月に一気にジャストアイディアとして計画書を作りまとめた。さらに、たまたま6月初旬、国分尼寺の僧坊跡礎石の説明会を聞き、現地周辺を歩いたりして、大地の雰囲気を感じたりした。

6月下旬ころ、Yahoo地図で国分や中居周辺を見てみると、小河川4本の南へ下る流路に90度の曲がり箇所があったり、なかったりしていることに気付いた。なぜ90度の曲がりがあるのだろうか？しかも、3か所もある川もある。特に、注目したのは、現在の国分寺の東側の地域である。地名では中西である。これは何かありそうだと直感した瞬間である。

7月にはいり、体調をくずして調子がよくなかったが、デスクワークで令制下の諸国の国府、国分寺、国分尼寺、国司館、官道、駅家等をトレベに落とし込んで、立地事例として、その距離感や標高イメージなどを掴んだ。約60国である。

いよいよ8月、佐藤氏、十河氏、葛原さん、11月には佐藤氏、十河氏とともに現地の中西を中心に探索、瓦片を収集、地元の人にヒヤリング、地勢調査、国分八幡神社参拝（神社由緒に多大な関心を持つ）、小河川の流路実見、などの活動を精力的に行った。結果、社伝にいう「当社は、当国国分寺の鎮護並びに阿野七郷の産土神として創祀された」とのことから、この国分八幡宮の所在する地が阿野郡の範囲であったこと。また、国分八幡宮という名称は、「爾来、岩川（岩河）八幡、国府八幡と称えられ、昭和に入り、国分八幡宮と改名した」とあることから、元は国府八幡と呼ばれていたこと、などが分かった。

10月には、鳥根大学大橋泰夫教授の「国府を考える－国司館を中心に－」の講座を実にタイミングよく、聞くことができ、出雲国や下野国の国府・国司館等の具体的な立地にかかわるイメージを目にすることができた。

19 大山真光 2010「讃岐国府とは」『讃岐国府跡を探る』香川県埋蔵文化財センター

## 2. 施設としての国府を計画するとすれば

### 【議論の前提】

以下の事項が考えられる。

- ①「現在の国分・中西・新居は古代阿野郡に含まれていた」とする。

この根拠については、江戸時代の寛永国絵図、国分八幡宮の社殿にいう「阿野七郷の産土神云々」とする。いずれも文献史料上、あるいは考古学上、当時の明確な国境、郡境、里境が不明の状況ではあるが、阿野郡の範囲であるとするものの有力な根拠と考えられる。

- ②道真の貴重な漢詩から下記的位置情報を重視する。

「開法寺の中 暁にして鐘に驚く」の註として、「開法寺は府衙の西に在り」という記述があり、逆に、国府（府衙）は開法寺の東に在った、といえる。

- ③国分台の南麓、あるいは、蓮光山東麓、端岡丘陵には古墳は所在しない。即ち、国分寺立地にふさわしい、清浄な空間のイメージを維持している場所であろう。

- ④国分寺、国分尼寺、国府の瓦は、近在する府中山内瓦窯跡から搬入したとする。

### 【フロー】

国府の所在をピンポイントで比定めるための道筋（フロー）を立ててみた。議論が可能な実体の伴う内容を中心に道筋を組立てることを念頭に置いた。霧の中を手さぐりで進むにしてもなにかの道しるべは必要である。間違えたと思えば、少し後戻りをして、そこで、新たな方向を考えればよいだろう、と極めておおらかな道中である。

- ①現時点で明確な国分寺と国分尼寺の位置は、国府所在がどこに所在しようと、ほぼ当時の原位置であろう。つまり、創建以降の移設はないものとして、アンカー（固定）点とする。

- ②この2定点をもとに、当時の官道である南海道を推定する。

- ③現地の地形で、微高地を探るためにザックリあたりを付ける意味合いで、Google Earthから等高線を落とし込む。

- ④全国の国府所在、郡衙所在の事例を調査して、比較的標準的なものを代表例とする。これにより、国庁を中心とする国府城、あるいは、郡庁を中心とする郡家城の面積をイメージする。

- ⑤中西地域に上記の国府城を無理偏にゲンコツで落とし込んでみる。どんな配置（レイアウト）図になるか？周辺との折り合い（納まり）はどうか？不都合が生じた場合は、修正してより合理的な配置を求めればよい、としよう。この配置図が目指すゴールである。

### 【基本的な施設計画条件】

施設計画をするとすれば考えられる基本条件について述べる。

施設を計画する際に重要な要素は、国府としての必要機能、官人の人員配置、現地採用の人員配置、必要施設（特に、国庁は正殿、脇殿、後殿、庭。他に国司館、駅家、厨など）、建屋仕様・規模・面積・棟数・配置、門位置、外構（欄、塀、溝など）、官道からのアクセス、現況（開発前は森、林などのいわゆる未墾の地であったらう）、資材搬入路、水利（排水、防火水、井戸からの飲料）、国府市などである。

赴任国司、倉庫（正倉）、駅路・駅家については運用も含めて延喜式、「令集解」に職員令、倉庫令、既牧令で規定している。また個々の建築物については現在の建築基準法のような令があったかもしれない。

【計画するに際して考慮する条件】

- ①在地の既存勢力として評以来、郡となってもその領域を支配した象徴である郡家城（郡庁、曹司、氏寺、正倉）には、国の施設は近寄らないだろう。中央からの派遣官人の国守施設とはいえ、無用の摩擦を避けるための住み分けである。こうした国施設の建設用地についても、既存勢力の開発地（郡衙、氏寺は無論のこと、人家、田畑などの郡民施設）に影響を与えずに、新たな開発地を手当てし、切り開いたであろう。ちなみに国分寺、国分尼寺、官道（南海道）、駅家も国の施設である。
- ②南に開く地勢とすること。ほとんどの国庁は南北中軸線とし、南門を設置。国司は南に向って、郡司等に対峙する。元旦の朝賀儀式空間を維持するためである。
- ③国府立地は国分寺、国分尼寺から数km程度離れている事例が多い。数10kmも離れての立地はまれである。この場合は何かの事情により、国府が遠く離れて移転したと思われる。
- ④できれば国分寺、国分尼寺との距離については中軸線間距離を完数とすること。国府が近接している場合には、国分寺中軸線から例えば、1里とか2里とかの完数である方が、立地設計しやすい。あえて、1.35里などと複雑にする必要もない。かといって、この辺りに、適当に国府を配置すれば、とも思えない。そこに決定した理由はそれなりにあっただろう。
- ⑤水害・洪水に備えること。河川近くに立地する場合には、攻撃斜面を避けるだろう。
- ⑥地盤強固。建築物の地盤基礎は版築法で突き固めたり、荷重のかかる柱基礎には礎石を置いたりしただろう。
- ⑦正倉には火災に備え側に池や渠を置く。正倉には50丈の離隔距離をとる。風通しのいい場所とする。実際には、もう少し詳細に倉庫間の離隔距離などを規定している。50丈はいくらなんでも離れすぎなので、5丈（約15m）かもしれない。



図6 讃岐国分寺周辺の4本の河川

- ⑧建設資材（瓦、木材、石材など）が近場から調達できること。
- ⑨建設資材運送に適する水運などが使えること。
- ⑩国庁のほかに、国司館、客館、曹司、厨、駅家、雑舎など、機能上、必要とする諸施設を配置すること。
- ⑪国庁と国司館は何kmも離れない。土佐国（国司紀貫之）、近江国、あるいは、越前国（国司大伴家持）の事例でも、比較的近接している。
- ⑫水利。井戸からの飲料水、雨水・生活排水、正倉付設するばあいには防火水利の確保。
- ⑬施設必要面積は国庁城でザックリ100m四方。正倉を有したとすると、ザックリ200m四方の面積は要したであろう。他に、国司館、曹司等を考慮すると、別途100m四方程度の居住空間が必要であっただろう。

### 3. 現地での検討結果

#### 【4本の小河川】（図6）

小河川①、②、③の90度曲がりは人為的に付け替えたものと思われる。この扇状地の小河川の流れとして④の中流以降の流れが自然であろう。付け替えたとすればいつ、誰が、ということ是不明ではあるが、特に、①の国分寺側は、常識的には国分寺建設前であろう。建設した後に、小河川とはいえ、洪水に見舞われて、被害を受けたのであわてて流路を変更した、とは思えない。とすれば、②の河川についても、その曲がりの南側に河川の流れを変える程の何か重要な施設があっただろう、と推測できる。

#### 【等高線から見た微地形】（図7）

いきなり、現地の測量をかけても意味がないので、微高地や地形イメージのあたりを付けるためにGoogle Earthを使って住宅地図（ゼンリン）に等高線を落とし込んだ。（正式には国土地理院の水準点情

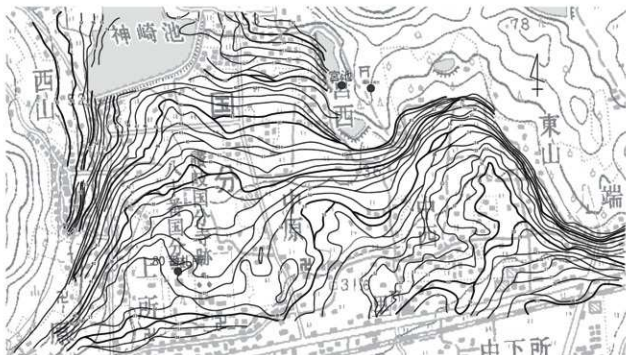


図7 讃岐国分寺周辺の等高線

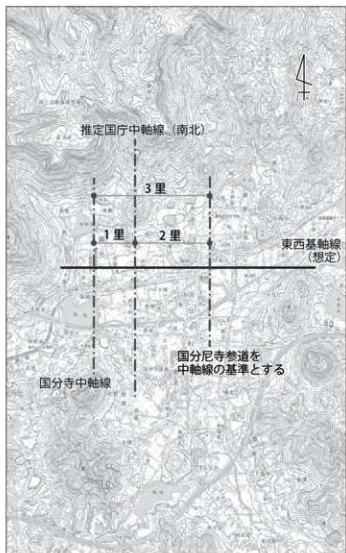


図8 国分寺周辺での想定施設中軸線

藝。周防。長門。紀伊。阿波。讃岐。伊豫。土左。筑後。肥前。肥後。豊前。豊後。日向等廿六國。國別頒下灌頂幡一具。道場幡四十九首。緋綱二條。

と記載されているので、この時期（西暦756年以前）には堂宇が完成していたと思われる。

とすると、国分寺建設に先立ち、選地が実見され、伐採・整地・縄張りが行われたであろう。と同時に、この国分寺建設に先立ち、予算・工事工程、品質、調達等の施工管理責任を持つ国司が現地へ赴任し、建設の指揮・監督をしたであろう。つまり、国司は建設組織の長として、官人や郡司などを率いて指導・監督し完成させたのである。とすれば、国府はこの近くに、国分寺建設に先だって所在、機能していたとして良いだろう。

結果、国府⇒国分寺⇒国分尼寺の順に建設された、としたい。ただし、用地選定上、最重視されたのは国分寺と思われる。敷地規模（寺域）が東西220m、南北240mと広大な故、一度、その配置を決定すると、堂宇の再建を含めて移転が極めて困難だからである。建設計画上での、特に注目すべきは国分寺の中軸線と東西の測量基準線の設定である。古代に限らず、現在においても施設建屋の中軸線は動線とともに重要な決めごとである。施設の善し悪しを制する。

以上の推定から、まず国分寺の用地、および、中軸線を決定し、つづいて、国府・国庁の中軸線を、さ

報が基準となる。ちなみに、中西のいずみ保育園近辺では31.6mとある。）その結果、G.E数値で32m等高線がやや北東-南西方向の細長い帯状の微高地が見つかった。ザックリではあるが、周辺地形を目に見える形にした。むしろ、奈良・平安時代を経て現在にいたるまでに、用地開発のために人手がはかり、人為的に削平された可能性は十分にある。

#### 【国分寺・国分尼寺・国府中軸線】(図8)

天平13年(741年)聖武天皇により国分寺建立の詔が出され、各国には国分寺と国分尼寺が一寺ずつ、国府域内か周辺に置かれた。僧寺は僧20人、尼寺は尼僧10人をおいた。多くの場合、国庁とともにその国の最大の建築物であった、といわれる。

国の施設として、国分寺、国分尼寺、国府の創設順、あるいは、時期については特定することは困難ではあるが、私は下記のように想定する。

讃岐国分寺については、

『続日本紀』天平勝宝8歳(756)12月20日条

越後。丹波。丹後。但馬。因幡。伯耆。出雲。石見。美作。備前。備中。備後。安

らには国分尼寺の中軸線を決定したものと考えられる。ただし、私は3施設の正確な方位データを持ちあわせていない。

しからは、これら3施設の中軸線間距離はいかほどか？即ち、国府（国庁）の中軸線をどこに置くか？頭を悩ませた課題の一つである。現国分寺と国分尼寺の中軸線間距離を地図上から求めると3里となる。奈良時代の1里を535mとして、1605mである。

そこで、国府の中軸線が国分寺間を1里、国分尼寺間を2里とわけるとした。当初は、1.5里、1.5里の等間隔では？と予想していたのだが、現地調査した折の佐藤氏の地形の実見からこの案だと旧河川路と思われる崖跡が敷地を抜けているので無理だろう、との見解による。

結果、国分寺と国府の中軸線間距離は1里、国府と国分尼寺の中軸線間距離は2里、ということで納めた。

### 【讃岐国府配置図】（図9・10）

国府は国庁（規模を80m×100m）、正倉（50㎡クラスを10棟）、南門の配置とする。讃岐国は上国であるので、門は瓦葺きの八脚門だったかもしれない。規模的には肥前国事例を参考として、強引に落とし込んでみた。納まりとして、そう無理はないものと思われる。

正倉には離隔距離の確保、近場に防火水利が必要とのことだが、一つの案として無理偏にゲンコツで配置をした。結果を絵にしたのが下図である。バックヤードの具体的距離は史料上で不明だが、ザックリ感覚的に許容しているだろう。

また、国司館（現在の天津神社周辺）、南海道、河内駅家（新宮か前谷あたり）も参考までに落とし込んでいる。

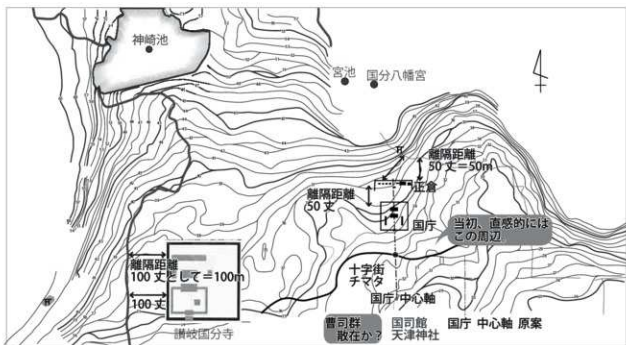


図9 讃岐国分寺周辺での官衙の可能性（イメージ図）





図10 国分寺・国分尼寺・国府・南海道配置図

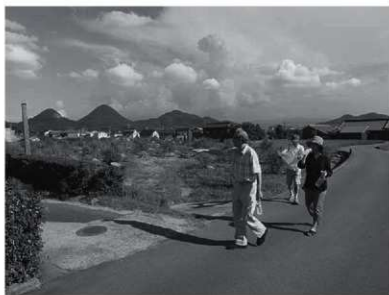


写真1 踏査風景

#### 【課題】

歴史の教えるところによれば、律令制以前、地方支配のトップであった国造は645年の大化の改新（乙巳の変）まで続く。その後は701年の大宝律令により評（こうり）が郡に変更となり、郡司が地方支配のトップとなる。そして、中央から国の等級に応じた国司が赴任・常駐するようになる。国分寺建立は750年頃である。

本試案では時相を道真時代（888年前後）に設定をしたが、「讃岐国府」は当然にそれ以前から阿野郡内に

に所在していた。とすれば、国分寺建立以前の国府はどこに所在したのか？今の私には大きな課題として残る。当初から、中西に所在し、何期かの変遷を経たのか、あるいは、坂出府中のどこから、移転したのか？

ひとつのヒントとして思い浮かぶことは綾公氏に関することである。文献史料によれば綾公人足（山田郡外正八位大領、763年）、綾君（香河郡、聖武朝、坂田里の人）、綾公首麻呂（阿野郡正六位、791年）と





図11 飛鳥・太宰府型の拠点立地

讃岐の中央部の3郡に綾氏の名前が見られることである。綾氏は香河郡、山田郡にも一族が在地していた。とすれば、750年頃以前には、ひょっとして香河郡坂田郷、あるいは、山田郡某所に「国府」が置かれていたかもしれない。(住谷・十河)

## V. 結語

古代国家成立期における讃岐国は、畿内の外縁地域として模範的な実践場としての役割を担い、それを前提として能吏が国司に任命され、また台閣構成員の頻繁な国司兼任により重要エリアとして把握されていた。

国府の設置にあたっては、讃岐中央部の諸地域（東大寺封戸指定地や国分寺所在地）が重要な候補地であった可能性があるが、阿野郡甲智郷に置かれた。甲智郷は、坂出平野という地理的な単位としては南端に位置しており、伝統的な地域社会の中では中心地機能をもつとはいえない場所と評価できる。しばしば国府設置の在地における要因として綾氏存在が取り沙汰されるが、仮にそのような力学が働いたとしても甲智郷は綾氏の本拠地と見ることは難しいであろう。

南海道と綾川の水運の交差する地点であり、背後に多様な生産基盤を抱えるという要素が、国家をしてこの地点を選定させた一因ではなかったか。しかしこうした要素は、東大寺封戸や国分寺が置かれた地域にも共通する。これら諸地域と異なる特徴を挙げるとすれば、讃岐国府所在地は三方を山で囲まれた狭隘で閉塞的な場所にある、という点がある。

東大寺封戸・国分寺所在地は、一方に山を控えるものの開けた平野部にあるといえるが、これは全国各地の国府の立地にも共通する傾向である。讃岐国府のような「袋小路」型の立地を示すものは備後国など、極めて少数例にとどまる。

とはいえ、讃岐国府も全くの「袋小路」ではない。綾川沿いに南方（滝宮方面）に抜けることが可能

であり、また東西に南海道が通過していることから、多方面に繋がる交通路が絞られる場所という評価も可能である。

こうした立地は、飛鳥諸宮や大宰府に近いものがある。仮にこれらをモデルとしたとすると、その年代（7世紀）を問題にするよりも設置理念を問題にするべきであろうか。例えば、飛鳥や大宰府に認められる防衛的な立地、という観点である。

①讃岐のほぼ中央に位置するという地勢的な要素、②水陸の結節点を伴うという交通関係の要素、③交通路が絞り込まれる防衛的な地形という要素、などが考慮されて国府の位置が決められたのではないか。「府中に国庁を置かれた事由」として、「1 国の中央である事」「2 自然の要塞である事」「3 交通が便利」とする『府中村史』（1963年、昭和38）に代表されるような通説を、改めて確認したということになる<sup>20</sup>。

本稿作成にあたり、渋谷啓一氏には様々な御教示をいただいた。記して感謝申し上げるとともに、いただいた御教示を十分活かせなかったことをお詫びしたい。（佐藤）

---

20 「4 文化が進んで居た」とする要因は、今回の検討で徹視的な観点としては再考を要すると考える。

# 讃岐国府周辺における土地利用形態

## —発掘調査成果からの素描—

佐藤 竜馬

### I. 讃岐国府跡は「発見」されていないのか

01 讃岐国府跡は、1976年（昭和51）に行われた坂出市教育委員会による調査（第1次調査）を嚆矢に、現在まで29次もの発掘が行われてきた。しかし、その位置や内容・構成について、十分な知見は得られていないのが現状である。

02 讃岐国府跡は「発見」されていないのだろうか。

埋蔵文化財をはじめとする歴史的素材には、①即物的に何かが見つかる段階と、②それが歴史学的な解釈や評価を経て一つのイメージが形づくられる段階があるが、一度既知の存在になると、それは「昔からそこにあった」かのうように扱われる<sup>1</sup>。

しかし、もう一つ付け加えなければならぬのではなかろうか。すなわち、①に先立ち「そのようなものが存在した」と語り、記述する言説である。この言説があれば、①の段階を経なくとも②へ到達することが可能である。その言説は、江戸時代に端を発し、明治・大正期に盛んになった国府の顕彰と地名調査に見ることができる。したがって、どこまで具体的なし視覚的かという問題はあまるものの、讃岐国府跡は既知の存在であり、「発見」されていると主張することは、可能である。

03 ところで、即物的な「発見」を問題にする①の段階においても、土中から何物か（遺構・遺物など）を見出すことが、「発見」に直結するわけではない。見出された何物かが国府を構成するものであるかどうか、検討することが必要である。

「何をもって国府と判断するのか」という判断基準が必要であるが、その判断基準を構成している国府像（イメージ）が何かが問題となる。端的に言えば、第1次調査が行われた1976年と、第29次調査が行われている2012年とでは、判断基準を構成するイメージが大きく変化していることは間違いない。

加えて、8世紀の国府の位置・内容を確定することだけが、「発見」の要件なのだろうか。1243年（仁治4）2月12日、「サスキノ国府ニ至る」と書き遺した道範の見た国府<sup>2</sup>の実態を考えることは、讃岐国府の「発見」にはつながらないのだろうか。

04 以上を踏まえると、調査の進展にしたがい、以下の作業が求められる。（a）過去の発掘調査資料（遺構・遺物）を新たな課題の前で再検証すること、（b）「成立当初の国府」という狭隘なイメージではなく、対象地域の土地の履歴を考える中で、逆に国府という存在を浮かび上がらせること。つまり、安易な定式の適用ではなく、対象地域を歴史的実体として、ありのままに捉える作業がまずは必要と考える。

1 佐藤竜馬 2010「歴史的素材の「発見」」『香川考古』第12号、香川考古刊行会

2 本紀要掲載の高橋・安藤・佐藤原稿を参照されたい。

これまで、「国府か否か」という二者択一的な視点で眺められてきた発掘調査成果を、再度読み直すことが肝要なのである<sup>3</sup>。

## II. 既往の発掘調査の検証

### 1. 古墳時代以前の遺構

#### 【弥生時代の遺構】

05 これまでの発掘調査では、古墳時代以前（7世紀中葉以前）の遺構はほとんど見出されていないが、第7次調査区において溝が検出されている。SD08は、緩く円弧状に延びる平面形態をもつ。①8～9世紀頃に埋没したと推測される大溝（SD01）や、古代後半以降と推測される溝に先行する重複関係をもつこと、②埋土や周辺遺構から弥生時代中期後半頃と見られる弥生土器甕片やサヌカイト製石器・剥片が出土すること、の2点から弥生時代の遺構の可能性が指摘できる<sup>4</sup>。溝の全形は明らかにされていないものの、内側に竪穴住居を伴う外周溝と考えられる。

SD08は、城山から東に派生する丘陵先端部（鼓岡）の東裾部の緩斜面にあたる場所にある。こうした立地は、ほぼ同時期と思われる南谷北遺跡・綾川河床遺跡・西福寺遺跡、あるいはやや下った時期の綾坂遺跡・榎ノ本遺跡などと共通しており、綾川が貫流する狭長な坂出平野南部における小規模集落のあり方を示しているのではなかろうか。

#### 【古墳時代の遺構】

06 古墳時代の集落の存在を示唆する遺構・遺物は、国府推定域では未見である。周辺の丘陵部では、前期の前方後円墳としてタイバイ山古墳・白砂古墳、中期に切石様の箱式石棺をもち銅鏡を副葬する弘法寺古墳、後期の大型横穴式石室墳である新宮古墳・新宮東（安楽寺）古墳などが展開しており、平野部の国府推定域での知見との齟齬が問題になる<sup>5</sup>。

この点は今後の重要な検討課題とせざるを得ないが、城山を挟んだ反対側（西麓）の川津地区遺跡群における大規模集落の展開（6～7世紀）とは大きく異なる事象といえよう。

### 2. 遺構の指向する方位

#### 【条里型地割を指向する遺構】

07 8～15世紀の遺構、特に建物・溝などは、坂出平野に見られる条里型地割（N-24°-W）に近似した方位をもつものが多い。国府に関連する遺構の可能性をもつ第6次調査SB01、第16次調査SB03・04<sup>6</sup>、第28次調査のSD01～05・07・08、第29次調査29-3トレンチ北半部の柱穴群も、条里型地割と同じ方位をもつ。開法寺の伽藍が条里型地割に規制されて設定されたことと併せ、国府の諸施設には条

3 なお以下の記述で、各次調査の概要報告書とは異なる所見を記す場合には、その都度註記しているため、概報と対照されたい。

4 未報告遺構であり、発掘時の図面・写真・遺物を再検討した。

5 西岡達哉 2010「讃岐国府跡の遺物」『讃岐国府跡を探る』香川県埋蔵文化財センター

6 西村尋文の復元案による。



図1 讃岐国府推定地付近の条里型地割

里型地割を基準とするものがあることを予測させる。

#### 【正方位指向の遺構】

08 これとは異なり、正方位（真北方位）を指向する遺構が、少数ながら認められる。まず、建物遺構としては、以下の4遺構（2調査区）がある。

第16次調査区	SB01	1間以上×2間以上
	SB02 <sup>7</sup>	1間×2間
第29次調査区	SB01	3間×7間
	SA01	2間以上

これらの年代については不明な部分が多いが、第16次調査区SB02を構成するSP60からは飛鳥Ⅱ（TK217型式）と考えられる須恵器杯G蓋が出土している。同調査区のSB01は、掘り方からの出土遺物がなく、埋土が中世遺物包含層（第4層、12～14世紀）であることから、「12世紀後半から末頃と考えられる」（報告7）としている<sup>8</sup>。しかし概報でも指摘されているように、第16次調査区における数少ない隅丸方形の掘り方をもって、埋土の類似という点のみで12世紀に比定するには問題があると考えられる。

09 正方位の溝状遺構としては、以下の7遺構（3調査区）がある。

第4次調査区	SD7803
第6次調査区	SD05
第29次調査区	SD02～05

このうち第6次調査区SD05は、条里型地割と一致するSB01と重複・先行しており、一部に中世遺物の混入があるが飛鳥Ⅱ～Ⅴ（TK217～48型式）の須恵器杯H・杯A・杯B蓋・高杯・長頸壺などが出土している<sup>9</sup>。一方、第4次調査区SD7803・第29次調査区SD02～05は、14～15世紀の所産と見て間違いなく、中世後期にも正方位の遺構が存在することを確認できる。

10 限られた調査事例ではあるが、讃岐国府跡での正方位指向の遺構には、7世紀中葉～8世紀初頭のもの（a期）と、14～15世紀のもの（b期）の2者が存在することが分かる。

なぜ全く異なった2時期に、正方位への指向が認められるのか。両者に何らかの関連性はあるのか。

11 讃岐国府跡を含めた坂出平野南部における、現地表面に認められる正方位指向の地割を見ると、いくつかのエリアに集中する傾向が認められる。①国府跡周辺の本村エリア、②綾川右岸の鴨庄エリア、③同じく綾川右岸の山ノ神・杉尾エリア、④綾川左岸に接した弘法寺エリア、の4地区である。いずれも1km未満（200～500m程度）の小範囲に認められ、立地としては丘陵裾部斜面（①～③）と、綾川の氾濫原面（④）に分けられる。

このうち、明らかに年代が下降すると捉えられるのが④であり、完新世段丘の形成（古代末）以後の施工と見てほぼ間違いなからう。讃岐国府跡でのb期に近い年代が考えられる。②では、下方（西側）の平

7 概報掲載の遺構配置図から新規に復元した。

8 概報では、第4層は暗黒褐色粘質土（a）、暗灰色粗砂（b）に細別されているが、SB01掘り方埋土がいずれに相当するのかは明記されていない。

9 報告6を参照。

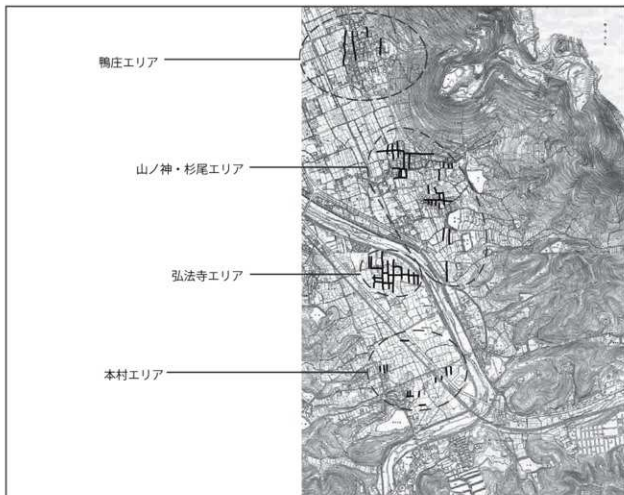


図2 坂出平野における正方位地割

野部に条里型地割が展開しているが、両者は混在することなく明瞭に分離しており、正方位地割の中央付近に鴨魔寺（正方位の寺域をもつと推測される）が存在することから、7世紀末葉～8世紀初頭まで遡る可能性を指摘できる。讃岐国府跡でのa期と同じ年代である<sup>13)</sup>。

12 讃岐国府跡での正方位地割のあり方は、条里型地割と混在するところが②・④とは異なる。現状では条里型地割が主体であり、正方位地割はかなり断片的に認められるに過ぎない。

正方位指向の遺構が検出された調査区のうち、第4・6・16次調査区では検出遺構と正方位地割との有意な関わりは指摘できない。一方、第29次調査区では、a・b期の遺構が検出された周辺に正方位の地割が認められることから、比較的長期にわたる正方位指向の踏襲もしくは再施工された可能性がある。

#### 【条里・正方位の中間の方位をもつ遺構】

13 第7次調査区で検出された築地状遺構を構成する溝（SD010・014）は、限られた調査区の幅の中ではあるが、条里型地割よりもやや北に偏した（正方位寄りの）、E-15° - S (N-15° - W)の主軸をもつ。第29次調査区のSD01についても同様な状況が認められる。

この方位は、条里型地割もしくは正方位地割の部分的な乱れ（偏り）と見ることもできる。しかし上記

10 ③の地割は、傾斜方向が正方位と整合する扇状地の北側に多く見られることから、地形上の制約を原因とした形成が考えられ、明確な指向性をもつ地割かどうかは不明である。



2箇所の溝が、後述するように同一区画（敷地）を囲繞する境界構造物である可能性が考えられるため、有意な方位と暫定的に捉えておきたい。

#### 【ゆらぎを伴う地割の重層】

14 讃岐国府周辺の地割を検討した金田章裕氏は、そこに「①8・9世紀ごろの道路と国府の諸施設、②10世紀ごろ以降の国府の諸施設ないしそこに構想された可能性のある方格プラン、③阿野郡条里プラン、と」いった少なくとも3種類以上の時期と契機に由来する地割形態が混在している可能性が高い」と指摘した<sup>11</sup>。

ここで金田氏が問題にしているのは、いずれも坂出平野の条里型地割をベースにしつつ、条里阡陌線の取り方や南海道・国府城の設定箇所に齟齬が認められるということである。つまり、基準線の位置はともかくとして、条里型地割と一致した方位の地割の存在が前提されている。

15 しかし発掘調査では、条里型地割と同じN-24°-W前後の方位を主体としながら、それとは異なる2つの方位（正方位、N-15°-W）の存在が明らかとなった。したがって、金田氏の問題提起に加え、異なる方位の地割の存否についても検討することが必要である。

16 国府周辺の条里型地割が、南北方向の阡陌線については綾川右岸の加茂地域と連続的な関係（阡陌線の延長）にあるものの、東西方向の阡陌線の位置は右岸地域から連続しない（1町=109mの倍数にない）可能性は、出石一雄氏<sup>12</sup>や金田氏が既に指摘しているところである。この齟齬は、木下良氏が存在を指摘した、「青竜」と呼ばれるとされた東西道の位置が、加茂地域からの東西阡陌線から整数値の場所にならないことによって生じている。金田氏はその矛盾を解消するために、開法寺寺域の北側をかすめるような南海道ルートを想定している。

いずれにしても「青竜」とされる東西道は、かつては現道よりも南約10mに存在した細い里道であり<sup>13</sup>、1935年（昭和10）に綾坂橋が架設される前後から、現在のような形に付け替えと拡幅がなされたと見られる。18世紀末頃描かれたと推測される「阿野郡南絵図」（写本を鎌田共済会博物館が所蔵）には、綾坂から綾川を渡って本村に入るような道は描かれておらず、現在のような交通量の多い幹線道としての位置付けはなされていないことが分る。さらに「青竜」という道名ないし地名は、2009年（平成21）度からの聞き取り調査では得ることができず、近世の順道帳などにも見出すことができないことからすれば、その資料的価値について再吟味を経なければならぬであろう。したがって、この東西道をもって条里の東西阡陌線に当てたり、南海道に比定する先学の見解についても見直す必要がある。

このように見てくると、東西阡陌線が綾川右岸と不整合をなすという見解自体、改めて検討を要するよう思われる。そこで試みに検出遺構で見ると、第7次調査区の築地状構付近が西鴨神社境内北側に位置する東西阡陌線から15町にほぼ当ることが分る。このラインを西へ延伸すると、藏本晋司氏が存在を指摘した丘陵裾の直線的な割り込み<sup>14</sup>へと連続しており、地形を改変する単位としての阡陌線の可能性

11 金田章裕 1995「国府の形態と構造について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第63集

12 出石一雄 1974「讃岐の古代中心地域における条里と国府」『五色台の自然』I 香川県自然科学館

13 地元の方からの聞き取りによる。

14 藏本晋司 2009「発掘調査の成果」『香川県埋蔵文化財センター年報 平成21年度』なお、藏本氏は「掘割状の平地地」としており、南海道の痕跡の可能性を示唆している。その可否は今後の課題だが、1947年（昭和22）の米軍撮影空中写真では、鼓湖北側から西方向に直線的に延びる直線的な裾部が認められることから、谷に面した丘陵裾部を直線的に割り込んだことによる人工的な地形改変の痕跡、と見ることができるとしている。

を強く示す。

17 このことを踏まえ、第7次調査区築地状遺構付近を東西阡陌線と仮にすると、第29次調査区SD01は南北阡陌線のちょうど中間（坪界から半町）の位置にあり、第2次調査区での整地層の存在（32）や「馬さし大貫」側溝の不在（64）などを併せると、阡陌線Cを中軸線とした方1町の区画の存在が想定される。

留意すべきは、第7次調査区築地状遺構と第29次調査区SD01は、条里型地割よりもやや北に偏した方位をもっており、条里阡陌線に若干斜交するという点である。すなわち、区画の位置は阿野郡の条里によって決められているにも関わらず、具体的な区画の施工にあたっては条里プランの厳格な適用がなされていない、という可能性が指摘できる。この区画は、9世紀前半～中葉に造成された可能性が高く、より先行して創建された開法寺が条里プランに依拠しているのと極めて対照的である。

こうした微妙な方位差の背景に、12で述べたような根強い正方位指向が関わっている可能性もある。

### 3. 開法寺の再検討

18 現在、香川県史跡に指定されている開法寺跡は、18世紀末葉の「阿野郡南絵図」や19世紀初頭の『池泉合符録』に見える「海宝寺池」の東側に、伽藍中心部をもつ古代寺院である。この寺跡が、『菅家文草』巻第三の「客舎冬夜」の註「開法寺在府街之西」に見える寺院と同一である可能性は高く、国府の位置や構成を考える上で重要な手がかりとなっている。

#### 【開法寺の創建年代】

19 これまで開法寺の創建は、「白鳳初期」すなわち7世紀後半よりも若干古い年代が当てられてきた。最大の根拠は、出土した軒丸瓦の文様にある。出土した十葉素弁蓮華文軒平瓦（KH101）<sup>15</sup>が、弁間に珠文を配していることから、大和・豊浦寺（7世紀前半）にも見られる「高句麗系」の事例<sup>16</sup>として取り上げられてきた。妙音寺（三豊市豊中町）とともに、讃岐で最も古い軒瓦として捉えられ、必然的に開法寺・妙音寺を讃岐最古の寺院とする評価が定着しているのが現状である。

20 しかし、問題がないわけではない。①発掘された塔基壇には、凝灰岩を加工した東石と羽目石を立てる壇上積基壇の存在が確認されている。一般には、壇上積基壇は8世紀以降に普遍化する構造物として捉えられている<sup>17</sup>。②塔心礎は基壇上面に出ており、周辺の礎石とのレベル差がほとんどない。これは、地中に埋められることの多い7世紀の事例（飛鳥寺など）とは異なり、薬師寺など7世紀末葉～8世紀の事例と共通する傾向である。したがって、塔の基壇・心礎ともに、7世紀中葉頃とする軒丸瓦の年代観とは折り合わない特徴をもつといえる。

21 KH101と塔の年代観が合わないことの原因として、次のような解釈が与えられる。

- (a) 創建は7世紀中葉であるが、8世紀に大幅な改修が行われた。
- (b) 伽藍の建設が7世紀中葉に始まり、8世紀に入りようやく完成した。

15 川畑聡 1996「讃岐の古瓦展」高松市歴史資料館での分類による。

16 豊浦寺直近の平古遺跡で多量に出土しているが、これを豊浦寺と区別して考える異論もある。

17 浅野清 1967「先進地域における寺院の成立と展開」『日本の考古学Ⅱ 歴史時代・下』河出書房

しかし、開法寺の伽藍中心部の規模は、讃岐の古代寺院としては格別大きなものではなく、むしろ小規模な一群として理解されるものである<sup>18</sup>。半世紀にもわたる長期の建設は想定し難いではなからうか。また、後述するように、堂塔は条里型地割と同じ方位をもつ<sup>19</sup>が、7世紀中葉の創建とするならば条里の施工開始年代を7世紀中葉まで遡らせることになる。これは、現在までの県内での知見に拠る限り、かなり困難な所見といわざるを得ない。さらに現在までの発掘調査では、8世紀以前での建て替えの痕跡は見出されていない。

このように見てくると、「白鳳期の特徴を有した瓦が出土するからといって、当地での建立を白鳳期にまでさかのぼらせて考えるのは無理がある」<sup>20</sup>とするのが、最も妥当性のある見解といえよう。

22 KH101については、これまでの発掘調査でも出土点数が少ないことや、セットとなるべき軒平瓦の存在が明らかではないことから、まとまった量を必要とする創建瓦と見なしてよいのか、疑問である。堂塔の方位や塔基壇・心礎などの年代観と整合的に捉えられるのは、川原寺式の変容型式である八葉複弁蓮華文軒丸瓦 (KH105) や、「開法寺式」<sup>21</sup>と称される八葉素弁蓮華文軒丸瓦 (KH106) である。

この2型式は出土量が多く、特にKH106は出土量の多い偏行唐草文軒平瓦KH202との組み合わせが明瞭であるため、創建時のセットと捉えることができる。KH105は、瓦当の意匠としては先行する可能性があるが、同范品の存在する鴨庵寺でセットをなす重弧文軒平瓦が出土していないことを考慮すると、同時期とするか鴨庵寺所用瓦の再利用などの可能性が考えられる。いずれにしても、遺構の状況と矛盾しない、事実上の創建瓦はKH101以外の型式で確認できる。

23 KH101の瓦当文様は、原型に想定されている豊浦寺（平吉遺跡）や牟婁瓦窯跡出土の八葉素弁軒丸瓦に見られる花卉の内厚感や中央の見られる軸線が全く失われており、花卉を単に突線（陽刻線）で表現しているだけになっているところに特徴がある<sup>22</sup>。妙音寺の十一葉素弁蓮華文軒丸瓦 (MO101) も同様に突線で表現された花卉をもつものの、軸線は表現されており、より豊浦寺に近い印象を受ける。ただし、隣接する花卉の輪郭線が結合している。

上原真人氏は、これら讃岐の事例を「在地化（和様化）の過程」と見なす<sup>23</sup>。確かに「高句麗様式」の素弁を輪郭線（突線）で表す事例は、管見の限り讃岐の事例以外で見出すことができず、強い地域色を認めることができる。こうして見ると、KH101は原型の年代（7世紀前半～中葉）から大幅に下降する年代を想定する方が妥当であろう<sup>24</sup>。瓦当厚の薄いことが古い要素として認識されているが、同范品にはやや厚手のものも存在しており<sup>25</sup>、明らかに奈良時代の所産とされる県内の軒丸瓦に同種の厚さの事例は認められる<sup>26</sup>。

18 讃岐因分寺を最大と最大として、普通寺などには及ばず、白鳥庵寺・始覚寺に近い規模をもつ。

19 川畑進・松本豊胤 1977「開法寺」『仏教芸術』116号では、条里とは異なる方位をもつとしているが、その後、訂正されている。

20 藤好史郎 1982「第4調査地」概報1

21 渡部明夫 2006「開法寺式偏行唐草文軒平瓦について～香川における7世紀末から8世紀前半の軒平瓦の様相～」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要』Ⅱ

22 このことは多くの先手が指摘しており、文様を構成する属性の認識については共通しているといえよう。

23 上原真人 1996『日本の美術 第359号 蓮華文』至文堂

24 上原 1996では「高句麗系」軒丸瓦について、「朝鮮半島で同じ紋様の軒丸瓦は出土していないので、これらの呼称を使う場合には、飛鳥寺創建瓦などを百濟系と呼ぶ場合と次元が異なることをあらかじめ承知しておく必要がある」としている。加えて讃岐の2例は、直接的な技術（デザインの作成）の伝習が行われたかも疑わしいものであり、畿内の諸例との直接的な系譜関係を設定できるかどうか、問題にされなければならないと考える。

25 歳木 2009において、薄手をKH101a、やや厚手をKH101bとしている。

26 例えば始覚寺SI103・宝寿寺HZ105など。やや遡る白鳳末期の事例には、坂田庵寺SKI02・弘安寺KA101Bなどがある。

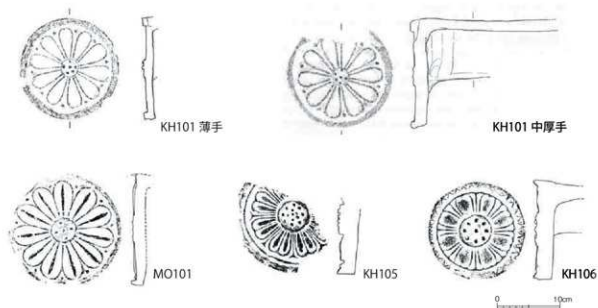


図3 開法寺関連軒瓦 (MO101は、妙音寺出土瓦)

以上のように、開法寺の創建年代やその技術的背景を論ずる場合には、KH101をこれまでのように過大評価することは難しいと考える。

#### 【伽藍配置と周辺地割との関係】

24 開法寺の伽藍配置については、「南面するとした場合、(中略)川原寺や、法起寺にみられるような伽藍配置が考えられてくる。ただし、塔と金堂が対面するのか、南面するのかなどは明らかでない」と捉えられてきた<sup>27</sup>。その後の発掘調査により、講堂・僧坊・回廊などが検出されており、塔が中軸線よりも東寄りに位置することが確定し、上記認識の正しさを裏付けることになったが、金堂の詳細な位置や平面形は明らかになっていない。このため、「塔と金堂が対面するのか、南面するのか」という点が明らかになっていないのが現状である。

25 講堂・僧坊から想定される伽藍中心部の中軸線で東辺回廊を西側に折り返すと、東西約42mの範囲が回廊で囲まれていたことが想定できる。この範囲で塔の西側に金堂を復元しようとする、東西棟よりも南北棟を想定した方が取りまがいがよい。あくまで左右対称の境内を想定するという前提付きながら、塔と金堂が並列する法起寺式ではなく、①川原寺式あるいはその系譜に位置付けられる観世音寺式、②塔の西側に通常よりも小規模な小金堂を想定する南滋賀庵寺式、の可能性が考えられよう。

なお、塔と講堂の間の中軸上には、詳細不明ながら瓦溜りが検出されている。まだ建物遺構の存在は確認されていないものの、この付近が空閑地で塔が大きく南に寄る不自然な建物配置となる。もし、この瓦溜り付近に建物を想定すれば、川原寺式とも理解できるし、③塔の東側にもう1基塔(西塔)を置く薬師寺式とも理解できる<sup>28</sup>。伽藍配置の問題は、今後の検証を待つ必要がある。

27 註19文献

28 開法寺の創建瓦KH106・202のセットと同文例を創建瓦にもつ、河内・田辺庵寺も薬師寺式であり、回廊で囲まれた東西幅は約53mと開法寺より若干大きい。

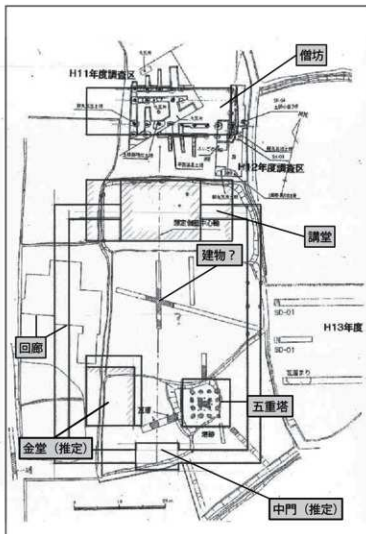


図4 開法寺伽藍配置推定図

26 ところで開法寺伽藍の中軸線は、条里の南北阡陌線Bと一致する可能性が高い。また寺域の北限は東西阡陌線に相当するものと推測される。南限と東西限はなお今後の検討課題であるが、寺域の設定が条里プランを前提に行われていることは明らかである。開法寺のこのような寺域の設定や、後述する「馬さし大貫」の敷設が、国府諸施設の方位や配置を規定する大きな要因になったのではなかろうか<sup>26</sup>。

#### 4. 旧地形と地形の改変

##### 【旧地形の想定】

27 讃岐国府跡周辺の微地形分類予察図が提示されている<sup>27</sup>。これによると、讃岐国府跡は麓斜面と段丘面・氾濫原面に立地していることになる。しかし、それぞれの地形面に予察図では捉え切れない細かな起伏があることは、発掘調査の成果からもうかがえる。

28 麓斜面Ⅱの上半部では明瞭な谷筋

は、麓斜面Ⅱ下半部から段丘面に至ると不明瞭になる。その要因として、①麓斜面に供給された土砂による埋積の進行、②国府に関連する施設の造成や耕地化に伴う盛土整地、③主に耕地化による削平（切土整地）、などが挙げられる。

29 第8次調査区では、①（9～13世紀に形成）・②（近世の耕地化による盛土）が認められ、北谷から連続する浅い谷筋の存在が想定される。第2次調査区では、②（9世紀前半～中葉の整地土）が認められ、尾根筋末端部での比較的勾配のある斜面と推測される。

第29次調査区のうち、29-1・2トレンチでは遺構の残存状況から②が想定され、また地山直上に土壌化層の可能性をもつ自然層が見られることから、①（8世紀以前）→②（9世紀前半）→③（14～15世紀）という堆積環境の変化が復元される。29-3トレンチにおける顕著な③も、14～15世紀に行われた可能性があろう。

29 これに対して、ほぼ同時期の建立と目される鶴庵寺では、周辺地割の状況から見て正方位指向の寺域が設定された可能性があり、興味深い。鶴庵寺がわずかに開法寺よりも先行すると捉えるのか、あるいは造立主体の性格の違いが反映されていると見ることができるとか、考えていく必要がある。

30 木下晴一 2010「地形調査の成果」報告3所収

木下晴一 2011「微地形分類予察図の作成」報告5所収

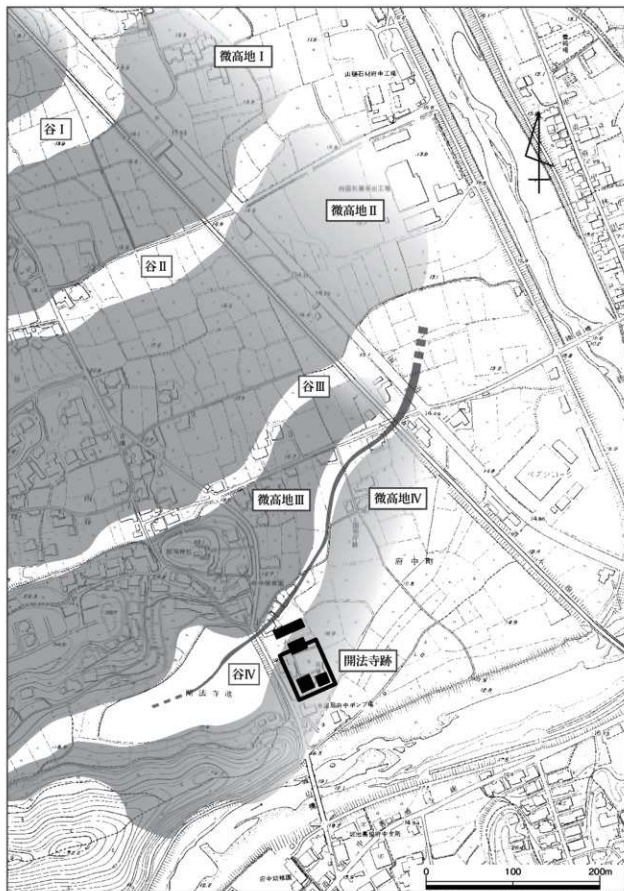


図5 国府推定地周辺における谷筋と微高地

一方、29-4トレンチでは河川堆積物と見られる砂礫層上に、1m前後の整地層と見られる褐色系砂質土が堆積していた。出土遺物から12世紀前半頃の堆積と考えられ、上面で12-13世紀と見られる柱穴が7基検出された。

30 上記した各調査区の状態を踏まえ、それぞれの地形面において相対的に高い面と谷筋を復元すると、図5のようになる。

#### 【第2次調査区における整地層と年代】

31 第2次調査区の第2遺構面(12-13世紀)を構成する第5層以下の層序は、以下のように整理できる。〈I層〉概報第5層が相当する。概報では「暗灰褐色粘質土」とされるが、写真で見える限り基盤層である黄褐色土がやや濁ったような色調を呈する。層厚は40-50cmであり、やや東に傾斜するものの、II層に比して水平堆積に近い状況である。土器・瓦を多量に包含している。

〈II層〉概報第6-8層が相当する。層厚15-35cmであり、I層(概報第5層)よりも薄く、また東方向への傾斜が明確であり、細分各層(概報8層)が短いピッチで下位層を被覆する。II-3層(概報第6層)は、有機質(炭化物)混じりの灰茶褐色粘質土とされており、土器・瓦を多量に包含している。II-6層(概報第7層)は、紫灰色砂質土とされており、II-3-5層の直下で認められる薄層である。II-7・8層(後者は概報第8層)のグライ化したものの可能性もある。II-6-8層にも、「須恵器、土師器が少し含まれていた」。

〈基盤層〉II層の下には、東に向かって緩やかに傾斜する基盤層(黄褐色土)が堆積している。

32 概報ではI層を平安時代、II層を奈良時代後期としているが、出土遺物は取り上げ時の混乱の可能性がある12-13世紀のもの<sup>31</sup>を除くと、II層に近似した内容である。このことから、I・II層は土器型式上は同時期に堆積したものと捉えられる。

基盤層の傾斜を細かなピッチで埋積するII層と、その上を水平方向に分厚く被覆する基盤層に似たI層という状況からは、I・II層が整地層である可能性を指摘できる。

33 I層(概報第5層)・II-3層(概報第6層)を主体に、かなりの量の土器・瓦が出土している。概報(報告2)では「奈良時代後期~平安時代」としているが、「ほとんど整理が進んでいない」ため、詳細な言及は見られない。

渡部明夫氏は、第1次調査での出土須恵器を取り上げ、十瓶山窯跡群の定兼2号窯跡採集須恵器と「形態・法量・技法が類似するものがあり、このことは両者が同時期に属する」としている<sup>32</sup>。渡部氏は、定兼2号窯跡の須恵器を平城宮や長岡京の土器と比較して、8世紀後半~末頃としている。もっとも定兼窯跡採集須恵器は、「法量は讃岐国府跡出土資料に近似している。しかし杯蓋は天井部が丸みを帯びた笠形のもので、古い様相を示している」という森格也氏の見解<sup>33</sup>もある。なお、森氏は概報第5・6層出土須恵器を、高松市空港跡地遺跡SDb19出土資料に近似した様相と捉えているようである。

31 第5層として取り上げられている遺物には、本来、上位面である第2遺構面の遺構に伴うものが混在している可能性がある。

32 渡部明夫 1980「讃岐国の須恵器生産について」『鏡山猛先生古稀記念古文化論叢』

33 森格也 2007「SDb19出土遺物について」『空港跡地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第9巻 空港跡地遺跡 IX』香川県埋蔵文化財センター

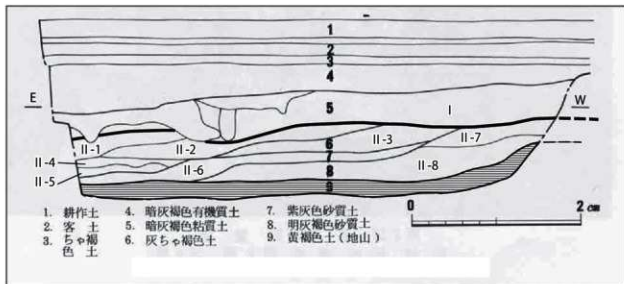


図6 第2次調査区土層断面図

片桐孝浩氏は、第1次調査出土土器を「特に須恵器から8世紀後半と思われ」とし、その中に「同時期の東北地方の黒色土器と共通する特徴をもつ」ものがあるとした。またそれらの黒色土器に、搬入品の可能性を示唆している<sup>34</sup>。

34 これら従来の研究の最大の問題点は、概報第5・6層出土土器を特定の種類(須恵器・黒色土器)のみに注目し、個別に検討するにとどまっていることにある。このため、土器群総体としての編年の位置付けや内容の評価が行われていない。

大多数を占めるとされる須恵器の特徴の把握(窯跡資料との対応関係)が、渡部氏と森氏とは微妙に異なっているが、これは8世紀後葉～9世紀中葉(十瓶山窯Ⅱ-3～5期<sup>35</sup>)における須恵器の変化が、かなり緩慢なものと推測されることにも一因が求められる。また、十瓶山窯をはじめとする県内の当該期の須恵器窯では、畿内周辺で認められるような無紐蓋(杯B蓋)の存在は確認されていないため、緩慢な形態変化と併せるならば、都城など畿内での資料や編年観をそのまま適用することは難しい。

したがって、まずは土器群全体の組成を吟味し、その上で各土器の形態・技法的特徴を個別に検討し、最後に畿内との異同を比較して併行関係と想定年代を考える、という基礎作業が必要である。

35 概報第5・6層出土土器の組成については、破片数や個体数のカウントは行っていないものの、須恵器を主体としていることは一見して分る。感覚的な印象としては、須恵器が6～7割程度を占め、残りの3～4割の過半を土師器が、次いで黒色土器、土師質土器(回転台土師器)の順に見出すことができる。

機能分類別に見ると、供膳器種が7割、煮炊器種が2割、貯蔵器種が1割という印象である。供膳器種では須恵器が圧倒的に多いが、少数派の土師器・土師質土器を凌いで黒色土器が一定量認められることが特筆される。煮炊器種は全て土師器、貯蔵器種は全て須恵器である。

産地別に見ると、須恵器はほとんどが十瓶山窯製品であるが、ごく少量、搬入(播磨ないし備前)と見

34 片桐孝浩 1995「讃岐出土の東北系土器について～特に黒色土器について～」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要 Ⅲ』

35 佐藤竜馬 1993「香川県十瓶山窯跡群における須恵器編年」『関西大学考古学研究室開設40周年記念 考古学論叢』



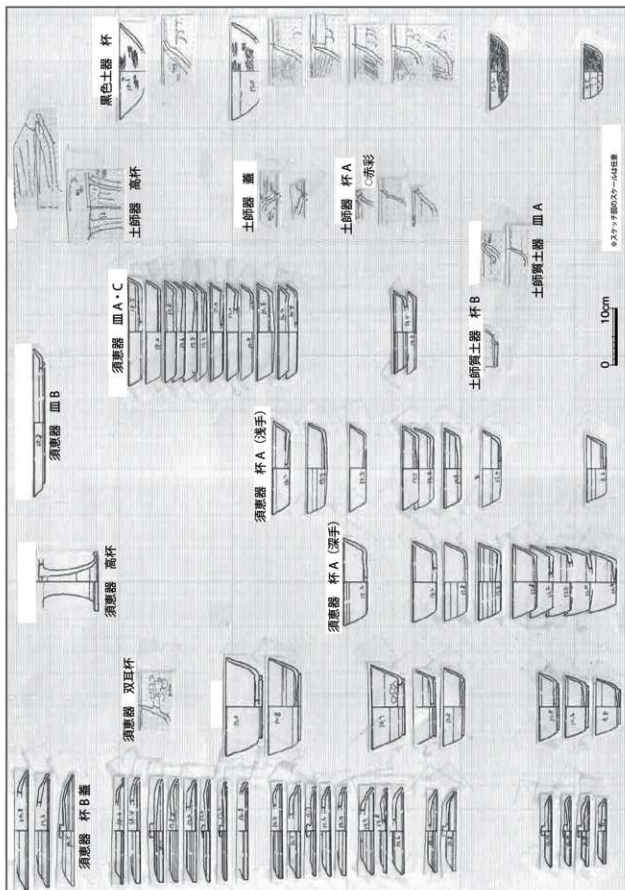


图7 第2次調査区第5・6層出土土器

られるものが存在する。土師器煮炊器種は、畿内東部（摂津など）の影響を受けたタイプが主体だが、おそらく在地産であろう。土師器の供膳器種については、搬入か在地産かは判断が難しいが、おそらく後者であろう。土師質土器は在地産、黒色土器も在地産の可能性を考えている。

全体の傾向としては、8世紀後葉～9世紀中葉の讃岐地方での一般的な傾向を表していると思われるが、黒色土器杯や赤彩土師器杯、須恵器双耳杯・稜椀の存在は、やや異色な感を受ける。

36 概報第5・6層出土須恵器は、以下のような特徴をもつ。

《杯B蓋》平坦な天井部から明瞭に屈曲し、斜め下方に伸びて口縁部に至る形状をもつものがかなりの頻度で認められる。口縁部は、外反させて下方に折り曲げるものと、外反させずに直線的にさせて下方に折り曲げるものの2者がある。

天井部外縁の屈曲は、ヘラ切りにより生じた成形痕であり、それをどのように調整するかにより、最終的な形態が定まると見てよい。調整手法には、以下の4種類がある。

- a1……ヘラ切り痕に回転ヘラ削りを連続して面的に施す
- a2……ヘラ切り痕に回転ヘラ削りをやや疎らに弱く施す
- b……ヘラ切り痕の外周部分のみに回転ヘラ削りを弱く施す
- c……回転ヘラ削りを施さない

a1・a2・b・cの順で、ヘラ切り痕を削り落とし形を整える度合いが強い傾向にある。これらの手法の比率は、かなり明瞭に時間差を反映する可能性があり<sup>36</sup>、第5・6層出土例は空港跡地遺跡SDb19より後出し、十瓶山西2号窯跡よりも先行するように見受けられる。

《杯A》深手と浅手の2群が認められる。いずれも底部外縁が明瞭に屈曲し、口縁部まで直線的に立ち上がる。空港跡地遺跡SDb19では底体部の境が内湾して丸く立ち上がっており、口縁部～体部が国府よりも直立気味であり、より古い様相をもつといえる。また空港跡地では、深手と浅手は法量の分布域が明瞭に異なっているが、国府ではかなり重複する。

《皿A・C》杯Aと同様、底部外縁が明瞭に屈曲し、薄く外反して伸びる口縁部をもつ。口径は14cm台と16～18.5cmの2者がある。底体部の境が丸く内湾し、口径15～20cmの幅がある空港跡地遺跡SDb19よりも後出的である。

37 概報第5・6層出土の黒色土器は、杯Aが主体である。外傾する口縁部～体部と平坦な底部をもつ。口縁部外面は強くナデ調整されて外反する。胎土の色調は褐白色を呈し、内面と口縁部外面に炭素を吸着させている。口縁部～体部の外傾が著しいものは、椀Aに分類されるかもしれない。

形態的な類例としては、平城宮SE311B、平安京右京三条坊五町SD19、平安京右京三条四坊二町SK10など、平安京I期新（810～840年頃）の諸例に見出すことができる。

38 概報第5・6層出土の土師器は、以下の特徴をもつ。

《杯A》赤彩のものは、より古い時期の所産である可能性がある。それ以外は内面にヘラ磨きや暗文を伴わず、外反してつまみ上げた口縁部をもつ。外面に削り調整が見られないことから、必ずしも都城（畿

36 庄屋原3号窯跡ではa1（86点）・a2（12点）・b（0点）・c（2点）、本村・横内遺跡SX101ではa1（62点）・a2（20点）・b（9点）・c（9点）、空港跡地遺跡SDb19ではa1（26点）・a2（42点）・b（15点）・c（17点）、讃岐国府跡第2次調査第5・6層ではa1（7点）・a2（16点）・b（65点）・c（11点）、十瓶山西2号窯跡ではa1（0点）・a2（4点）・b（32点）・c（64点）となる。

内)と共通した特徴をもつわけではないが、既述した黒色土器の類例と矛盾する年代観ではない。

〔要〕 8世紀後半頃から出現するタイプのものである。口縁端部を短くツمامミ上げており、外面には凹面が形成される。端部のツمامミ上げが長いものではないため、9世紀後葉～10世紀代までは下らないと考えられる。

39 以上から、概報第5・6層出土土器が8世紀中葉(庄屋原3号竈期)までは遡らず、9世紀後葉(すべつと1号竈期)までは下らないことが想定される。須恵器杯B蓋の形態のバリエーションと技法、皿A・Cの形態や法量を併せると、やや実態不明ながら庄屋原4号期を中心とすると見るのが最も妥当である。

黒色土器は、既述のように平安京I期新に類例が見出せる。また土師器甕は、8世紀後葉～9世紀中葉の幅で捉えることが可能である。

これらの知見を総合すると、第5・6層の想定年代は、9世紀前葉を中心とした頃と見てよいであろう。すなわち、この時期に第2次調査区周辺で整地が行われたと考えられるのである。

40 第2次調査区周辺の整地土の供給源は、どこに求められるであろうか。直近では第29次調査で古代の建物群を検出した29-3トレンチ周辺の微高地が、候補地となろう。

#### 【いわゆる段丘崖の形成】

41 讃岐国府跡推定域の南・東・北側の現地表面には、綾川による段丘崖と考えられる地形変換点が認められる。段丘崖の形成時期としては、①下位の氾濫原面に糸里型地割が認められないこと、②上位面の糸里型地割を構成する水路に下刻されたものがあること、③開法寺伽藍の南側が側刻を受けている可能性があること、の3点から、高橋学氏の指摘する完新世段丘形成期の一つである古代末(10世紀末～12世紀初頭<sup>37)</sup>)が考えられるとされている<sup>38)</sup>。

42 上記推定を前提に考えると、「段丘崖」際までの上位面(完新世段丘Ⅱ面)には安定した基盤層が広がり、古代末以前の遺構が展開する可能性がある。同時に、段丘下位の氾濫原面には、浸食により消失した古代末以降の遺構が展開していたと見ることも可能である<sup>39)</sup>。

43 一方で、第29次調査29-4トレンチでは、現状で認められる「段丘崖」が12世紀の大規模な整地と、14世紀以降の耕地化による整地の累積の所産として捉えられることが分った。安定した地形面の造成が長期にわたって行われた結果、土地の境界での急激な段差が生み出されたのであり、本来はより緩やかな勾配を伴う斜面が存在したと推測される。

44 29-4トレンチでの所見が周辺でも普遍化できるかどうかは、今後の検証が必要である。しかし、

37 高橋学 2003「縄文海進とその後の地形環境変化」『平野の環境考古学』古今書院

38 註30本文献に同じ。

39 「綾川に沿う段丘崖の形成年代が主要な論点となる。推定通りに古代末に氾濫原面が形成されていたとすると国府の存続期に大きな地形変化があったことになる。菅原道真の撰詩の自註に記されるように開法寺の東に府衙が存在したとすると、部分的に破壊されていたり、移転したりしている可能性もある」。註30本下2010文献

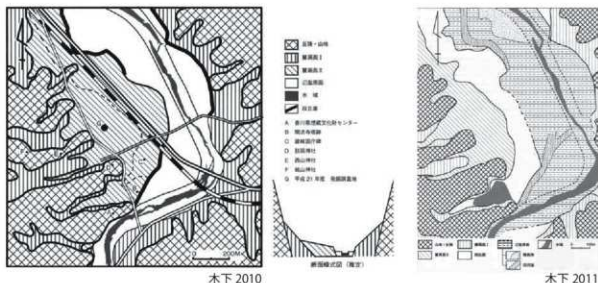


図8 讃岐国府跡推定地周辺の地形分類予察図

(木下2010・2011による)

讃岐国府跡推定地周辺は地形面の勾配がかなり急であるため、現地表面のどの地形変換点（段差）を「段丘崖」と認定するのは、意外に難しい。特に不自然な屈曲を見せ、条里型地割と同じ方位を取る讃岐国司庁址碑東側の「段丘崖」<sup>40</sup>は、人為的な造成の可能性を強く示唆しているともいえる。

#### 【旺盛な地形改変】

45 以上を踏まえつつ、各調査区での所見を整理すると、讃岐国府跡周辺では①7世紀末葉～8世紀初頭の開法寺の建立に伴う谷部の盛土整地、②9世紀前葉の方1町程度の官衙ブロックの盛土による整地（第2・7・29次調査区付近）、③12世紀前半頃の綾川旧河道（氾濫原面）への盛土による整地、④14～15世紀の大規模な削平による耕地化、⑤18世紀以降の盛土を主体とする耕地化、などの地形改変が行われたことが分かる。

また、第8次調査区や第6次調査区では、谷の埋積による新たな地形面（平坦部）の形成という自然現象が、③から④にかけて進行している。

46 こうした嵩上げによる地形変化は、完新世段丘の形成に現れるような浸食への動きを上回る速度で進行したように見受けられる。綾川によって囲繞された東西500m、南北700m程の限定された範囲での旺盛な地形改変は、高松・丸亀・三豊平野などでのオープンで広がりのある土地開発過程とは、やや異質なものであったとも評価できるのではなかろうか。

#### 5. 建物関連遺構の分布状況

47 建物（掘立柱・礎石）と建物の復元には至らなかった柱穴群、また井戸や廃棄土坑などの分布を時期別に整理すると、次第にその範囲が拡大する傾向にあることを指摘できる。以下、その分布状況を30

40 註30木下 2011文献。なお、木下2010文献の予察図で示された「段丘崖」は、より東方の綾川旧河道沿いとされている。

で示した地形図(図5)に依拠して概観することとする。

### 【7世紀中葉～8世紀初頭】

48 微高地Ⅲ・Ⅳに展開する正方建物群が、この時期に属する可能性がある。第29次調査SB01(以下、調査区名を先頭に付して29-SB01と略称)は、3×7間(約60m)の規模をもつ東西棟の掘立柱建物であり、7～9世紀の掘立柱建物としては大型の部類といえる。幅狭で宍せた微高地Ⅳの中では最も安定した場所を選んで建てられていると考えられるが、直近での他の建物との組み合わせについては、今後の調査・検討が必要である。

29-SB01の周辺では、①北西約40mの29-SA01(東西に2間、建物となる可能性あり)、②北約150mの16-SB01(東西棟、1×2間以上)・16-SB02(東西棟、1×2間)、の3棟が当該期の可能性をもつ。これら3棟の柱穴は、16-SB01・02が方形の掘り方をもつものの一辺0.5m程度であり、29-SB01のそれ(一辺1.0m)には及ばない。また29-SA01は、方形の掘り方を伴わない。この他、当該期の溝である6-SD05は、何らかの区画を示す可能性がある。

49 これら建物群は、29-SB01を主体として、周辺に格差を伴う建物が分布する状況が認められるが、これらの間には浅い谷部(谷Ⅳ)が介在しており、この時期に整地されたような形跡は認められない。また、建物相互の位置関係を企画性を見出すことは難しい。

また、正方建物群の広がる範囲は、条里の方位をもつ開法寺寺域と接するか、一部重複する可能性もある。相互の関係を念頭に置いた追求が、讃岐国府跡・開法寺遺跡の発掘調査に求められよう。

### 【8世紀】

50 微高地Ⅱ・Ⅲ・Ⅳで検出された、条里方向を指向し方形の柱穴掘り方をもつ建物群が当該期の可能性をもつが、出土遺物を伴わないものが大半であり、9～10世紀の建物との峻別が難しい。

微高地Ⅱでは、3×4間(45m)の掘立柱建物(後に礎石建物に改築)である6-SB01が挙げられる。側柱の柱穴は一辺1.2m前後の掘り方をもつが、内側の柱穴は1.0m前後とやや小振りであり、深さも浅いとされることから、「東柱・通し柱構造」<sup>41)</sup>の総柱建物と考えられ、倉の可能性が高い。8世紀後半以降に倉の礎石化が進む<sup>42)</sup>ことを考慮すると、創建は8世紀代と見てよいであろう。

現在までに検出された古代讃岐の総柱建物としては、6-SB01は下川津遺跡SBⅢ65(45m)と並んで最大規模をもつが、他地域での郡衙正倉と比較すると平均的な規模であることが分かる<sup>43)</sup>。また、格式を要する倉に新しい構造としての「総東柱構造」が採用されたいことが現存建物との比較と併せて示されている<sup>44)</sup>が、上記したように6-SB01は先行的な要素をもつ「東柱・通し柱構造」であることに留意しておく方がよいであろう<sup>45)</sup>。

なお、6-SB01がどのような建物群の一部を構成していたのかは不明だが、複数の倉がまもって正倉

41 植木久 1991「高床式建築の変遷」『クラと古代王権』ミネルヴァ書房。「東柱・通し柱構造」は、5世紀代に出現して6世紀代に普及するが、梁間3間でこの構造をもつものは7世紀以降と考えられている。

42 山中敏史 1991「古代の倉庫群の特徴と性格」『クラと古代王権』ミネルヴァ書房

43 註42山中論文

44 註41植木論文

45 古代讃岐での「総東柱構造」の倉は、上記した下川津の例と前田東・中村遺跡B区SB01、植木遺跡B地区SB24・31などで知られる。前2者の所在郷(川津郷・宮尾郷)の全戸が東大寺封戸に充てられていることと関連するかもしれない。

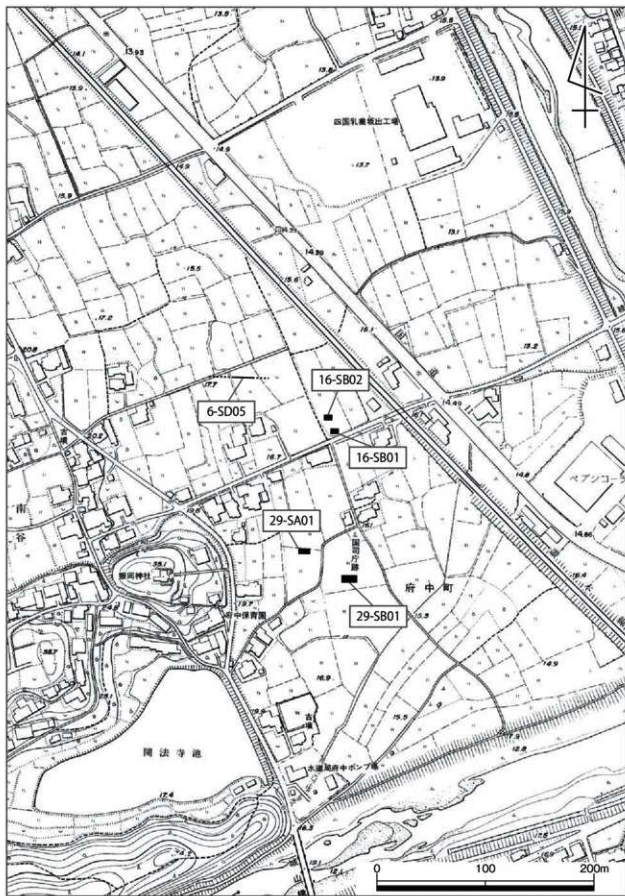


図9 7世紀中葉～8世紀初頭の国府推定地周辺

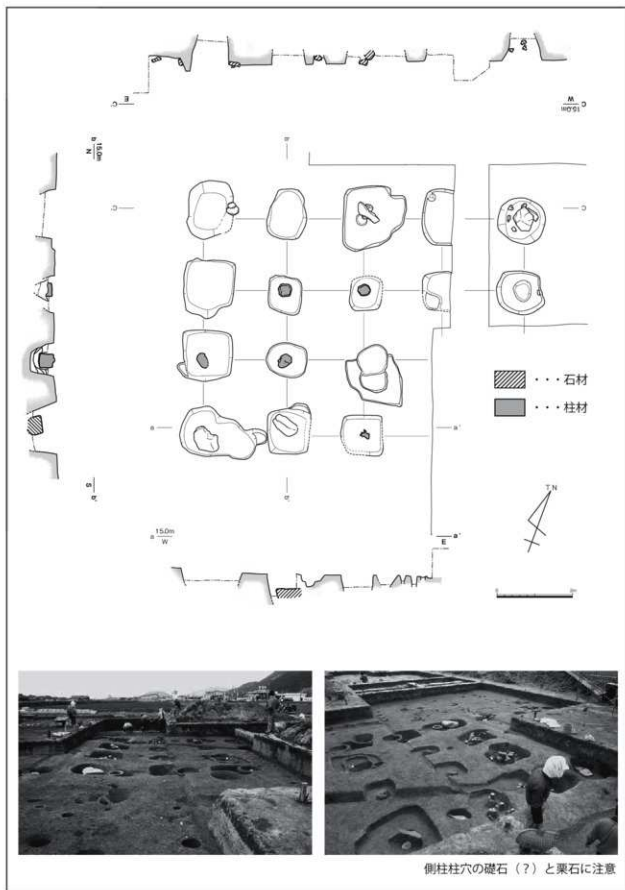


図10 第6次調査区SB01平面・断面図



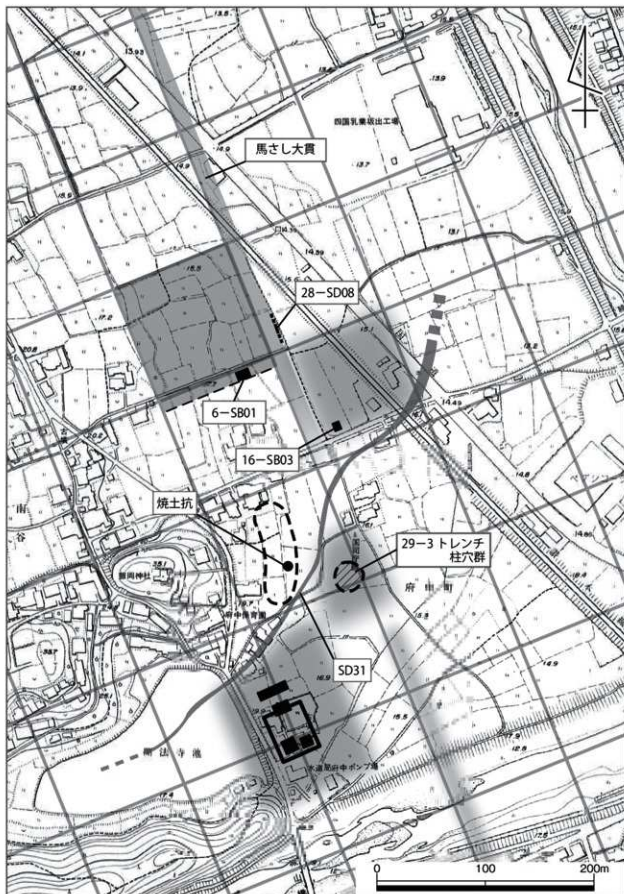


図11 8世紀の国府推定地周辺



群を形成していた可能性もある<sup>46</sup>。その場合、6-SB01は浅い谷部（谷Ⅱ）の北側に位置しており、第6次調査区内では南側に古代遺構の分布が認められないことから、北側の1町分（阡陌線a-b-B-Cで囲まれた範囲）を含めた東西109m、南北120m程度のエリアが検討対象となろう。

51 微高地Ⅲの16-SB03、微高地Ⅳの29-3トレンチ柱穴群（条里方向指向の一群）なども、当該期の可能性はあるが、やはり9～10世紀のものとの峻別は難しい。

前代に引き続き、谷Ⅳを整地した形跡は認められない。おそらく開法寺の創建（7世紀末葉～8世紀初頭）を契機として、谷Ⅳに人為的な大溝SD31が開削され、8世紀を通じて機能していたと見られる。また、微高地Ⅲ背後の鼓岡東斜面には、鍛冶炉などの可能性をもつ焼土坑が認められることから、付近が手工業の生産域であった可能性がある。

以上から、微高地Ⅲ・Ⅳでの掘立柱建物のあり方は、前代と同じく微地形に制約された配置を取ることが推測される。

### 【9～10世紀】

52 第2・7次調査区と第29次調査区の29-1・2トレンチでは、古代の瓦が多量に出土している。これらは7-SD10・14を除き、ほとんどが中世（12世紀以降）の遺構や遺物包含層からの出土であり、29で述べたように国府廃絶後の遺構面の攪拌や削平による二次的な移動が認められる。

しかし、より北側の調査区（第4・6・16・27・28次など）では瓦の出土量が極めて少なく、対照的なあり方を示している。したがって、瓦の出土範囲と量については、当初の使用場所を一定程度反映している可能性が高い。

53 平・丸瓦の様相については、全く今後の課題としなければならない。これまで出土した軒瓦について見ると、以下の文様が認められる（未報告資料含む、開法寺寺域は除く）。

#### 《軒丸瓦》

KH101	7世紀末葉～8世紀初頭	1点	第2次調査
KH106	7世紀末葉～8世紀初頭	1点	第7次調査区西側採集
KH103	7世紀末葉～8世紀初頭	1点	第2次調査
KB102	8世紀後半	1点	第29次調査（29-1トレンチ）
KF101	8世紀末葉～9世紀前半	4点	第29次調査（29-1・2トレンチ）
KM107B	12世紀	1点	第2次調査

#### 《軒平瓦》

KH202	7世紀末葉～8世紀初頭	1点	第2次調査
KH203	8世紀後半～9世紀前半	2点	第2次調査
KF201	8世紀末葉～9世紀前半	1点	第7次調査（SD10）
		2点	第29次調査（29-1トレンチ）

これらの多くは開法寺（KH）出土瓦と同范と見られ、出土点数も少ないことから、開法寺との関連で捉える<sup>47</sup>か、開法寺所用瓦の転用として理解することが可能である。これに対しKF101・201は、開法寺や

46 正倉群を形成するとすれば、阿野郡衛に伴う正倉とも考えられる。

47 29-1トレンチと開法寺との距離は、約100mである。

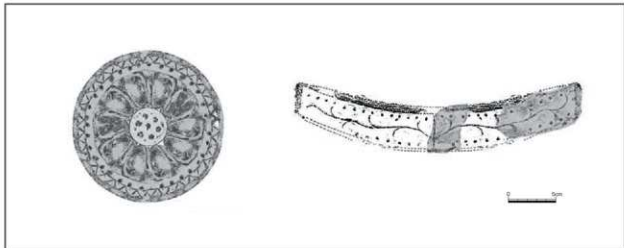


図12 KF101・201文様復元図

(出土瓦をもとに合成)

県内の古代寺院では同范・同文が認められない特徴的なタイプであり、第29次調査区を中心としたエリアのみで複数個体が出土している。17・39での所見を併せると、この付近に14～15世紀の削平で消失した瓦葺き礎石建物が存在していた可能性を指摘できる。

この建物群は、少なくとも北辺では築地（7-SD10・14を御溝とする）、また西辺でも版築状の整地層（構造物地業か）を伴う溝による1町程度の区画が推測され、条里型地割に規制されつつも若干斜交する方位をもつ（17）。なお、この区画を貫く位置関係にある7-SD31（谷Ⅳに伴う）は、この時期には埋没しており、直近で隅丸長方形の柱穴掘り方をもつ29-SP14の遺存深度が極めて浅いことを考慮すると、谷Ⅳにも盛土整地が行われた可能性がある。

54 谷Ⅱに位置する第8次調査区の遺物包含層（概報第8層）において、9世紀前半を中心とした時期の土器が多量に出土した。讃岐国府跡では唯一の出土例となる「壺」墨書土器<sup>※</sup>（須恵器皿）や円面硯を含むこれらの土器群の使用主体として、より上方（西側）の微高地ⅠないしⅡでの施設（例えば国司館や曹司など）の存在をうかがわせる。

### 【11世紀】

55 当該期は、特に11世紀前半頃の土器様相について不明なところが多いこともあり、明確さに欠ける。しかし、前後の時期に比して新規の遺構数が少ない傾向は認めてよいようであり、遡って前代の末期である10世紀後半頃に始まると見られる。

微高地Ⅱでは、11世紀中葉の土器がまとまって出土した柱穴がある（6-SP081）。おそらく、総柱建物（6-SB01）の廃絶後に形成された建物群の一角をなすものであろう。

また、築地御溝SD10の埋土中に、当該期を含めて12世紀までの土器を見出すことができる。11世紀のいずれかの段階までは、前段階の建物群が踏襲されていた可能性がある。

48 香川県立ミュージアム・渋谷啓一氏の御教示による。

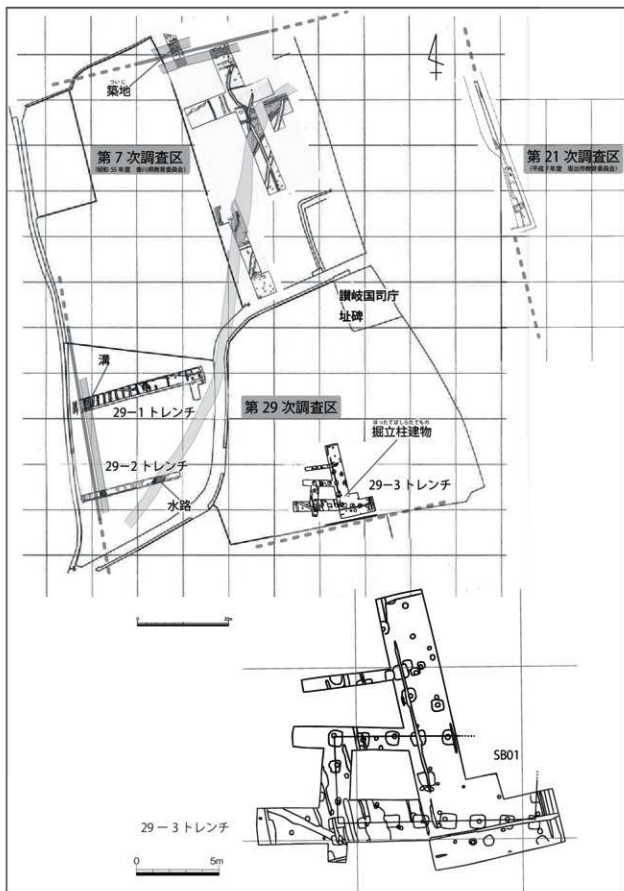


図13 瓦葺き官衙施設想定図（現地説明会資料より作成 下側は正方位の掘立柱建物SB01）

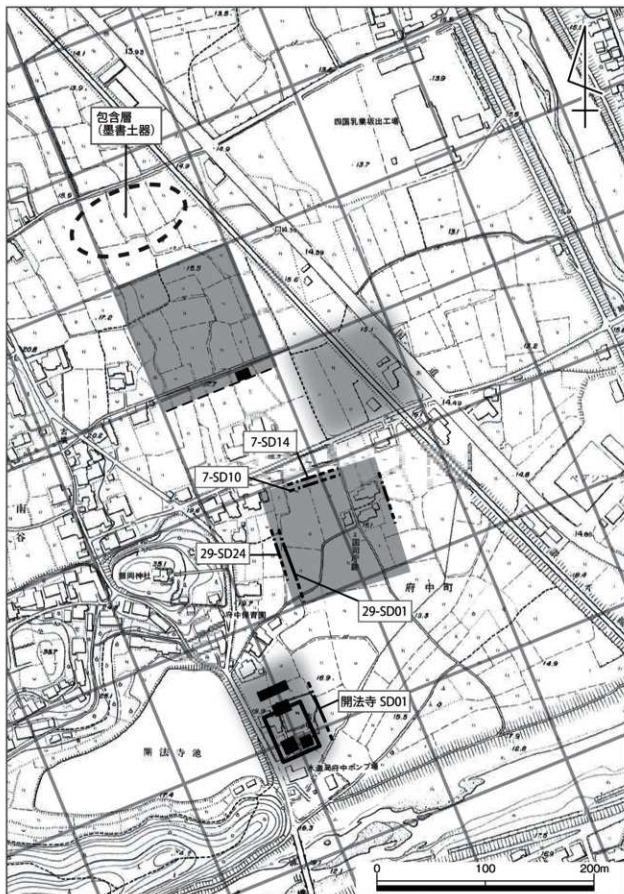


図14 9～10世紀の国府推定地周辺

【12～13世紀】

56 最も建物遺構や柱穴が増加する時期であり、分布範囲も広がる。発掘調査により確認された当該期の建物群は、南北約450m、東西約300mの範囲に13群以上存在する。それぞれの単位の範囲や建物配置については明確ではないが、30m四方程度の広がりをもつことが推測される。これは、県内の中世集落における屋敷地の規模に近似した規模である。比較的面的な調査が行われた調査区（第2・6・7・16次調査）において、井戸が検出されていることを踏まえると、1つの単位（各群）が屋敷地としての内容をもつことが予測される。

57 建物群の分布状況を見ると、微高地Ⅱ～Ⅳに広がっている。建物群Ⅰでの掘削の検出状況からすれば、微高地Ⅰにも建物群が展開する可能性がある。発掘調査範囲が限定された状況にあるにも関わらず、当該期遺構が検出されなかった調査区が極めて限られること、さらに未発掘ながら周辺に中世土器の散布地（散布地①～③<sup>49</sup>）が認められることなどを総合すると、上記エリアでは屋敷地の密集度が極めて高い状況が指摘できる。

屋敷地の高い集中度や、高い頻度で屋敷地毎に井戸を伴うこと、また複数の土器型式にまたがる継続期間の長さ、などの点で県内における同時期の集落遺跡とは異なる内容を備えていると評価できる<sup>50</sup>。

58 出土遺物の点でも、①灯明皿や燭台形土器<sup>51</sup>といった灯火具の普及、②輸入磁器の高い出現頻度<sup>52</sup>、などの現象に同時期の一般集落とは異なる傾向を見出すことができる。

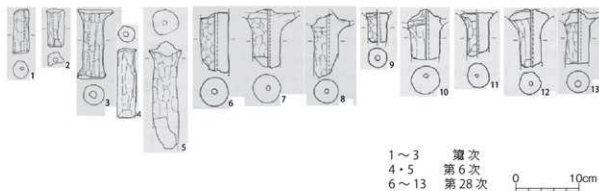


図15 讃岐国府跡出土の燭台形土器

49 散布地①については、地元在住の工事関係者からの聞き取りで、県道33号（旧国道11号）の境界構築物建設工事（1957年）に際して、素焼きの皿などが多量に出土したという情報を得た。

50 例えば面的な発掘調査が行われた空港跡地遺跡での中世集落のあり方と比較すると、讃岐国府跡とは対照的であることが理解できる。国府で見られる内容は、13世紀末葉以降（17世紀前葉まで）に普遍化していく。

51 手づぐねで細身の円筒形の器体を作り、上部に皿形の受けを付ける土器であり、県内では讃岐国府跡のみで多量に出土している。なお、灯明皿は浜ノ町遺跡や伊勢町遺跡など、13世紀末以降の港町の遺跡で普遍化しており、国府の事例はその先駆的な存在と見ることができると考えられる。

52 註14歳本文献



図16 12～13世紀の国府推定地周辺

## 【14～15世紀】

59 建物関連遺構の分布範囲と単位数が、急速に縮小する。前代の建物群6・12において、この時期の建物群が認められるのにとどまる。

前代からの建物群が廃絶した地点では、当該期と考えられる水田耕作土の堆積を確認できる（建物群3・7・8・10・12・13）。前代に建物群が見られなかった地点（29-1・2・5トレンチ）においても、当該期の耕作土を認めることができることを踏まえれば、広域にわたる耕地開発の動きが指摘される。散村状に分布する屋敷地と、その周辺に広く展開する耕地という景観が出現したのが当該期といえる<sup>53</sup>。

60 建物群6・12は、出土遺物の様相から16世紀代までは継続していた可能性がある。県内の中世後期集落の一般的傾向と同じく、長期にわたる屋敷地の踏襲を示している。しかし、12～13世紀のような内容の特異性は認めることができない。分布の変化以上に、性格の変化（「特異性」の消失）が反映されているのではなかろうか。

## Ⅲ. 地表面調査との照合

### 1. 「馬さし大貫」の存在と年代

61 坂出平野の条里型地割を検討した出石一雄氏は、「離山の頂上（164.4m）の西端にみられる傾斜変換点（140m）と、国府の南にある天満山の西頂上（82m）の東側に位置する中央の山（101m）の凹部（現在は採石工事のために明瞭でないが、地図上で確認できる）を結ぶ線」を南北方向の条里基準線と見なし、そこに見られる道路が坂出市加茂町で「馬さし大貫」と呼称されている、としている<sup>54</sup>。

62 「馬さし大貫」の存在は、綾川をはさんだ南側延長部の国府跡周辺でも認めることができる。阡陌線Cがこれに該当するが、加茂町での阡陌線を延長すると現在見られる地割線は、阡陌線よりも10～15m程度東に寄ったところに認められる。

加茂町における「馬さし大貫」とされる道路は、幅員の西側が条里阡陌線にあたるようであり、幅員分の余剰帯は認められない。したがって、府中町における上記のような阡陌線Cと地割線のギャップは、地割線が「馬さし大貫」の東辺にあたと見なせば整合的に理解できる。

63 第28次調査では、阡陌線Cに平行する8～13世紀の溝が6本検出された。このうち、SD08（8～10世紀頃）は想定される「馬さし大貫」の東側溝の可能性がある。また、砂や礫を充填したSD07（9～12

53 第6次調査区において行われた、6-SB01を被覆する層（黒灰色シルト、調査時の第6層と思われる、11～12世紀頃か）の花粉分析によると、「まだ周辺にはカシ類の黒葉樹林がかなり残存していたと推定される。また、ソバ属の花粉も1粒ながら検出され、アカギ科やキク科の草原とともに近くに畑地があったものとみられる。ただイネ科の出現率は低く、水田が近接していたとはみられない」とされる（安田喜恵 1982「国府跡の泥土の花粉分析」『讃岐国府跡』香川県教育委員会）。古代後半には、周辺の大規模な水田化は行われていなかったと見られ、59での推定と整合的に捉えられる。

54 出石一雄 1974「讃岐の古代中心地域における条里と国府」『五色台の自然 1』香川県自然科学館。「昔から広い道であったために馬を走らせる練習をしていた道だといわれている。また、この道は、加茂から林田に行くのに最も広い道で、昔からの車道でもあった」。



世紀)や、粘土を埋土とするSD01(12~13世紀)は、SD08よりも深度が浅いことから、水路としての溝の可能性のほかに路盤の可能性も検討する余地があろう。SD08と阡陌線Cとの間は10m程度と考えられる。

64 第2次調査区の西側にも「馬さし大貫」を南に延長したような里道があるが、この付近から南側ではかなり蛇行するように伸び、綾川旧河道(「段丘」下位面)で大きく東に湾曲している。この里道の位置は、条里阡陌線Cから約20m東にあるため、直線道としての「馬さし大貫」に関連する遺構が検出される位置にはない。また、阡陌線Cの延長部でトレンチ調査が行われている<sup>35)</sup>が、側溝や路盤などの遺構は検出されなかった。綾川旧河道での湾曲状況を見ると、蛇行する現在の里道は中世以降に敷設されたものと見られる。

第2次調査では、調査区西半部で検出されたSD a~c(12~13世紀)を境にして柱穴の分布状況が明瞭に異なっており(東側に柱穴が集中)、これが里道の側溝である可能性も指摘できる。仮に東側溝とした場合には、段差を伴う現里道西側との間隔は最小で約5.0m、最大で6.5m程度(内法)になる。

第28次調査区では路盤の可能性をもつSD01・07の両側に小溝SD02・04(12~13世紀)が検出されており、幅員6.5m(内法)の道路と捉えることもできる。



写真1 第2次調査区西側トレンチ

65 以上から、「馬さし大貫」とされる道には、①8世紀頃に阡陌線Cを西辺にする幅員10m以上(12m程度か)の直線道路、②12世紀頃に中軸を①と共有して幅員を5.0~6.5m程度に縮小し、地形の起伏が著しい箇所では直線プランにこだわらない道路、の2時期の遺構が内包されていることが予測される。これに加え現里道は、状況的に見て14・15世紀から近世にかけて幅員をより減じる形で成立したと考えられる。

66 県内で検出された古代の道路状遺構の幅員(内法)は、推定南海道に該当すると見られる坪井遺跡(東かがわ市)で8~10m、四国学院大学構内遺跡(善通寺市)で9mである。また、南海道から分岐する道路と考えられる松縄下所遺跡(高松市)<sup>36)</sup>で2~3mである。

これらと比較すると、古代の「馬さし大貫」は南海道並みの幅員をもつ道路ということになる。発掘調査での知見は未だ断片的であるため、今後の検証が必要であるが、国府と国府津(松山・林田)をつなぐ幹線道路としてはあり得ない規模ではない。

55 第2次調査において、讃岐国司庁址碑敷地の南側隣接地に東西方向のトレンチが設定されている(未報告)。

56 南海道から分岐して港湾の想定される海浜部に至る道路と推定される。





図17 3つの南海道比定地

## 2. 国府周辺における南海道の位置

67 讃岐国府と南海道との関係は、多くの先学によって検討が行われているが、その比定地を整理すると、①東西阡陌線 a（厳密にはそのやや北側）<sup>57</sup>、②開法寺寺域の北端をかすめる東西線<sup>58</sup>、③綾川南岸の石井地区（府中小学校付近に「礫石」がある）を河道に平行して延びる東西線、の3説に分けられる。

68 ①については、発掘による検証は行われていないが、16で述べたように現道を阡陌線とすることは困難であり、「青龍」地名の存否も含めてなお検討を要する。

69 ②については、29-4 トレンチと開法寺僧坊跡の調査地点が想定ラインにかかるが、どちらにおいても古代の道路の存在を示す遺構は検出されていない。開法寺では、想定ラインが僧坊の位置と重複しており、誤差を見込んでやや北側に想定したとしても29-2 トレンチで検出した8世紀の大溝があるため、成立し難い。

70 ③については、発掘による検証が行われていないため、状況的な議論しか行えない。

71 以上から、国府周辺の南海道の位置は、現段階では全く不明といわざるを得ない。

ただし最近の発掘調査により、南海道の成立は7世紀後半～8世紀初頭の幅の中<sup>59</sup>で捉えられることが

57 木下良氏の所説に代表される。木下良1988『国府 その変遷を主にして』教育社

58 註11金田文献

59 西国学院大学構内遺跡では、瀬溝から7世紀中葉～8世紀初頭の土器が出土している。南海道そのものではないが、委里地割と同じ方位をもつ松縄下遺跡でも、道路瀬溝から同時期の土器が出土している。これらは南海道の敷設を7世紀後半にま

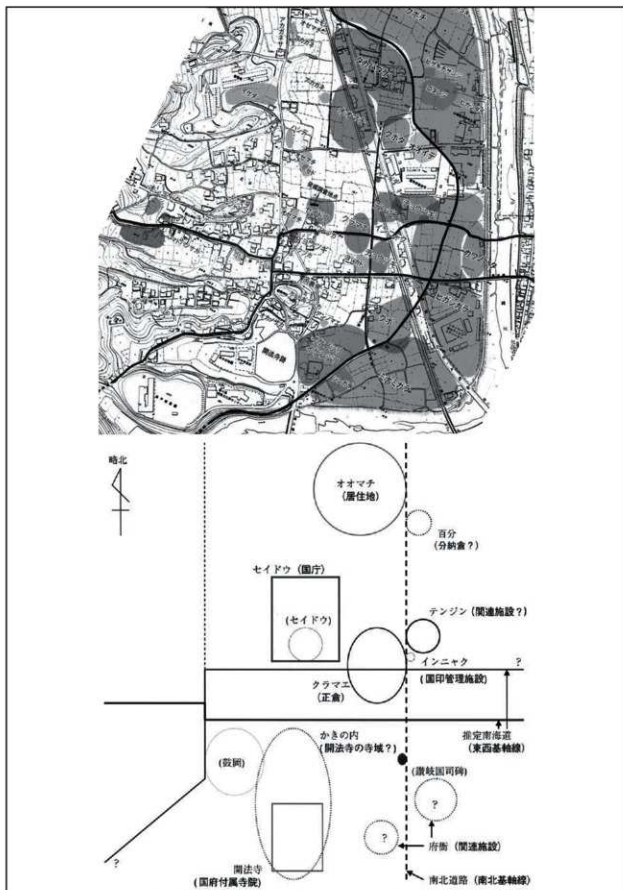


図18 園府推定地付近の地名と地名から復元した模式図 (松本2010より引用)

明確になってきている。この時期に讃岐国府が成立していたかどうかは、48・49を踏まえるとかかなり微妙であることは、考慮に入れておく必要がある。

### 3. 地名によるイメージとの関係

72 平成21年度の府中町本村地区の地名調査を総括した松本和彦氏は、讃岐国府跡の復元模式図を提示している<sup>60</sup>。近世の検地帳記載地名を抽出し、過去の採集地名の伝来や信憑性について分析した上での試案であり、検証されるべき作業仮説として位置付けられる。

73 模式図を一見して気付くのは、12～13世紀の建物群の分布と重なる点である。「セイドウ」や「オオマチ」「ヒャクブ」などは、この時期に建物群の展開が見られるようになったエリアである。特に「オオマチ（大町?）」は、中世以降の地名と考えられ、古代までは遡らせることは困難である<sup>61</sup>。散布地②と重複する「テンジン（天神?）」は、早くて10世紀代、おそらく中世以降の地名と考えられる。「セイドウ（聖堂・正堂・政堂・正道?）」は、様々な解釈がなされる余地がある地名だが、「聖堂」は漢語にない江戸時代の用語であることが指摘されている<sup>62</sup>。また、松本氏が想定したような国府の可能性も、第27次調査の成果を見る限りでは否定的である。

74 「クラマエ（倉前?）」は、6-SB01の検出地点を含む地名であり、検出遺構と地名が整合するように見受けられる状況にある。ただし50で述べたように、6-SB01は「東柱・通し柱」の掘立柱構造であり、8世紀の建築と考えられることからすれば、地名と施設との整合性を高めるためには、周辺を含めたエリアでのより詳細な発掘成果の再検討が必要である。

「クラマエ」に隣接する「インニャク（印論）」は、松本氏が注目するように近世には「陰若」と表記され、調みが伝来していることに注意したい。菅原道真が漢詩「客舎冬夜」に詠んだ「開法寺」の名称が、隣接する「海宝寺池」として近世に遺存していたことを考慮すると、調みが伝来した「インニャク」地名が付近に「国印管理施設」が存在したことを示唆することは十分考えられ、阿波などの他国で印論社がかなり認められること<sup>63</sup>も併せると、なお検討するに値する地名ということが出来る。

75 地名調査からの国府イメージには、古代の国府に関わる可能性を残す要素と、中世以降の国府に関わる要素、さらに国府廃絶後に後付け的に形成されたイメージがなお混在している。発掘調査の進展や成果の再評価の中で、混在した要素を解分けていく作業の継続が望まれる。

で遡らせる根拠にもなり得るが、周辺から古い時代の土器が紛れ込むという可能性を排除できないであろう。したがって、森下英治氏の研究（森下 1997「丸亀平野系里型地割の考古学的検討」『財団法人香川県埋蔵文化財センター研究紀要V 特集・7世紀の讃岐』）が現段階における整合的な理解といえ、7世紀末葉～8世紀初頭が南海道敷設の時期であると考えたい。

60 松本和彦 2011「地名調査の成果」『讃岐国府跡探索事業 平成21・22年度 地影・地名調査報告』香川県埋蔵文化財センター

61 讃岐の地名で「マチ（町）」の初見は、「普通寺伽藍并寺額絵図（1307年、徳治2）」に見える「くらのまち（倉之町?）」であろう。しかし「町」の本来の意は、「土地の区画・区切り・仕切り」（『岩波古語辞典』）であることから、「くらのまち」が村に対置されるべき市街地としての町を表すのか、あるいは「倉が建ち並ぶ区画」という意味を表すのかは、検討を要する問題であろう。「オオマチ」に後者の意味が込められているとすれば、想定されるような居住地としての位置付けは難しくなる。

62 大山真央 2010「菅原道真が書き残した讃岐国府一漢詩を考古学する一」（香川県埋蔵文化財センター考古学講座資料、埋蔵文化財センターのウェブサイトで閲覧可能）

63 註57本文献

#### Ⅳ. おわりに

76 以上記してきたように、過去の発掘成果については、常に再検証・再解釈といった読み直し作業が必要であり、それにもとづいたイメージの総合を経なければ、讃岐国府跡という存在を明確にすることは困難である。

各調査地点で認められる14～15世紀の大規模な削平という現象から察すると、「成立当初の国庁」を即物的に、遺存状況の良好な遺構群として検出し、「言わずもがな」的な、自明の存在として捉えることができる、と期待するのは、楽観的に過ぎるように思える。

1970年代後半以来蓄積されてきた、讃岐における古代～中世の遺跡・遺物論、また地域論という視点からの歴史的評価こそが、最も求められるのである。

本稿は極めて粗い素描にとどまったが、今後も検討を継続していきたい。なお、資料の検討にあたり、信里芳紀・蓮本和博両氏の御教示・御協力をいただいた。記して感謝申し上げたい。

#### 【讃岐国府跡に関する調査報告（概報等）】

- 報告1 岡田唯吉1929「讃岐国府庁跡」『史蹟名勝天然記念物調査報告』第4 香川県史蹟名勝天然記念物調査会
- 報告2 (第1～8次) 香川県教育委員会編1982「讃岐国府跡－国庫補助による国府跡確認調査概要－」
- 報告3 (第27次) 香川県埋蔵文化財センター2010「讃岐国府跡探索事業に伴う調査報告」『香川県埋蔵文化財センター年報 平成21年度』
- 報告4 (第28次) 香川県埋蔵文化財センター2011「平成22年度香川県内遺跡発掘調査 讃岐国府跡発掘調査概報」
- 報告5 (地形・地名調査) 香川県埋蔵文化財センター2011「讃岐国府跡探索事業 平成21・22年度 地形地名調査報告」
- 報告6 (第2～7次) 西岡達哉2011「資料紹介 讃岐国府跡の出土遺物」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要Ⅵ』
- 報告7 (第13～15次) 坂出市教育委員会編1992「坂出市内遺跡詳細分布調査報告書－平成3年度国庫補助事業報告書－」
- 報告8 (第9～12・16次) 坂出市教育委員会編1993「坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成4年度国庫補助事業報告書－」
- 報告9 (第17～20次) 坂出市教育委員会編1995「坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成6年度国庫補助事業報告書－」
- 報告10 (第21次) 坂出市教育委員会編1996「坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成7年度国庫補助事業報告書－」
- 報告11 (第22次) 坂出市教育委員会編2002「坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成13年度国庫補助事業報告書－」
- 報告12 (第23次) 坂出市教育委員会編2003「坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成14年度国庫補助事業報告書－」
- 報告13 (第24次) 坂出市教育委員会編2004「坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成15年度国庫補助事業報告書－」
- 報告14 (第25次) 坂出市教育委員会編2005「坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成16年度国庫補助事業報告書－」
- 報告15 (第26次) 坂出市教育委員会編2008「坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成19年度国庫補助事業報告書－」
- なお、平成23年度発掘調査の概要については、平成24年度刊行予定である。

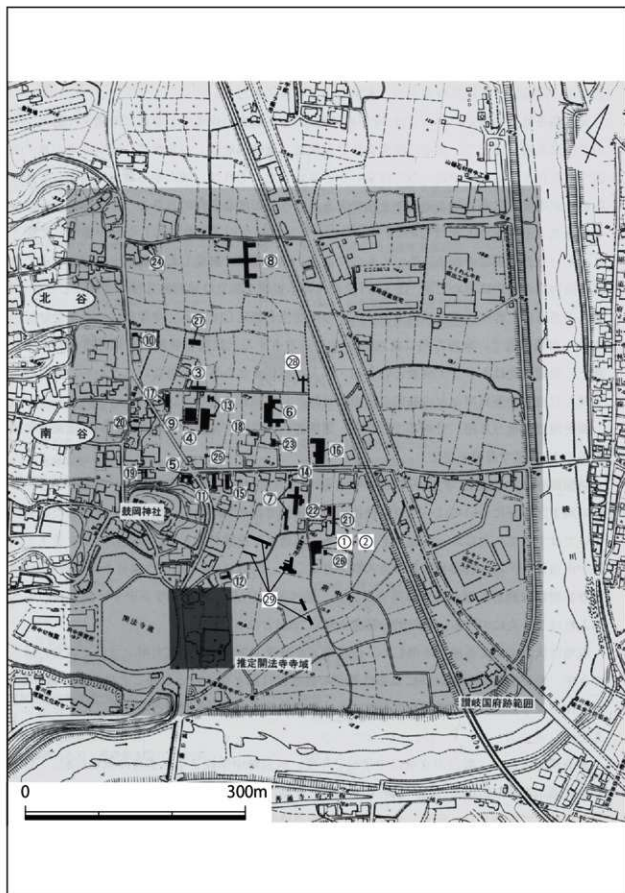


図19 讚岐国府跡 歴代調査区位置図

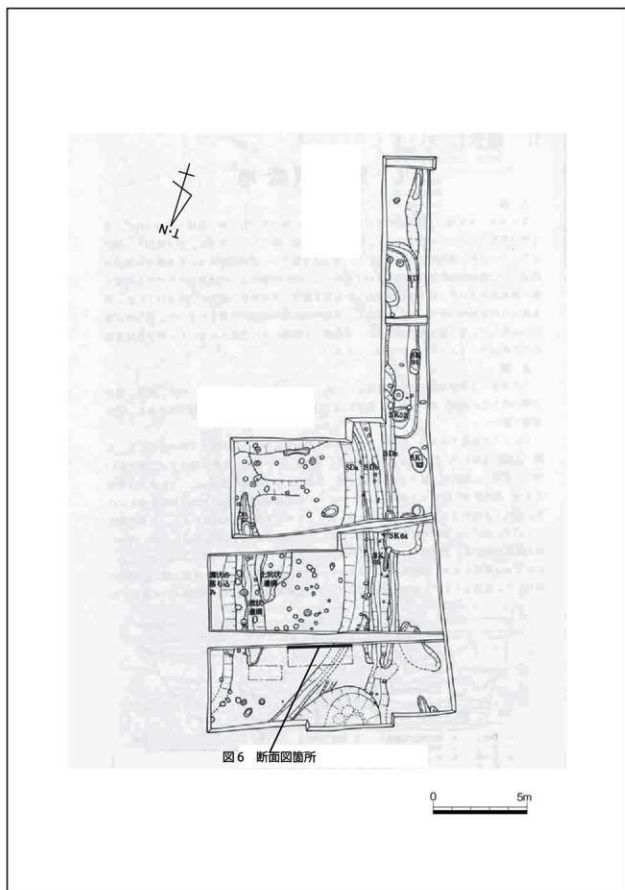


图6 断面位置

图20 第1・2次調査区平面図

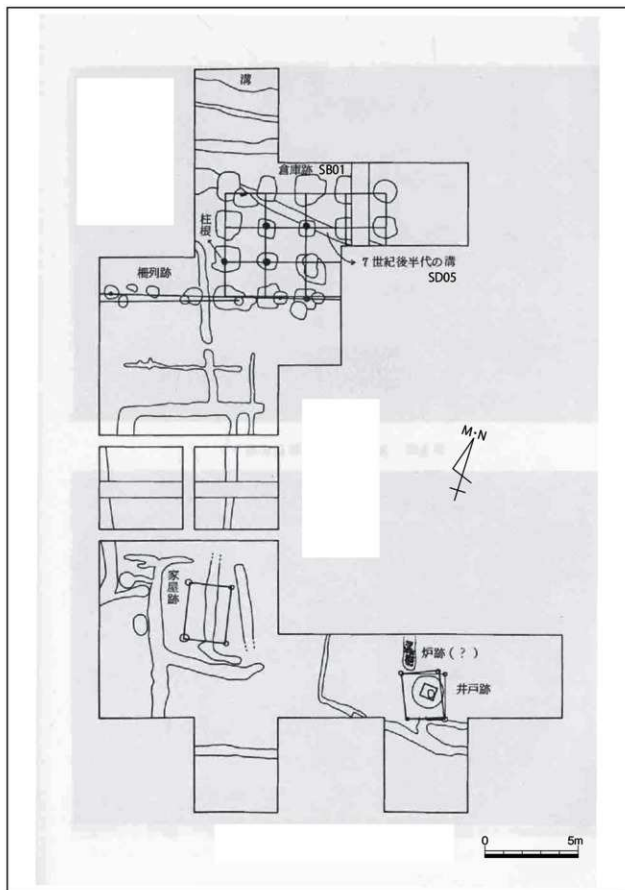


図21 第6次調査区平面図

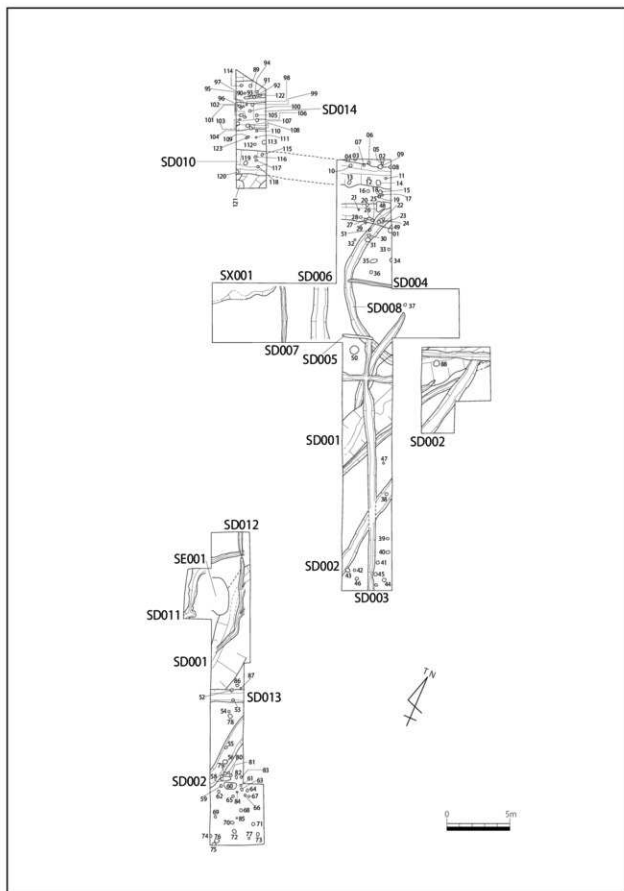


図22 第7次調査区平面图



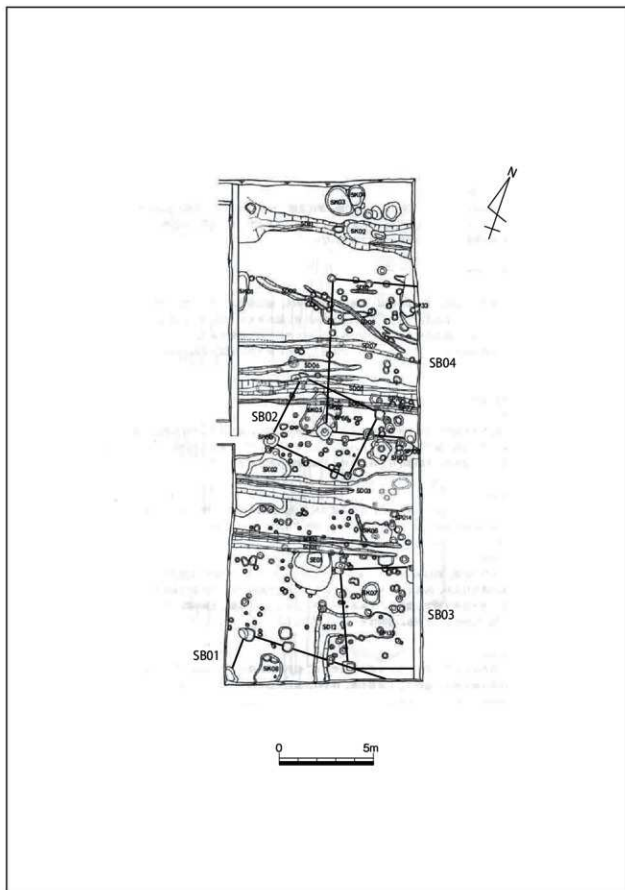


図23 第16次調査区平面図



図24 讃岐国府跡主要部調査区平面図(1)

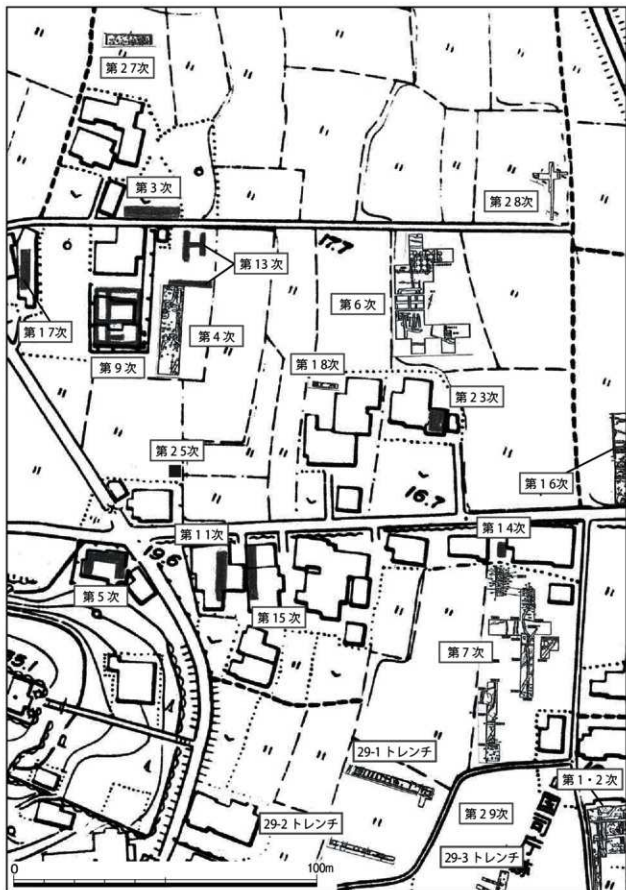


図25 讃岐国府跡主要部調査区平面図 (2)



図26 讃岐国府跡主要部調査区平面図 (3)

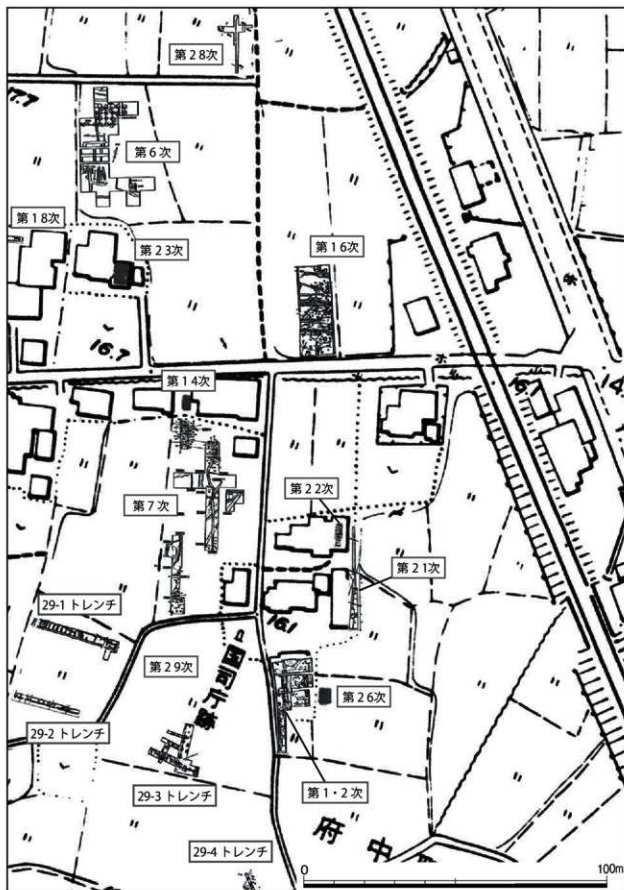


図27 讃岐国府跡主要部調査区平面図 (4)

# 微地形分類の視点と方法

—坂出市川津町西部を例に—

木下 晴一

## はじめに

香川県埋蔵文化財センターが平成21年度より実施している「讃岐国府跡探索事業」では、考古学的な調査のほか、綾川下流域平野の地名や地形に関する調査も行っている。このうち、地形調査については、ボランティア調査員とともに水田一筆毎の標高測量や明治前期地籍図の地目・地位等級分析等を行い、平成21・22年度の調査成果についてはすでに公表している<sup>(1)</sup>。しかし、これらの地形調査の視点や方法については十分に説明できていないので、小稿において記述する。

## 1. 視点と方法

写真1は、天竜川（静岡県浜松市）付近の白黒空中写真である<sup>(2)</sup>。写真の色調に注目すると、明るい色調に写る部分と暗く帯状に写る部分が目につく。暗い帯は、右（東）側に写る天竜川の流路と比較するま



写真1 天竜川（静岡県浜松市）付近の空中写真

- (1) 香川県埋蔵文化財センター「讃岐国府跡探索事業 平成21・22年度 地形・地名調査報告」2011年
- (2) MCB628-C4B-4（1962年国土地理院撮影）なお、この地域の微地形については、門村浩「扇状地の微地形とその形成」矢沢大二・戸谷洋・貝塚真平「扇状地—地形的特性—」（古今書院、1974年）に詳述されている。

でもなく旧河道であり、明るい部分は微高地（旧中州）である。これは土地利用においても明瞭に区分できる。つまり、集落や宅地は微高地にのみ所在し旧河道には見られない。また、旧河道は水田、微高地は畑に利用され、地域住民は水害に遭いにくい微高地に居住し、水掛りのよい旧河道に水田を造成していることが読み取れる。

地域の歴史を考察しようとする時、時代を遡るほど、人間は自然と密着した生活を営んでいたと考えられるから、その地域の微地形やその変化を視野に入れることによって、人間と自然との関係の歴史を解き



写真2 川津町西部の空中写真



明かそうとする視点は重要である。そして、この検討において空中写真はたいへん有用である。

写真2は、小稿における検討対象地域である香川県坂出市川津町西部の空中写真である<sup>(3)</sup>。この地域では、耕地の大半が水田であり、宅地も集中して集落を形成する傾向が見られるものの、耕地の中に散在するものもある。また、写真の色調や形態・分布パターンからも明瞭な微地形を読み取ることはできない。したがって、当地域の微地形を抽出するためには、空中写真を判読するだけでなく、その他の分析が必要になってくる。

小稿は、まず微地形を分類する手法について解説することから始め、発掘調査成果を援用しながら微地形の変化について考えるものである。なお、本研究は個人のレベルで行っているものであり、できるだけ低予算で進めることを念頭に置いている。

## 2. 微地形分類

### (1) 地形に対する考え方

地形分類の手法や地形分類図を解説する書籍は多くあるけれども<sup>(4)</sup>、地形分類の基本的な考え方は、地表面を①形態、②形成営力、③形成時期、④構成物質に着目し、それらが同じ区画を一つの地形単位と認め、四つの要素の組合せにより地形を分類・表示するものである<sup>(5)</sup>。また、地形とか微地形とか呼ぶように、地形には階層性がある。このため、分類を行う者が地形をどのように考えるのか、①～④のどの要素を重視するか、あるいは得意とするかによって地形分類図に違いが生じることが多い。例えば①の形態を重視する場合、地表面の平面的な把握を強調する傾向が生じ、④の構成物質を重視すると堆積状況、つまり垂直的な把握を強調する傾向が生じる。

しかし、このような考え方は実際に地形を観察することを継続するうちに醸成されるもので、はじめに見方ありきということではないと思われる。そこで、高橋学氏の考え方をテキストとして検討を進めていくこととしたい<sup>(6)</sup>。これまでの作業において得られた見通しが、高橋氏の研究成果によって説明できることが多いと考えているためである。

### (2) 空中写真判読

#### 空中写真の入手

作業は、まず対象地域の良質な空中写真を探すことから始まる。以前は、国土地理院の地方測量部などで空中写真を閲覧したり、日本地図センターから取り寄せた標定図をもとに空中写真を購入したりする必要があったけれども、近年、インターネット上に空中写真が公開されるようになり状況が大きく好転した。

2003年から国土交通省国土政策局のホームページの「国土情報ウェブマッピングシステム」に、1974年

(3) SI-62-4 C8-9 (1962年国土地理院撮影)

(4) 地形分類や地形分類図を解説した書籍に、大矢雅彦編『地形分類の手法と展開』(古今書院、1983年) / 国土調査研究会編『土地・水情報の基礎と応用 国土の均衡ある発展と保全に向けて』(古今書院、1992年) / 大矢雅彦・丸山裕一・海津正倫・泰山成子・平井幸弘・熊本洋太・長澤良太・杉浦正美・久保純子・岩橋純子著『地形分類図の読み方・作り方』(古今書院、1998年) / 日本写真測量学会編『空中写真の判読と利用-空からの調査-』(鹿島出版会、1982年) / 武田裕幸・今村達平『建設技術者のための空中写真判読』(共立出版、1976年) などがある。

(5) 中野孝正『Land Form Type地形型の考え方』『地理学評論』第25巻第4号、1952年

(6) 高橋学『平野の環境考古学』(古今書院、2003年) / 高橋学『臨海平野における地形環境の変貌と土地開発』日下雅義編『古代の環境と考古学』(古今書院、1995年) など



から1990年に撮影されたカラー空中写真約40万枚が公開されている。ここでは400dpiの解像度のデータをダウンロードすることができる。また、国土交通省国土地理院ホームページ中の2007年に公開された「国土変遷アーカイブ」には、1936年から2010年までの100万枚を越える空中写真を閲覧することができる。2008年11月にリニューアルされてからは、使い勝手も良くなった。「国土変遷アーカイブ」を閲覧することによって、良質な空中写真を探ることができるけれども、国土地理院が撮影あるいは保管するすべての空中写真が公開されているわけではないため、対象地域の空中写真を悉皆的に調べようとすれば、標定図の利用はまだ必要である。

このほか、県や市町村のほか、関係する団体が独自に撮影した空中写真を保管していることがある。また、奈良文化財研究所は民間が撮影した古い空中写真のネガを保管しており、以前は研究所を訪ねるとサムネイル画像を閲覧することができた。しかし、近年は所有権の問題等で自由に閲覧できないようである。

#### 実体判読

空中写真は、連続して撮影された2枚の空中写真を実体判読することにより多くの情報を得ることができる。これまでは裸眼で実体視が出来るように訓練するほか、簡易実体鏡や反射実体鏡を購入する必要があった。しかし、近年のパーソナルコンピューターの性能向上により、パソコン画面上で簡便に実体視が出来ようになった。実体視専用のソフトもあるようだが、アドビフォトショップなどの画像処理ソフトに画像を並べて表示し、古今書院が販売するステレオミラービューワで実体視する。この際、画像の拡大縮小や、色調の微調整も行えるほか、歪んだ画像を補正することも可能で効率的である。また、地形界の記入などもパソコン上で行うことができるなど、様々な応用の道がある。

### (3) 空中写真の濃度分析

写真3は香川県坂出市西庄町付近の白黒空中写真である<sup>(7)</sup>。この写真を見ると、水田として土地利用されている地帯に濃淡の差があることがわかる。暗く写る部分は細長く帯状になっており、先の天竜川流域の白黒空中写真の事例と同じように旧河道の存在を示している。

このような濃淡の差は、地表の含水量の差に起因するもので、水田のなかで暗く写る部分は含水量が多く、明るく写る部分は低いことを示している。そして、天竜川流域のように、微地形の形成された時代が新しい場合は明瞭にその差が現れるけれども、写真3のように、微地形の形成年代が古いと次第に不明瞭になってくるのである。このような濃淡の差に着目することは、現状の地割には現れない埋没した微地形の抽出に有効である。

図1は、画像処理ソフト（アドビフォトショップ）によって画像処理を施したものである。具体的には、①分析のノイズとなる宅地や木立やその影などを白抜きすることにより、分析対象から除外した後、②メディアンフィルタ（ある範囲の画素の濃度値を小さい順に並べ、真ん中の濃度値に置き換える）によるフィルタ処理を行い、一定の範囲における濃度のまとまりを抽出する。さらに、③シユードカラー画像を作成する手法で256段階に分けられる濃淡の色を16色程度に



写真3 坂出市西庄町付近の空中写真

(7) 1954年国際航業撮影 (M3-38)

まとめることにより、微地形界の抽出を試みたものである<sup>9)</sup>。これにより旧河道や自然堤防などの微高地の所在が、より明瞭に把握できるようになる。

図1の場合は、画像処理を行わなくても十分に微地形を把握することができる。通常は、画像処理を行っても見えないものが見えてくるわけではない。地形界の認定に迷ったときの判断の根拠として使える程度のものと位置づけられる。

#### (4) 10cm等高線図

天竜川流域の旧河道と微高地には2mほどの明瞭な高度差がある。このように地形形成が新しい場合は、明瞭な起伏が見られるけれども、しだいに平坦化が進み不明瞭になってくる。とりわけ、沖積平野においては耕地開発による影響が大きい。写真2や3のように香川県の平野はほとんどが水田化されており、地表面の微起伏は不明瞭である。しかし、水田は灌漑用水の確保が前提となるから、局所的に盛り土したり掘削(地下げ)したりして造成するのではなく、ある程度地表面の起伏に従う傾向があり、機械力の乏しかった前近代においてはとくにこの傾向が顕著である。このことから水田の標高をもとに等高線を引くことによって、もとの地形の微起伏の把握が見込まれるのである。

このように水田一筆毎の標高が分かれば、有用な情報が得られるけれども、道路の建設や圃場整備など広域な土木工事の際に作成される縮尺1000分の1程度の工事用図面、市町の役所が管理する市町道の管理図面等、限られた地域のものしか無く、入手も難しかった。また、実際に現地で水準測量を行う方法もあるけれども、地元への周知の問題や複数必要な測量者の確保の問題など、個人研究のレベルでは実施困難である。しかし、近年公開が進んでいる詳細な標高データが、この問題を解決することとなった。

国土地理院では、数値地図・数値情報として提供するデータとして1994年より数値地図5mメッシュ(標高)の刊行を開始している。これは、航空レーザ測量によって取得した標高データから、家屋等の人工構造物や樹木等をフィルタリング処理等により除去し、5mメッシュの数値標高モデル(DEM)としたもので、2010年までに15地域のデータが刊行されている。また、2007年から整備を進めている基盤地図情報にも数値標高モデルが含まれており、5mメッシュについては、航空レーザ測量によって作成されたものと写真測量によって作成されたものの公開が進んでいる。航空レーザ測量による誤差は標高点の標準偏差

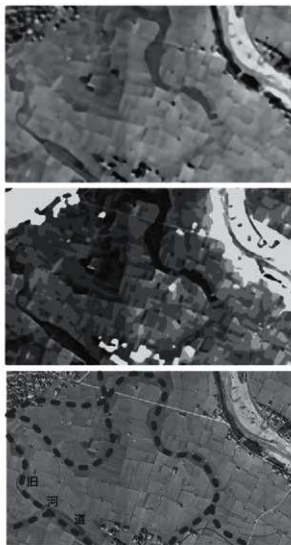


図1 画像処理写真

(8) ここで試みた方法は、田中邦一・青島正和・山本哲司・磯部邦明「フォトショップによる衛星画像解析の基礎 手軽にできるリモートセンシング」(古今書院、2003年)を参考とした。

で0.3m以内、写真測量による誤差は0.7m以内とされている<sup>9)</sup>。

このデータをパソコンに描画し、分析をすれば微地形の抽出は容易なことと思われるけれども、今のところ道路や宅地など盛り土した部分など、微地形を判読する際のノイズとなるものを捨象することができないこと、例えば10cm間隔で色分け表示しようとする、3mの標高差に30色が必要となり、広域を色分け表示しようとする色差が認知できないほど細かい区分が必要となることなどの問題に直面する。したがって、将来的には改良の余地があるけれども、パソコンに描画した画像から必要な水田の標高のみを抜き出して、改めて等高線図の作成を行っている。

#### (5) 明治前期地籍図の地目・地位等級図

白黒空中写真に写る濃淡は、地上の含水量に影響されるものであるけれども、灌漑用水が管理されている場合には、含水量の多い水田は湿田、少ない水田は乾田に分類される。これは等級のうえで湿田が等級の低い田、乾田が等級の高い田に相当することになる。したがって、明治時代前期に作成された地籍図に記される地目・地位等級を地図上に色分けして示せば、その分布状況が微地形の相違を示す可能性が考えられる。また、宅地も近年の地形条件を無視した宅地開発以前には、地形条件に順応した立地であったと考えられるから、宅地の分布状況なども微地形を考える資料になる可能性がある（地租改正以前の屋敷は上畑並みに課税されていたことから、上畑として表記されることがある）。

地目・地位等級図は、これまでに高松市の香東川扇状地上の一宮・成合・三名・鹿角町と香川町大野地区、林町の一部地域、普通寺市の普通寺町、上吉田町、稲木町と生野町の一部地域などで作成実績がある<sup>10)</sup>。このうち、香東川扇状地上では上畑-上々田-上田が同心円状にまとまる地域が複数存在し、帯状に下田や下々田が分布する状況も現れた。前者が旧中州（微高地）、後者が旧河道に相当すると考えられ、地目・地位等級図が微地形判読に有用であることが示された。

しかし、一方では明らかに旧河道の存在が知られる場合でも地目・地位等級図には存在が推定できない場合があるほか、村境によって大きく地位等級が異なる場合があり、微地形を考える際に、逆にマイナスの要素となる場合もあり得る。村境によって地位等級が異なるのは、村（正確には免）によって年貢総量が決められ、それに基づいて地位等級を割り振られていた可能性が考えられるけれども、地目・地位等級の分布と微地形の関係は直接的なものではないことから、参考程度に用いる必要がある。なお、明治前期地籍図は香川県内でどの程度遺存しているのか分かっておらず、また、遺存している地域についても個人情報記載されている等の理由から、一般の閲覧は難しいのが実情である。地籍図による地目・地位等級分析は、都市化が進んだり圃場整備等により土地改変が為されたりした地域で、空中写真判読等の分析では成果があがらない場合の参考資料程度の位置づけとなろう。

#### (6) 旧版地形図・各種の主題図

上記のほか、過去に刊行された旧版地形図にも有用な情報が含まれていることが多い。例えば、大正6年式の地形図の水田は、乾田・水田・沼田に分けられており、マクロの視点にはなるけれども湿地の抽出などに有用である。また、感潮記号が記され、沿岸部の地形形成を考える資料となる。旧版地形図は、国

(9) 国土地理院ホームページ（主題図（地理調査）航空レーザ測量）参照。

(10) 掲載「江戸時代初期の香東川治水工事（2）一分岐付近の微地形」『香川地理学会会報』No.28 2008年／掲載「弘福寺鎮護岐国山田郡田園の比定地について」『奈良朝・古代都市研究』第23号 2008年／掲載「普通寺□□絵図」の再検討」『奈良朝・古代都市研究』第27号 2012年。

土地地理院ホームページに図歴のリストが公開されており、国土地理院に謄本交付を申請すれば有料で入手できる。

このほか、国土地理院が刊行する土地条件図や沿岸海域条件図も参考資料となるので購入しておくと便利である。なお、これらには調査報告書も刊行されている。調査報告書は一般ではほとんど閲覧することはできないが、国土地理院地方測量部などで閲覧できる場合がある。地形界の認定の根拠などが記されており有用である。また、治水地形分類図が国土地理院のホームページで公開されている。

さらに土地分類基本調査もインターネット上で閲覧することができる。土地分類基本調査は、国土地理院発行の地形図を基図として、地図（地形分類図、表層地質図、土壌図、土地利用現況図、傾斜区分図など）と簿冊（説明書）からなり、国土交通省土地・水資源局国土調査課のホームページで閲覧できる。この調査成果は、小稿で問題とするような大縮尺の地形分類には参考となることは多くないけれども、地形に関する様々な見方を勉強することができ有用である。

最後に、関連する地域などの研究成果も調べておく必要がある。独立行政法人科学技術振興機構が運用するサイト（Journal@rchive）には500誌以上の雑誌が公開されており、地理学評論、人文地理、第四紀研究などの雑誌論文を閲覧することができ便利である。

以上のように、インターネットの普及により地理的な情報の入手は飛躍的に便利になっており、研究を行う環境が整ってきている。そして、これらの情報を総合しながら微地形分類作業を進めていくことになる。

### 3. 川津町西部の形態的特徴による微地形分類

香川県坂出市川津町は丸亀平野の東部に位置し、町城の西部に東側の城山山塊、南の飯野山、北側の角山や青野山などに囲まれた盆地状の平野が広がっている。平野は巨視的には土器川の影響下にあるけれども、現在は大東川（流域面積55.1平方km、流路延長51.4km）が北流している。1980年代後半から四国横断自動車道建設、瀬戸中央自動車道坂出インターチェンジと四国横断自動車道とのジャンクション路線建設、国道438号改良、大東川改修などの土木工事が行われ、それに先立つ埋蔵文化財調査も数多く行われた地域である。

最初に、当地域の10cm等高線図を見てみたい。図3は四国横断自動車道建設工事、大東川改修工事に際して作成された縮尺1000分の1の設計図面をもとに作成したものである。自動車道の中心線から500m程の幅の水田標高を知ることができる。図4は基盤地図情報の5mメッシュのDEM（航空写真測量によるデータ）から水田と畑の標高を抜き出して作成したものである。なお、両者の標高値には差があり、そのまま接合させることはできない。

図3、4の等高線は微起伏に富んだパターンを示しており、旧河道や微高地の存在を推定することが可能である。また、大東川の沿岸に沿って比高2m程の崖が続いている。

図5は、1954年に国際航業が撮影した空中写真の濃度を強調させたうえに、メディアンフィルタによるフィルタ処理を施し、図3の等高線を重ねたものである。等高線から推定される旧河道と濃く写る部分、微高地と明るく写る部分との間に相関関係があることがわかる。図6は、10cm等高線図と空中写真濃度分析と空中写真判読によって作成した微地形分類予察図である。これは地表面の形態的特徴に注目して行った微地形分類図ということになる。

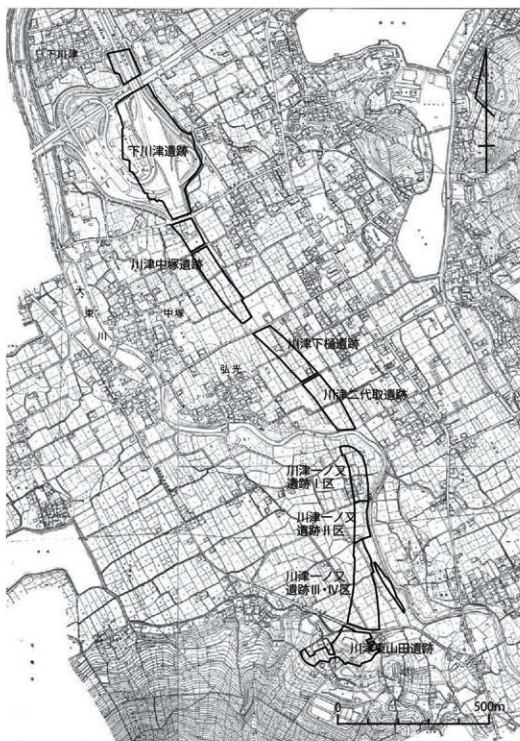


図2 検討対象地域（基図は坂出市都市計画図）

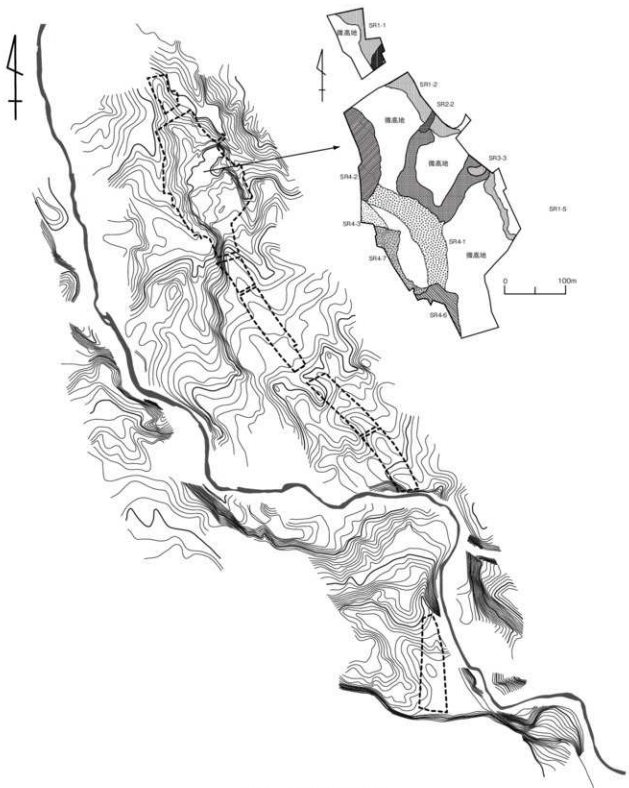


图3 10cm等高线图(1)

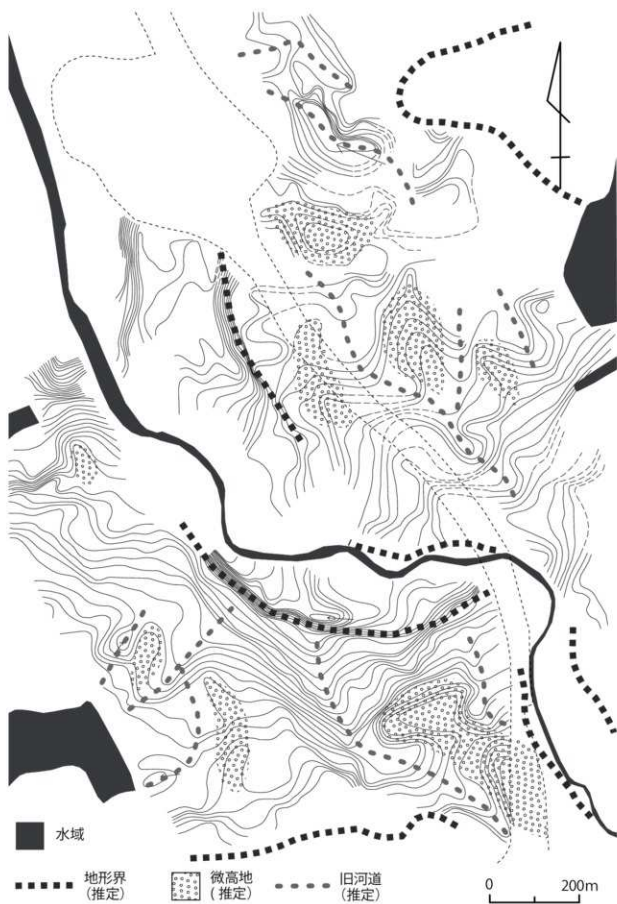


図4 10cm等高線図(2)



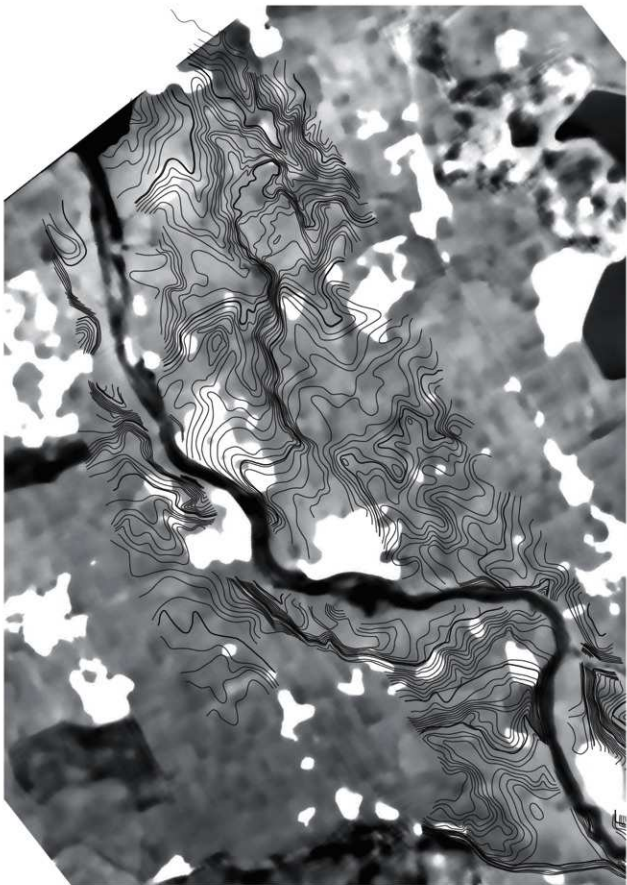


图5 图像处理写真



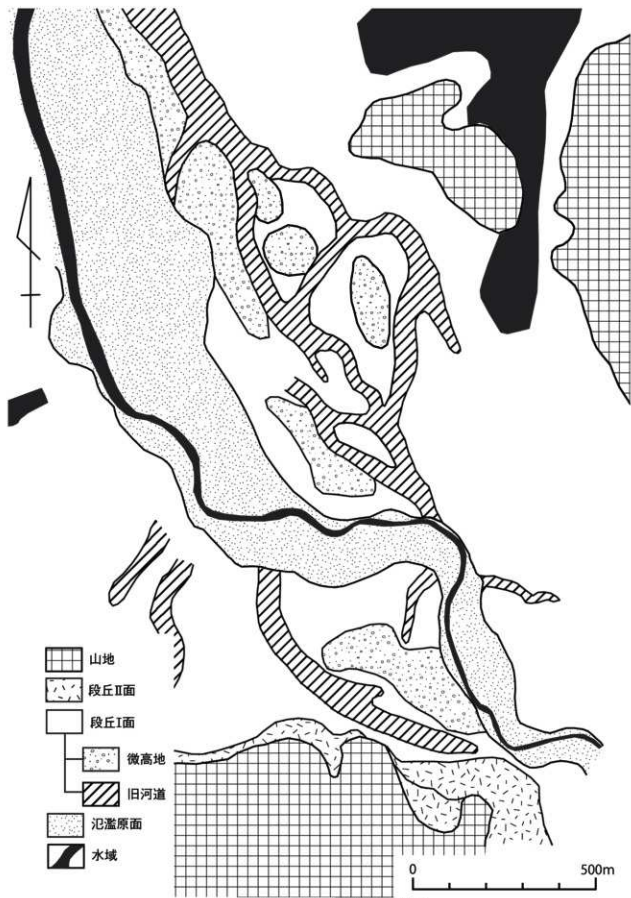


図6 形態的特徴による微地形分類図

#### 4. 発掘調査成果との関係

次に、発掘調査によって確認された微高地や旧河道との関係について検討したい。前掲の図3には、10cm等高線図に下川津遺跡の発掘調査によって検出された旧河道と微高地も図示している。これによると、10cm等高線図に現れる微起伏と旧河道の存在はよく対応していることがわかる。下川津遺跡の調査成果をもとに、さらに詳細に検討する<sup>(11)</sup>。

下川津遺跡の微地形は遺跡の東西にある旧河道と、その旧河道に挟まれた微高地からなる。微高地上には弥生時代前期から室町時代にかけて、一時的な空白期を挟みながら連続と集落が営まれている。なお、微高地の成因や変遷については確定させる資料がない。一方、検出された旧河道の埋没のおおまかな年代は、古い順に第2・3低地帯（弥生時代前期の埋没）、SR1-1（古墳時代前期の埋没）、SR1-5（古墳時代末の埋没）、SR1-2（奈良時代前半までに埋没）、SR4-2（平安時代前半までに形成、ほとんど開析されていない）、SR2-2（平安時代中期の埋没）、SR4-6（平安時代後期に埋没）、SR3-3（平安時代末までに埋没）、SR4-1（平安時代末に埋没）、SR4-7（鎌倉時代に埋没）のように整理される。

旧河道の埋没年代と10cm等高線図の凹地との関係を見ると、埋没の新しい旧河道ほど地表面の凹地の明瞭な連続として捉えることができる。反対に弥生時代前期埋没の旧河道は地表面に凹地として痕跡を残していない。弥生時代前期の旧河道は川津二代取遺跡や川津下樋遺跡でも検出されているけれども、地表面の凹地とは、関連は想定できるものの明確な対応関係にはない。このことから、形成年代の新しい微地形は明瞭に捉えられるけれども、時代を遡るほど、また、近くに新しい微地形変化が生じていると不明瞭になってくるのがわかる。

形態的特徴から分類された大東川

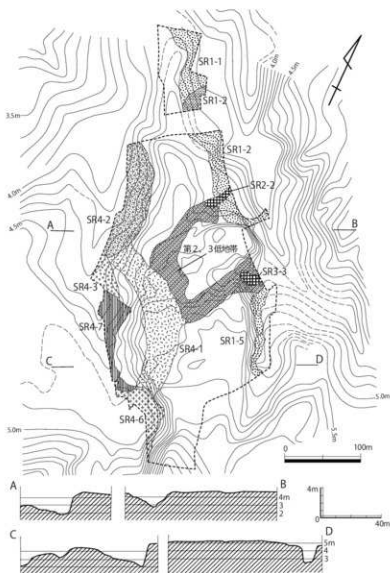


図7 下川津遺跡 地形分類模式図

(11) 香川県教育委員会・香川県埋蔵文化財調査センター・本州四国連絡橋公団「瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ「下川津遺跡」1990年（大久保徹也執筆「下川津遺跡における地形的変遷」ほか関連項目）

沿岸に帯状に広がる氾濫原面が見出されている。これは地表面に最も明瞭な段差として把握できるものであるが、下川津遺跡で検出された第4低地帯の旧河道（SR4-6、4-7）が氾濫原面を流下する旧河道となる。SR4-6と4-7は、河床が下方に挟り取られ、砂礫といった粗粒の堆積物で埋設している。同じような状況は、川津一ノ又I・II区でも観察されている<sup>12)</sup>。川津一ノ又遺跡I・II区は、遺構遺物が希薄であったためトレンチ調査のみで終了したが、概要報告によると、氾濫原面

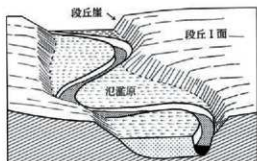


図8 氾濫原と段丘面の模式図

においては現耕作土直下にシルト質細砂がほぼ水平に堆積し、その下にはシルト・細砂・粗砂が現河道方向に緩やかに落ち込んで堆積している。一部のトレンチでは、その下（現地表より2.3m以深）でグライ化したシルトが堆積し、この層中より古代末～中世の黒色土器片が出土している。一方、段丘面は現耕作土下に厚さ2mほどシルトが堆積し、その下に層厚0.4mほどの粘土・粘質土、層厚1.2mほどの木質を含む黒色粘土がおおむね水平に堆積している。以上のことから図8のような状況に整理できる。

大東川沿岸の段丘崖を、空中写真判読によりやや広域に追跡すると、図9のような状況になる。段丘崖が現地表に認められるのは下川津遺跡付近より南で、攻撃斜面側で明瞭、滑走斜面側でやや不明瞭となるが、200mほどの幅で蛇行しながら連続し、大東川支流の四つの流路が合流する「島田」集落付近まで追跡できる。島田より上流は、土器川方面に向かう西南

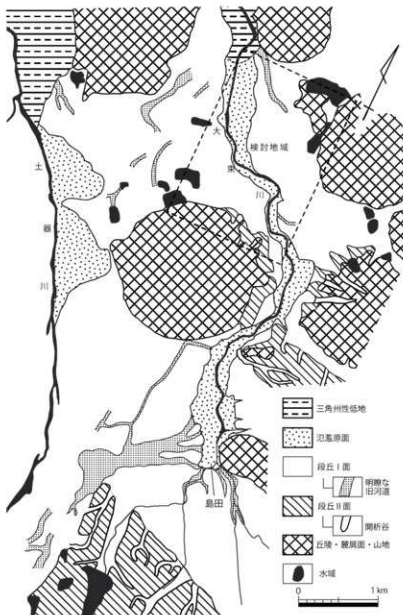


図9 大東川流域の地形分類図

(12)「川津一ノ又遺跡I・II区」香川県教育委員会・香川県埋蔵文化財調査センター・日本道路公団高松建設局「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報 平成2年度」1991年

方向の明瞭な旧河道に連続している。この旧河道は土器川付近では土石流堆状の高まりを形成しており、土器川の主流が激しく流れ込んだことが推定される。

氾濫原面と段丘面は、比高0.5～2 mほどの段丘崖で画され、空中写真判読でも比較的容易に判読することができる。また、段丘面に広がる条里型地割が氾濫原面ではほとんど確認されないことも判読の際の着眼点となる。氾濫原面に条里型地割が見られないのは、氾濫原面が条里施工以後に形成されたからにはかならない。

下川津遺跡検出の旧河道と氾濫原面の形成との関連を考えると、SR4-2とSR2-2との間に画期が求められる。SR2-2とSR3-3は、遺跡東側に推定される旧河道に合流する旧河道で西側は消滅している。これは氾濫原面が形成された結果、東側の旧河道も谷頭浸食を起こした結果、東側に合流するSR2-2とSR3-3も谷頭浸食を起こしたと見られる。SR2-2とSR3-3の流路内には、木群1（SR2-2）・木群3（SR3-3）が検出されている。いずれも軽度の加工を施した木材などの集積で、打ち込んだり組み立てたりした形跡はないと観察されている。これは谷頭浸食の進行を防ぐための護岸の役割を担うものであった可能性がある。このように見ると、大半は調査地の東側を流れる旧河道の最終埋没は氾濫原面形成以後と判断され、谷頭浸食を起こしたSR2-2とSR3-3の埋没年代から平安時代の中頃から末までの年代が想定できる。一方、微高地上の微凹地には「平安時代洪水砂層」と呼ばれる細砂層の堆積が確認されている。平安時代のある時期に大きな洪水が起こったことを示しているけれども、氾濫原面が形成されると洪水は氾濫原面に集中し、段丘面上に洪水が流下することは稀になると考えられるから、「平安時代洪水砂層」は氾濫原面形成以前の堆積層の可能性が高い。なお、SR4-1とSR4-2は「平安時代洪水砂層」以前に形成された旧河道である。以上のことから氾濫原面形成の年代は絞り込めていくと思われるが、旧河道の詳細な年代を決めるためには慎重な分析が必要であり、今後の課題としたい。

大東川に見られた氾濫原面の形成は、高橋氏が瀬戸内海東部の沖積平野の詳細な研究を通して指摘した「完新世段丘Ⅱ面」の形成と同じ地形変化である<sup>(13)</sup>。高橋氏によると、瀬戸内海沿岸の平野は弥生時代前期～中期前半に段丘化した完新世段丘Ⅰ面と、古代末に段丘化した完新世段丘Ⅱ面に細分されるけれども、高松平野においてはⅠ面とⅡ面を区別する崖は確定できていないとされている。大東川流域においても、古代末の段丘化は把握できるけれども、弥生時代前期～中期前半の段丘化現象は把握できていない。

以上のことから、大東川下流域平野の微地形の形成について一定の年代観を得ることができた。このことを念頭に発達史的観点から改めて微地形分類図の凡例を図10のように表示できる。

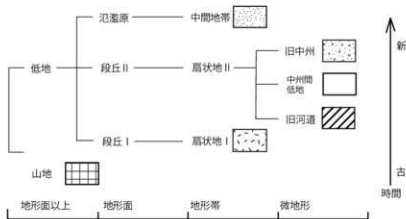


図10 発達史的微地形分類図 凡例

(13) 前掲註(6)文献

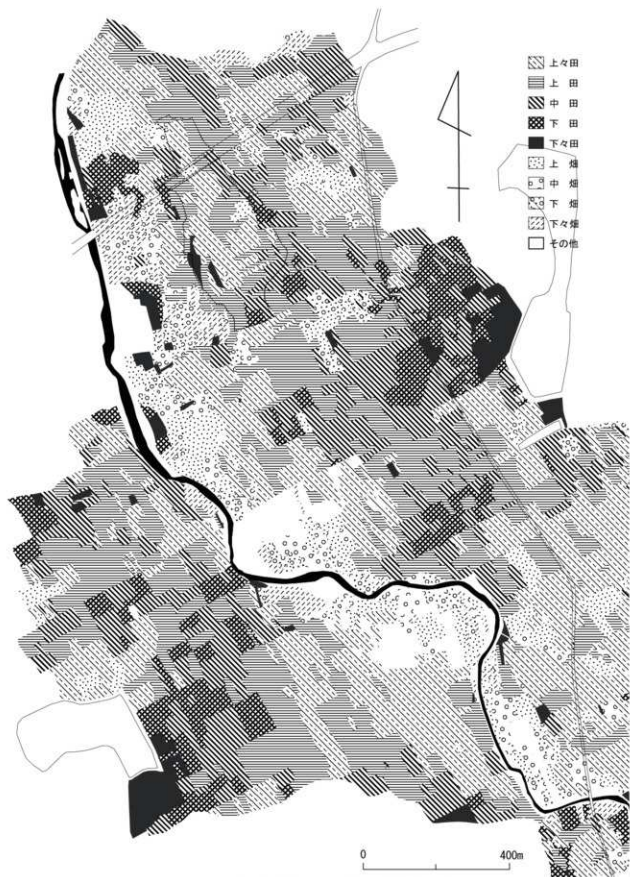


図11 壬申地券地引絵図による地目・地位等級分析図

## 5. 地目・地位等級図との関係

微地形分類図が完成した段階で、明治前期地籍図により作成した地目・地位等級との関係を検討しておきたい。

図11は、明治7年頃に作成された壬申地券地引絵図に記された一筆毎の地目と地位等級をパターン分けして表示したものである。この分布図を分析するに際し、まず注意しておかなければならないのは、「上畑」、「中畑」の中には宅地が含まれているということである。これは、近世において屋敷地が上畑並みの年貢が課せられていたことの名残りである。

地目・地位等級の分布をみると、畑は大東川沿岸部（氾濫原面）と東山山麓部にやや集中的に分布している。氾濫原面は洪水が頻発することから、用水路などの広域の復旧を放棄して畑として土地利用している。しかし、この中には現在の下川津、中塚、弘光などの集落が含まれている。土地条件の良いところ集落が立地するのは、宅地よりも水田を重視するためという近世社会の政策の影響の可能性が考えられるけれども、詳細はよくわからない。なお、氾濫原面には畑のほか、下田や下々田が目立つけれども、上々田もあり、明瞭な線引きは難しい。

つぎに段丘面上の水田について見る。下川津遺跡付近では、微高地に当たる部分が上々田、東側の旧河道が上田、中田の分布と対応している。ここでは微高地を東西に横断する第2低地帯の東北側も識別できる。また遺跡東側の旧河道の全体的な状況と地位等級の分布は巨視的に合致している。

このように、地籍図の地目・地位等級図は、空中写真判読、10cm等高線図、空中写真濃度分析などによって分類した微地形分類と巨視的に合致することが指摘できる。しかし、精度の点では前者の方が高く、地目・地位等級図は劣ると評価できよう。地目・地位等級図は、先述したように、都市化が進んだり圃場整備等により土地改変が為されたりした地域で、空中写真判読等の分析では成果があがらない場合の参考資料程度の位置づけとなる。

## 6. まとめ

以上、微地形分類の視点と方法、川津町西部の微地形分類図、遺跡検出の旧河道や微高地との関係などについて述べてきた。最後に、指摘しておきたいのは、このような微地形分類を行って遺跡立地などを論ずる研究は多いが、中には非常に杜撰な地形分類図をもとに検討を進めている事例があることである。最低でも本章に述べた程度の分析を行う必要があると考える。また、微地形分類を行うにあたって、遺跡の堆積状況は非常に重要な情報であって、このような研究は、遺跡調査の場の中で練磨していく必要がある。

なお、このような視点からの検討によって、当地域南部の微地形と遺跡立地について記述した拙文があるので併読いただければ幸いである<sup>114)</sup>。

### 註

図7、8、9は、香川県教育委員会は「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第十六冊 川津二代取遺跡」(1995年)掲載の図を改変したもので、図11は香川県埋蔵文化財センター「平成21年度 讃岐国府跡探索事業概報 - 地形調査及び地名調査の成果」(2010年)掲載の図を改変したものである。なお、図中のパターンは森三紀氏作成のものを利用した。

(14) 拙稿「坂出市川津町の古代のため池跡」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要V』2009年

此間難弱不虧法則同七日立白峯至白山路六里同八日立白山至引田路六里同九日立引田越阿波大坂至紀津路六里即日酉始乘船渡牟野口付福良海路四里即子時許至淡路國賀集一里同十四日立賀集至由良七里同十五日立由良渡戸又云加多渡海路三里至大谷其時陸地十一里十六日立大谷至麻生津十二里同十七日登山五里即日没後開御影拜見慈願頂戴御物等試歡喜淚滿住坊云云

同廿一日奥院參詣病身忘命參詣之処上下無為不可云云

此事之外種々事等之右筆三不違仍要之殊以爲肝要之所許を事云云脱ノ于時正嘉第二之曆仲秋上旬之候聊爲後撰之執筆畢巧披見可被唱念仏者也

私云建治三年二月十八日書寫畢

む。此の間、冠弱と雖も法則を虧かず。同七日、白峯を立ちて白山に至る。路六里同八日、白山を立ちて引田に至る。路六里同九日、引田を立ちて阿波の大坂を越へ、紀津に至る。路六里即日西、始めて船に乗り牟野口を渡り、福良に付く。海路四里即ち子の時許り、淡路國賀集に至る。一里同十四日、賀集を立ちて由良に至る。七里同十五日、由良渡戸又加多渡と云々。海路三里を立ちて、大谷に至る。其の時、陸地十一里十六日、大谷を立ちて麻生津に至る。十二里同十七日、山に登る。五里即ち日没の後、御影を明け慈願を拜見し、御物等を頂戴す。歡喜の涙を拭いて住坊に着くと云々。同廿一日、奥院參詣す。病身命を忘れて參詣の処、上下無為〔言ふ〕べからずと云々。

此の事写すの外、種々の事等之多く、右筆違あらず。仍て之を畧す。殊に以て肝要たるの所許りを事脱の云々。時に正嘉第二の曆仲秋上旬の候、聊か後のため、之を摸し執筆巧みに畢ぬ。披見、念仏を唱へらるべき者なり。

私云ふ、建治三年二月十八日書寫し畢ぬ。

凡例

- 一、翻刻は、洲崎寺本になるべく忠実に行つた。このため、返り点等の抜けや誤り、また筆写時の脱字・誤字・重複があつても校訂せず、そのまま掲載した。
- 二、書き下しは、洲崎寺本の内容を踏まえつつ、筆写時の誤りと思われる部分は、他の写本や刊本を参考に訂正した。その際、洲崎寺本の脱字を補つた箇所は〔 〕内に入れ、洲崎寺本での同じ文言の重複部分は（ ）内に入れて、文意が通じるようにした。誤字については適当な文字に訂正したが、個別には表示していない。

來淨飯王宮生処塔之而五百廻ノ星霜相遷之間唯遺基跡ヲ尚無礎石ヲ茲行運上人去寛元三年木像御影建立之時即与寺僧共評議シテ於此御誕生処建立一堂ヲ可安置之云云

因茲或ハハケマシ自力ヲ或ハ唱テ勸進以今年建長元年正月十日手斧始同二月二日棟上大工沙弥陀仏同年五月八日戊申寅時有鎮壇阿闍梨道範

以我功德力大師加持力及以法界力願我吉祥今此一伽藍奉慈氏下生興隆諸仏法利益諸衆生

#### 大勸進阿闍梨道範

建長元年五月廿一日此諸国流人赦免之宣下有之同六月八日件院宣并六波羅下知状及長者御房御書状來着仍即可帰洛之所自同十二日本病更免不能出行經四十余日付小減歸帰山之期七年之間世出世之事無内外申談之人之許へ申遣云

七年の絶えぬむすびの末乃露  
おなし者ちすの上阿楚はん

彼返報云七ヶ年の祝候一一生中之大幸也唯願世々ニ欲蒙御引接云云

末の露おもひ定め怒身し阿連徒とふ古との者にかゝら佐らめや  
追申御帰山之後ハ毎年一度可令登山之志深候

多の免置し法の志る辺の灯乃重而照す峯を尋ん

同七月廿二三日之比獲病得小減欲帰山之所当白峯寺院主静円備後阿闍梨當年宿願入壇所望事近々被欺申之間病後氣力盡不可堪作業此寺國中清淨蘭若崇徳院法皇御靈廟也此阿闍梨年紀六十六練行慈仁之器也仍大師御門流於此寺永代流伝事尤可為興法利人方便之故同七月廿九日善通寺到彼白峯詣五里八月四日王宮房前金云云入壇伝法色衆十人云云同六日彼寺本堂修理供養万茶羅供大阿闍梨勸之

來淨飯王宮生処塔の如し。而して五日廻の星霜相遷の間、唯其の跡を遺し、尚礎石無し。茲において行運上人、去る寛元三年木像御影建立の時、即ち寺僧と共に評議して、此の御誕生処に於いて一堂を建立し、之を安置すべしと云々。

茲に因りて、或いは自力を勵まし、或いは勸進を唱へて、今年建長元年正月十日を以て手斧始め、同二月二日棟上す。大工沙弥陀仏。同年五月八日戊申寅時、鎮壇有り。阿闍梨道範。

我が功德力を以て、大師加持力、及び法界力を以て、願我吉祥を成す。今此一伽藍、慈氏の下生を奉り、諸仏法を興隆し、諸衆生を利益す。

#### 大勸進阿闍梨道範

建長元年五月廿一日、此の諸国流人赦免の宣下有之有り。同六月八日、件の院宣并六波羅の下知状、及び長者御房の御書状來着す。仍て即ち帰洛すべきの所、同十二日より、本病更に免す。出行すること能す。四十余日を経て小減に付く。帰山の期に臨み、七年の間世出世の事、内外無くこれを申し談ず人の許へ申し遣はして云ふ、

七年の絶えぬむすびの末の露、おなじ連の上にあそばん

彼の返報に云う。七ヶ年の祇に候はば、一一生中の大幸なり。唯願はくば、世々御引接を蒙らんと欲すと云々。

末の露、おもひ定めぬ、身にしあれど、問ふことには、かゝらざらめや

追ひて申すには、御帰山の後は毎年一度登山せしむべきの志深候。

頼め置きし、法のしるべの、灯の、重ねて照らす、峯を尋ねん

同七月廿二三日の比、病病小減を得て、山に帰らんと欲するの所、当国白峯寺院主静円備後阿闍梨當年宿願の入壇所望の事、近々歎き申さるの間、病後の氣力作業に堪へるべからずと雖も、此の寺國中清淨の蘭若、崇徳院法皇の御靈廟なり。此の阿闍梨、年紀六十六、練行慈仁の器なり。仍て大師御門流の此の寺に於いて永代流伝の事、尤も興法利人の方便たるべし之の故、同七月廿九日、善通寺を立ち彼の白峯に到る。路五里八月四日王宮房前金云々入壇伝法す。色衆十人と云々。同六日、彼の寺の本堂修理供養万茶羅供、大阿闍梨之を勸



同年十一月十七日尾背寺参詣此寺ハ大師普通寺建立之時袖山云云本堂三間四面本仏御作業師三間御影堂御影并七祖又天台大師影有之同十八日還向依路次参詣称名院松林中有九品庵室本堂五間彼院主念々房持仏堂松間池上地形殊勝彼院主他行之間追送之

九の草の庵りと見しほとに屋かて蓮の台なりけり  
九乃草の庵りととめをきし古々ろいまなへ海の西まで

念々房返

結び置く草の庵のかひ阿連は今蓮の台とそきく

九の草の庵りると、めけむ君か心越たのむ我身ぞ

称名院への愚状を三品房の許へ被送タリケル其返状云云

普通寺御礼加拝見令返上候彼歴覽之時不参会之衆生前遣恨候猶々御光臨候者我願充滿衆望亦可足候者也兼又二首御詠万感無極候捧五首之腰折述千廻之心緒而已

君ならて誰か覚らん草の庵屋がて蓮の台成とは

九品の蓮の露に屋とりけん月の光りを見怒そかなしき

と、めけん心の底越志るへ尔て此山里尔住人もか那

いか、して君か御法の灯を聞き御山の庵に照さん

君かたのむ寺の昔の聖りこそ此山里に住家止めけ連

当寺ハ弘法大師御建立旧跡云云便宜之時以此旨可令洩達給恐惶謹言

十二月十四日

上品判

十一月十八日参詣滝寺坂十六丁此寺東向

高山有滝古寺礎石等所々有之本堂五間本仏御作千手云云

一 誕生院縁起之事

同年十一月十七日尾背寺参詣す。此の寺は、大師普通寺御建立の時の袖山なり。本堂は三間四面、本仏は御作の業師なり。三間の御影堂、御影并に七祖又天台大師の影之在り。同十八日還向す。路次に依り、称名院に参詣す。渺「々たる」松林の中に、九品庵室有り。本堂五間、彼の院主は念々

房なり。持仏堂、松間池上の地形殊勝なり。彼の院主は他行之間、追て之を送る。

九の草の庵りと見しほどにやがて蓮の台となりけり

九の草の庵りにとめをきし心いざなへ海の西まで

念々房の返し

結び置く草の庵のかひあれば今は蓮の台とぞ聞く

九の草の庵りにとめけむ君の心をたのむ我身ぞ

称名院への愚状を三品房の許へ送られたりける。其の返状に云ふ。

普通寺御礼。拝見を加へ返上せしめ候。彼の歴覽の時、不参会之衆、生前の遣恨に候。猶々御光臨候はば我が願既に満ち、衆望も亦足るべき候者なり。兼て又二首の御詠、万感極まり無く候。五首の腰折れを捧げ、千廻の心緒を述べて已む。

君ならて誰か覚らん草の庵やがて蓮の台なりとは

九品の蓮の露にやどりけん月の光を見るぞかなしき

と、めけん心の底をしるべにて此山里に住人もがな

いか、して君か御法の灯を聞きみ山の庵に照さん

君かたのむ寺の昔の聖りこそ此山里に住家止めけれ

常寺ハ弘法大師御建立の旧跡と云々。便宜の時、此の旨を以て洩達せしめ給ふ可し。恐惶謹言。

十二月十四日

三品判

十一月十八日、滝寺に参詣す。坂十六丁此の寺東向高山に滝有り。古寺の礎石等、所々に之有り。本堂五間、本仏御作の千手と云々。

一 誕生院縁起の事

右当所は、弘法大師御誕生処なり。昔は定めて精舎あり。あたかも釈迦如

宝治二年戊申四月之比依高野二品親王仰撰當寺御影此事去年雖被下御使當國無淨行仏師之由依申上今年被下仏師成祐禰明房奉撰写之所語仏師四月五日出京九日下着堀江津同十一日當寺參詣同十三日作紙形當日於御影堂二仏師授其綱十戒其後始紙形自同十四日因檢同十八日終其功所奉撰之御影其御影形色毫釐無違本御影云云同十八日依寺僧評讀今此仏師彼押本御影之裏加御修理云云已上此等間不出御影堂仏師下着之時院主願一疋 三昧各淺黄一切除之凡此御影者當寺之古老相伝云云大師御入唐ノ時爲御母儀自撰撰我影像ヲ爲告面之孝御又云云

#### 此御影上洛事

承元三年隱岐院御時在佐大臣殿當國二司之間依院宣被奉迎寺僧再三日上古不奉出御影堂之由雖令言上子細數度依被仰下寺僧等頂戴上洛御拜見之後被奉撰之絵師御下向之時生野二六丁免田寄進云云嘉禄元年九条禪定殿下撰録御時奉拜之又撰写之絵師七郎唐人御下向之時免田三丁寄進云云

同年六月二日御上洛同十五日高野參着即有御拜見御歡喜云云同十八日御報書云御影無爲奉渡事返々悦入候宿番開発數及落涙心中可被察之云云同年十月廿七日伊与國寒川ノ地頭小河六郎祐長建立一堂三尊供養導師勤之彼路頭ニ比女ノ八幡上云所アリ讃岐ノ内其所ニ大楠ノ木ノ本ヲ半出ノ阿弥陀仏ヲ造テ堂ヲツクリ覺乎其末ハ大ニサカヘテカレシ

楠の木も本のさとりをひらきつ、仏の身とも成りにけるかな

同廿八日舞業同廿九日還向ノ次ニ琴曳上云宮マウツ讃岐内此宮昔ハ八幡大開筑紫ヨリ此所ヲチツキテ京ノ八幡ハハわたらせ給其御舟ノ舶ト御琴トヲ宮内ニツクリコメタリサテ琴曳ト云山ノ様京ノヤハタノ山ノ形也三面ハ海也殊勝地形

#### 松風尔昔の志らへかよひ来て今に跡阿る琴曳の山

宝治二年戊申四月之比、高野二品親王の仰せに依り、當寺の御影を撰す。此の事去年御使を下さると雖も、當國に淨行仏師無きの由申し上ぐるに依り、今年仏師成祐禰明房を下され、之を撰写し奉る。所語の仏師、四月五日出京し、九日堀江津に下着す。同十一日當寺に參詣す。同十三日紙形を

作る。當日御影堂に於いて、仏師に梵網十戒を授く。其の後紙形を始め、同十四日より因繪し、同十八日其の功を終う。撰し奉る所之其の御影、形色毫釐も本の御影と違ふことなしと云々。同十八日寺僧評讀に依り、今此の仏師改めて本の御影の裏を押し、御修理を加ふと云々。已上此等の間、御影堂を出す。仏師下着の時、院主願一疋、三昧各淺黄一切之を給す。凡そ此の御影は、當寺の古老の相伝に云く、大師御入唐の時、御母儀のため自ら我が御影像を撰し置き、告面の孝となし御すと云々。

#### 此の御影上洛の事

承元三年隱岐院の御時、在佐大臣殿當國に司るの間、院宣に依りて迎へ奉らる。寺僧再三に曰く、上古御影堂を出奉らずの由、子細を言上せしむと雖も、數度仰せ下せらるに依り、寺僧等頂戴し上洛せしめ御拜見の後、之を撰し奉らる。絵師御下向の時、生野に六丁の免田寄進すと云々。嘉禄元年九条禪定殿下撰録の御時、之を拝し奉り、又撰写の絵師七郎唐人御下向の時、免田三丁寄進すと云々。

同年六月二日御上洛。同十五日高野參着し、即ち御拜見有り、御歡喜と云々。同十八日御報書と云々。御影無爲に渡り奉る事、返すく悦び入り候。宿善の開発しはば落涙に及び、心中之を察せらるべきと云々。同年十月廿七日、伊与國寒川の地頭小河六郎祐長一堂を建立す。三尊供養の導師之を勤む。彼の路頭に比女の八幡と云ふ所あり。讃岐の内、其の所に大楠の木の本を半出の阿弥陀仏に造りて堂を造り覺へり。其の木の本は大いに榮へて枯れぬ。

楠の木も 本の悟りを 聞きつ、 仏の身とも 成りにけるかな

同廿八日舞業、同廿九日還向の次に琴曳と云ふ宮詣づ。讃岐の内、此の宮は昔八幡大開筑紫より此の所に落ち着きて、京の八幡へば渡らせ給ふ。其の舟の舶と御琴とを宮内に作りこめたり。さて琴曳と云ふ山の様は、京の八幡の山の形なり。三面は海なり。殊勝の地形なり。

#### 松風に 昔のしらべ かよひ来て 今に跡ある 琴曳の山

野/大門/ニチカ/ト見へ侍レハ其国尔ても南山ハサハ/ト見侍ラム浦山敷こととて

君盤な越見てやなくさむ者那連怒る高野の山の峯の白雲サテモ又此居所ハ大師御誕生の座跡な連者御建立ノ伽藍于今少々現存就中大師御真筆の御影常ニ拝見是愁之中の喜なる由申て  
世尔出て見徒からとむる影より楚入ルし月の形をも見る  
以上両首の返し淡路

高野山峯の白雲跡絶てむ那し機空尔雨そ古本る、

入月も日加りや共尔ならふらん三津からとめし影耳う徒りて寛元三年十月廿一日出雲国配字内房阿闍梨法性延テ自サリ已死門之命ヲ誓以廿一日為閉眼之期ト是大師引接炳然也同十二月十八日自本山告遣之聞之周章悶乱悲泣哀慟彼阿闍梨者自少年同学也交如芝蘭眼同膠漆加之受伝法灌頂於先師法眼和上位既為秘密血脈一門顯密因縁旁以深離別哀傷豈以浅乎仍自同十九日始行阿弥陀護摩五十七ヶ日泣資彼并其後自行念誦等之時為廻向隨一是為蒙彼還來引接也彼安芸無常此出雲電光哀傷一意

かた/くのものとの志つくハちり怒なりい津か我身の末の白露

同年十二月十六日高野山浄善提院阿闍梨尚祥覺禪房去十一月廿五日逝去之由同朋來テ告未聞終其詞鳴咽絶彼阿闍梨者花王法水要源禪林教風伝心因之事故相教相互開蒙霧世間出世俱無内外未彼賢哲者愚質二相之法弟也而冥途前後泣而有余凡一山学徒法灯失患日為之如何哉筆と涙相和記之  
高野山流連し水もかれぬなり草木はいかゝた年をささらん

野の大門にて近々と見え侍れば、其の国にても南山はさはさはと見へ侍らむ。羨ましきこととて、

君はなを 見てやなくさむ 離れぬる 高野の山の 峯の白雲

さて又、此の居所は大師御誕生の座跡なれば、御建立の伽藍今において少々現存し、就中大師御真筆の御影常に拝見す。是愁の中の喜びなる由申して

<sup>16</sup> 世に出て 自らとむる 影よりそ 入にし月の 形をも見る  
以上兩首の返し、淡路

<sup>17</sup> 高野山 峯の白雲 跡絶へて むなしき空に 雨ぞこぼる、

入月も ひかりや共に ならふらん 自らとめし 影にうつりて

寛元三年十月廿一日、出雲國に配する字内房阿闍梨法性、自らさり已む死門の命を延て、誓ふて廿一日を以て閉眼の期となす。是、大師の引接炳然なり。同十二月十八日、本山より之を告げ遣す。之を聞き周章悶乱し、悲泣哀慟す。彼の阿闍梨は、少年より同学なり。交わりて芝蘭の如く、眼膠漆に同じ、之に加ふるに、伝法灌頂を先師法眼和上位に受け、既に秘密血脈一門となり、顯密の因縁かたがた以て深し。離別の哀傷、豈以て浅からん哉。仍て同十九日より、阿弥陀護摩を始行すること五十七ヶ日。泣いて彼の菩提を資す。其の後、自ら念誦等を行ふの時、廻向隨一なり。是彼の還來引接を蒙るためなり。彼の安芸無常、此の出雲電光、哀傷の一意

<sup>18</sup> かたがたの もとのしづくは 散りぬなり いか我身の 末の白露

同年十二月十六日、高野山浄善提院の阿闍梨尚祥覺禪房、去る十一月廿五日逝去の由、同朋來りて告ぐ。未だ終わりの其の詞を聞かず、鳴咽絶す。彼の阿闍梨は、花王の法水源に蒙り、禪林教風心を伝ふ。之に因り事相教へ、相互に蒙露を聞き、世間の出世俱に内外に無し矣。彼の賢哲は、愚質二紀の法弟なり。而して冥途前後すること、泣きて余り有り。凡そ一山の学徒法灯を滅し患日を失ひ、之を為さんとすること如何哉。筆と涙と相和して之を記す。

<sup>19</sup> 高野山 流れし水も かれぬなり 草木はいかゝ たねをささらん

高野山岩のむろ戸弁澄月の此ふもとにより出けるかさは

此御誕生所者西方二五岳山ト云テ五仏之高山ノ有ル其麓也同日午刻に講堂ニ有法花講大師御報恩ト云云其後有童舞云云其日及晩景不能還向即通夜御影堂云云翌日宇足津ニ移齋元々年九月十五日善通寺ニ移住ス寺僧等兼而大師御誕生所ノ傍ニ庵室を構テ給ヘリ同月廿一日大師至御行道所ニ世ニ号世坂ト參詣ス其路崎嶇岨嶮老骨難攀躋只人ニタスクラレテ登至る此行道ノ路ニハ于今草不生清淨寂寞タリ南北諸國皆見テ眺望彼眼此行道所ハ五岳ノ中岳ノ我拝師山ノ西ノ岫也大師此所ニ觀念經行之間中岳青巖ノ緑松ノ上尺逾如來果雲來臨影現玉ヲ大師拝主テ之故云我拝師山ト也此行道所ニ數刻大仏頂宝篋印等陀羅尼ヲ滿テ眼所及海生山獸等ノ益生ニアツ如來影現事實ヲ目出覽ヘテ

王しの山徒袂にす無なる夜半能月来りて照奉兼尔そ有希る

十月の此南大門ニ出テ南方名山等眺望南大門前路弘三丈五尺長八町左右ニ卒都婆多立テ其門ノ東脇ニ古大松アリ寺僧云昔西行此松下ニ七日七夜籠居テ

飛さに経て我が後の世を問へよ松跡忍へき人もなき身そ

とよ免るによりて此松ヲハ西行カ松ト申也ト申越き、と

ち機り置て西へ行ける跡尔来て我も終を松の下風

寛元二年甲辰正月之頃当寺ノ童舞裝束被調事并会日発願文事同六月十五日夜多度郡田所入道号進池入道隨仏夢想ニ云御誕生所之石壇ノ南ノ辺ニ大ナル蓮花生タリ莖ノ長六尺大衆合許初ハ合て漸開其色香花甚妙也諸人集會シテ拝見之隨仏奇特之想問云是何ナル蓮花ノ如是大ニ妙なる人答曰は高野上人御房ノ蓮花云云合掌瞻仰テ夢覺畢同八月之比淡路國ナル人ノ許エ修行者ノ便ニ文ツカフス状ニ此離山三年ニナリ在國兩歲ニナル事本山恋慕羈旅ノ艱難定同心也抑其淡路島ハ高

高野山 岩のむろ戸に 澄む月の 此ふもとより 出けるかさは

此の御誕生所は西方に五岳山と云ひて、五仏之高山の有る、其の麓なり。同日午刻、講堂に於いて法花講有り。大師の御報恩と云々。其の後、童舞有りと云々。其の日、晩景に及び還向すること能はず。即ち、御影堂に通

夜すと云々。翌日、宇足津に帰る。寛元元年九月十五日、善通寺に移住す。寺僧等、兼て大師御誕生所の傍に庵室を構へて給へり。同月廿一日、大師の御行道所に至る。世に世坂と号し、參詣す。其の路、岨嶇岨嶮として、老骨攀躋と難も只人に助けられて登り至る。此の行道の路には、今に草生えず、清淨寂寞たり。南北の諸國皆見へて、眺望眼を疲れしは、此の行道所は、五岳の中岳の我拝師山の西の岫なり。大師此の所に觀念經行の間、中岳青巖の緑松の上に釈迦如來雲に乗り來臨影現玉ふ。大師拝み玉ふの故、我拝師山と云ふ也。此の行道所に數刻、大仏頂宝篋印等の陀羅尼を、滿眼の及ぶ所海生山獸等の益生に宛つ。如來影現の事、貴く目出に覺へて

常に住むる 夜半の月 来りて照らす 峯にぞ有ける

十月の比、南大門に出で南方の名山等眺望す。南大門前の路、弘き三丈五尺、長さ八町、左右に卒都婆多く立ちて、其の門も東脇に古大松あり。寺僧云く、昔西行此の松の下に七日七夜籠り居て

ひさに経て 我が後の世を 問へよ松 跡忍ぶべき 人もなき身そ

とよめるによりて、此の松をば西行が松と申す也と申すを聞きて

ちぎり置て 西へ行きける 跡に來て 我も終わりを 松の下風

寛元二年甲辰正月之比、当寺の童舞裝束調べらるる、事、并に会の日の發願文の事、同六月十五日の夜、多度郡田所入道號進池入道隨仏と号す夢想到云ふ。御誕生所の石壇の南の辺に、大なる蓮花生じたり。莖の長さ六尺、大きき衆合許、初めは合て漸く開き、其の色香花甚だ妙なる。諸人集會して之を拝見す。隨仏奇特の想を作り、問うて曰く、は何なる蓮花なり、是の如く大いに妙なる。人、答へて曰く、是は高野上人御房の蓮花なりと云々。合掌瞻仰して夢覺め畢ぬ。同八月之比、淡路國なる人の許え修行者の使に文遣わす状に、此の離山三年になり、在國兩歲になる事、本山恋慕、羈旅の艱難、定めて同心なり。そもそも其の淡路島は高

被ル預テ

十五日在家五六丁許引上りテ堂舎一字僧坊少々有所ニ移シスエラル此処地形殊勝望東孤山攀テ夜月勤月輪觀之思ヲ願西邊島舍夕日ヲ催日觀觀之心ヲ後ロニハ松山巒テ海中ニ至る前へ者潮満ツ時附近ヲ指シ入ル

依ひしさをいかで多え末し松の風浪も音せぬ住家なりせば

サテ常尔浦之山ニ登リテ海上島々を眺望シテ爲海中鱗類ノ作自性能加持之法ヲ有時ハ浦ニ出テ向ノ山ヲ向ヘハ備前ノ小島備中備後迄見渡ル小石尔光明真言等ヲ書テ海中ニ入ル宝篋印陀羅尼ヲ誦シテ鱗類ノ離苦海ニ廻向ス或時山ニ登テ見ワタシテ

うたづかた此松かけ尔風立テハ島の阿那たも一ツ白浪

三月廿一日普通寺江詣テ大師ノ聖跡を巡礼ス金堂ハ二階七間也青龍寺ノ金堂を被タル摸ト二階ニ各今少引入りテモコシアルカ故ニ打見レハ四階大伽藍也此ハ大師御建立于今現在セリ御作文六葉師三尊四天王像い満す皆埋仏也後ノ壁ニ又葉師三尊半出ニ埋作ラレタリ七間講堂ハ破壊後今新造宮五間常

堂御作釈迦ノ像イマス同新造立大師御建立ニ重ノ宝塔本法華堂ト云現存本五間令修理之間加前広廂一間云云於此内奉安置御筆ハ御影ヲ此御影ハ大師御入唐之時自因之奉預御母儀云云同等身像也大方ノ棟ハ如普通ノ御影ノ但於左上松山ノ上ニ尺逾如來影現ノ形像有之云凡ソ此皆破壊二礎石斗有之御筆之類ニ

ノ堂舎宝塔灌頂院護摩堂嚴重羅列ス今ハ皆破壊二礎石斗有之御筆之類ニ二枚有皆破壊云云抑普通之寺ハ大師御先祖俗名ノ即爲寺号云云破壊之間大師修造建立ノ時不被改本号坎金堂ノ西ニ有一直路一町七丈許也即自寺中參御誕生所之路也則參詣シテ拝スレハ之正御誕生所ニ者石ヲ高く広量メリ今ハ如法經奉納之七重石塔有之大樹少々有拜見之間恋慕敬儀涙折騰

預けらる。

十五日、在家五六丁許引上りて、堂舎一字僧坊少々有る所に移しすえらる。此の処の地形殊勝なり。東に望むに孤山夜月を擧げて月輪觀之思ひを勸め、西を顧れば遠島夕日を含み日觀觀之心を催す。後ろには松山巒へて

海中に至る。前へは潮満つ時、御近く指し入る。

寂しさをいかで耐えまし 松の風浪も音せぬ 住家なりせば

さて、常に後の山に登りて海上の島々を眺望して、海中の鱗類のため自性能加持之法を作す。有る時は、浦に出て向いの山々を問へば、備前の小島、備中備後迄見え渡る。小石に光明真言等を書きて、海中に入る。宝篋印陀羅尼を誦して鱗類の離苦海に廻向す。或る時、山に登りて見渡して、

うたづかた 此の松かけに 風立てば 島のあなたも 一ツ白浪

三月廿一日、普通寺へ詣りて、大師の聖跡を巡礼す。金堂は二階七間也。青龍寺の金堂を摸されたるとて、二階に各今少引入りて發現有るが故に、打見れば四階の大伽藍なり。是は大師御建立、今において現在せり。御作の丈六の葉師三尊、四天王像坐す。皆埋仏なり。後の壁に又、葉師三尊半出に埋め作られたり。

七間の講堂は破壊の後、今新たに造営し、五間の常堂御作釈迦の像坐す同じく新たに造立す。大師御建立の二重の宝塔本法華堂と云うは現存す。本は五間、修理せしむる之間、前の広廂一間を加うると云々。此の内には御筆の御影を安置し奉る。此の御影は大師御入唐之時、自ら之を因し御母儀に預け奉ると云々。大方の様は普通の御影の如し。但し、左上の松山の上に於いて、釈迦如來影現の形像これ有り云々。凡そ此の普通寺は、本は四面各二町。其の内に種々の堂舎、宝塔、灌頂院、護摩堂嚴重に羅列す。今は皆破壊して、織に礎石ばかりこれ有り。御筆の額二枚これ有り。皆普通之寺とあそばされたり。其の外、大宝樓閣陀羅尼とあそばしたる、即ち寺号とす云々。破壊の間、大師修造建立の時、本号を改められず歟。金堂の西に一直路有り。一町七丈許なり。即ち、寺中より御誕生所に參るの路なり。則ち參詣してこれを拝すれば、正しく御誕生所に石を高く広く疊めり。今は如法經これを納め奉る七重の石塔これ有り。大樹少々有り。拜見の間、恋慕「慕」敬、涙を催し膽を折る。

四日石屋ヲ立テ乗船瀧ノ口ニイタリテアル海路七里海路の横西ハ淡路島淡行奇巖滑石宛如見山ヲ東八千里青山メ毛遙シ其ノ中ニ眺望ノ末ニアタリテ幽ニ高野山見ゆ山門寺中ノ事なんと思屋ら連テ阿王礼尔覺へて舟中ノ人々ニ阿寿よりハ高野の見ゆる所ハ有る間敷歟と問ヘハ淡路の山の中に入候なは高野のみ由る所ハ今ハよも候ワシといふ越き、て

者那連くる高野の山のかすミをもけふ斗やハなかめくらさん

同日松を下テ陸地三里行きて、淡路の八木の国府に至りて、中一日ヲ経テ石屋ノ宿までハ淡路配国人同道同宿之間互世出世之事等相談シなくさ無事阿リ件人ハ瀧ノ口ニとまり又此ハ木ノ宿よりハ只同朋一両輩斗也。霧旅ノ思まこと尔心本そし

佐らぬタル祿覺おほかる草枕まじろむ夢をふく嵐哉

六日国府を立三里行てフクラノトマリニ至る風阿しして三ヶ日逗留西風者けしく時々雪々々機てすさ満しく物阿王れなり

おきつ風ふく霧のいそに日数経てなら玉ぬ浪尔ぬらし袖か那

行佐機を我が古郷に阿波の戸を王たりて佐伊田ニアル海路三里余島々入江

十日フクラヲ立テ阿波の戸を王たりて佐伊田ニアル海路三里余島々入江くくの有様悦目兼意舟ヲリテ阿波国ノ大津賀ニ至る路間九里余

十二日サ又キノ国府ニ至る路間六里庁ノ沙汰トシテ有栖候次日六里伝馬

十三日国府ヲ立讃岐ノ守護所長雄二郎左衛門ノ許ニ至ル路間二里次朝淡路ノ使者帰る淡路ニと、満る人ノもとへ其国より以來多ノ山海ヲ渡テ流浪之事并老後流刑之事返スモ不斗之由ナムト申テ

天かした何すミ曾免の袖ならん老の波尔も流連ぬる哉

十四日守護所之許より鵜足津ノ橋藤左衛門高能ト云御家人之許へ

四日、石屋を立ちて船に乗り、瀧ノ口に至りて下る。海路七里。海路の様、西は淡路島、淡を行けば奇巖滑石宛かも山水見るが如し。東は千里の青山目も遙に遠し。其の中に眺望の末にあたりて、幽かに高野山見ゆ。山門寺中の事なんと思いやられてあはれに覺へて、舟中の人々に明日よりは高野の見ゆる所は有る間敷歟と問へば、淡路の山の中に入り候なば、高野

の見ゆる所は今はよも候わじといふを聞て

離れくる 高野の山の かすみをも 今日ばかりやは 眺め暮らさん

同日、松を下テ陸地三里行きて、淡路の八木の国府に至りて、中一日を経テ、石屋の宿までは淡路配国人同道同宿。同宿の間、互に世出世之事等相談し、なかくさむ事あり。件の人ハ瀧ノ口にとまりし。此の八木の宿よりは、只同朋一両輩斗也。霧旅の思ひまことに心ほそし。

さらぬだに ね覺おほかる 草枕 まじろむ夢を なく嵐哉

六日、国府を立ちて三里行て、福良の泊に至る。風悪しくして三ヶ日逗留す。西風はげしく時々雪ふまきて、すさまじく物あはれなり。

おきつ風 福良が磯に 日数経て ならわぬ浪に ぬる、袖かな  
行さきを 我が古郷に あらなくに 爰を旅とは 何いそくらん

十日、福良を立ちて阿波の戸を渡りて、佐伊田に下る。海路三里余。島々入江くの有様、目を悦して意を養ふ。舟を下りて阿波国の「坂東郡大寺に宿す。十一日、大寺を立て大坂越して、讃岐阿波の中の山なる讃岐」大津賀に至る。路の間九里余。

十二日、讃岐の国府に至る。路の間六里。庁の沙汰として有栖候有り。次の日、六里伝馬。

十三日、国府を立ちて、讃岐の守護所長雄二郎左衛門の許に至る。路間二里。次の朝、淡路の使者帰るに、淡路にとまる人のもとへ、其の国より以來多く山海を渡りて流浪之事、并に老後の流刑之事、返す「く」も斗らず之由なむと申し、

天が下 何墨染めの 袖ならん 老の波にも 流れぬる哉

十四日、守護所之許より、鵜足津の橋藤左衛門高能と云御家人之許へ

## 『南海流浪記』 翻刻・書き下し

南海流浪記

仁治三年壬寅七月十三日本寺ノ訴訟経年月而不達末院凶惡忘本末而興盛之間本寺ノ衆徒公免向治罰セント彼凶党之所天火自然ニ出願風歎ルニ起テ一院須臾ニ成灰燼ト畢同月ノ末 公家被召當寺ノ檢校ヲ即チ八月ノ始企上テラ被召其惡行ノ張本ヲ之間注進彼ノ骨張十人ノ交名を注進此十人孰長者悉被召上畢同年十月ノ末任法法院注進ノ交名ニ本寺ノ宿老等廿六人召符被下之十一月十八日參六波羅之所謂各被預武士ニ了同下旬日々有兩方ノ対問伝法院巧出亀毛ノ条々ヲ構申詐偽ノ非論雖然空花濫訴故一々無実之旨顯畢如対没者不可及罪科ニ之由令謳歌之所仁治四年正月之此三十余人悉可処配流之由令風聞爰宿老等都迷子細忽亡東西以一兩ノ惡行只被押懸宿老者不可及一言問答ニ就兩方ノ理非若被礼問不可処一刑罪科是只所詮當彼ノ一院磨滅ノ時ノ運ニ惑此宿老等ノ宿惡之業ヲ歎唯察因果ノ理勿生怨恨ノ思爰同四年正月廿五日各被預配流国武士畢道範流讃岐守ノ護所不在京付テ淡路守護所牧野四郎左衛門尉可令下国ノ由有其沙汰即正月卅日日出都宿久我三二月一日乗船宿神崎橋下過淀ノ渡之時運花洛ノ方瞻望シテ

都をは霞乃よそにかへり見てい徒ち行らむ淀の河波  
同二日神崎ヲ立筒井ニ至ル路ノ間五里小屋福原ヲ過ク同三日筒井ヲ立石屋ノ渡ヲ渡リテ宿石屋一路間六里余播磨ノスマタルミテユクスマノ浦気色誠二月名所ト見てり東南氣響出山之清光可望西北海遠シテ入浪之晚月可見  
流行く身にし阿ら寿八寸満の浦と満りて夜半の月盤見奉りし  
同日夕方巡見スルニ石屋并給島ヲ青巖之形緑松之体碧潭之色晚嵐之声其感興忘愁緒ヲ畢即給島の明神ニ詣シテ法施法案  
見る者かりいか、かたらむ給島かたむへし越神盤爰にすみける

南海流浪記

仁治三年壬寅七月十三日、本寺の訴訟年月を経て達せず。末院の凶惡、本末を忘れて興隆之間、本寺の衆徒免向を企て、彼の凶党を治罰せんと欲

する之所、天火自然に出て順風欺事に起て一院須臾に灰燼と成り畢ぬ。同月の末、公家当寺の檢校を召され、即ち八月の始め上洛を企てる。(即ち)其の惡行の張本を召される之間、彼の骨張十人の交名を注進す。(之間注進)此の十人、長者に就き、悉く召し上げられ畢ぬ。同年十月の末、伝法院注進の交名に仕て、本寺の宿老廿六人の召符、之を下さる。十一月十八日、六波羅に參る之所、即ち各武士に預けられ畢ぬ。同下旬、日々一兩方の対問有り。伝法院巧みに亀毛の条々を出し、詐偽の非論を構申す。然ると雖も空花の濫訴の故、一々無実之旨顯れ畢ぬ。対決の如くならば、罪科に及ぶべからず之由、謳歌せしむ之所、仁治四年正月之此、三十余人悉く配流に処すべ之由、風聞せしむ。爰に宿老等、都て子細に迷い、忽ち東西を亡くす。一兩の惡行を以て、只宿老に押懸けられ、一言の問答に及ぶべからず。兩方の理非に就て若し礼問に非ずんば、一刑の罪科に処すべからず。是れ且、所詮彼の一院磨滅の時之運に當りて、此の宿老等の宿惡之業を感ずる歎。唯、因果の理を察し怨恨の思を生ずる勿れ。同四年正月廿五日、各配流の国の武士に預けられ畢ぬ。道範は讃岐守護所に流、京に在らざるに付て、淡路の守護所牧野四郎左衛門殿、下国せしむべき之由、其の沙汰有り。即ち正月卅日、都を出て久我に宿す。二月一日、船に乗り神崎橋下に宿す。淀の渡を過る之時、遙に花洛の方を瞻望して、

都をは 霞のよそに かへり見て いづち行らむ 淀の河波  
同二日、神崎を立ちて筒井に至る。路の間五里、小屋福原を過く。同三日、筒井を立ちて、石屋の渡を渡りて石屋に宿す。路の間六里余。播磨の須磨、垂水をゆく。須磨の浦の気色、誠に月の名所と見たり。東南の氣響れて、山之清光望むべし。西北の海遠くして、浪に入る之晚、月見るべし。

流れ行く 身にしあらずは 須磨の浦 泊まりて夜半の 月は見てまし  
同日夕方、石屋并に給島を巡見するに、青巖之形緑松之体、碧潭之色晚嵐之声、其の感興愁緒を忘れ畢ぬ。即ち給島の明神に詣して、法施法案す。  
見るばかり いか、かたらむ 給島かたむ べしを神は 爰にすみける

寺から比女八幡宮を経て伊予寒川に到着しており、これも古代南海道と同様な経路が考えられる。

一方、国府から守護所（宇多津）まで、あるいは伊予寒川から琴弾八幡宮までは、古代南海道よりも海側の平野部を進んだことが考えられる。宇多津も観音寺もこの頃か興隆した中核的な港町であり、これらを繋ぐ海側の道が次第に重要な役割を果たすようになったのではなからうか。

さらに、普通寺から尾背寺に参詣し、帰途「路次により」称名院（仲多度郡琴平町西山・滝寺（普通寺市大麻町大麻社背後の山中）に立ち寄っているが、これは現在の県道二〇八号・四号・二〇二号（すなわち、金毘羅街道多度津道から阿波街道）というコースに近い経路が想定される。

なお、道範が見た南大門前の道（弘き三丈五尺、長さ八町）は、東西方向に延びる古代南海道が踏襲された道と見る向きもあるが、「左右に延びる道多く立ちて」と記されることからすれば、南大門から真直く南に延びる参詣道と考えるのが妥当であろう。前述した尾背寺からの帰途は、この道へと繋がっているのではなからうか。

#### 【中世の讃岐国府】

二四三年二月二日に讃岐国府に到着すると、「庁の沙汰」があったため、道範は何帳（紙帳）している。

「庁の沙汰」がどのような内容であったのかは不明だが、この時期には国府に留守所が置かれ、様々な実務を行っていたことが、普通寺や祇園社の文書からうかがえる。留守所の事実上のトップである「大介」を見ると、一三世紀代には源・三条・藤原・惟宗姓といった中・下級貴族が名を連ねる。また、やや遅る時期であるが、崇徳上皇の讃岐配流にあたり「守護」（監視）は、「一向に讃岐国司の沙汰」とされていることからすれば、大介とそれを支える在庁官人（総・凡・佐伯・紀・橘・藤原姓）たちが、実質

的に留守所を機能させていたと捉えるのが妥当な解釈といえる。

こうしたイメージを前提に讃岐国府跡の発掘調査成果を見ると、一三世紀が建物間連遺構の分布範囲が広がり、建物群が内部に耕地を介在させないような高い密集度をもち、継続期間が長く、井戸を各敷地に伴うこと、さらに獨台形土器など灯火具が普及し、輸入磁器が多用される食器構成をもつことなどの特徴が指摘できる。これらは、明らかに同時期の一般集落とは異なる傾向であり、全国的に実態不明の感がある留守所の構成について、重要な示唆を与える事例といえるのではなからうか。

その意味で、国府における一三世紀の建物群構成が、古代とは全く異なり「屋敷」の集合体として現れる点に留意しておく必要がある。「平家物語」に見える平氏から離反して源氏方について四国の武士は、「讃岐阿波の在庁ども」を主体としており、彼らが仕事をを行った場に古代的な意味での官衙らしさが見られないことは、同時期の鎌倉などとも共通する現象とも評価できるのである。

#### おわりに

以上、検討すべき課題はまだある（例えば真言宗系寺院のネットワークと、そこにおける道範の位置付けなど）が、筆者の能力を超える大きな課題であるため、今後の研鑽を期したい。

本稿は、一・二を主に佐藤が、二を主に高橋・安藤が執筆した。また、洲崎寺本の翻刻は高橋が、書き下しは安藤が行った。史料の検討と紹介にあたっては、洲崎寺住職の御城俊宏氏の多大なるご協力を得たことを明記し、深く感謝申し上げます。なお検討の過程で、渋谷啓一氏・上野進氏・武田耕道氏には、様々な御教示を賜った。記して感謝申し上げます。

7 ただし国府から宇多津への道が、近世の丸龜街道に五いルート（国府八十場・福江下川津・長瀬手・宇多津）を取るのか、類塚を越えた南海道から北に分岐するルート（東坂本・川津・長瀬手・宇多津）を取るのか、解釈が分かれる余地がある。本稿では、前者を想定する。



阿波大寺→大津賀 (記載) 九里 (実際) 一一里

大津賀→讃岐国府 (記載) 六里 (実際) 五里

讃岐国府→守護所 (記載) 二里 (実際) 二里半

a 説では、阿讃国境の大坂越を含む里程が実際よりも長く感じた以外は、実際よりも短く感じている点で、前掲した復路の距離感と一致する。これに対しb 説では、大津賀から讃岐国府までの里程を実際よりも長く感じ、阿讃国境は著しく短距離に感じたことになる。

現在の自動車道でさえも、大坂越は難所である。おそらく当時は尾根根を主体とした急峻な山道であったことを考慮すれば、この峠越えで実際の距離よりも著しく短く感じることには違和感がある。とすれば、b 説よりもa 説の方が道程の距離感に近いといえるのではないか。

このように見ると、「大津賀⇨富田茶臼山古墳」説が成立するかどうかは別にして、田面峠の西側付近に大津賀があったとする見方に妥当性を与えることになる。

とすれば、「南海流浪記」で道範が「大寺を立て大坂越して、讃岐・阿波の中の山なる讃岐大津賀に至る」(傍点筆者)と記すことが注目される。田中健二氏が指摘するように、「中山」とは固有地名と見るよりも、「国境地帯の山間部を指している」と捉えた方がよい。そこで、田面峠西側の大津賀が「讃岐阿波の中の山」と感じようなルートとして、南海道ではなく引田から小海峠を越え、福家を經由して星越峠を越えて水主経由で田面に至る経路を当てることができるのではなからうか。

当時、水主周辺は讃岐における熊野信仰の拠点として隆盛しつつあり、真言宗系の寺院が存在していたと見られる。そうしたことも考慮すれば、道範が水主経由で大津賀まで到達した蓋然性も認めることができよう。

### 【中世の道】

大坂越から大津賀までの往路(水主経由の可能性)を別にすると、道範の行程は、ほぼ南海道沿いに進んだと見て大過なからう。

阿讃国境から国府まで、道範の宿泊した場所を往復路で見ると、東から引田(復路)・大津賀(往路)・白山(復路)・国府(往路)となる。これ



写真6 「讃岐阿波の中山」としての水主の景観

らからは、古代の南海道に沿うような交通路の存在がうかがえる。このうち引田・大津賀・国府(甲智)は、古代の駅家に近接する位置にあることが考えられ、駅家の後身でないとしても宿のような機能をもっていたことが推測される。また、善通寺滞在中に伊予寒川の地頭に招かれた時は、善通

七年の間、固く結ばれて親しく交わってきましたが、互いにいずれは死ぬ身です。死後は極楽の同じ蓮の葉の上に身をゆだね、楽しみましょう。

一二四九年（建長元）六月、待ちわびた赦免状が普通寺に届けられた。病の癒えのを待つて高野山に帰ることとなった道範は、足かけ七年近くの讃岐滞在中の知人に別れの手紙を送った。その中の一首である。流人であつた道範にとつて、別れを惜しんでくれる友ができたことは、大いなる慰めであつたことであらう。配流中とはいえ、学問や修業を怠らず、また高齢にも関わらず各地を巡礼し、普通寺誕生院の建立などに尽力して、讃岐国内外の人々から敬愛された道範の人となりが推察される。

帰路に際しても、病後の身でありながらも懇望されて、白峯寺本堂の修理供養を行つてゐる。

### 三、道範の歩いた讃岐

#### 【里程表示と大津賀】

道範が讃岐までたどつた経路を大局的に見ると、京都から拱津の垂木までは山陽道、淡路国府から讃岐国府までは南海道にはば該当すると見られる。ここでは、阿讃国境から讃岐国府までの道範の経路を検討する。

阿波の大寺（金泉寺、徳島県板野郡板野町大寺）に宿した道範一行は、大坂越を経て「讃岐阿波の中の山なる讃岐大津賀に至る」と記される。この「大津賀」については、讃岐東部での遺称地に欠けるが、田中健二氏により「大塚」と解釈され、距離をも踏まえて富田茶臼山古墳（さぬき市富田中）とする説が提示されている。富田茶臼山古墳は、古代の想定南海道からは四町ほど南側に所在しており、さほど南海道に近接しているわけではない。また、付近を「大塚」と呼称したとする史料も存在しないため、なお検討が必要と考えるが、現段階としては一考に値する仮説といえる。

ところで「南海流浪記」には、道範の移動距離の記載が見られる。「路の間六里」などと記されているものである。この里程については、①道範自身が何らかの情報（移動時間や沿線の目印など）にもとづいて推測したか、②同道した淡路守護所の使者などからの伝聞によるもの、の可能性がある。いずれなのかは不明とせざるを得ないが、例えば同時期の「東国紀行」や年代は下るが「道ゆきぶり」（今川貞世）などに距離の記載が見られないのに比して、著しく特徴的である。むしろ時代は全く異なるが、「曾良随行日記」（一七世紀末）や「日本紀行」（イザベラ・L・バード、一八八〇年）などに共通して、路程に対する道範の関心の高さがうかがえる。したがって、この里程が実際の距離と一定の傾向で対応するとすれば、大津賀の位置を推測する手がかりとなるのではなからうか。

そこで、南海道沿線における「大塚」地名（木田郡三木町池戸）を仮説の比較対照として（富田茶臼山古墳説をa説、池戸大塚説をb説とする）、里程の問題を検討してみよう。

まず、道範の高野山への帰路（普通寺→白峯寺→白山→引田）から見ると、次のようになる。

普通寺→白峯寺 (記載) 五里 (実際) 六里

白峯寺→白山 (記載) 六里 (実際) 六里半

白山→引田 (記載) 六里 (実際) 六里半

実際の距離は、現在の地図データからの計測であり、厳密な意味で道範の経路が確定できないために誤差を見込まなければならない。しかしここでいえることは、道範もしくは当時一般の距離感が、実際よりも短めに示されているということである。

こうしたことを前提にして、阿波大寺から讃岐国府までの里程をa・b両説に即して示すと、以下のようになる。

(a説) 阿波大寺→大津賀 (記載) 九里 (実際) 八里

大津賀→讃岐国府 (記載) 六里 (実際) 八里

讃岐国府→守護所 (記載) 二里 (実際) 二里半

(b説)

師を勤めるためである。その旅の途中、「比女の八幡」に参拝した。そこには大楠があり、根本に半出の阿弥陀像が彫られており、堂で覆われていた。あたかも木そのものが仏となったことこの荘厳さであったのである。

「比女の八幡」は、現在の豊浜八幡神社（観音寺市豊浜町）である。今も大楠や老松の社叢に囲まれており、香川県保存木に指定された大楠もある。なお、生木に仏を彫り出すことは、全国各地でしばしば行われており、ことさらに讃岐の西部に限った特徴ではないが、現在でも観音寺市周辺ではそうした仏像が見られ、中姫の生木地蔵（観音寺市大野原町）は樹齢二二〇〇年と推定される大楠の洞に地蔵が彫られている。

本歌ではないが、『新編古今和歌集』865番、前大納言為定（一二九三〜一三六〇年）の「いまぞしる 枝をつらぬる 木の本に さとりひらけし 親の心は」が参考になろう。

#### 【和歌22】

松風に 昔のしらべ 通い来て 今に跡ある 琴ひきの山

琴の音と峰の松籟が吹き通って、昔の治世安楽の御代の調べを奏でていることだ。琴弾の山は。

伊予からの帰途、道範は琴弾八幡宮（観音寺市八幡町）に立ち寄った。そここの由緒として、八幡神が筑紫からこの場所へと着いた後に、京都の男山（石清水八幡宮）へと渡っていったことを道範は聞いた。男山に似た琴弾山の山容であることや、三面を海に囲まれていることなどが道範をして、「殊勝の地形なり」との思いを深くしたのである。

本歌ではないが、『拾遺和歌集』451番、斎宮女御（949〜986年）による「琴の音に 峰の松風 かよふらし いづれのおより 調べそ

4 武田隣道氏の御教示を得た。

5 近世末期に森安利左衛門が彫つたものとされる。



写真5 琴弾八幡宮と琴弾山

めけん」が参考になろう。

#### 【和歌32】

七年の 絶えぬむすびの 末の露 おなじ連の 上にあそばん

へ」と対比して鑑賞するの面白い。

【和歌14】

ちぎり置きて 西へ行きける 跡に来て 我も終わりを 松の下風

緑あつて、西行の訪ねた跡にまた私である。松よ、西行同様、私の後生もどうか弔ってほしいものだ。

保元の乱（一五六年、保元元）から八年後の一一六四年（長寛二）、崇徳上皇は配流先の讃岐で死去した。三年後の一一六七（仁安二年、同三年）説もあり、西行は讃岐を訪れ、白峯の上皇墓所に参拜、さらに弘法大師ゆかりの山に草庵を結んだ。その時の連作七首が『山家集』に載せられている。その中の一首が『南海流浪記』（13）にも収載された、「庵の前に松の立てりけるを見て ひさに経て 我が後の世を 問へよ松 跡必ぶべき 人もなき身ぞ」である。荒涼たる白峯の上皇墓所に、松の孤影を重ねて、「松よ、私の後生を弔ってくれ、私には跡を偲んでくれる人もいないのだから」と詠嘆している。その西行の心境に、道範は自らの孤独を重ねたのだろう。

「大師のおはしましける御辺りの山」（山家集）に結んだという西行の庵がどこにあったかは不明である。しかし、西行の讃岐巡礼から約八〇年後、善通寺において、南大門の東脇にはまさに古い大松が存在し、西行が「七日七夜籠居した」庵ゆかりの「西行が松」であるとの伝説が語られていたというのは、興味深い。このような西行伝説は、西行の名声ゆえに、鎌倉時代以来全国に流布したのである。

【和歌21】

楠の木も 本のさとりを ひらきつ、 仏の身とも 成りにけるかな

無量の寿命、無量の光を放ち、一切を見通す阿弥陀仏を楠の幹に彫り込むことにより、木ではあるが悟りを開いて仏と成り、先の梢まで緑となつて大いに榮え枯れることがない。私もそうありたいものだ。



写真4 生木地藏（観音寺市大野原町）

流人であるにも関わらず、道範は各地の寺社などをよく訪ね巡っている。一二四九年（宝治三）一〇月には、遠く伊予国まで出かけた。道範が高野山を代表する学匠であったことから、伊予国寒川（愛媛県四国中央市寒川町）の地頭・小河祐長の求めで、新たに建立した堂の三尊像供養の導

考えられるが、「宇多津の潟」と読む方が適当と考える。宇多津の町は、青ノ山北麓とそこから東に延びる砂堆上に立地しているが、その背後には大東川河口部に潟（ラグーン）が存在したと推測される。丸山山頂から潟越しに眺めた島々（備前児島や塩飽本島）の風景を歌っているのである。なお、丸山北麓の斜面にある寺院には、約一五〇年後に足利義満や今川貞世（了俊）など、室町幕府の中心人物が訪れ、讃岐守護細川頼之の款待を受けている。

「此の松かげ」は、恐らく砂堆や海岸沿いに延びる松林のことを指すのであろう。今川貞世は「磯きはに寝きて、古りたる松がえなむろの木にならびたり」と記している（『鹿苑院殿殿島詣記』。「風立てば」以下は、容易に読める。

宇多津からの眺望の素暗らしさにことよせて、「こちらで風が吹けば、あちらに波風が立つ」状況を、一連の騒動から配流となった我が身に当てはめているのであろう。

#### 【和歌11】

高野山 岩のむろ戸に 澄月の このふもとより 出けるかさは

高野山で見るあの煌々しく輝く月は、大師誕生所のこの麓から出た月だったのか。あまねく照らし、人々を癒やす救いの月は。

普通寺に参詣し、空海の誕生所を拝見して「恋慕恭敬、涙を催し贈を折」つての詠歌である。宇多津で詠んだ二首（9・10）が侘しさを湛えているのに対し、ここでの歌は「澄月」のような安らいだ感情で満たされているようである。その理由は、何といても自らが身を置いていた高野山の開祖・空海の誕生地に立った深い感慨にあるのであろう。いわば己の信仰のルーツを見出したような心持ちであろうか。前後で行われる普通寺の様子描写も精彩である。あまりの感激に日も暮れてしまったので宇多津に戻る事ができず、御影堂で一夜を明かした道範は、普通寺の僧侶たちの厚意にしがたが、半年後に居所を誕生所の傍らの庵へと移す。ここから地元の僧侶たちとの交友が始まる。



写真3 現在の普通寺御影堂

『新古今和歌集』835番、清輔朝臣（一一〇四―一一七七年）の「たかの山 そのあかつきを 契りきて、ここにも同じ 月やすむらん」が、本歌ではないが、道範の脳裏にはあったかもしれない。与謝野晶子の詠んだ「讃岐路は 浄土めきたり 秋の日の 五岳のおくに おつることさ

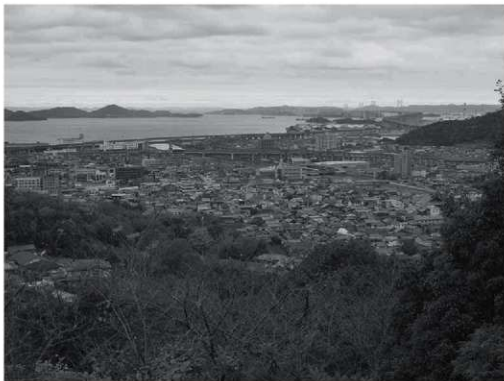


写真2 丸山から宇多津を眺める（左背後は塩飽本島）

『新古今和歌集』876番、先中納言匡房（一〇四一〜一一二一年）の「都をば 秋とともにぞ 立ぞめし 淀の河霧 いく夜へだてつ」を本歌取りしていると考えられる。匡房の歌も、『後拾遺集』9番、能因法師（九八八〜一〇五〇？）の「都をば 霞とともに 立ちしかど 秋風ぞ吹く 白河の関」の本歌取りである。

【和歌9】

寂しさを いかで耐えまし 松の風 浪も音せぬ 住家なりせば

ひとり住む寂しさを、どうやって耐えれば良いのだろうか。松風も浪の音さえ聞こえない住家なのだから。

讃岐守護所に入った翌日、道範は守護所から宇多津の御家人・橋藤左衛門高能に身柄を預けられた。居所は、宇多津の背後に位置する青ノ山（標高二二四・〇m）を少し上がった所にある小堂であった。当時の宇多津は讃岐随一の港町であり、かつ直近に守護所が所在する場所として繁栄していた。居所からは、東方の「孤山」（聖通寺山、標高一八・二m）、西方に「遠島」（本島・広島などの塩飽諸島）が見え、眺望はすばらしかったはずである。しかし、流人の道範にとっては、怪しい飯寓であったようだ。宇多津には約七ヶ月間の滞在で、同年九月には弘法大師空海ゆかりの善通寺に移住している。

宇多津での居所は、「在家五六町許引上りて」と記されることから、現在の円通寺周辺の高台であったようだ。当時は、寺のある青ノ山北麓まで入江が深く入り込んでいた。高台に立つ寺々の境内からは、今も宇多津の町と瀬戸内海の島々を望むことができる。

【和歌10】

うたづかた 此の松かげに 風立てば 島のあなたも 一つ白浪

眼下には宇多津の潟が広がっている。そこに茂っている松林の間に風が吹けば、遙に見渡せる島々の彼方にも白波が一つくらいは立とうというものだ。

道範は、宇多津の「山に登りて見渡して」、この歌を詠んでいる。道範の登った山とは、青ノ山山頂ではなく、円通寺の現境内や旧境内のあったと伝える三ツ岩、さらに安国寺（長興寺）があった斜面地の裏山にあたる丸山（青ノ山東麓の支丘）であろう。「うたづかた」は、「宇多津の関」という意味も



写真1 『南海流浪記』洲崎寺本 見返し

学的な検討が行われるべきであろう。

ところで洲崎寺は、源平合戦の際に境内を焼失した後に紀伊国に移転し、松生院蓮辺寺として再興されていたが、八栗寺の願により一六九〇（元禄一）に再興されたという（讃岐国名勝図会）。紀伊の蓮辺寺は、浅野家や紀州徳川家の庇護を受けたとされており、こうした史的背景に洲崎寺本の伝来を重ねてみることであるかもしれない。

## 二、道範の心象世界—和歌を鑑賞する—

### 【概観】

中世の他の紀行と同じく、『南海流浪記』の構成において重要な役割を

3 上野惠氏（香川県文化振興課）より御教示を得た。

果たしているのが、三四首の和歌である。このうち、道範が詠んだのは二四首。残り一〇首の内訳は、西行（一首）、「淡路にとままる人」（二首）、称名院主念々房（二首）、善通寺の三品房（五首）である。

西行の和歌（13）は、善通寺南大門前にあった老大松の下で龍居した西行の心情に思いを馳せる「装置」としての役割を果たしている。また、「淡路にとままる人」とは、京都から淡路の岩屋まで同道して同国へと配流された高野山の僧であり、讃岐に到着してから二度、和歌を贈っている（8：仁治四年二月一日、15：16：寛元二年八月）。そのうち後者の二首に対する返しが掲げられている（17・18）。念々房・三品房は、道範が親しく交友した地元の僧侶であり、この時の配所（善通寺）を中心とした真言系宗団のネットワークの一端が示されている。

道範の和歌は、作品としての完成度はさほど高いものではないものの、本歌を踏まえつつ自らの体験や所感を表現したという点で、『南海流浪記』を読み解くには欠かせない要素といえる。現在までのところ、道範の和歌の評釈は行われていないので、主要なものについて試みた。

### 【和歌1】

都をば 霞のよそに かへり見て いつち行らん 淀の川波

霞のはるか遠方にある都（京都）をふり返り、仰ぎ見ながら、これから先いずこへ向かうのだろう。淀の川波そのままに心は波立ち、暗澹として深く沈潜し、不安から抜け出せない。

遠国配流の処断を受けた身の深い悲哀が、読者の心にひたひたと打ち寄せてくる歌である。道範の享年については二説（七四歳・六八歳）あるが、いづれにしても讃岐配流の時の年齢は当時としては老境といつてよく、道範自身も「老後の流刑」と表現しており、生きて再び高野山の地を踏むことができるかという不安も込められているのであろう。仁治四年正月に始まった旅は、都を出発し久我（京都市伏見区）に宿泊し、二月一日に乗船して淀の渡を過ぎる時「遙に花洛の方」を望み、その心情を歌に託したのである。



表1 道範の行動内容一覧

年月日		旅立ち・遊学場所		移動経路	移動距離	本文の記載内容	行動内容	巻	頁	和歌	
七巻	1	25	京都	六波羅	--	--	道範に遊興状況の浮山が下る			和歌	
	1	26	河原	八住	八住 - 九波	--	都を捨て九波に帰す			歌の内容	
	2	27	河原	藤原	九波 - 藤原	--	一宮の故山に於き御時降下し居す	3	道範	都を去り 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	2	28	河原	藤原	藤原 - 藤原	5里 (測)	藤原を去りて藤原に至る				
	2	3	石原 (信濃)	高島	高島 - 石原	6里余 (測)	小野原を過ぎ、高野・雲水を経て石原の流から石原へ	2	道範	流れ行く 舟にしまらぬ 藤原の風 流りて我々の 月は見えてまし	
	2	4	八木原 (河原)	藤原 - 藤ノ口	7里 (測)	石原を去りて藤原・藤ノ口に寄りて下りる	4	道範	見ればかり いかづかたむ 藤原のた むべしを 葉には 舞にすみたる		
	2	5	藤原の山	藤ノ口 - 同所	3里 (測)	藤ノ口を去り、藤原の八木の同所に至る	5	道範	きらぬがけに お覚はかかる 草花 まどむる夢を よき藤原		
	2	10	河原	大分	藤原 - 豊伊豆	3里余 (測)	同所を去り、藤原の山に至る、藤原しく3日逗留する	7	道範	藤原を去り 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	2	11	河原	豊伊豆 - 大分	--	--	藤原を去りて大分に居す				
	2	11	大津	大分 - 大津	9里余 (測)	大分を去りて大津に到りて、大津宮に至る					
	2	12	大津	大津宮 - 同所	6里 (測)	大津宮として逗留あり					
	2	13	宇治河	同所 - 宇治河	3里 (測)	大津宮を去り、宇治河に至る、藤原の知人へ話を贈る	8	道範	大分ア 判筆奉ゆる 藤原ならん 巻の流にも 流れる哉		
	2	14	宇治河	宇治河 - 藤原	--	--	宇治河から藤原へ山道に渡る				
	2	15	藤原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	9	道範	流しを去り 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	2	16	藤原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	2	17	藤原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	2	18	藤原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	八巻	9	21	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	10	道範	うたがた 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風
		9	22	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	11	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風
		9	15	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	12	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風
9		23	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	13	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
9		10	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	14	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
9		11	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
9		16	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
9		17	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
9		18	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
9		19	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
九巻	12	16	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	20	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	12	18	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	19	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	12	19	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	19	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	12	20	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	21	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	22	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	23	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	24	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	25	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	26	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
十巻	10	27	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	21	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	10	28	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	10	29	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	10	30	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	10	31	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	10	32	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	10	33	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	10	34	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	10	35	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	10	36	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
十一巻	11	37	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	22	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	11	38	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	11	39	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	11	40	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	11	41	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	11	42	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	11	43	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	11	44	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	11	45	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	11	46	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
十二巻	12	47	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る	23	道範	藤原の山 雲のよそに 空へ見えて いづち行らむ 雲の渡風	
	12	48	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	49	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	50	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	51	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	52	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	53	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	54	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	55	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				
	12	56	河原	藤原	--	--	藤原の山に寄りて藤原の山を過ぎ、藤原の山に至る				



されている。

### 【諸本の存在】

『南海流浪記』には、写本と版本が複数存在している。年紀が判明している写本としては、以下のものがある。①一五九七年（慶長二）に良学房英義による写本。高野山金剛三昧院本と洲崎寺本がある。②一七六六年（明和三三）、滋野井公麗による写本（大東急記念文庫本）。③一八三二年（天保二）、祐徳による写本（祐徳本）。

版本には、以下のものがある。④一八五一年（嘉永四）、道猷の校訂による版本（嘉永四年本）、⑤一八五二年（嘉永五）の版本（嘉永五年本）。

### 【洲崎寺本の成立】

現在、洲崎寺に所蔵されている『南海流浪記』（洲崎寺本）には、伝来についての情報は残されていない。しかし、見返し部分に以下のような記述がある。

慶長二年丁酉卯月五日

英義良学房

智莊藏院

入寺改印

この記載内容からすれば、一五九七年（慶長二）四月五日に良学房英義が書写したとすることができる。ところが、金剛三昧院本も同日同人の書写とされており、良学房英義から智莊藏院を経て金剛三昧院に渡ったとする伝来が知られている。

金剛三昧院本については実見していないため、洲崎寺本との異同については今後の検討課題とせざるを得ない。しかし、『特別展 空海誕生の地 善通寺』に掲載写真（二頁分）を比較すると、明らかに書体と紙質が異

1 以上の記述は、『国史大辞典』（福田秀一執筆、田中健二2011「鎌倉時代の流人の日記『南海流浪記』に見る道範の姿」『香川県立文学館紀要』第一五号を参考にした）。

2 渋谷啓一2006『南海流浪記』『特別展 空海誕生の地 善通寺』香川県歴史博物館



図1 道範の旅程

## 史料紹介 『南海流浪記』 洲崎寺本

高橋徳・安藤みどり・佐藤竜馬

はじめに

讃岐国府跡探索事業では、国府跡の位置の特定にとどまらず、讃岐国府の歴史的背景についても調査を行っており、松山津や南海道についてのボランティアの自主研究も行われている。以下で紹介する『南海流浪記』は、①「サヌキノ国府」という言葉が見え、鎌倉時代の讃岐国府について記した数少ない史料であること、②著者である道範の讃岐下向の経路が南海道を示唆するものであること、の二点から、当事業にとつても資するところが大きい史料であると考え、高橋・安藤が内容の検討を行うこととなった。

ところで、『南海流浪記』には、後述するように近世の写本・版本が複数あり、これらを翻刻・校訂した活字本も出版されている。このため、史料紹介することは屋上屋を架すの感がないわけではないが、洲崎寺（高松市牟礼町）所蔵の写本（以下、洲崎寺本とする）が戦前の『香川叢書』では校訂に用いられるなど、重要な位置付けがなされてきたものであることから、洲崎寺本そのものの内容を明らかにする必要があると考える。

また、これまでも『南海流浪記』は、讃岐の中世の様子を具体的に伝える史料として研究対象とされてきたが、多くは部分的な内容の紹介にとどまっている。史料の文字を追う記述的な検討にとどまらず、その背景を含めた分析的な検討がなされることで、より豊かな資料性を帯びるものと考ええる。

以上のような認識に立ち、以下ではまず、洲崎寺本ならびに諸本から読み取れる事象を挙げて解題に代え、その後、洲崎寺本の翻刻と書き下しを掲げるものとした。

### 一 『南海流浪記』 洲崎寺本について

#### 『南海流浪記』の内容

『南海流浪記』は、高野山正智院の阿闍梨・道範（？）一二五二年、建長四）が記した紀行である。

一二四二年（仁治三）に高野山とその末寺である伝法院（後の根来寺、本文冒頭で「末院」と見える）との争いが、伝法院の焼亡をもたらし、六波羅探題の裁定を受けるところから始まる。六波羅の裁定は、高野山側の非を認め、関係者三〇数名の配流を決定するものであり、道範は讃岐への配流とされた。一二四三年（仁治四）一月三〇日、淡路守護所の牧野四郎左衛門に護送されて都を出た道範は、二月一日に讃岐守護所に到着し、以後、宇多津・善通寺と居所を変え、一四九三年（建長元）に赦免されて高野山へ戻るまでの様々な体験や見聞を記した。

道範の文章は、漢文と和漢混雑文が併用されており、同時期の公家の手になると推測される『東関紀行』が仮名文で記されているのと対照的な、学僧らしい表記形式といえる。

卷末には、①一二五八年（正嘉二）一〇月に「後のため」に道範の文を書したこと、②写した内容以外にも多くの文章（記録）があったが、省略したことが記されている。道範の死去から六年後に写されていること、また「披見、念仏を唱へらるべき者なり」と付記されていることから、道範の七回忌を契機に写されたことも考えられる。

したがって、今は失われてしまったが道範が記した原本があり、その内容を後人（おそらく高野山の学僧などの関係者）が取捨選択・編集して成立したのが『南海流浪記』ということになる。特に、善通寺に関する記載（伽藍や周辺の景観、弘法大師御影のこと、誕生院のことなど）が多岐、また周辺の真言系寺院に赴いたこと（伊予国寒川地頭蓮生寺院の供養導師、尾背寺への参詣、白峯寺での入壇伝法など）などが見られることから、讃岐滞在時の道範の業績を顕彰することに取捨選択の基準があったことが想定される。

なお末尾には、一二七七年（建治三）二月一八日にも写されたことが記

香川県埋蔵文化財センター研究紀要Ⅷ

平成24年3月26日発行

編集・発行 香川県埋蔵文化財センター  
762-0024 坂出市府中町字南谷5001-4  
電 話 (0877) 48-2191  
印 刷 株式会社